

博士論文

カロリング期フランク王国の統治構造の研究
——カピトゥラリア、王国集会、教会会議——

東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻
津田拓郎

目次

目次	1
参考文献目録.....	3
史料	3
研究書・研究論文(欧文)	4
研究書(翻訳)	9
研究書・研究論文(邦語)	10
はじめに：本稿の目的	12
第1章：カピトゥラリアと王権・在地間のコミュニケーション	17
(1)：研究史：カピトゥラリア理解の変遷	17
(2)-1：カピトゥラリアとは何か	21
(2)-2：カピトゥラリアを用いたコミュニケーション	28
(3)：結論	32
本章で扱った写本	34
第2章：カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開	37
(1)-1：研究史——カロリングルネサンスと教会改革——	37
(1)-2：問題の所在	39
(2)：前史——大公領時代から大司教座設立までの時期の教会組織化の動き	44
(3)-1：王権による改革理念の大司教区への伝播	49
(3)-2：大司教区内での教会改革の展開：大司教区会議	52
(3)-3：それぞれの司教座における反応	60
(4)：結論	69
第3章：カロリング期における王国集会・教会会議	71
(1)-1：研究史	71
(1)-2：本章の目的	77
(2)-1：ピピン短軀王とカールマンのもとでの集会	79
(2)-2：シャルルマーニュのもとでの集会	83
(2)-3：ルイ敬虔帝のもとでの集会	97
(2)-4：シャルル禿頭王のもとでの集会	109
(2)-5：ルートヴィヒ独人王のもとでの集会	118
(2)-6：中部フランク王国とその後継諸王国における集会	125
(2)-7：シャルル禿頭王の死後の西フランク王国における集会	131
(2)-8：ルートヴィヒ独人王の死後の東フランクにおける集会	133
(3)：結論	138
第4章：カロリング国制の構造と変容過程	142

(1) : カピトゥラリアと「王国集会」を用いた王国統治	142
(2) : 「教会会議」を通じた王国統治	146
(3) : 高位聖職者の王国統治における役割	148
(4) : 結論	153
おわりに	155
カロリング家の君主一覧	157

参考文献目録

史料

- J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XII*, Florenz, 1766
- Idem (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XVII*, Florenz, 1772
- Idem (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XVIII*, Florenz, 1773
- J. P. Migne (ed.), *Patrologia Latina. 125. Hincmari Rhemensis archiepiscopi opera omnia, juxta editionem Sirmondianam ad prelum revocata*. Paris, 1852
- T. Bitterauf (ed.), *Die Traditionen des Hochstifts Freising. I(744-926)*, München, 1905
- R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte I*, Darmstadt, 1968
- Idem (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II*, Darmstadt, 1969
- Idem (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III*, Darmstadt, 1969
- Monumenta Germaniae Historica*
- A. Boretius (ed.), *Capitula regum Francorum I*, Hannover, 1883
- A. Boretius and V. Krause (eds.), *Capitularia regum Francorum II*, Hannover, 1897
- G. Schmitz (ed.), *Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, Hannover, 1996
- A. Werminghoff (ed.), *Concilia II, Concilia aevi Karolini 1 und 2*, Hannover – Leipzig, 1906-1908
- W. Hartmann (ed.), *Concilia III, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843-859*, Hannover, 1984
- Idem (ed.), *Concilia IV, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 860-874*, Hannover, 1998
- P. Brommer (ed.), *Capitula episcoporum I*, Hannover, 1984
- R. Pokorny and M. Stratmann (eds.), *Capitula episcoporum II*, Hannover, 1995
- R. Pokorny (ed.), *Capitula episcoporum III*, Hannover, 1995
- Idem (ed.), *Capitula episcoporum IV*, Hannover, 2005
- G. H. Pertz (ed.), *Scriptorum I*, Hannover, 1826
- Idem (ed.), *Scriptorum II*, Hannover, 1829
- J. M. Lappenberg (ed.), *Scriptorum XVI*, Hannover, 1859

- F. Kurze (ed.), *Annales regni Francorum, Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 6*, Hannover, 1889
- B. von Simson (ed.), *Annales mettensis priores, Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 10*, Hannover, 1905
- Idem (ed.), *Annales Xantenses et Annales Vedastini, Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 12*, Hannover, 1909
- T. Gross and R. Schieffer (eds.), *Hincmarus De ordine palatii. Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi III*, Hannover, 1980
- E. Dümmler (ed.), *Epistolae IV, Karolini Aevi II*, Berlin, 1886.
- E. Mühlbacher (ed.), *Die Urkunden der Karolinger I. Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls des Großen*, Hannover, 1906
- F. Lošek (ed.), *Die Conversio Bagoariorum et Carantanorum und der Brief des Erzbischofs Theotmar von Salzburg*, Hannover, 1997

エインハルドゥス・ノトケルス、國原吉之助(訳・註)、『カロルス大帝伝』筑摩書房、1988年

研究書・研究論文(欧文)

- S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', in P. S. Barnwell and M. Mostert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp. 29-46
- S. Airlie, W. Pohl and H. Reimitz (eds.) *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006
- T. L. Amos, *The Origin and Nature of the Carolingian Sermon*, Ph.D.diss., Michigan State University, 1983
- T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', *Annuario historiae conciliorum 23*, 1991
- B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, Husum, 2002

- J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, Innsbruck, 1908
- E. Boshof, *Ludwig der Fromme*, Darmstadt, 1996
- P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, Turnhout, 1985
- W. Brown, *Unjust Seizure: Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society*, Ithaca, 2001
- T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio: Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitulariennahen Texten (507-814)*, Frankfurt am Main, 1997
- A. Bühler, 'Capitularia Relecta: Studien zur Entstehung und Überlieferung der Kapitularien Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', *Archiv für Diplomatik Schriftgeschichte, Sigel- und Wappenkunde* 32, 1986, pp. 305-501
- G. Bühner-Thierry, *Evêques et pouvoir dans le royaume de Germanie. Les Eglises de Bavière et de Souabe, 876 – 973*, Paris, 1997
- J. Chélini, *L'aube du moyen age: Naissance de la chrétienté occidentale*, Paris, 1991
- R. Collins, 'The Reviser Revisited: Another Look at the Alternative Version of the *Annales Regni Francorum*', A. C. Murray (ed.), *After Rome's Fall: Narrators and Sources of Early Medieval History*, Toronto, 1998, pp. 191-213
- P. Depreux, 'Ambitions et limites des réformes culturelles à l'époque carolingienne', *Revue historique* 307-3, 2002, pp. 721-753
- G. Devailly, 'La pastorale en Gaule au IX^e siècle', *Revue d'histoire de l'Église de France* 59, 1973, pp. 23-54
- R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich. Eine pragmatische Verfassungsgeschichte der späten Karolingerzeit*, Ostfildern, 2006
- H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', Idem (ed.), *Geschichte Salzburgs. Band I/1*, 1983, pp. 157- 228
- D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, Hannover, 2007
- R. Étaix, 'Manuel de Pastorale de l'Époque Carolingienne', *Revue Bénédictine* 91, 1981, pp. 105-130
- I. Fees (ed.), *Die Regesten des Westfrankenreichs und Aquitaniens. I Karl der Kahle 840(823)-877. Lfg. 1(840/823-848)*, Köln – Weimar – Eiwun, 2006.

- P. S. Fichtner, 'Alt. Bavaria', *Dictionary of the middle ages*, II, New York, 1982-1989, pp. 132-135
- J. Fried, 'Der karolingische Herrschaftsverband im 9. Jh. zwischen "Kirche" und "Königshaus"', *Historische Zeitschrift* 235, 1982, pp. 1-43
- Idem, 'Gens und Regnum. Wahrnehmungs- und Deutungskategorien politischen Wandels im früheren-Mittelalter. Bemerkungen zur doppelten Theoriebindung des Historikers', J. Miethke and K. Schreiner (eds.), *Sozialer Wandel im Mittelalter. Wahrnehmungsformen, Erklärungsmuster, Regelungsmechanismen*, Sigmaringen, 1994, pp. 73-104
- F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961
- Idem (transl. by J. Sondheimer), *The Carolingians and the Frankish monarchy*, London, 1971
- M. T. Gibson and J. Nelson (eds.), *Charles the Bald: court and kingdom*, Aldershot, 1990
- P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990
- H.W. Goetz, 'Regnum: Zum politischen Denken der Karolingerzeit', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 104, 1987, pp. 110-189
- J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, New York, 2006
- J. M. Wallace-Hadrill, *The Frankish Church*, New York, 1983
- W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', *Annuaire historiae conciliorum* 9, 1977, pp. 6-28
- Idem, 'Laien auf Synoden der Karolingerzeit', *Annuaire historiae conciliorum* 10, 1978, pp. 249-269
- Idem, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn – München – Wien – Zürich, 1989
- Idem, *Ludwig der Deutsche*, Darmstadt, 2002
- Idem (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, Darmstadt, 2004
- Idem (ed.), *Recht und Gericht in Kirche und Welt um 900*, Oldenbourg, 2007
- W. Hechberger, *Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter. Zur Anatomie eines Forschungsproblems*, Ostfildern, 2005
- J. Imbert, *Les temps carolingiens. I, L'église: Les institutions*, Paris, 1994
- Idem, *Les temps carolingiens. II, L'église: La vie des fidèles*, Paris, 1996

- M. Innes, *Introduction to early medieval western europe, 300-900. The sword, the plough and the book*, London and New York, 2007
- P. D. King, *Charlemagne*, Lancaster, 1987
- W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger I*, Weimar, 1952
- Idem (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, Weimar, 1953
- Idem (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger III*, Weimar, 1957
- Idem (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger IV*, Weimar, 1963
- Idem (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger V*, Weimar, 1973
- Idem (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger VI*, Weimar, 1990
- A. Lhotsky, *Quellenkunde zur mittelalterlichen Geschichte Österreichs*, Wien, 1963
- S. MacLean, *Kingship and Politics in the Late Ninth Century: Charles the Fat and the End of the Carolingian Empire*, Cambridge, 2003
- J. Martin (ed.), *Atlas zur Kirchengeschichte*, Freiburg-Basel-Wien, 1987
- R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms. 789-895*, London, 1977
- Eadem, *The Frankish kingdoms under the Carolingians*, London & New York, 1983
- Eadem, 'Zur Herstellung von Kapitularien: Die Arbeit des Leges-Skriptoriums', *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 101, 1993
- Eadem (ed.), *CAROLINGIAN CULTURE: emulation and innovation*, Cambridge, 1994
- Eadem, *Charlemagne. The Formation of a European Identity*, Cambridge – New York – Melbourne – Madrid – Cape Town – Singapore – São Paulo – Delhi, 2008
- H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse (MGH. Hilfsmittel 15)*, München, 1995

- Idem, *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2000
- Idem, 'Art. Kapitularien', *Lexikon des Mittelalters V*, München - Zürich, 1991, pp. 943-946
- W. Muschka, 'Regensburg - ein mittelalterlicher Bischofssitz besonderer Prägung', T. M. Buck(ed.), *Quellen, Kritik, Interpretation: Festgabe zum 60. Geburtstag von H. Mordek*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern - New York – Paris - Wien, 1999, pp. 155-182
- J. Nelson, *Politics and Ritual in Early Medieval Europa*, London, 1986
- Eadem, *The Annales of St-Bertin*, Manchester and New York, 1991
- Eadem, *Charles the Bald*, London, 1992
- Eadem, *The Frankish World 750-900*, London and Rio Grande, 1996
- Eadem, 'The voice of Charlemagne', R. Gameson and H. Leyser (eds.), *Belief and culture in the middle ages*, Oxford – New York, 2001, pp. 76-88
- R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodalsermo Arns von Salzburg', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 39, 1983, pp.379-394
- Idem, 'Eine Brief-Instruktion aus dem Hofkreis Karls des Großen an einen geistlichen Missus', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 52-1, 1996
- C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829', R. Crradini, R. Meens, C. Pössel and P. Shaw (eds.), *Texts and Identities in the early middle ages*, Wien, 2006, pp. 253-274
- K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', *Bayern vom Stamm zum Staat*, München, 2002, pp. 1-18
- T. Reuter, 'The "Imperial Church System" of the Ottonian and Salian Rulers: A Reconsideration', *Journal of Ecclesiastical History* 33, 1982, pp. 347-374
- Idem, *Germany in the early Middle Ages 800-1056*, London and New York, 1991
- Idem, *The Annals of Fulda*, Manchester and New York, 1992
- Idem, 'Assembly Politics in Western Europe', P. Linehan and J. L. Nelson (eds.), *The Medieval World*, London, 2001, pp. 432-450
- C. van Rhijn, *Shepherds of the Lord, priests and episcopal statutes in the Carolingian period*, Proefschrift Universiteit Utrecht, 2003

- P. Riché, 'La pastorale populaire en Occident, VI^e-XI^e siècles', Idem, *Instruction et vie religieuse dans le haut moyen âge*, London, 1981, pp. 195-221
- D. Rollason, 'The Royal Palace in the Early Middle Ages: Representation and Reality of Power', 『西洋史研究』新輯第37号
- R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', D. Bauer, R. Hiestand, B. Kasten and S. Lorenz (eds.), *Mönchtum – Kirche – Herrschaft 750-1000*, Sigmaringen 1998, pp. 311-325
- Idem, 'Karl der Große und die Einsetzung der Bischöfe im Frankenreich', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 63-2, 1997, pp. 451-467
- R. Schneider, 'Zur rechtlichen Bedeutung der Kapitularientexte', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 23, 1967, pp. 273-294
- J. Semmler, 'Administration und Schriftlichkeit im Dienste der Reform', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996, pp. 67-84
- E. Seyfarth, *Fränkische Reichsversammlungen unter Karl dem Großen und Ludwig dem Frommen*, Leipzig, 1910
- J. Story (ed.), *Charlemagne. Empire and society*, Manchester and New York, 2005
- W. Ullmann, *The Carolingian Renaissance and the Idea of Kingship*, London - Methuen, 1969
- B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, Berlin, 1991
- H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich. 840-918. Eine entwicklungsgeschichtliche Untersuchung vom karolingischen Großreich zum deutschen Reich*, Würzburg, 1962
- K. F. Werner, 'Die Nachkommen Karls des Großen bis um das Jahr 1000', W. Braunsfels (ed.), *Karl der Große: Lebenswerk und Nachleben IV*, Düsseldorf, 1967, pp. 403-479
- H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, Berlin, 1987
- H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, Köln - Weimar - Wien, 1991

研究書(翻訳)

ゲルト・アルトホフ(柳井尚子訳)『中世人と権力』八坂書房、2004年

研究書・研究論文(邦語)

- 阿部謹也 『西洋中世の罪と罰——亡霊の社会史——』 弘文堂、1989年
- 五十嵐修 「カロリング朝の民衆教化——その理念と現実——」、『西洋史学』第147号、1987年、pp. 34-49
- 五十嵐修 「国王巡察使とフランクの国制」、『歴史学研究』第586号、1988年、pp. 101-110
- 五十嵐修 「フランク時代の王権・教会・平和」、『史観』132、1995年、pp. 47-61
- 五十嵐修 「教会巡回裁判の誕生——カロリング期における公的秩序と教会——」、『西洋史学』第184号、1997年、pp. 1-17
- 同 「『王国』・『教会』・『帝国』——9世紀フランク王国の『国家』をめぐって——」、『東洋英和女学院大学人文・社会科学論集』23、2006年、pp. 1-52
- 梅津教孝 「8世紀前半のバイエルンにおける教会組織の整備」、『史淵』第128号、1991年、pp. 37-68
- 大久保泰甫 「カピトゥラリアの法的性格」1-4、『法学協会雑誌』第81号-4、pp. 309-372；第85号-5、pp. 701-737；第85号-11、pp. 1503-1546；第85号-12、pp. 1617-1674(1965-8年)
- 岡地稔 「ピピンはいつから短軀王と呼ばれたか：ヨーロッパ中世における『渾名文化』の始まり——プリュム修道院所領明細帳カエサリウス写本・挿画の構想年代について——」、『アカデミア』人文・社会科学編84、2007年、pp. 197-261
- 加納修 「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類型——」、『歴史学研究』795、2004年、pp. 32-43
- 河井田研朗 「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(七八九年)の試訳」、『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』第27号、2005年、pp. 117-150
- 同 「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(七八九年)の注解(1)」、『福岡大学人文論叢』第36号-4、2005年、pp. 1-23
- 佐藤彰一・早川良弥編著 『西欧中世史』上、ミネルヴァ書房、1995年
- 多田哲 「カロリング王権と民衆教化——『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに——」、『西洋史学』第178号、1995年、pp. 45-58
- 同 「カロリング王権による民衆教化政策の展開——カール大帝とリエージュ司教ゲルバルドゥスの関係を中心に——」、『歴史学研究』第688号、1996年、pp. 17-31
- 同 「9世紀前半リエージュ司教区における民衆教化——リエージュ司教とサン・テューベール修道院の関係を通して——」、『史学雑誌』第105号-9、1996年 pp. 41-64
- 同 「リエージュ司教と民衆教化——『ゲルバルドゥス蒐集』(806年)に見られる司教の施策——」、『西洋史研究』新輯第26号、1997年、pp.144-158

- 津田拓郎 「カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開——ザルツブルク大司教アルノ(785[798]-821)の時代を中心に——」、『西洋史研究』新輯第34号、pp. 77-109
- 同 「ルートヴィヒドイツ人王時代における集会の果たす役割について」、『歴史』第110輯、2008年、pp. 1-25
- 服部良久 『ドイツ中世の領邦と貴族』創文社、1998年
- 森義信 「初期中世バイエルン史研究序説——アギロルフィング家の大公について——」、『釧路工業高等専門学校紀要』第11号、1977年、pp. 181-202
- 同 『西欧中世軍制史論』原書房、1988年
- 山田欣吾 『教会から国家へ——古相のヨーロッパ——』創文社、1992年
- 吉田道也 「私有教会聖職者とフランク国王の立法」、『法政研究』第16巻、第3・4合併号、1949年、pp. 151-215
- 渡辺節夫 『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年

はじめに：本稿の目的

本稿はヨーロッパ初期中世、とりわけカロリング期フランク王国の国制のあり方を、王権と教会の関係を手掛かりにして理解することを目的とするものである。近年、西欧初期中世の国制に関する議論は欧米学会の各分野において活発になされている。ここでは、そもそも初期中世の政体を「国家」と呼ぶことが出来るのかということ自体が重要な問題とされ、特にドイツ学会を中心に大きな論争が繰り広げられている。

伝統的に、カロリング期フランク王国は、のちの時代の「制度的領域国家」と対置されるものとしての「人的結合国家」として理解されており、そのような見方は欧米や我が国の研究史において、定説の位置を占めるに至っている¹。近年ゲルト・アルトホフらによっておこなわれている、人類学的視点から独自の中世的国制を解明しようとする研究も、人的結合国家説と一定の親和性を持つものであるとあって良い²。このような流れを受けて論を展開しているもののうち、近年大きな議論を巻き起こしているのがヨハネス・フリートによる初期中世理解である。彼によれば、カロリング期フランク王国の知識人たちは抽象的・超人格的な思考能力を全く持っておらず、この時代には抽象的な国家理念は一切存在しなかった。通常「王国」と訳される *regnum* は個々の国王の人格と独立して存在するものではなく、一般的な意味の「国王支配」あるいは国王が支配する領域を指すに過ぎない。唯一「教会」“*ecclesia*”のみが全体社会を把握するための概念として存在していたが、それはある面では狭く、また別の面では広過ぎる概念だったため、当時の支配秩序の現実には対応していなかった。そのように論じた上でフリートは、人々の政治秩序全体としての国家が思想的に未発達であったという、まさにその点に、フランク王国の分裂・崩壊の原因を求める³。このようなフリートによるカロリング期フランク王国の理解は、我が国においても山田欣吾により、彼の『『教会』としてのフランク帝国』論の中で詳細に紹介され、大きな影響力を持っている⁴。

¹ 森義信 「政治支配と人的紐帯」、佐藤彰一・早川良弥編著 『西欧中世史』ミネルヴァ書房、1995年、pp. 91-114. 人的結合国家論の展開とそれが現在まで大きな影響力を維持していることについては S. Patzold, ‘Die Bischöfe im karolingischen Staat’, S. Airlie, W. Pohl and H. Reimitz (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006, pp. 133-138 でまとめられている。

² ここでは邦語で読むことの出来る、ゲルト・アルトホフ(柳井尚子訳) 『中世人と権力』八坂書房、2004年、のみを挙げておく。とりわけ「3、国家はまだない」、pp. 64-84.

³ J. Fried, ‘Der karolingische Herrschaftsverband im 9. Jh. zwischen “Kirche” und “Königshaus”’, *Historische Zeitschrift* 235, 1982, pp. 1-43. 彼はカロリング期フランク王国の統治制度的基盤は「王家」のみであったとも述べており、ここでも「人的結合国家」論との親和性を示している、*ibid.*, pp. 38f.

⁴ 山田欣吾 「『教会』としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」、同 『教会から国家へ——古相のヨーロッパ——』創文社、1992年、pp. 19-84、特に pp. 32f. ただし山田は、フリートが当時の支配秩序の現実に対応していなかったとした「教会」こそが、まさに当時のフランク帝国を指し示す概念だったとの論を

このようなフリートの見解に真っ向から異を唱えたのが、ハンス・ヴェルナー・ゲッツである。彼は *regnum* という語の用法を概念史的に検討することで、それが「国王」個人とは別個にも存在しうる超人格的な観念であったと主張し、フリート説を厳しく批判した⁵。フランク王国は同時代人の間でも、国王個人とは別個に存在する抽象的概念としての「国家」と理解されることがあり得たという見解である。ゲッツに対してはフリートが再び反論し、激しい議論が続けられたが、彼らの意見は一貫して平行線をたどっている⁶。

このような議論の中で筆者が特に注目したいのは、デ・ヨングの研究である。彼女は同時代の教会 *ecclesia* 概念を詳細に分析した上で、フリートによる *ecclesia* 理解に批判的な立場を取る。フリートが現実の支配秩序には対応していなかったとして退けた「教会」「*ecclesia*」こそが、初期中世の政体に対応するものとして認識されていたとの結論を提示したのである。彼女の *ecclesia* 理解によれば、フランク王国そのものである *ecclesia* 内部には君主、司教、伯などの諸身分 *ordines* が存在し、そのそれぞれに神から職務 *ministerium* がゆだねられている。さらにそれら *ministerium* は必ずしも人に即してのみ理解される概念ではなく、それぞれの *ordines* に付随するもので、まさしく超人格的な「職務」であった。彼女の理解に従うと、初期中世の政体を純粋な人的結合国家として捉えることは困難となるだろう⁷。

展開する。また、五十嵐修「フランク時代の王権・教会・平和」、『史観』132、1995年、pp. 47-61；同「『王国』・『教会』・『帝国』——9世紀フランク王国の『国家』をめぐって——」、『東洋英和女学院大学人文・社会科学論集』23、2006年、pp. 1-52も参照。五十嵐はフリート説に批判的な近年の欧米の研究史を踏襲しつつ、山田の「教会としてのフランク帝国」説に修正を加える方向で議論を進めている。

⁵ H. W. Goetz, 'Regnum: Zum politischen Denken der Karolingerzeit', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 104, 1987, pp. 110-189.

⁶ J. Fried, 'Gens und Regnum. Wahrnehmungs- und Deutungskategorien politischen Wandels im früheren-Mittelalter. Bemerkungen zur doppelten Theoriebindung des Historikers', J. Miethke and K. Schreiner (eds.), *Sozialer Wandel im Mittelalter. Wahrnehmungsformen, Erklärungsmuster, Regelungsmechanismen*, Sigmaringen, 1994, pp. 73-104. フリート・ゲッツ論争については S. Patzold, *Die Bischöfe im karolingischen Staat*, pp. 138f; M. de Jong, 'Ecclesia and the early medieval polity', *Staat im frühen Mittelalter*, pp. 112-15; 五十嵐修「『王国』・『教会』・『帝国』——9世紀フランク王国の『国家』をめぐって——」、pp. 2-6; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich. Eine pragmatische Verfassungsgeschichte der späten Karolingerzeit*, Ostfildern, 2006, pp. 19-23 に詳しい。

⁷ M. de Jong, 'Charlemagne's church', J. Story (ed.), *Charlemagne. Empire and society*, Manchester and New York, 2005, pp. 103-135; Eadem, 'Ecclesia and the early medieval polity'. デ・ヨングによれば、このような *ecclesia* 理解はカロリング期のみにはまるものではなく、コンスタンティヌス以来の西欧の諸王国に見られるものであるらしい。なお、*ministerium* の概念については S. Patzold, 'Die Bischöfe im karolingischen Staat', pp. 147f でも詳細な議論が行われている。R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich* では Amt と Mandat を鍵に東フランク王国の国制理解が試みられている。

もっとも上述の議論は、その問題設定のあり方からして、概念・理念のレベルの考察のみに収斂していくことが避けられない。そもそも、ドイティンガが適切に指摘するように、「国家」があったのかなかったのかという立論をする限りにおいては、「近代的な意味での国家は存在しなかった」との結論に至るのは自明のことであり、この種の議論はもはやこれ以上有意義なものとはなり得ない⁸。regnum や ecclesia に関する同時代人の理解に関する概念史的研究が一定程度進められた今となつては、カロリング期フランク王国が「国家」なり「教会」なりと呼ぶに値するものかどうかを議論するよりも、その時代の政体の特質と構造を具体的に明らかにすることが、より生産的であるのは間違いない。

カロリング期の国制を考える際に見落としてはならない最近の傾向としては、カロリング後期に関する研究の進展が挙げられる。長い間、カロリング後期の統治システムに対する評価は総じて低く、830年の内戦開始以降の時代はシャルルマーニュの大帝国が分裂していく時期として、否定的に理解されることが常であった⁹。このような見解は上述の「人的結合国家論」と結びつき、カロリング期フランク王国の国制の未熟さや不完全性の証拠として扱われることも多い。しかし、1990年代以降カロリング後期を見直す動きが加速する中で、そのような見方は近代国家を尺度とした時代錯誤なものとして退けられ、カロリング後期についての認識も徐々に書き換えられてきている。それらの新しい研究においては、従来低く評価されがちであったルイ敬虔帝以降の君主達の統治能力がむしろ高く評価されると共に、近代国家とは異なる独自のやり方で、有効な王国統治が行われていたことが強調されている¹⁰。これらの研究に共通し

⁸ R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*. pp. 22f.

⁹ このような伝統的見解を代表するのはガンスホーフである。彼はシャルルマーニュによる行政改革の試みが実際的な効果を上げることはなく、最終的には王国分裂とともに失敗に終わるとの見解を提示した、F. L. Ganshof (transl. by J. Sondheimer), *The Carolingians and the Frankish monarchy*, London, 1971. この種の伝統的見解については J. Nelson, 'Literacy in Carolingian Government', *The Frankish World 750-900*, London and Rio Grande, 1996, pp. 1-5; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, New York and London, 2006, pp. 4f も参照.

¹⁰ P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990; M. T. Gibson and J. Nelson (eds.), *Charles the Bald: court and kingdom*, Aldershot, 1990; J. Nelson, *Charles the Bald*, London, 1992; E. Boshof, *Ludwig der Fromme*, Darmstadt, 1996; B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, Husum, 2002; W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, Darmstadt, 2002; Idem (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, Darmstadt, 2004; Idem (ed.), *Recht und Gericht in Kirche und Welt um 900*, Oldenbourg, 2007; S. MacLean, *Kingship and Politics in the Late Ninth Century: Charles the Fat and the End of the Carolingian Empire*, Cambridge, 2003; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*. この種の近年のカロリング後期の国制理解の傾向については M. Innes, *Introduction to early medieval*

ているのは、内戦開始以降のカロリング期における統治構造に一定の変化が見られることを認めつつも、それを確立されたシステムからの衰退・逸脱とは考えず、時代状況に即した変容・転換と肯定的に評価しようと試みる点である。こうした研究動向を踏まえると、シャルルマーニュ・ルイ敬虔帝期をカロリング期の頂点と考え、その後の時代を単純に衰退期として考察の対象から排除する態度は再考を余儀なくされる。

とはいえ、カロリング後期に関する再評価の動きは比較的新しいものであり、依然として完全な見解の一致が得られているとは言い難い状況である。例えば東フランク王国の国制理解に関しては、いまだに大きな見解の相違が見られる。王の勅令とされるカピトゥラリアや教会会議の痕跡が東フランクからはほとんど伝えられていないという点がしばしば強調され、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期や同時代の西フランク王国と比較して統治システムが大きく衰退したとして、それを極めて低く評価する見解も未だに多く見られる¹¹。他方で、東フランク王国が研究対象として近年比較的大きな関心を集めているのに対し、西フランク王国に関してはジャネット・ネルソンが一人精力的に研究しているものの未だに研究は不十分であり¹²、ロタール 1 世の中部フランク王国やその後継諸王国であるロートリングン、イタリア、ブルグンドに至っては研究そのものの不在が指摘されている¹³。そもそも本稿の初めに挙げたカロリング期フランク王国の国家性をめぐる議論においても、論証の多くはシャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期までの時期に集中しており、カロリング後期に関しては付随的に言及されるに留まる場合も少なくないのである。

これまで概観してきた近年の研究動向を踏まえると、カロリング期の国制理解は近年大きな転換点を迎えているとあって良い。すでに先行研究が明らかにしている通り、カロリング国制は単なる「人的結合国家」としてのみ理解できるような単純なものではなかった。そしてその国制が 830 年の内戦開始後に一挙に衰退していくような未熟で不完全なものであったとの考えももはや維持できない。このような動向を鑑みると、現在求められるのは、対象をシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のみ限定せず、カロリング後期をも射程に入れた上で、具体的な統治がどのように行われたのかを理念的次元に留まることなく検証することであろう。そしてその際には、単なる衰退説とは

western europe, 300-900. The sword, the plough and the book, London and New York, 2007, p. 494 にまとめられている。

¹¹ この種の立場を取るものについては W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, pp. 13-17 にまとめられている。

¹² ネルソンは上述の研究書の他にも J. Nelson, *Politics and Ritual in Early Medieval Europa*, London, 1986 の中で、西フランクを対象にした一連の研究を出している。

¹³ B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, p. 281; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, p. 514. ロタール 1 世の後継王国においては、イタリアを例外として、東フランクと同じくカピトゥラリアが不在であったことが強調されている、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961, pp. 154f.

異なる新たな視角の採用も求められる。従って本稿では、特にカピトゥラリアと王国集会・教会会議に注目して、カロリング期フランク王国の国制を捉え直すことを試みる。カロリング期フランク王国の統治におけるこれらの重要性を疑う者は存在しないだろうが、他方でその役割や国制上の位置付けに関しては依然として見解の一致が得られていないのが現状である。

以下で簡単に本稿の構成を述べておく。まず第1章では、カピトゥラリア研究の近年の動向を概観した上で、カピトゥラリアという史料類型そのものの持つ相対性について検証する。さらに王国統治における王権と在地の間のコミュニケーションの問題も扱われ、近代国家とは大きく異なるカロリング国制の一側面が明らかにされる。第2章では8世紀末～9世紀初頭のバイエルンにおける、シャルルマーニュ期以来の教会改革活動の展開を考察し、教会改革に関する規定の伝達過程を跡づける。これはカピトゥラリアや王国集会・教会会議を通じた王権と在地の間のコミュニケーションのモデルケースとしても位置づけられる。第3章は本稿の中核を成す部分であり、ピピン短軀王の時代から東西におけるカロリング家の断絶の時期までを対象に、王国集会・教会会議の検討が網羅的に行われ、それら聖俗の集会が王国統治において担った役割と、両者の間の関係性に関する同時代人の認識の変化が明らかにされる。第4章ではそれまでの議論で解明されたカピトゥラリア、王国集会、教会会議の位置付けを総合的に概観した上で、カロリング期フランク王国の国制の構造とその変容過程を根本的に理解し直す作業が行われる。

なお本稿では、「シャルルマーニュ」、「レイ敬虔帝」、「シャルル禿頭王」、「ルートヴィヒ独人王」など、必ずしも同時代の史料には現れない君主の呼称を使用する。これは同名の君主が多く、しばしば同時代に複数の同名の王が存在するというカロリング期の状況を踏まえた、混乱を避けるための純粋に便宜上の理由によるものであることを述べておきたい¹⁴。

¹⁴ それぞれの君主とその在位については本稿末のカロリング家の君主一覧を参照のこと。また、カロリング期の君主の呼称の問題については、R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, p. 16; 岡地稔「ピピンはいつから短軀王と呼ばれたか：ヨーロッパ中世における『渾名文化』の始まり——ブリュム修道院所領明細帳カエサリウス写本・挿画の構想年代について——」、『アカデミア』人文・社会科学編 84、2007年、pp. 197-261に詳しい。

第1章：カピトゥラリアと王権・在地間のコミュニケーション

(1)：研究史：カピトゥラリア理解の変遷

カピトゥラリア¹は、カロリング期の研究においてもっとも頻繁に用いられてきた史料類型と言ってよい。しかし、H. モルデクが「カピトゥラリアに関して異論の余地がないのは、それに対する見解の多様性のみである」と述べているように、この史料に対する理解には研究者間でかなりの相違がみられる²。そもそも、「カピトゥラリアとは何か？」という根本的な問題においてすら意見の一致は見られていないのが現状である³。ここでは本章の関心に照らし、重要な論点であるカピトゥラリアの宗教的特質とその法的有効性についての研究史を概観した上で、本章の目的を明確にしておく。

F. L. ガンスホーフは、『カピトゥラリアとは何か？』と題したカピトゥラリアの総合的研究において、この史料類型を「通常そのテキストが条項(*capitula*)に分かれ、カロリングの支配者たちが立法あるいは行政措置を公知させるために用いた、国家権力の布告」と定義した⁴。彼の定義からも明らかなように、カピトゥラリアは長い間、法的・行政的な史料として理解されるのが常であった⁵。しかし、現在ではカピトゥラリアを純粋に法的・行政的な史料としてのみ捉える研究者はほぼ皆無に近いといって良く、その宗教的特質が一致して認められている。このようなカピトゥラリアの特徴を初めて明確に指摘したのはモルデクであり、それは彼による定義、「フランクの支配者に発する、たいいてい章で区分されたテキストで、立法や行政や宗教的な教訓にかかわ

¹ カピトゥラリアに関する同時代の用語法と *capitulare*(*capitularium*)という語の歴史に関しては、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 13-16; H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', *Studien zur fränkischen Herrscher Gesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2000, p. 56 (なお初出は H. Mordek (ed.), *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, Sigmaringen, 1986, pp. 25-50); T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio: Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitulariennahen Texten (507-814)*, Frankfurt am Main, 1997, pp. 28f. なお本稿では特に断らない限り、「カピトゥラリア」の語で国王・皇帝のカピトゥラリアを指すこととする。

² H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', p. 55.

³ なおカピトゥラリアを取り巻く研究史は極めて多様な論点を含むものであり、ここではその全てを網羅するわけではないことを断っておきたい。これについては T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, pp. 1-44 が 17 世紀以来のカピトゥラリア研究を詳細にたどっており有用である。

⁴ F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, p. 13.

⁵ 特に、MGH 版の編者であるボレティウスによる、部族法典付加勅令、巡察使勅令、独立勅令というこの史料の分類と、賦課勅令=人民法、独立勅令=王法とする理解をめぐって多くの議論が行われた。ボレティウス学説とその批判については、大久保泰甫 「カピトゥラリアの法的性格」1-4、『法学協会雑誌』第81号-4, pp. 309-372; 第85号-5, pp. 701-737; 第85号-11, pp. 1503-1546; 第85号-12, pp. 1617-1674(1965-8年)に詳しい。

る命令、布告」、の中にも明確に現れている⁶。また、A. ビューラーはカピトゥラリアの発布における司教の役割を強調する立場を取り、モルデクらと同じくその宗教的要素を指摘するが、国王のカピトゥラリアのみならず、司教カピトゥラリアをもカピトゥラリア概念の中に入れて理解しようとする点で、他の論者と一線を画している⁷。

このようなカピトゥラリアの持つ宗教的特質は、その類型化の試みからも見て取ることが出来る。従来カピトゥラリアは、ボレティウスが提唱した、部族法典付加勅令・巡察使勅令・独立勅令への3分類と並んで、教会勅令・世俗勅令への2分類で理解されてきた⁸。後者の聖俗を区別する2分類は、827年にシャルルマーニュ・ルイ敬虔帝のカピトゥラリア蒐集を作成したアンセギスが採用していることもあり一定の根拠を持っている。このことからガンスホーフは、ルイ敬虔帝時代になって明確に聖俗のカピトゥラリアが分離されたとの見解を提示している。確かにカピトゥラリアの中には、純粹に世俗・行政的な事柄のみを扱うものや⁹、純粹に宗教的問題のみを扱うもの¹⁰がそれぞれ確認できる。しかし、このような2分類の試みも、ボレティウスによる3分類の試みと同じく多くの批判にさらされている。実際、聖・俗両方の問題を共に扱うカ

⁶ H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', pp. 55-59; Idem, 'Art. Kapitularien', *Lexikon des Mittelalters V*, München - Zürich, 1991, pp. 943-946. さらに T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 12, p. 37 も参照. その他カピトゥラリアの宗教的要素を強調するものとしては R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms. 789-895*, London, 1977, pp. 9f; P. Depreux, 'Ambitions et limites des réformes culturelles à l'époque carolingienne', *Revue historique* 307-3, 2002, pp. 732-737. また、モルデクの定義は、カピトゥラリアを排他的にカロリング期の史料とは考えず、メロヴィング期のももカピトゥラリアとして理解するという点でもガンスホーフと異なっている。メロヴィング期の勅令をカピトゥラリアと考えるか否かに関しては研究者間でも大きな見解の相違があり、我が国でも加納修が、「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類型——」、『歴史学研究』795、2004年、pp. 32-43においてこの問題に取り組んでいる。

⁷ ビューラーによるカピトゥラリアの定義は「規則的に章に区分されたフランク王国の法的な命令。有力者、とりわけ司教の関与のもとに君主の発したもの(国王カピトゥラリア *capitula regum*)、もしくは一人の司教がその司教管区のために発したもの(司教カピトゥラリア *capitula episcoporum*)があり、その目的は立法や行政上の措置を公布すること」というものである、A. Bühler, 'Capitularia Relecta: Studien zur Entstehung und Überlieferung der Kapitularien Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', *Archiv für Diplomatik Schriftgeschichte, Sigel- und Wappenkunde* 32, 1986, p. 441. 司教カピトゥラリアについては本章(2)-1でも扱う。

⁸ ボレティウスの分類については上述の本章註5を参照。聖俗の勅令の区別については大久保泰甫「カピトゥラリアの法的性格」2、pp. 704-707; F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 27f.

⁹ 例えば *Capitulare de villis* や、*Capitulare missorum de exercitu promovendo* が挙げられる、A. Boretius (ed.), *Monumenta Germaniae Historica, Capitula regum Francorum I*, Hannover, 1883(= *MGH. Cap. I*), no. 32, pp. 82-91; *ibid.*, no. 50, pp. 136-138.

¹⁰ もっぱら宗教的な事柄のみを扱うカピトゥラリアの代表は、789年の一般訓令 *Admonitio generalis* である、*MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 53-62. このカピトゥラリアに関しては第2章註7に挙げた文献を参照のこと。

ピトゥラリアも少なからず存在し、そうした状況はルイ敬虔帝期以降にも変わっていない¹¹。そもそもカロリング期における聖俗の領域間の境界の曖昧さを考えれば、このような明確な区別を想定することがいかに困難であるかは明らかであろう。カロリング期においては、今日では純粹に宗教的と捉えられる問題が、同時に行政的な問題でもあり得たのである。

このようなカピトゥラリアの宗教的要素の強調と並んで、法的性質についての議論も近年大きな変化を見せている。カピトゥラリアを国王による立法として理解するガンスホーフは、その強制力の根拠を国王の罰令権に求めた¹²。また、しばしばカピトゥラリアに現れる聖俗貴顕の同意が、その法的有効性の根拠であったとの論調も見られる¹³。さらに法的有効性の問題を考える際に見落としてはならないのは、規定がカピトゥラリアとして文字化されることにどのような意義を認めるのかについての論争である。この問題に関しては、規定の文字化に決定的な重要性を見る R. シュナイダーと、国王・皇帝による口頭での布告行為により規定が法的拘束力を帯びるとするガンスホーフとの間で大きく見解が対立していた¹⁴。しかし近年では、口頭による布告行為と規定の文字化とを相互排他的に捉える立場を離れ、両者の役割を相補的なものとして理解する傾向が優勢となっている¹⁵。

¹¹ A. Bühler, 'Capitularia Relecta', p. 421; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, pp. 52f; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, Hannover, 2007, p. 31.

¹² F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 52f.

¹³ これらの「同意」がどの程度の、またどのような意義を持っていたのかについては意見が分かれている。F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 53-62 はシャルルマーニュ期には単なる形式に過ぎなかった同意が、シャルル禿頭王期になると規定の法的有効性のために不可欠なものになるとの見解を提示しているが、そのような見解は J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald', Eadem, *Politics and Ritual in Early Medieval Europa*, pp. 91-116 において適切な批判を浴びている。同意の問題についての研究史は H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', p. 28; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 37; W. Hechberger, *Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter. Zur Anatomie eines Forschungsproblems*, Ostfildern, 2005, pp. 212-214; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 225f. なお全てのカピトゥラリアがこのような同意の文言を持っているわけではないことにも注意が必要である。

¹⁴ R. Schneider, 'Zur rechtlichen Bedeutung der Kapitularientexte', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 23, 1967, pp. 273-294; F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 35-40.

¹⁵ J. Nelson, 'Literacy in Carolingian Government', pp. 9-11; H. Mordek, 'Kapitularien und Schriftlichkeit', Eadem, *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung*, p. 309 (初出は R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den karolingern*, Opladen, 1996, pp. 34-66); R. McKitterick, 'Zur Herstellung von Kapitularien: Die Arbeit des Leges-Skriptoriums', *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 101, 1993, p. 4; Eadem, *Charlemagne. The Formation of a European Identity*, Cambridge - New York - Melbourne - Madrid - Cape Town - Singapore - São Paulo - Delhi, 2008, p. 231. ビューラーは文字にされた規定に伝達のための技術的役割のみを想定する点で、ガンスホーフに近い理解となっている A. Bühler, 'Capitularia Relecta', pp. 471f. P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien*

こうした法的有効性の議論に関して、T. M. ブックが議論の方向を大きく変える見解を提示している。彼はモルデクらによるカピトゥラリア理解を踏襲した上で、カピトゥラリアの「宗教・司牧的特徴」“*religiös-pastoralen Dimension*”に注目し、それを「立法的・規範的」“*gesetzgeberisch-normativ*”な勅令・命令とは捉えない¹⁶。カピトゥラリアは必ずしも強制可能な法のみを提示したのではないとする見解である。彼によれば、カピトゥラリアは支配者による訓戒としての性質を強く帯びるものであり、それに従えば、カピトゥラリアの持つ強制力の根拠の在処に関する議論自体がその意義を失う。もちろん全てのカピトゥラリアが宗教的な訓戒として理解されるわけではないだろう。以下で論じるように、カピトゥラリアの性質は、伝達の各段階、さらにはどのような写本の中に記録されているのかによって大きく変化するからである。しかしながら、すべてのカピトゥラリアに当てはまる法的有効性の存在の想定がもはや不可能になったということも、否定できない事実である。ブックの議論は、ガンスホーフらのもっぱら法制史的にのみカピトゥラリアを捉える傾向とは一線を画すものであり、我々のカピトゥラリア理解にとっても極めて示唆に富んでいる。

これまで概観してきた研究動向を踏まえた上で本章では、写本中の伝存形態に注目し、カピトゥラリアとそれ以外の史料類型との間の差異の問題を検討するとともに、王国集会・教会会議とカピトゥラリアテキストの関係、カピトゥラリアの生産・伝達についての問題を論じる。本章の結論は、従来の研究で一度も指摘されてこなかった全く新しい見解を提示するようなものではないが、カピトゥラリアを取り巻く研究史における見解の多様性を考えると、これらの問題に対する筆者の立場を明確にしておくことは、本稿全体の議論の前提として極めて重要な意義を持つと考える。すでに述べたように、ヴェルダン条約後の東フランク王国やロートリンゲンに関しては、カピトゥラリアの有無を指標として、その統治システムの「衰退」が語られてきた。従ってカピトゥラリアに関する洞察を深める作業が、カロリング国制を理解するために不可欠な前提として位置づけられることは間違いない。

des 9. und 10. Jahrhunderts, Turnhout, 1985, p. 14 は、口頭であろうと文字によろうと規定の内容が告知されることそれ自体が重要であったとしている。

¹⁶ T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 13.

(2)-1：カピトゥラリアとは何か

すでに研究史整理において示されたように、カピトゥラリアの定義は研究者ごとに多様であり、見解の一致は得られていない。それゆえ当然のことながら、カピトゥラリアとカピトゥラリアに類似する他の史料類型の間の差異に関する議論も論者によって大きく分かれている。ここでは特に、カピトゥラリアと教会会議決議、ならびに司教カピトゥラリアの区別に関する議論を概観した上で、写本における伝来形態から同時代人のカピトゥラリア理解に迫ってみたい。なお、本章では「史料類型」という語は国王のカピトゥラリア、教会会議決議、司教カピトゥラリアなどそれぞれのジャンル全体を表す言葉として用いることとする。また、「テキスト」や「決議文書」という語は一つの見出しのもとにまとめられた条項のまとめり(例えば 789 年一般訓令 *Admonitio generalis*、794 年フランクフルト教会会議決議、オルレアンのテオドゥルフのカピトゥラリア I など)を、「条項」という語はテキストに含まれる一つ一つの規定を指して用いられる。

○教会会議決議

カロリング期の教会会議決議とカピトゥラリアの間に大きな類似性が存在することは、研究者の多くが認める事実である¹⁷。教会会議決議を指す史料中の用語はカピトゥラリアを指す用語と類似しており¹⁸、条項に区分されているその外観もカピトゥラリアと共通している。カピトゥラリアに見られる宗教的性質を考慮すれば、内容の点でも教会会議決議と類似性を帯びることは当然予想されることだろう。さらに、カピトゥラリアが發布される場合は国王主催の王国集会であると一般に考えられてきたが¹⁹、カロリング期の王国集会と教会会議の区別が困難なことから²⁰、教会会議もカピトゥラリアが成立する場として想定されている²¹。MGH はカロリング期のカピトゥラリアと教会会議決議について、それぞれ別個の版を刊行しているが、それら両方の版に含まれるテキストが少なくないことも、二つの史料類型を厳格に区別することが困難で

¹⁷ H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', p. 58f; A. Bühler, 'Capitularia Relecta', 440f; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 36; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, p. 429.

¹⁸ A. Bühler, 'Capitularia Relecta', p. 467. さらに本章註 1 に挙げた文献も参照.

¹⁹ F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 41-51; J. Nelson, 'The voice of Charlemagne', R. Gameson and H. Leyser (eds.), *Belief and culture in the middle ages*, Oxford – New York, 2001, p. 77, n. 13. いくつかのカピトゥラリアに関しては、王国集会での發布がカピトゥラリア中の文言からも明らかになる。このようなカピトゥラリアについては第 3 章の議論を参照のこと.

²⁰ ただし、この時代の王国集会が教会会議と完全に同一視され続けたというわけではない。この問題に関しては本稿第 3 章で詳細に論じる.

²¹ T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 35; C. v Rhijn, *Shepherds of the Lord, priests and episcopal statutes in the Carolingian period*, Proefschrift Universiteit Utrecht, 2003, p. 29.

あることを示している²²。

しかし、すべての論者が教会会議決議とカピトゥラリアを完全に同一の史料類型として捉えているわけではない。例えば W. ハルトマンは、カロリング期の教会会議における決定の多くが、国王・皇帝のカピトゥラリアの形で広められたという事実を認める一方で、両者を別個のものとして捉える立場を放棄しない。ルイ敬虔帝期までの教会会議決議は、国王・皇帝のカピトゥラリアとして発布されない限り法的効力を持たなかったとする彼の議論からは、君主による立法化(=カピトゥラリアとしての発布)を経ない教会会議決議も存在しうるとの彼の考えが示唆されている²³。このような議論が、教会会議決議やカピトゥラリアを「法」として捉えるという観点からなされていることは明白である。近年のカピトゥラリア理解を踏まえると、カピトゥラリアや教会会議決議の「法的効力」なるものが当時客観的に存在したかどうかははなはだ疑問である。

とはいえ、法的効力の問題を別にしても、カピトゥラリアと教会会議決議を分かちもつとも明白な指標は、その成立状況にあるとあって良い。実際、すべてのカピトゥラリアにおいて王国集会・教会会議での発布が明言されているわけではなく、そのようなカピトゥラリアはより小規模な国王の取り巻きのみの協議によって生産されたと推測されている²⁴。このような成立状況の史料を教会会議決議として理解することは困難であろう。他方で、教会会議に参集した司教達が共同で国王・皇帝に訴えかける形式で作成されているテキストを、「国王(皇帝)の」カピトゥラリアと呼ぶこともまた適切とは考えにくい²⁵。

²² A. Boretius (ed.), *MGH. Capitularia regum Francorum I*; A. Boretius and V. Krause (eds.), *MGH. Capitularia regum Francorum II*, Hannover, 1897 (= *MGH. Cap. II*); A. Werminghoff (ed.), *MGH. Concilia II, Concilia aevi Karolini 1 und 2*, Hannover – Leipzig, 1906-1908 (= *MGH. Conc. II-1, 2*); W. Hartmann (ed.), *MGH. Concilia III, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843-859*, Hannover, 1984 (= *MGH. Conc. III*); W. Hartmann (ed.), *MGH. Concilia IV, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 860-874*, Hannover, 1998 (= *MGH. Conc. IV*).

²³ W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', *Annuaire d'histoire conciliaire* 9, 1977, pp. 16f; Idem, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 9f.

²⁴ 近年ペッセルは、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のカピトゥラリアの中で、集会の協議の結果出されたことが明らかなものはむしろ少数であり、多くのカピトゥラリアテキストに関しては成立状況が明確ではないとして、従来の通説と大きく異なる見解を提示している、C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829', R. Crradini, R. Meens, C. Pössel and P. Shaw (eds.), *Texts and Identities in the early middle ages*, Wien, 2006, p. 258. 彼女の議論に関しては本章(2)-2で詳しく扱う。

²⁵ 例えば813年に王国の5カ所で同時に開催された教会会議の決議文書など *MGH. Conc. II-1*, pp. 245-306, no. 34-38. ただしこの種のメルクマールは相対的なものに過ぎないことを指摘しておかなくてはならない。カピトゥラリアに見られる文言は必ずしも一貫したものではないからである。国王・皇帝が単独で一人称で規定を述べる形式のもの、国王と聖俗貴顕が連名で規定を述べる形式のもの、聖俗貴顕(しばしば高位聖職者のみ)が決議内容を述べる形式を取りつつ最後に国王の承認が付加されているもの、三人称で規定が述べられる形式のものなど多様なスタイルが見られ、さらにそれらが一つのカピトゥラリアテ

以上の内容をまとめよう。カピトゥラリアと教会会議決議は、史料中の呼称、条項に分けられたテキストの外観に加えて、扱われる内容においても大きな類似性を示している。しかし、成立状況という点から考える場合に限っていえば、必ずしも両者を同一の史料類型と見なすことは出来ない。教会会議の決議がカピトゥラリアとして出されている場合においては、二つの史料類型は完全に重なり合うが、それはすべての事例に当てはまるわけではないのである。ここで問題とされるべきは、両者の間の法的効力の有無ではなく、同時代人によってそのような成立状況の差異がどれほど認識されていたのかという点である。

○司教カピトゥラリア²⁶

先に述べたビューラーによるカピトゥラリア理解からも明らかのように、司教カピトゥラリアに関してもしばしばカピトゥラリアとの類似性が指摘されている。司教カピトゥラリアとは、各地の司教が配下の聖職者や管区内の一般信徒に向けて出した規定であり、789年の一般訓令 *Admonitio generalis* のような教会改革を命じる国王のカピトゥラリアに促されて生産されたものとして理解されていて²⁷、形式・内容において国王のカピトゥラリアとの類似が見られるのは当然ともいえる。

他方で、司教カピトゥラリアの対象が司教区内の者たちに限定されているという点や、法的効力の根拠が司教裁判権に由来しているという点において、国王のカピトゥラリアとの差異が存在することを強調する論者も少なくない²⁸。ここでも両者を区別する議論は、司教カピトゥラリアを「法」として捉える立場から行われているのであるという点に注意が必要である。

当然司教カピトゥラリアはその定義からして司教が作成するものであり、発布者が

クスト中に混在していることすらあり得るのである。H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', p. 51; R. Pokorny, 'Eine Brief-Instruktion aus dem Hofkreis Karls des Großen an einen geistlichen Missus', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 52-1, 1996, pp. 76-78.

²⁶ 司教カピトゥラリアは MGH において刊行されている、P. Brommer (ed.), *MGH. Capitula episcoporum I*, Hannover, 1984; R. Pokorny and M. Stratmann (eds.), *MGH. Capitula episcoporum II*, Hannover, 1995; R. Pokorny (ed.), *MGH. Capitula episcoporum III*, Hannover, 1995; R. Pokorny (eds.), *MGH. Capitula episcoporum IV*, Hannover, 2005(=*MGH. Cap. episc.*).司教カピトゥラリアについては R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms*, pp. 45-79; P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*.

²⁷ P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, pp. 18f; A. Bühler, 'Capitularia Relecta', pp. 432-439; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 35.

²⁸ H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', 56f. このような見解はモルデクのみには特有なものというわけではない。T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, pp. 36f に、司教カピトゥラリアと国王・皇帝のカピトゥラリアを対象とされる範囲や法的効力の根拠において区別する議論の詳細がまとめられている。

国王・皇帝のカピトゥラリアと異なることはいうまでもない。しかし、そのような成立状況の違いが、規定の対象範囲や法的効力の根拠をも左右するのだろうか。MGH 版の編者でもある R. ポコーニーは、司教カピトゥラリアと教会会議決議や国王・皇帝のカピトゥラリアとを区別する要素は、発布者と内容の射程の広さのみであるとして、個々の条項単位においては根本的な差異は存在しないとの立場を取っている²⁹。彼は司教カピトゥラリアを厳密な適用範囲を持った強制可能な「法」として理解せず、より柔軟に捉える試みを行っているのである³⁰。司教カピトゥラリアにおいて、他の司教カピトゥラリアや国王のカピトゥラリア・教会会議決議に見られるものと同じの条項がしばしば現れていることから、少なくとも条項レベルでは厳密な適用範囲や法的根拠などは問題になり得なかったということが分かるだろう³¹。

○カピトゥラリアを現在に伝える写本

カピトゥラリア、教会会議決議、司教カピトゥラリアの差異に関する議論を踏まえ、同時代人が上述の史料類型の間の差異をどのように認識していたのかに迫るためには、それらが写本において、どのように伝来しているのかを検討することが有用であると思われる。すでに R. マキタリックは 1977 年に、国王のカピトゥラリアや司教カピトゥラリアを伝える写本は、司教が司牧活動を行う際に手引きとして用いられるものであることを指摘していた³²。その後カロリング期のカピトゥラリアを伝える 49 の写本を検討したビューラーは、カピトゥラリアを伝える写本には大きく分けて 2 種類が存在することを指摘した³³。大部分が部族法典からなる法収集にカピトゥラリアをも含む「集合写本」³⁴と、様々な教会関係の資料とカピトゥラリアが結合されている写本である。後者のタイプの写本が、マキタリックが指摘していた「司教の手引書写本」に他な

²⁹ MGH. *Cap. episc. IV*, pp. 37f.

³⁰ 例えば、司教カピトゥラリアと司教による司教区会議における訓話との間の違いを論じる中で、プロマーが法的効力の有無を大きな指標として挙げているのに対し、ポコーニーは条項への区分が見られないという純粋に形式的な次元での差異のみを認める立場を取っている、P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, p. 12; MGH. *Cap. episc. IV*, p. 17, pp. 41-43. なお本稿第 2 章で扱うザルツブルク大司教アルノの *Synodalsermo* もこのような司教による訓話の一つである。

³¹ P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, pp. 26f; MGH. *Cap. episc. IV*, pp. 36-39, 64-67. ポコーニーは逆に王国規模の教会会議決議において既存の司教カピトゥラリアの条項が用いられている事例も提示している。

³² R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms*, pp. 1-79.

³³ A. Bühler, 'Capitularia Relecta', passim.

³⁴ この種の集合写本が具体的にどのような用途のために作成されたのかについて、管見の限り現在まで明確な答えは出されていない。ビューラーはカピトゥラリアを伝統的な部族法典と結合させて写本に取り入れることにより、カピトゥラリアの権威を高めることが期待されたとの見解を提示している、A. Bühler, 'Capitularia Relecta', pp. 391-398.

らない³⁵。

821年にレーゲンスブルクで司教バトリッヒの要請で作成された写本は、典型的な手引書写本と呼べるものである³⁶。大部分が教義に関わる論考や書簡、カノン法、教会会議決議からなるこの写本は、当時問題となっていたキリスト養子論の異端に対抗するための資料を集めたものと考えられる。ここには一般訓令などのカピトゥラリアも含まれているが、それらは共に宗教的要素が強く打ち出された内容のものであり、他のカノンや論考などととも、正統信仰と正しい礼拝慣行を維持するための資料として写本に取り入れられたものと考えられる。ここではカピトゥラリアが「法」としてではなく、王権に由来する宗教的訓戒としての役割を大きく打ち出していると考えて良いだろう。また、この写本には見られないものの、司教カピトゥラリアの多くもこの種の手引書写本で伝わっていることは、この史料類型を強制可能な「法」として理解することを躊躇させる事実である。

一般訓令は、9世紀第三四半期に北イタリアで作られた写本にも含まれている³⁷。これはビューラーの分類によれば集合写本に属するもので、写本の半分以上を部族法典が占めており、4割程度がカピトゥラリアからなっている。カピトゥラリア部分は基本的に君主ごとにまとめられており、シャルルマーニュ、ルイ敬虔帝、ロタール1世、ルドヴィコ2世のカピトゥラリアがそれぞれ収録されている。カピトゥラリアが教会関係の資料のごとくに現れていた先ほどの事例とは対照的に、ここでは部族法典と並置されるような「法」としてのカピトゥラリアの性格が比較的強く打ち出されていると考えられる。しかしながら、ここには国王に由来する立法とは考えにくいテキストも含まれている。まず目に付くのは、フォリオ83v-86vに見られるザルツブルク大司教区の教会会議決議である。「カロルス陛下の命令による司教達の教会会議の決議」との見出しにおいて国王との関係が示されてはいるものの³⁸、この教会会議にはシ

³⁵ なお現在では H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse (MGH. Hilfsmittel 15)*, München, 1995 においてカピトゥラリアを現在に伝える写本の網羅的な目録が刊行されており、必ずしもすべての写本がビューラーの提示する2つの類型に明確に区分されるわけではないことが明らかになっている。例えば教会法収集と共にカピトゥラリアを伝える写本や、以下で示すようなカピトゥラリアと教会会議決議のみからなる写本などである。なお、カピトゥラリアを伝える写本や手引書写本の伝存状況については本稿第2章の表1~3を参照のこと。

³⁶ München, Bayerische Staatsbibliothek, Lat. 14468. H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 335-339. 本章末に写本の内容をまとめておいた。

³⁷ Wolfenbüttel, Herzog August Bibliothek, Blankenb. 130. H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 920-943.

³⁸ “Decretum sinodale episcoporum ex iussione domni Karoli”. H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, p. 926. この教会会議については本稿第2章の議論を参照のこと。

シャルルマーニュは出席しておらず、参加者もザルツブルク大司教区の聖職者に限定されていて、テキストの成立事情は明らかに国王のカピトゥラリアとは異なる背景を持っている。この教会会議は実際に国王の命令で開催されたことが知られているが、決議文書中には国王による決議の承認の文言などは見あたらない。他方で、テキストに見られる条項は、広く教会改革全般を扱ったものであり、この写本に収録された他のカピトゥラリアと大きな類似性を示すものである。また、フォリオ 132v-134v にはバーゼル司教ハイトの司教カピトゥラリア³⁹も収録されている。興味深いことに、このテキストには見出しが欠けており、写本を見ただけではこのテキストがどこに由来するものなのかが分からない形になっている⁴⁰。

つまりこの写本においては、国王による承認を経していない、ザルツブルク大司教区やバーゼル司教区のみを対象にしているテキストが、王国全体を対象としている国王の名で出されたカピトゥラリアと並置されているのである。この事例からは、カピトゥラリアの「法」としての性質が強く現れているこのような写本においても、テキストの成立事情や対象範囲、法的効力の根拠、国王による承認の有無などは、少なくとも写本編纂者にとってはそれほど重要な問題と考えられなかったということが分かる。

カピトゥラリアと教会会議決議の間の差異に関する同時代人の認識は、9世紀第三四半期のランスの写本からもっとも良く明らかになる⁴¹。この写本はシャルル禿頭王のもとで出されたカピトゥラリアを体系的に蒐集しようと試みたものであり、ランス大司教ヒンクマールが作成に関わったと考えられている⁴²。写本の目録を一目見れば、カピトゥラリアと教会会議決議が全く区別されることなくほぼ年代順に収録されていることが分かるだろう⁴³。ここには、教会会議の決議をもとに国王がカピトゥラリアの形で発布したもの、国王による承認を経していない教会会議決議、教会会議や王国集会との関係が明確ではないカピトゥラリアが区別なく収録されているのである。

ここで取り上げた3つの写本に見られる事例からは、カピトゥラリア、教会会議決議、司教カピトゥラリアという明確に異なった成立状況から生まれたテキストが、写本に編纂される段階においてはその違いを特に意識することなく共に収録されることがあり得たことが明らかになった。この種の事例はここで挙げた3例に留まらず、多

³⁹ *MGH. Cap. episc. I*, pp. 210-219.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 208. 写本の編纂者が意図的にこのような形で司教カピトゥラリアであることを隠したのか、それとも国王のカピトゥラリアであると誤って認識しているのかは明らかではない。

⁴¹ Den Haag, Rijksmuseum Meermanno-Westrenniamum, 10 D 2. H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 58-69.

⁴² J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald', p. 94.

⁴³ 章末の写本目録の抜粋を参照。この種の教会会議決議とカピトゥラリアを共に年代順に収録する写本は他にも幾つか知られている、W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', p. 18.

くの写本中で確認されることである⁴⁴。このような事例がいわゆる手引書写本のみならず、集合写本においても検出されたことは、カピトゥラリアを近代的な意味での「法」として理解することがもはや困難であることを示している。写本の編纂の段階で、テキストの法的効力の根拠や適用範囲の差異がどの程度自覚されていたのかについては正確な答えを出すことは困難であるが、現在の多くの論者が考えているほどの明確な区別は行われていなかったとあって良いだろう。テキストの成立事情の差異から史料類型を区別する試みが完全に無意味だというわけではないが、その違いの意義が同時代人にとっては限定的なものに過ぎなかったということ意識した上で、カピトゥラリアの範囲を限定しすぎることなく柔軟に理解する必要があるのではないだろうか。少なくとも、すべてのカピトゥラリアに常に当てはまる法的効力を想定し、その根拠として国王罰令権や聖俗貴顕の同意などを想定するような見方はもはや維持できない。カピトゥラリアテキストの規定は、それが生産される段階、伝達される段階、写本中に書き写される段階ごとに、さらにどのような写本に書き写されるのかによっても、その性質を大きく変化させる。この点をさらに明確にするためには、カピトゥラリアの生産・伝達の過程を検討する必要がある。

⁴⁴ 特に A. Bühler, 'Capitularia Relecta', pp. 440f がこの事実を強調している。

(2)-2：カピトゥラリアを用いたコミュニケーション

カピトゥラリアテキストがどのような手続きを経て作成され伝達されたのかについては、長い間様々な見解が出されてきたが⁴⁵、上述のごとく、多くのカピトゥラリアは王国集会や教会会議の際に文字化され伝達されたとの見解が支配的であった。この点に近年大きな疑問を提示したのがペッセルである。彼女は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のカピトゥラリアを対象に検討を行い、それらのうち王国集会で作成されたことが明白なものはむしろ少数であることを指摘した⁴⁶。さらに、集会で作られたことが明示されているカピトゥラリアに関しても、必ずしもそれが一つの集会の決議のみに由来する訳ではなく、集会以前に準備された内容や集会後に付加された内容なども含む可能性があること、また、複数の集会の議論や集会外での議論の内容も考慮した編纂物・抜粋物としての性質を強く打ち出しているものであることを強調する。彼女は必ずしも王国集会・教会会議とカピトゥラリアが無関係だと主張しているわけではない。それらの集会の協議の結果とカピトゥラリアに見られる内容を一対一で結びつけ、「カピトゥラリアは集会の議論の決議を文書化したものである」と単純に理解する態度に警鐘を鳴らしているのである。そして、これまでの論者が王国集会がカピトゥラリア発布の唯一の場であるかのように考えてきたのは、彼らのカピトゥラリアを「法」として理解する態度に由来していること指摘している⁴⁷。

さらに彼女は、カピトゥラリアテキストの伝達過程について議論を進め、そこでもカピトゥラリアと王国集会の間の直接的な結びつきを想定しない立場を打ち出す。まず彼女は、カピトゥラリア中の文言の検討から、カピトゥラリア中の各条項が向けられた相手と、その伝達者(=テキストの利用者)が異なることを明らかにする⁴⁸。ここからは、王国集会の参加者である司教、修道院長、伯、さらにはそのような職務担当者が不在の場合には当該地域の有力者を通じて、テキスト中の規定が、本来の名宛人である在地の人物(司教区内の下位の聖職者や修道士、参事会員、伯の下僚、一般信徒など)

⁴⁵ この問題に関してはしばしば宮廷の文書作成・体系的補完能力の側面から論じられてきた、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 71-76; H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', pp. 67-70; R. McKitterick, 'Zur Herstellung von Kapitularien'; J. Semmler, 'Administration und Schriftlichkeit im Dienste der Reform', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996, pp. 67-84. なお一般にオリジナルの形で現在にまで伝えられたカピトゥラリアは存在しないとの見解が取られている、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, p. 63.ただしモルデクは少数ながら幾つかの写本に見られるテキストがオリジナルである可能性を指摘している H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', pp. 63-66.

⁴⁶ シャルルマーニュ期で王国集会での作成されたことが分かるカピトゥラリアは4のみ(さらに4も推測可能)、ルイ敬虔帝期で11のみ(さらに5も推測可能)で、シャルルマーニュ期の40、ルイ期の16に関しては生産の状況が明確でないとされている、C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829', p. 258.

⁴⁷ *Ibid.*, pp. 255-259.

⁴⁸ *Ibid.*, pp. 259-265.

に伝達される様子が見て取れる⁴⁹。しかし、カピトゥラリアは必ずしもこのように集会の参加者を通じて伝達されたわけではなかった。王国集会の散会後に初めて宮廷でテキストが作成され、国王巡察使⁵⁰を通じて在地に規定が伝達される場合もまたあり得たのである。そのようなカピトゥラリアには、在地の官職保有者や一般民衆に宛てた規定と、その伝達者である巡察使に宛てた規定の両方が含まれている⁵¹。つまりカピトゥラリアテキストは、王国集会の場で参加者によって獲得され在地にまで伝えられる場合と、集会とは別に巡察使を通じて伝えられる場合があり得たのである。このようなカピトゥラリアの伝達過程の検討からは、カピトゥラリアテキストに規定の伝達を補助する純粋に技術的な役割のみを想定するガンスホーフやビューラーによる理解に近いものが読み取れる。

ペッセルの議論は必ずしもすべてが完全に新しい知見をもたらすものではない。しかし、カピトゥラリアが一様な理解を許さない史料類型であることや、その法的効力の源泉を考えることの無意味さを明確にした点に彼女の議論の意義があるものと思われる。そして、本章の(2)-1で明らかになった、写本中におけるカピトゥラリアに関する議論と結びつけて考察することで、カピトゥラリアテキストが伝達の過程でその役割を変化させ得ることもまた明らかになる。多くのカピトゥラリアテキストは、そもそもは伝達者である司教、修道院長、伯、又は巡察使らが、中央で生み出された規定を在地で伝達する際に補助的に用いたものであった。それらは、集会に先立って用意された議題のリストである場合も、集会の議論を反映したテキストである場合も、また集会内外の議論の両方を反映したものでもあり得たが、基本的に王権に由来する規定が含まれているということはこの段階では意識されていたであろう。在地での規定の伝達はこれらのテキストや伝達者自身の記憶をもとに口頭で行われる場合が多かったと考えられるが、しばしばさらなるテキストの写しが作成され配布された痕跡も残されている⁵²。そのように伝達されたテキストは、在地で類似した他の種類の文書と共

⁴⁹カピトゥラリアテキストの多くは集会の参加者による写しの作成を通じて成立したとの見解はすでに以前から指摘されていた、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 98-102; H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', pp. 63-66; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 351f; W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', pp. 15f.

⁵⁰巡察使については五十嵐修「国王巡察使とフランクの国制」、『歴史学研究』第586号、1988年、pp. 101-110。通常聖俗の有力者2名からなっており、多くの場合大司教や司教、修道院長、伯が就任していた。最新の研究動向についてはR. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 165-187, 221f; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, pp. 438fとそれぞれ引用されている文献を参照のこと。

⁵¹C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829', pp. 259-265.

⁵²特に司教はしばしば中央の集会に由来する規定を司教カピトゥラリアの形で新たに文書化した上で管区内の聖職者や一般信徒に伝達している。司教カピトゥラリアに関しては、テキストの内容を読み上げる形でのみ公知する場合と、その内容を書き写させる場合、テ

に保管された⁵³。それらが必要に応じて他の文書と共に一つの写本に編纂されたものが、これらのカピトゥラリアテキストを現在にまで伝える写本なのである。そしてここでは、カピトゥラリアテキストが王権に由来する規定であることが必ずしも厳密に意識されることなく、類似した内容・形式を持つ教会会議決議や司教カピトゥラリアなどと共に写本にまとめられることがあり得た⁵⁴。さらに、カピトゥラリアテキストが宗教的・道徳的訓戒の性質を持ち、在地での司牧活動に役立つものの場合、その他の司牧に利用可能な史料とともに手引書写本として編纂されることもあり得たであろう。こうして写本中に他の資料と共にまとめられるに至ったカピトゥラリアテキストは、単なる伝達の補助的手段としての役割以上のものを持つこととなる。例えば手引書写本に書き写された場合には、カピトゥラリアは司牧の際に参照するための「手引」として機能しうるものとなるのである。

ペッセルはカピトゥラリアを「the capitulary treatment を受けたテキストで、王宮から伯、司教ないし巡察使とともに各地域へ送り出される、何らかの形で王の権威が付与されたものである」と定義する⁵⁵。王の権威をもっとも大きな指標とし、カピトゥラリアを必ずしも法や勅令、王国集会の決議として捉えない彼女の定義は、カピトゥラリアの柔軟な理解を可能にするものである。しかしながら、テキストに王の権威が付与されているか否か、それが王宮に由来するかどうかということが、必ずしも常に同時代人に意識されていた訳ではないことを忘れてはならない。テキストが在地に伝えられ、それが保管された後、写本に他の史料と共にまとめられる段階に至るまで、必ずしも王の権威が意識され続けたとは限らないのである。そこで重視されたのはむ

クストの写しを引き渡す場合など多様なやり方が存在したことが明らかになっている、P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, p. 15; *MGH. Cap. episc. IV*, pp. 34-36.

⁵³ 現在知られているカピトゥラリアテキストのほぼすべてが何らかの写本の中に含まれているが、それぞれのテキストはそもそもは単独の羊皮紙の形であったと考えられている。このことは、827年に独自のカピトゥラリア蒐集を編纂したアンセギスが「様々な時期の、それぞれの羊皮紙にばらばらに書かれた」“in diversis sparsim scripta membranulis per diversorum spatia temporum fuerant”カピトゥラリアテキスト群を蒐集したと述べていることから明らかである、G. Schmitz (ed.), *MGH. Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, Hannover, 1996, p. 432. さらに参照、A. Bühler, ‘Capitularia Relecta’, pp. 388f.

⁵⁴ このような写本の存在は、この時代の法に関する意識が現在の物とは大きく異なる物であったことを強く示唆している。この点に関しては R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 250f. 初期中世において法は客観的な規範として存在したのではなく、何が法であり何が法ではないのかは、それぞれの共同体内の同意に基づいており、それが存在しない場合は様々な主観的理解のみが存在していたのであった。このような状況が必ずしも社会の無秩序や混乱を引き起こしていないということにも注意が必要であろう。

⁵⁵ C. Pössel, ‘Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829’, p. 267f. “the capitulary treatment”が何を指すのかは判然としていないものの、おそらく条項に分けられているということの意味していると思われる。

しろ、規定の内容そのものであったのではないだろうか⁵⁶。とりわけ手引書写本を編纂する際にどのようなテキストを収録するのかを決定するより重要な要素となるのが、規定の由来よりも、日常の司牧活動の手引としての有用性であったことは想像に難くない。この意味では彼女の定義はカピトゥラリアテキストに関して、その伝達の一定の段階までのみ当てはまるものにすぎないといわざるを得ない。

⁵⁶ もちろん在地での受容・筆者の段階で王の権威が全く意味を持たなくなると主張するわけではない。カピトゥラリアの受容を論じる際に、テキストの形式よりも内容が重要であったとするモルデクも、王の権威との結びつきがテキストに含まれることが重要であったとの見解を提示している、H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', 65f. ここで筆者が強調したいことは、王の権威とテキストの結びつきが必ずしも常に明確に意識されたわけではないという点である。

(3)：結論

ここまでの議論から、カピトゥラリアが一様な理解を許さない史料類型であることがより明らかになったことだろう。カピトゥラリアテキストが必ずしも一つの王国集会の決議を文書化した史料とは限らないことが分かった今、規定の法的効力の源泉を国王による発布行為や集会参加者の同意、又は規定の文字化のいずれかに求めることはもはや不可能であろう。多くのカピトゥラリアテキストは王国集会や教会会議の協議の結果をそのまま文字化したものではなく、それらの協議に付随して現れるものであり、王権の意図を在地に伝える際に補助的に用いられるものだったと考えられる。しかしここでもすべてのカピトゥラリアに当てはまる一様な性質を想定する行為は慎む必要がある。幾つかのカピトゥラリアには王国集会・教会会議での協議の結果作成されたことが明示されており、文字にされたテキストが特別な意義を持つことを示唆する文言も少数ながら見られる⁵⁷。現在に伝わるカピトゥラリアテキストはそれぞれ成立事情や伝達の際の役割が異なっているのであり、さらに伝達過程を通じて同一テキストの役割自体も変化していくのである。ポコーニーは正当に、カピトゥラリア全体に妥当する同一の性質を想定するのではなく、カピトゥラリアテキストそれぞれを個別的に検討することの必要性を強調している⁵⁸。

さて、カピトゥラリア全体に一様な性質を付与することは避けるべきであることは今確認したとおりであるが、他方で、カピトゥラリアテキストの多くが、王権と在地間のコミュニケーションの補助的手段としての役割を持つことも明らかになった。以下の第2章の第一の目的は、大司教アルノの時代のザルツブルク大司教区に関して王権由来の教会改革が在地でどのように展開していったのかを検討することであるが、そのような作業を通じて教会改革政策が在地の下位聖職者や一般信徒にまで伝達される様子も明らかになる。そこではカピトゥラリアやそれに類似する文書が王権と在地のコミュニケーションで果たした役割についても考察が加えられるだろう。

そのようなカピトゥラリアテキストを補助的に用いるコミュニケーションは、カロリング期全般にわたって行われたものではないと考えられる。そもそも、王国集会との

⁵⁷ ルイ敬虔帝による *Admonitio ad omnes regni ordines* 第26条では、カピトゥラリアのテキストを宮廷に保管すること、大司教と大司教座の伯がそこからテキストの写しを獲得して、さらにそれらの写しを管区内の司教、修道院長、伯、その他の貴顕に広めさせるべきであることが規定されている、*MGH. Cap. I*, no. 150, p. 307. このような試みが実際にどれだけ実行されたのかについては意見が分かれているが、全体としては当時の宮廷の文書作成能力から考えて、限定的にのみ実現したとの見解が優勢である F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 100f; J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald', pp. 93; Eadem, 'Literacy in Carolingian Government', pp. 25f; A. Bühler, 'Capitularia Relecta', pp. 449; R. McKitterick, 'Zur Herstellung von Kapitularien', 8.

⁵⁸ R. Pokorny, 'Eine Brief-Instruktion aus dem Hofkreis Karls des Großen an einen geistlichen Missus', p. 78.

関係性が全く不明のカピトゥラリア、つまり国王とその側近のみが作成し、巡察使などを通じて各地に伝達されたと考えられるカピトゥラリアの多くは、シャルルマーニュ期後半～ルイ敬虔帝期に最も多く見られるのである。彼らが巡幸の頻度・規模の減少を減らし、アーヘンの宮廷を常設的な居城としたのがまさにこの時期に当たる⁵⁹。王国内の全ての有力者と顔を合わせる事が困難だったため、この時期には文書を用いた意思伝達が重視されていたのだろう。それに対して、シャルルマーニュ・ルイ敬虔帝の王国が3つに分裂し、それぞれの王国の規模が縮小すると、カピトゥラリアテキストを利用しつつ在地と王権の間の意思伝達を行う必要性は大きく減退したものと考えられる。そのような時期には、国王と各地の聖俗貴顕直接顔を合わせる場である王国集会・教会会議で直接コミュニケーションを行うことのみで意思伝達がなされえた。それら、王国集会・教会会議が第3章の課題となる。

⁵⁹ アーヘンは8世紀末以降国王・皇帝の常設的な居城となったと考えられている、Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit*, p. 119; D. Rollason, 'The Royal Palace in the Early Middle Ages: Representation and Reality of Power', 『西洋史研究』新輯第37号、pp. 42f.

本章で扱った写本

(太字はモルデクによりカピトゥラリアとして掲載されているもの)

München, Bayerische Staatsbibliothek, Lat. 14468⁶⁰

821年；レーゲンスブルク(ザンクトエメラム修道院)

- ・1r：写本の成立についての同時代の書き込み(レーゲンスブルク司教パトリッヒの依頼で作成)
- ・1v-2v：Pseudo-Gennadius, Epistola de fide
- ・3r-11v：Excerpte aus der Spanischen Epitome
- ・11v-12r：INCIPIVNT CAPITVLA CANONICA. Si quis contempserit statuta ...perpetrauit illa.
- ・12r-16r：Sog. 2. Synode des hl. Patricius
- ・16r-20r：Excerpte aus der Collectio Hibernensis
- ・20v-25r：Leo I., JK 544
- ・25r-26v：Exerpte aus Augustinus u. a. Enchiridion ad Laurentium, c. 110
- ・26v-27r：Isidor von Sevilla, De ecclesiasticis officiis, II, 17, 1, 7, 8 und 9
- ・27r-v：AUG. DE LEGITIMO MATRIMONIO. Talis esse debet quae uxor habenda est – nuptiis
honestata.
- ・27v-30v：Konzil von Aquileia (a. 796/797), Symbolum fidei
- ・30v-42r：Hadrian I, JE 2482
- ・42r-57r：Paulinus von Aquileia, Libellus sacrosyllabus episcoporum Italiae (a. 794)
- ・57v-78r：Epistola episcoporum Franciae (a. 794)
- ・78r-88r：Brief Karls des Großen an Erzbischof Elipandus von Toledo (a. 794)
- ・88r-94r：Pseudo-Augustinus, Dialogus quaestionum, I- XIV
- ・94v-97v：空白
- ・98r-110r：**Admonitio generalis (a. 789)**
- ・110r：Altfränkisches Gebet
- ・110r-112r：I-XVI, I-XXI, **Duplex capitulare missorum (a. 789?)**
- ・112v：空白

⁶⁰ H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 335-339
をもとに作成.

Wolfenbüttel, Herzog August Bibliothek, Blankenb. 130⁶¹

9世紀第三四半期(855年以降)；北イタリア(アウグスブルク所蔵)

- ・1v-63v：ランゴバルド法典
- ・63v：アウグスブルク司教ヘルマンの証書(12世紀の挿入)
- ・64r-73r：以下のカピトゥラリア収集の目次(Capitulatio)
- ・73r-79r：I-LXXX, **Admonitio generalis (a. 789)**
- ・79r：I-XVI, **Capitulare missorum in Theodonis villa datum primum, mere ecclesiasticum (a. 805)**
- ・79r-82r：I-XXVI
 - ・I-XXII, **Capitulare missorum in Theodonis villa datum secundum, generale (a. 805)**
 - ・XXIII-XXVIII, **Capitulare missorum (a. 802/813)**
 - ・XXV, Karoli magni ad Pippinum filium epistola (a. 806/810)
 - ・XXVI, Karoli Magni epistola in Italiam emissa (a. 779/781)
- ・82r-83r：I-XXIII
 - ・I-XI, **Pippini Italiae regis capitulare (a. 787?)**
 - ・XII-XIII, **Capitula per missos cognita facienda (a. 803/813)**
 - ・XV-XVI, **Capitulare missorum (a. 803)**
 - ・XVII-XXIII, **Capitulare Haristallense (a. 779)**
- ・83v-86v：I-XLVII, Konzile von Reisbach, Freising und Salzburg (um800/803)
- ・86v-87v：I-XVIII, **Capitula de examinandis ecclesiasticis(802?)**.
- ・87v-132v：同様に様々なカピトゥラリアからの条項の抜粋(詳細略)が続く。一部イタリアでの教会会議決議からの抜粋も含む
- ・132v-134v：I-XXV, Capitula Bischof Heitos von Basel
- ・134v-136v：I-XXVIII, 様々なカピトゥラリアからの条項の抜粋
- ・136v-150r：サリカ法典
- ・150r-168r：ブルグンド法典
- ・168r-176v：リブアリア法典
- ・176v-187v：アレマニア法典
- ・187v-207r：バイエルン法典

⁶¹ H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 920-943.

Den Haag, Rijksmuseum Meermanno- Westrennium, 10 D 2⁶²

9世紀第三四半期(854年/856年又はその直後)；ランス

- ・1r-3v : I-VI, **Conventus in villa Colonia (Konzil von Coulaines) (a. 843)**
- ・3v-8r : I-IV, **Synodus ad Theodnis villam habita (Konzil von Yütz bei Diedenhofen) (a. 844)**
- ・8r-12v : Konzil von Ver (a. 844)
- ・12v-13v : Konzil von Beauvais (a. 845)
- ・13v-15v : I-VIII, **Capitulare Septimanicum apud Tolosam datum (a. 844)**
- ・16r-v : I-XVIII, **Notitia de conciliorum canonibus in villa Sparnaco a Karolo rege confirmatis (a. 846)**
- ・16v-17r : Commemorationes zum Konzil von Coulaines u. a.
- ・17r-22r : **Capitula conciliorum Meldensis et Parisiensis in villa Sparnaco a Karolo rege confirmata (a. 846)**
- ・22r-24r : I-XI, I-III, **Hlotharii, Hludowici et Karoli conventus apud Marsnam primus (a. 847)**
- ・24r-27r : I-VIII, **Hlotharii, Hludowici et Karoli conventus apud Marsnam secundus (a. 851)**
- ・27r-29v : I-VII, Konzil von Soissons (a. 853)
- ・29v-31v : I-XII, **Capitulare missorum Suessionense (a. 853)**
- ・32r-34v : Konzil von Verberie (a. 853)
- ・34v-35v : I-V, I-X, **Hlotharii et Karoli conventus apud Valentianas (a. 853)**
- ・35v-39v : I-XIII, **Capitulare missorum Silvacense (a. 853)**
- ・39v-40v : I-XIII, **Capitulare missorum Attiniacense (a. 854)**
- ・43v : **Hlotharii et Karoli conventus Leodii habitus (a. 854)**
- ・43r-v, 41r : Consilium optimatum Karolo II datum (a. 856)
- ・41r-42r : I-VIII, **Capitula ad Francos et Aquitanos missa de Carisiaco (a. 856)**

※fol.41-42と43はページが入れ替わってしまっている

⁶² H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 58-69.

第2章：カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開

——ザルツブルク大司教アルノ(785[798]-821)の時代を中心に——¹

(1)-1：研究史——カロリングルネサンスと教会改革——

1969年、W.ウルマンは、いわゆる「カロリングルネサンス」を、一般に「ルネサンス」の語が想起させるような「古典の復活」としてではなく、フランク民衆全体の宗教的再生を目指す運動、つまり社会全体のキリスト教化を目指す運動として捉えるという、斬新な見解を提示した²。このような考えは、当時のフランク王国を「広義の教会」として捉えた山田欣吾の見解と合わせて考えるとより興味深いものとなる³。ウルマンの言う社会全体のキリスト教的な再生への動きとは、民衆=一般信徒をも含む「広義の教会」全体をキリスト教化する運動に他ならない。フランク王国は、シャルルマーニュ期に急速に領土を拡大し、多様な文化・慣習を持った人々を包含することとなったため、それを一つにまとめ上げる際にキリスト教が大きな役割を果たすことを期待されたといえよう。もちろん、「カロリングルネサンス」が持つ宗教的な特徴はウルマン以前にも指摘されてこなかったわけではない。しかし、ウルマンの見解の重要性は、彼がこの「再生」の動きを、聖職者や知識人のレヴェルだけでなく、一般信徒である民衆をも巻き込んだ社会全体にかかわるもの、と捉えた点にある。

ウルマンの主張はカロリング期を対象としたその後の研究に大きな影響を与えている。現在多くの研究者が、「カロリングルネサンス」を、一般信徒への宗教教育を通じて社会全体をキリスト教の規範に沿う形に改革する動きとして理解しているといつてよい⁴。わが国でも近年、「民衆教化」を主たる対象とした論考がいくつか出されてい

¹ 本章の内容は、津田拓郎「カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開——ザルツブルク大司教アルノ(785[798]-821)の時代を中心に——」、『西洋史研究』新輯第34号、pp. 77-109に基づいて、一部加筆・修正を施したものである。

² W. Ullmann, *The Carolingian Renaissance and the Idea of Kingship*, London - Methuen, 1969.

³ 山田欣吾『『教会』としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——』、「教会」としてのフランク王国論については本稿「はじめに」の議論も参照のこと。

⁴ 近年の傾向としては、この時代の教会改革への動きを、ウルマンのように「生まれ変わり」と見るのではなく、矯正 *correctio/emendatio* による改革 *reformatio* と捉え、「カロリングルネサンス」という呼称それ自体の不適合性を強調するものが目立っている。例えば P. Depreux, 'Ambitions et limites des réformes culturelles à l'époque carolingienne'. このような主張は、ウルマンの説をいくらか修正するものではあっても、それを否定するものではなく、基本的な方向性としてはウルマンのものが踏襲されているものと思われる。一般信徒への宗教教育を扱ったものとしては、G. Devailly, 'La pastorale en Gaule au IX^e siècle', *Revue d'histoire de l'Église de France* 59, 1973, pp. 23-54; P. Riché, 'La pastorale populaire en Occident, VI^e-XI^e siècles', Idem, *Instruction et vie religieuse dans le haut moyen âge*, London, 1981, pp. 195-221; T. L. Amos, *The Origin and Nature of the Carolingian Sermon*, Ph.D.diss., Michigan State University, 1983; J. Chélini, 'L'instruction du populus christianus', Idem, *L'aube du moyen âge: Naissance de la*

る⁵。先行研究は、王権の出したカピトゥラリアにあらわれる教会改革の理念を分析し、シャルルマーニュ期(768-814)とルイ敬虔帝期(814-840)(特にその前半)に、王権が社会全体のキリスト教化を目的とした教会改革政策を打ち出したことを明らかにした。王権が目指した教会改革の理念は、789年に出されたカピトゥラリア、一般訓令 *Admonitio Generalis*⁶の中に最も良く現れており、その内容はすでに多くの研究で詳細に分析されている⁷。従ってここでは、先行研究で明らかにされた改革政策を簡単に概観するにとどめたい。

一般訓令に見られる諸々の施策の中で最も強調されていることは、小教区の司祭による説教や模範的振舞いを通じた民衆教化活動である。聖職者の司牧的・教育的役割が強調され、彼らの質の向上も試みられた。司牧活動を通じて民衆と直接接触する聖職者を監督・調査し、司教座に学校を作る役割が司教に与えられている。司教はいわば改革の現場における責任者の立場に置かれたのである。さらにカピトゥラリアの中には、民衆教化に直接関わるもの以外にも、教義や典礼などの宗教的慣行の統一、教

chrétienté occidentale, Paris, 1991, pp. 84-100. また、「カロリングルネサンス」や教会改革全般を扱ったものとして R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms. 789-895*; J. M. Wallace-Hadrill, 'Reform and its application', *The Frankish Church*, New York, 1983, pp. 258-303; G. Brown, 'Introduction: the Carolingian Renaissance', R. McKitterick (ed.), *CAROLINGIAN CULTURE: emulation and innovation*, Cambridge, 1994, pp. 1-51.

⁵ 五十嵐修 「カロリング朝の民衆教化——その理念と現実——」、『西洋史学』第147号、1987年、pp. 34-49; 多田哲 「カロリング王権と民衆教化——『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに——」、『西洋史学』第178号、1995年、pp. 45-58; 同「カロリング王権による民衆教化政策の展開——カール大帝とリエージュ司教ゲルバルドゥスの関係を中心に——」、『歴史学研究』第688号、1996年、pp. 17-31; 同「9世紀前半リエージュ司教区における民衆教化——リエージュ司教とサン・テュベール修道院の関係を通して——」、『史学雑誌』第105号-9、1996年 pp. 41-64; 同「リエージュ司教と民衆教化——『ゲルバルドゥス蒐集』(806年)に見られる司教の施策——」、『西洋史研究』新輯第26号、1997年 pp. 144-158; 小田内隆 「キリスト教徒俗人教化」、佐藤彰一・早川良弥編著 『西欧中世史』上 pp. 115-140; 阿部謹也『西洋中世の罪と罰——亡霊の社会史——』弘文堂、1989年(特に pp. 146ff). 多田哲は「民衆教化」を、「すでに洗礼を受けて形式的にはキリスト教徒である俗人を、宗教的に教育、教化していくこと」と定義している。多田哲「カロリング王権と民衆教化」、p. 46.

⁶ *MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 53-62.

⁷ 一般訓令や、その他の教会会議決議、カピトゥラリアに見られる改革理念については、R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms*, pp. 1-44; J. M. Wallace-Hadrill, 'Reform and its application', pp. 258-278; T. L. Amos, *The Origin and Nature of the Carolingian Sermon*, pp. 139-192; G. Brown, 'Introduction: the Carolingian Renaissance', pp. 11-28; P. Depreux, 'Ambitions et limites des réformes culturelles à l'époque carolingienne', pp. 727-737; 五十嵐修「カロリング朝の民衆教化——その理念と現実——」; 多田哲 「カロリング王権と民衆教化——『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに——」。また、一般訓令は河井田研朗により邦訳されており、詳細な注解が試みられている。「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(七八九年)の試訳」、『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』第27号、2005年、pp. 117-150; 同「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(七八九年)の注解(1)」、『福岡大学人文論叢』第36号-4、2005年、pp. 1-23.

会組織の整備など、極めて多岐にわたる施策が規定されているが、それらはすべて一つの「キリスト教的価値観に沿って矯正された社会」を作り出す試みとして理解することができる。

(1)-2：問題の所在

このような改革は王国全土で一様に行われたのだろうか。それぞれの司教が改革の責任者としての役割を与えられていたのであれば、それぞれの司教区に対象を限定した上で、改革理念の現実における展開を検討することで、カロリング期教会改革の意義に迫ることができると考えられる。これまでの研究では、改革に対する王国各地の反応が概観されることはあっても、在地での改革の展開を深く掘り下げるような分析が行われることは少なかったように思われる。そのような試みが行われる場合であっても、対象とされる地域はライン・ロワール間の王国の中心部とされる部分のみであった。

しかし、カピトゥラリアや司教カピトゥラリアの伝存状況からは、王国の中心部以外でも教会改革が積極的に行われていたことがうかがえる。モルデクによるカピトゥラリアの伝来写本目録⁸をもとに作成された、地域ごとのカピトゥラリアの伝存状況を表1に示した。また表2は、カピトゥラリアを伝える写本の中でも特に教会改革の在地での展開を示すものとして重要な、いわゆる「手引書写本」⁹の伝存状況であり、表3は司教カピトゥラリアのMGH版における写本一覧に基づいた司教カピトゥラリア¹⁰を伝える写本の伝存状況である。これらの表から明らかになったことは、ライン・ロワール間の王国中心部と並んで、バイエルン¹¹からも9世紀前半を中心に多くの写本が残っていることである。また、残されている写本のほとんどが「手引書写本」である点も

⁸ H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*.

⁹ 「手引書写本」とは一般訓令の理念を受け継いで、信徒に対する司牧活動や聖職者の教育の際に参照する目的で作成されたもので、主の祈りや使徒信経、贖罪規定書、説教などの文書と共にカピトゥラリアを伝えているものである。これについては本稿第1章(2)-1を参照。王権の試みた教会改革が、聖職者や一般信徒への宗教教育を重視するものであったことを考えるのであれば、「手引書写本」の存在からその地における積極的な改革活動を推測できるだろう。

¹⁰ 司教カピトゥラリアとは、一般訓令の影響を受けて、各地の司教が配下の聖職者に向けて出したものである。司教カピトゥラリアはほぼすべてが、教会関係の史料とともに編纂された写本中で伝来している。司教カピトゥラリアについても本稿第1章(2)-1を参照のこと。

¹¹ 初期中世におけるバイエルンは、現代のバイエルンとオーストリアの3分の2ほどを含む領域であり、おおまかにいってレッヒ川以東、フィヒテル山脈・オーバープファルツ・ボヘミア山脈以南、アルプス以北(ボルツァーノ付近の地域まで)の地域のことであり、東へは征服・伝道により漸次拡大していく。798年以降はザルツブルク大司教が管轄する教会州と一致することとなる。P. S. Fichtner, 'Alt. Bavaria', *Dictionary of the middle ages*, II, New York, 1982-1989, pp. 132-135; J. Martin (ed.), *Atlas zur Kirchengeschichte*, Freiburg-Basel-Wien, 1987, pp. 34f, p. 46.

興味深い。もちろん、写本の散逸の可能性を考えると、この調査結果は暫定的なものに過ぎず、カピトゥラリア、司教カピトゥラリアを含まない形で伝えられている手引書写本も数多く存在しているが、それらはここでは考慮されていない。しかし少なくとも9世紀前半には王国中心部のみならずバイエルンにおいても積極的な改革活動が展開されていたことは間違いないといえ、この地域における教会改革の展開を検討することにも一定の意義を見出せるものと思われる。

表1 カロリング期に出された国王のカピトゥラリアを含む写本の伝存数¹²

	9世紀前半	9世紀後半	10世紀	合計
ザルツブルク大司教区	11	1	7	19
マインツ大司教区	15	6	7	28
トリーア大司教区	1	0	1	2
ランス大司教区	3	13	3	19
トゥール大司教区	5	2	0	7
サンス大司教区	1	3	0	4
ブルジュ大司教区	1	0	0	1
リヨン大司教区	0	1	1	2

表2 国王のカピトゥラリアを含む「手引書写本」の伝存数¹³

	9世紀前半	9世紀後半	10世紀	合計
ザルツブルク大司教区	7	0	3	10
マインツ大司教区	12	1	4	17
トリーア大司教区	1	0	0	1
ランス大司教区	3	7	0	10
トゥール大司教区	1	0	0	1
サンス大司教区	1	1	0	2

表3 司教カピトゥラリアを含む写本の伝存数¹⁴

	9世紀前半	9世紀後半	10世紀	合計
ザルツブルク大司教区	4	1	3	8
マインツ大司教区	1	5	2	8
トリーア大司教区	1	1	0	2
ランス大司教区	0	5	3	8
トゥール大司教区	0	1	0	1
リヨン大司教区	0	1	0	1

¹² H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse* をもとに作成。9,10世紀の写本で作成地がほぼ確定されているもののみ。イタリアのものは除外した。

¹³ ここでは表1に含まれる写本のうち、教父の論考、教会法、典礼関係の史料、説教、主の祈り・使徒信経、司教カピチュラリアなどと共に国王のカピトゥラリアが伝えられている写本を手引書として数えた。

¹⁴ *MGH. Cap. episc. I-III*のそれぞれの司教カピチュラリアの *Überlieferung* の部分をもとに作成。9,10世紀の写本で作成地がほぼ確定されているもののみ。イタリアのものは除外した。司教カピトゥラリアと国王のカピトゥラリアがともに含まれる写本に関しては、表2と重複して数えられている。

以上のことを踏まえた上で本章では、ザルツブルクの初代大司教アルノ(位785-821、798年以降大司教)の在位期を主たる対象に、王権の目指した教会改革が、改革の現場である小教区や一般信徒にまで伝えられる様子を明らかにする¹⁵。その中で、先行研究で明らかにされた王国中心部における改革の展開との相違も指摘される。本稿で得られた知見は、アルノ以降の教会改革の展開を検討するための基礎となるだけでなく、カロリング期教会改革の意義そのものを問う際の手掛かりともなるものであると思われる。

すでに第1章で述べたように、筆者は必ずしも厳密にカピトゥラリアの範囲を限定的に捉える立場は取らない。従来の研究では、カピトゥラリア、司教カピトゥラリア、教会会議決議がそれぞれ別々に考察の対象とされることが多かった¹⁶。しかし、それらのテキストはすべて、改革の現場における手引としての役割を果たし得たものである。それゆえこの時代の教会改革を検討する際には、この種の手引となったテキストをすべて考慮する必要があるのではないだろうか。本稿は、カピトゥラリアに類似した、司牧の際の手引とされた可能性のある訓戒的な性質を持つテキストをできる限り広く考察の対象とする。そこには教会会議決議、カピトゥラリア、司教カピトゥラリア、大司教による教会会議でのスピーチや司牧教書が含まれる。その際特に注意されることは、それが教会会議決議なのかカピトゥラリアなのかという違いではなく、王国レベル、大司教区レベル、司教区レベルといったテキスト中の規定の対象とする範囲である¹⁷。それにより王国レベルのカピトゥラリア・教会会議決議に見られる理念が、小教区や一般信徒まで伝えられていく様子が明らかになることと思われる。

¹⁵ この時代のバイエルン教会を対象とした研究で、本稿の関心と照らして重要と思われるものは、一連の教会会議を概観する W. Hartmann, 'Die bairischen Konzilien der Zeit Arnos von Salzburg', *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 141-151; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', *Bayern vom Stamm zum Staat*, München, 2002, pp. 1-18. ザルツブルクの首都大司教座昇格の背景と伝道活動を考察する B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, Berlin, 1991, 特に pp. 35-200. 大公制からカロリング王国への編入という転換期において司教の果たした役割の変遷を検討する S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern* などである。しかし管見によれば、バイエルンを対象に、一般訓令にはじまる教会改革の展開を扱った研究は見られない。なおこの時期のザルツブルク、バイエルンの状況に関しては、H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', Idem (ed.), *Geschichte Salzburgs. Band I/1*, 1983, pp. 157-228; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, Berlin, 1987 が参考になる。

¹⁶ レインは、これまでの研究がカピトゥラリアのみに大きな関心を寄せており、教会会議決議が軽視されていたと指摘する C. van Rhijn, *Shepherds of the Lord*, p. 30.

¹⁷ 但し規定の対象とする範囲自体、伝達の過程を通じて変化するという点にも注意が必要である。例えばザルツブルク大司教区を対象とする教会会議決議であっても、他の大司教区内の手引書写本中に書き写されて、手引として用いられる可能性もあり得る。この点については本稿第1章の議論を参照のこと。本章では王国レベル、大司教区レベルなどの範囲ごとにテキストを区別して議論を進めるが、その場合の対象範囲とは、テキストの作成時点において念頭に置かれていたであろう範囲を指すこととする。

る。このような視角から分析を行うことで、第1章で検討されたような、王権と在地の間のカピトゥラリアテキストを介したコミュニケーションの過程に関する一つのモデルケースを提示することにもなろう。

(2)：前史——大公領時代から大司教座設立までの時期の教会組織化の動き

788年までバイエルンはアギロルフィング家の大公により支配されており、8世紀半ば以降はフランク王国から半独立状態にあった¹⁸。この地域には8世紀以前からキリスト教が持ち込まれていたが、本格的な教会の組織化はボニファティウスの活動によってはじまるといってよい¹⁹。そのときの様子を、彼と教皇の間の書簡が伝えている。ボニファティウスによると、彼がバイエルンで活動を始めた当時、そこには一人の司教(おそらくパッサウ司教ヴィヴィロ)しかいなかったらしい。739年の教皇グレゴリウス3世の書簡によると、ボニファティウスはバイエルンをザルツブルク、レーゲンスブルク、フライジング、パッサウの4つの司教区に分割し、3人のアングロ・サクソン人を新たに司教に任命した²⁰。ここで重要なことは、ボニファティウスが「大公オディロの認可とともに」4司教座を確立したことである。大公は、領内でのボニファティウスの活動を支援することで教皇との結びつきを密にして、教会政策へのフランク側の干渉を排除し、バイエルンの独立を保つことを試みた。この時期のバイエルン教会の組織化は教皇・ボニファティウス・大公のイニシアティブのもとで行なわれている。しかしこの時点でバイエルン大公領内での教会改革がそれ以上展開することはなかった。バイエルンの教会の頂点にいたのは大公であったため、大司教座の設立は必要とされなかった²¹。さらにオディロの後を継いだタシロ3世(位749-788)は、司教座よりも修道院を重視する政策をとったため²²、司教座を中心とした教会組織の形成が進まず、司教や司祭の司牧的役割が強調されることもなかった。

タシロ時代の教会会議決議からは、タシロの教会政策が見て取れる。タシロが大公であった時期からは3つの教会会議決議が残っているが、756年ごろのアッシュハイム教会会議にはタシロよりも司教たちの意向が大きく現われている。この教会会議は、タシロが未だピピンの後見下にあった時、またはピピンに臣従を誓い後見を脱した直

¹⁸ アギロルフィング家の大公によるバイエルンの支配については、森義信「初期中世バイエルン史研究序説——アギロルフィング家の大公について——」、『釧路工業高等専門学校紀要』第11号、1977年、pp. 181-202；同「バイエルンの大公制」、同『西欧中世軍制史論』原書房、1988年、pp. 331-361。

¹⁹ バイエルンにおけるボニファティウスの活動とその限界については、梅津教孝「8世紀前半のバイエルンにおける教会組織の整備」、『史淵』第128号、1991年、pp. 37-68。

²⁰ 森義信「初期中世バイエルン史研究序説」p. 194。バイエルンの4司教区への分割と、ボニファティウスによる司教に任命をめぐる様々な議論が存在するが、ここでは立ち入らない。梅津教孝「8世紀前半のバイエルンにおける教会組織の整備」pp. 48ffを参照のこと。

²¹ B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, pp. 120-134.

²² H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp. 146-159; B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, pp. 120-134.

後に行なわれたものであった²³。決議は、聖職者たちによる大公に対する嘆願書の形式をとっており²⁴、大公領の統治の際の聖職者の役割が強調されていて、司教の地位の向上を目的とする規定が目立つ²⁵。また、十分の一税の支払い義務(第5条)、近親婚の禁止(第13条)に関する決議も見られ、同時代のピピンの政策と対応するものともなっている²⁶。これらの政策は、シャルルマーニュによる一連の教会改革政策の中へも受け継がれていくこととなるものであった。

それに反して、バイエルンがフランク王国から半独立状態にあった時期に開かれた、770年ごろのディンゴルフィンク教会会議²⁷と771年のノイシング教会会議²⁸には、大公の意向が大きく反映されている²⁹。それは、決議の形式そのものにも現れている。アッシュハイムのように聖職者たちが大公や世俗の有力者らに呼びかけるのではなく、会議の決議をもとにした大公による勅令の形式を取っているのである³⁰。タシロ自らがイニシアティブをとって開催したこれらの教会会議活動の中では、もはや司教の地位の向上の動きは目立っていない。そこには教会関係の決議だけでなく、世俗の事柄に関する決議も含まれており、特に貴族への優遇政策が目につく³¹。この2つの教会会議決議は、バイエルン部族法典の補足としての性質を持つものであり、一般信徒への司牧へ用いる手引とはされなかった³²。ここには、一般訓令に現われるような、司教を中心とした一般信徒への司牧活動、民衆活動への動きは見られない。

788年のタシロの失脚以降、バイエルンはフランク王国に完全に併合されることとなり、シャルルマーニュの義理の兄ゲロルド1世が辺境伯・プラエフェクトゥスに任

²³ *MGH. Conc. II-1*, no. 10, pp. 56-58. この教会会議の日付については、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 90f; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 3f.

²⁴ 教会法を尊重すること(4条)、貧者を抑圧しないこと(11条)などが大公や世俗の官職保有者らに直接呼びかけられている。

²⁵ 司教が修道院に対する支配権を持つことを明記した8, 9条など。この会議の決議の内容については W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 90-92; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 4-8 を参照。

²⁶ 755年にヴェール Ver で開かれたフランクの教会会議決議(*MGH. Cap.*, I, pp. 32-37, no. 14)との内容的な類似が確認される。

²⁷ *MGH. Conc.*, II-1, no. 15, pp. 93-97.

²⁸ *MGH. Conc.*, II-1, no. 16, pp. 98-105.

²⁹ ディンゴルフィンク教会会議とノイシング教会会議の決議の内容に関しては W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 92-96; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 8-13.

³⁰ 「ディンゴルフィンクと呼ばれる場所で聖なる教会会議が定めたことが、君主タシロ公により発布された」*“Haec sunt decreta, quae constituit sancta sinodus in loco, qui dicitur Dingolwinna, domino Tassilone principe mediante.”* *MGH. Conc.*, II-1, no. 15, p. 91. ノイシング教会会議決議の序文も同様の文言である。

³¹ W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 94f; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 11f.

³² 両方の教会会議の決議は、バイエルン部族法典とともに伝えられている。W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 93.

命された³³。しかしそれだけでは、この地域を完全にフランク王国内に組み込むためには不十分である。一般訓令を見ても分かるように、フランク王国の統合原理はまさにキリスト教であった。シャルルマーニュにとって、新たに獲得したこの地域の教会の組織化を進め、社会全体のキリスト教化を進めることは不可欠の課題であったといえるだろう。

この時期に、バイエルンの諸司教座は経済的に豊かになっていく。シャルルマーニュは791年から793年までバイエルンに滞在し、征服の後処理に努めている。この時、以前に大公からレーンとして受け取っていた財産がすべて、司教座・貴族らにまとめられ、大公に優遇されていた私有修道院はその多くが王権や司教座の傘下に入ることとなる³⁴。しかし、この時期においても、一般訓令に見られるような教会改革の積極的な推進は見られない。その理由としては、791年からアヴァール遠征が本格化したことが挙げられるだろう³⁵。しかしさらに、バイエルンの司教たちが必ずしもフランクよりではなかったことも原因と考えられるかもしれない。従来の研究においてアギロルフィング期からすでに親フランク的であったされていた、ウオジー家出身のフライジング司教アット(位783-811)について、近年の研究においては、シャルルマーニュの征服直後に彼がカロリング家の支配を非難する態度をとっていることが指摘されている³⁶。また791年の前任者シントペルト(位768-791)のアヴァール遠征での戦死の後、レーゲンスブルク司教に任命されたアダルヴィン(位791-816)は、これまで考えられていたように宮廷サークル出身なのではなく、前任者と同じドナウガウに基盤を持つ有力貴族出身であった³⁷。バイエルン併合後も、シャルルマーニュが自らの腹心を送り込むのではなく、在地貴族家門から司教を選んでいるのである。王権と個々の司教との間の関係は、王国中心部と異なり必ずしも親密とはいえない状況であったことが推測出来る。

しかし、ザルツブルク司教のアルノは例外である。ここで彼の経歴を簡単にまとめ

³³ ゲロルドはシャルルマーニュの2番目の正妻ヒルデガルト(783没)の兄で、アギロルフィング家とも親戚関係にあった人物である。彼の辺境伯・ブラエフェクトゥス就任と同時に、大公制は廃止された。799年に死んだ彼の後任にはアウドゥルフが就いたが、817年ごろの彼の死後、825年のルートヴィヒ独人王のバイエルン入りまで、バイエルンには単独の世俗的支配者は存在しなかった。これらの事情については、H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp. 187-195; 森義信「バイエルンの大公制」、pp. 350f.

³⁴ この時の経過については H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp.189-192; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 160-182.

³⁵ アヴァール戦役については H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', p. 160; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp 253-260. バイエルンの高位聖職者たちも従軍しており、791年の戦いではレーゲンスブルク司教シントペルトが戦死している。

³⁶ S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 152-155.

³⁷ *Ibid.*, pp. 166-168.

てみよう³⁸。彼は、740年ごろに、バイエルンの有力貴族家門であるファガナー族の近親家系に生まれた。758年にフライジング司教ヨセフス(位 748-764)に預けられ、遅くとも776年にはその地で司祭職についている。778年ごろにアルノは、フランク王国内のサンタマン修道院に入り、782年にそこの修道院長となった。そのころ彼はシャルルマーニュの宮廷サークルと親密な関係を持ったようだ。785年に彼はザルツブルクの司教となる³⁹が、彼の司教への昇進の背景にはシャルルマーニュの影響力があつたのだろう。しかし彼はタシロと対立していたわけではない。787年、タシロはシャルルマーニュと自身の紛争の調停を教皇に依頼するという重要な任務をアルノに与えた。この試みは失敗に終わるものの、アルノとフランク国王・大公との関係が悪化することはなかったと考えられている。バイエルンの併合から10年後、アヴァール遠征も一段落した798年に、アルノは教皇レオ3世からパリウムを受け取り、フライジング、レーゲンスブルク、パッサウ、ゼーベン、ノイブルクを属司教座として持つ⁴⁰大司教となった。ここでの教皇の役割は形式的なものであり、実際のイニシアティブを取つたのは明らかにシャルルマーニュであつた⁴¹。アルノの大司教位への昇格の背景を巡っては様々な議論がなされているが⁴²、バイエルンの貴族出身であると同時にフランク宮廷との関係も深かつた彼がバイエルンの大司教にもっとも適した人物であつたということに疑いの余地はないだろう。以前から政治的中心地であつたレーゲンスブルク⁴³ではなくザルツブルクが大司教座に昇格したことについても、アルノ

³⁸ 大司教昇格以前のアルノの経歴については、H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', pp. 157f; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp. 206f; B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, pp. 138f を参照。以下のアルノの経歴に関する叙述はそれらの部分をもとにしている。

³⁹ その後も808年ごろまではサンタマン修道院長の職を放棄することはなかったと考えられるが、正確に何年までサンタマン修道院長の職をもち続けていたのかに関しては議論がある。参照 H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', pp. 158, n. 16。大公領内の司教座の司教とフランク王国内の修道院の院長を兼任しているということ自体が、タシロとシャルルマーニュの間に挟まれた彼の立場を象徴している。

⁴⁰ ゼーベン(後にブリクセンへ司教座が移動)は伝統的にアキレイア総大司教の管轄下にあつたが、ザルツブルクが大司教座に昇格した際にザルツブルクの属司教座とされた。ノイブルクは800年ごろにアウグスブルクと統合されマインツ大司教区の管区に移る。B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, pp. 136f.

⁴¹ *Ibid.*, p. 135。大司教区組織の復活・新設はシャルルマーニュの王国規模の教会改革政策の一つでもあつた。

⁴² アルノの大司教座昇格に関しては、H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', pp. 160f; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp. 208f; B. Wavra, *Salzburg und Hamburg Erzbistumsgründung und Missionspolitik in karolingischer Zeit*, pp. 134-140; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 195-207.

⁴³ レーゲンスブルクは、ローマ時代末期にはすでにラエティア属州の大公 *dux* によって拠点とされており、その後もバイエルン大公の支配の中心地であつた。W. Muschka, 'Regensburg - ein mittelalterlicher Bischofssitz besonderer Prägung', T. M. Buck(ed.),

個人と宮廷の結びつきが大きな役割を果たしたと考えられる⁴⁴。アルノが大司教となった798年以降、バイエルンでは、一般訓令の理念に従った教会改革が本格的に展開していくこととなる。以下では、そのような王権発のカピトゥラリアや教会会議決議に見られる理念がどのような過程を経てザルツブルクの諸司教座、さらにはそれぞれの司教座に属する下位の聖職者や一般信徒にまで伝えられていったのかを具体的に検討していきたい。

Quellen, Kritik, Interpretation: Festgabe zum 60. Geburtstag von H. Mordek, Frankfurt am Main – Berlin – Bern · New York – Paris · Wien, 1999, pp. 155-182, p. 156.

⁴⁴ レーゲンスブルクではなくザルツブルクが大司教座に選ばれたことをめぐっても、多くの議論がなされているが、ここでは立ち入らない。この問題に関しては本章註15の文献を参照のこと。

(3)-1：王権による改革理念の大司教区への伝播

一般訓令や王国規模の教会会議決議の中に見られる改革理念は、どのようにして各地の司教たちに伝えられたのだろうか。アーヘンを初めとする主要な王宮から遠く離れた場所に位置するバイエルンにおいては、それぞれの司教全員が宮廷と直接接触するのではなく、大司教にして国王巡察使たるアルノを介してそれぞれの司教区に改革理念が伝えられていた。

そのための方法として第一に挙げられるのは、カピトゥラリアが発せられる場ともなりえた王国集会・教会会議⁴⁵への参加である。ただし、この時代のほとんどの教会会議決議は、参加者の署名を欠く形で伝えられており、どの教会会議に誰が参加したのかを正確に知ることは困難である⁴⁶。アルノが参加したと考えられている王国規模の教会会議は、801年から802年にかけて開かれた一連のアーヘンでの王国集会・教会会議⁴⁷、806年の帝国分割計画の際のティヨンヴィルでの王国集会などである⁴⁸。さらに彼は、813年に王国の5カ所で同時に開かれた改革教会会議の一つ、マインツ教会会議において、ケルン大司教ヒルデバルドゥス、マインツ大司教リクルフスと並んで司会を務めたことが分かっている⁴⁹。これらの教会会議は、一般訓令に見られる教会改革政策の再確認が行われ、それがさらに発展させられる場でもあった⁵⁰。アルノはバイエルンの司教たちを代表して、この種の王国集会・教会会議に参加していたと考えられる。

さらにアルノは、国王の使節としての活動を何度も行っており、シャルルマーニュが彼に大きな信頼を置いていたことがうかがえる⁵¹。797年末、彼は、アキレイア総大

⁴⁵ なお本章では MGH の *Concilium* の版に含まれているテキストを便宜上「教会会議決議」と呼び、これらの教会会議決議を出した集会を「教会会議」と呼ぶこととする。第1章ですでに述べたように、それら教会会議決議は必ずしも国王のカピトゥラリアと区別されるものではなく、第3章で明らかにするように、教会会議と王国集会の関係もこの時期に関しては明確なものではなかったことを断っておきたい。

⁴⁶ H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', pp. 59f; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 5.

⁴⁷ H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', p. 165; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, p. 209. 800年から802年までの間にアーヘンで何度教会会議が開かれたのかについては議論がある。その問題については S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 218f.

⁴⁸ H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, p. 210.

⁴⁹ MGH. *Conc. II-1*, no. 36, p. 259.

⁵⁰ 多田哲は、「王権が彼ら[司教ら聖俗貴族]との関係を更新し、民衆教化への意識を維持し、高揚させるため」の場としての教会会議の役割を強調している。多田哲「カロリング王権による民衆教化政策の展開」、pp. 25-28。「教会会議」の持つ役割については、本稿第3章や第4章(2)の議論も参照のこと。

⁵¹ 800年前後に特に集中して見られるアルノの国王の使節団内での活動については、H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, pp. 208-10; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 211-218.

司教パウリヌス、サンドニ修道院長ファルドゥルフらと共に、シャルルマーニュによってローマへと派遣され、いくつかの任務を果たした。800年には、パーダーボルンへと逃れていた教皇をローマへと送り返すという重要な任務を、ケルン大司教ヒルデバルドゥスと共にに行っている。彼は同年末に再びローマを訪れ、シャルルマーニュの皇帝戴冠にも立ち会っている。彼が皇帝の信頼を受けていたことは、811年に出されたシャルルマーニュの遺言書からもわかる⁵²。彼は、ケルン大司教ヒルデバルドゥス、マインツ大司教リクルフスに次いで3番目に署名しているのである。アルノはシャルルマーニュ個人とも頻りに接触できる位置にあったといえるだろう。

彼は国王巡察使にも任命されていた。巡察使制度とは、複数の伯管区を包摂する程度の広さを持つ「巡察管区」を設け、それを聖俗各1名の使者によって巡回させるもので、彼らは国王の代権者として、紛争の調停、伯の監督、王領地の管理などを行なった。さらにカピトゥラリアの伝達と実行もその職務に含まれる⁵³。いわゆる巡察使カピトゥラリアにおいて巡察使が自身の管区で徹底させるべきことが述べられており、そこから教会改革における彼らの役割が明らかになる。例えば、810年の巡察使カピトゥラリアでは、「聖職者一人一人が、自身の品級に応じて、自身に委ねられた民衆に説教を行い、彼らに教育を施すよう努めるべきである」と定められている⁵⁴。すでに述べたように、説教を通じた民衆教化は一般訓令に見られる教会改革の中でもっとも強調されているものの一つである。一般訓令に見られる教会改革を、自身に割り当てられた管区で徹底させることが巡察使に期待されたのである。彼らは、行政面における役割とともに、教会改革においても大きな役割を持っていた。アルノは791年以降国王巡察使として頻りに史料に現れるようになる⁵⁵。彼は、パッサウ、フライジング、レーゲンスブルクなどで活動しており、その管轄区域はザルツブルク大司教

⁵² これはアインハルトによるシャルルマーニュの伝記の最後の部分に付されているものである。國原吉之助訳・註、『カロルス大帝伝』筑摩書房、1988年、pp. 43-48.

⁵³ 五十嵐修「国王巡察使制度とフランクの国制」、p. 103. すでにメロヴィング期から「巡察使」*missi* は見られるが、シャルルマーニュの時代の巡察使は以前のものとは全く異なる役職であったようだ。723年の宮宰証書に見られる *missi discurrentes* は、主に王領地での貢租の徴収などに従事した役人に過ぎなかったとされる。巡察使制度については本稿第1章註50で挙げた文献も参照。

⁵⁴ *Capitulare missorum aquisgranense primum*, c. 6, “Ut ipsi sacerdotes unusquisque secundum ordinem suum praedicare et docere studeat plebem sibi commissam.”, *MGH. Cap. I*, no. 64, p. 153.

⁵⁵ 彼は、バイエルンのプラエフェクトゥスであるゲロルド1世やアウドゥルフと共に活動している。バイエルンの他の司教では、レーゲンスブルク司教アダルヴィンが802年以降頻りに巡察使として登場する。パッサウ司教ワルトリッヒ(位777-804)とフライジング司教アットがそれぞれ一度ずつ巡察使として言及されているが、アルノらと同じ、定まった管区を持った常設の巡察使としての活動だったのかは定かではない。H. Dopsch, ‘Die Zeit der Karolinger und Ottonen’, pp. 165; H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, p. 209; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 162f, pp. 218-226.

区とほぼ一致していたと考えられる⁵⁶。巡察使としてのアルノの地位は、大司教区内での教会改革を推進するためにも好都合だったものと思われる。

このようにアルノは、教会会議への参加、国王の使節団への参加、巡察使活動を通じて王権と頻繁に接触する機会を持っていた。さらに、宮廷サークルの中心人物であり、教会改革の推進者の一人と考えられているアルクインとも、彼は個人的な関係を持っていた。アルクインがアルノに送った多くの書簡がそれを示している。その中には、一般訓令を想起させるような改革理念が繰り返し説かれている。たとえば790年の書簡では「自分自身について考え、向かうべき所を知り、行うべきことをあらかじめ確かめ、自身についてのみならず、自身の指導に委ねられている一つ一つの魂について、恐ろしい審判人の前で報告することとなるのだということ[を考えるように]、何度も繰り返しお願いし、勧告します。それゆえ、熱心に働き、折が良くても悪くても、つまり望むものにもそうでないものにも、説教し、とがめ、戒め、励ましてください」⁵⁷、と述べ、アルノに司牧的な役割を果たすよう促している。アヴァール人への伝道に関する796年の書簡では、「あなたは、十分の一税の徴収者であるのではなく、信仰の説教者たるべきです」、と助言している⁵⁸。アルノが大司教になった後の800年の書簡では、「平和と愛の中に暮らすわれわれの兄弟たち全員に、そして我らが父、司教アリム⁵⁹に、そしてあなたの他の同僚の聖職者たちによろしくお伝えください。常に彼らを説教の職務へと促してください。使徒の座からパリウムを受け取ったとき、あなたはより大きな荷を受け取ったのであり、あなたはすべての人間、すべての身分に、自信を持って神の言葉を説教する義務を持っている、ということをお忘れなように」⁶⁰、として、司牧活動と大司教としての配下の聖職者の統制を再確認している。

⁵⁶ R. McKitterick, *The Frankish kingdoms under the Carolingians*, London & New York, 1983, p. 95.

⁵⁷ “Obsecro iterum iterumque ammonere, ut te ipsum consideres; et quo tendas, agnoscas; et quid facias, praevideas; et coram quam terribili iudice rationem redditurus sis non solum de te, sed etiam de singulis animabus, quae tuo commissae sunt regi-
mini. Ideirco non segniter labora; praedica oportune, importune id est volenti et nolenti, argue, obsecra, increpa...”, E. Dümmler (ed.), *MGH. Epistolae IV, Karolini Aevi II*, Berlin, 1886, no. 10, pp. 35f.

⁵⁸ “...esto praedicator pietatis, non decimarum exactor...”, *ibid.*, no. 107, pp. 153f.

⁵⁹ ゼーベン司教アリム(位 760年代後半?-800年ごろ)のことと思われる。アギロルフィン
グ期、カロリング期共に、史料におけるゼーベンに関する言及は極めて少ない。ヴォルフ
ラムはアルクインが特別に言及していることから、アリムがアングロ・サクソン人であつ
た可能性を考えている。H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs
vor seiner Entstehung*, p. 150.

⁶⁰ “Saluta, obsecro, omnes fratres nostros in pace et caritate patremque nostrum
Alimum episcopum et ceteros consacerdotes vestros. Hortare illos semper ad praedi-
cationis officium. Memento, dum pallium accepisti ab apostolica sede, maius te acce-
pisse onus et debitorem esse omni personae et dignitati fiducialiter verbum Dei
praedicare.” *MGH. Epistolae. IV*, no. 193, p. 321.

アルクインとの頻繁な文通が、アルノによるバイエルンでの教会改革への取り組みの際に大きな影響を与えたことは間違いない。

以上からバイエルンにおいては、王権の改革理念を各地に伝える際にアルノの果たした役割が大きかったことが分かる。王国集会・教会会議への参加、国王の外交使節への参加、巡察使としての活動を通じて王権と緊密に接触し、王宮における改革の推進者アルクインとの個人的な友情関係を持っていたことで、アルノは教会改革への意識を大いに高めたことと思われる。このようにして王権の改革理念を受け継いだ彼は、大司教区内の司教たちにそれを伝えていくこととなる。

(3)-2：大司教区内での教会改革の展開：大司教区会議

アルノを中心として、各々の司教たちに改革理念・改革政策が伝えられる場として機能したのは、主として大司教区会議であった。一般訓令13条では、「教会管区の司教たちに対して、教会の諸問題[を扱う]ために、[管区の]首都大司教と共に年間に2度教会会議を開くべきこと」が定められている⁶¹。表4は、アルノの時代にバイエルンで開催されたことが知られている大司教区会議の一覧である。798年から811年までの間に少なくとも6回⁶²の大司教区会議が開かれたことが分かる。さらにカロリング期の教会会議決議の中では例外的に、バイエルンの教会会議は参加者が明らかになっているものがほとんどである。大公時代とは異なり、以前まで大公が座っていた主催者の位置には、大司教のアルノがついたものと思われる。会議に参加しているのは、ザルツブルク大司教座の属司教と修道院長、そしておそらく開催地の聖職者らである。教会会議の決議文書には俗人の参加は記録されていないものの、証書が残されている会議には何人かの俗人も臨席していたことが伝えられている。このような大司教区会議は、大司教を中心にしてそれぞれの司教区内での教会改革の実践を再確認しあう場として機能した。また、この種の会議は大司教区内での紛争の調停が行なわれる場でもあった。大司教区会議は、巡察使でもあったアルノが属司教や修道院長たちに自らの権威を示す場としても役立ったと思われる。

⁶¹ *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 55. 河井田研朗 「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 129.

⁶² ライスバッハ、フライジング、ザルツブルク教会会議は、3ヶ所の決議が結合した形で伝えられているもので、799年1月20日から、場所を移動しつつ協議が行われた教会会議であると考えられている。なぜ場所を移動しながら協議が行なわれたのかは不明であるが、このような例は、845/6年モー・パリ教会会議決議、862年ピトル・ソワソン教会会議決議などにも見られる、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 143; K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 13-18. 799年(または800年)に開かれたのは、ライスバッハ教会会議のみであり、その後一年おきにフライジング、ザルツブルクで教会会議が開かれた、との見解も提示されている、H. Mordek-M. Glatthaar, 'Von Wahrsagerinnen und Zauberern', H. Mordek (ed.), *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung*, pp. 229-260.

表4 アルノの時代の大司教区会議の一覧

開催地	時代	参加者	備考
不明 ⁶³	798-800	不明	アルノが <i>Instructio Pastoralis</i> を出した時の教会会議 ⁶⁴ 。決議は伝わっていない。
ライスバッハ、フライジング、ザルトツブルク ⁶⁵	799?	ゼーベン司教アリム、ザルトツブルク大司教アルノ、パッサウ司教ワルドリッヒ、フライジング司教アット、ノイブルク司教シントペルト、レーゲンスブルク司教アダルヴィン、6人の修道院長、4人の司祭、4人の首席司祭、2人の助祭。	47条の決議が伝来。
テーゲルンゼー ⁶⁶	804	ザルトツブルク大司教アルノ、フライジング司教アット、司教アダルハルドゥス(司教座不明)、 <i>vocatus episcopus</i> ヒルティゲルス、2人の修道院長、1人の首席司祭、2人の司祭、6人の修道士、3人の伯、1人のケンテナリウス他。	テーゲルンゼー修道院長とフライジング司教の間の争いを調停する短い記録が伝来。
フライジング? ⁶⁷	805	具体的な人名はない。「バイエルン州の司教、修道院長、他の教会人らの聖なる教会会議」 ⁶⁸ 。	大司教区会議で決議された祈祷兄弟盟約について述べる部分のみ伝来。
レーゲンスブルク ⁶⁹	806	ザルトツブルク大司教アルノ、フライジング司教アット、レーゲンスブルク司教アダルヴィン、パッサウ司教ハット、ゼーベン司教ハインリッヒ、(アイヒシュタット司教?)アグヌス、テーゲルンゼー修道院長メギンハルト、2人の司祭他	証書中で <i>publico conventu episcoporum seu etiam presbiterorum</i> として言及されている。アルノが <i>Serm.</i> を読んだ会議?
ザルトツブルク ⁷⁰	807	ザルトツブルク大司教アルノ、フライジング司教アット、レーゲンスブルク司教アダルヴィン、ゼーベン司教ハインリッヒ、パッサウ司教ハット、6人の修道院長。	十分の一税の分割法についての決議のみを含む記録が伝来。

⁶³ *MGH. Conc. II-1*, pp. 196-201 に見られる 798 年ライスバッハ教会会議の存在は現在では否定されている。K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', p. 13-15. S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, p. 212 n. 241.

⁶⁴ 表 5 を参照。

⁶⁵ 表 5 を参照。

⁶⁶ *MGH. Conc. II-1*, no. 30, pp. 231-233.

⁶⁷ *Ibid.*, no. 31, p. 233.

⁶⁸ "...sanctam synodum episcoporum atque abbatum ceterorumque ecclesiasticorum virorum de provintia Baioariorum...", *ibid.*, no.31, p. 233.

⁶⁹ T. Bitterauf (ed.), *Die Traditionen des Hochstifts Freising. I(744-926)*, München, 1905, no. 231, pp. 213f.

フライジング ⁷¹	811?	ザルツブルク大司教アルノ、フライジング司教アット、レーゲンスブルク司教アダルヴィン、パッサウ司教ハット、ゼーベン司教ハインリッヒ他	証書中で <i>publico conventu episcoporum seu abbatum comitum</i> として言及されている。
----------------------	------	-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

アルノの時代の大司教区会議に関する史料のうち、教会改革政策を具体的に伝えるものを表5にまとめた。*Instructio Pastoralis*は、アルノの大司教昇格直後の798-800年の間に開かれたと推測される開催地不明の大司教区会議で出された、18条からなる司牧の手引である⁷²。各条項は比較的長く、一つの条項で複数の問題が扱われる場合も多い。教会会議の決議そのものではなく、アルノが自ら作成し、大司教区会議の参加者達に贈ったものと考えられている。司教カピトゥラリアが、基本的に司教区内の司祭に向けられているのにたいし、このテキストが呼びかけている対象は主に司教である。司教はその内容を自らの司教区内の聖職者に司教区会議で伝えることになっていた。大司教区会議の決議は、799年にライスバッハ、フライジング、ザルツブルクで開催されたもののみが完全な形で残っている。第1条から第5条までがライスバッハ、第6条から第31条までがフライジング、第32条から第47条までがザルツブルクでそれぞれ決議されたものと考えられている⁷³。

表5 大司教区会議の内容を伝える史料

史料名	時代	史料の性格	条項数	略称
<i>Instructio Pastoralis</i> ⁷⁴	798-800	大司教区会議の際に出された、属司教宛ての司牧教書。	18条	Past.
ライスバッハ、フライジング、ザルツブルク教会会議決議 ⁷⁵	799?	大司教区会議決議。	47条	Conc.R.F.S.
教会会議説教 ⁷⁶	806-811 ⁷⁷	大司教区会議の開催前に読み上げられた文書。	5条 ⁷⁸	Serm.

⁷⁰ MGH. Conc. II-1, no. 32, p. 234.

⁷¹ T. Bitterauf (ed.), *Die Traditionen des Hochstifts Freising. I(744-926)*, no. 299, pp. 258f.

⁷² 必ずしも大司教区会議の際に出されたとは考えない論者もいる。K. Reindel, 'Bayerische Synoden im 8. Jahrhundert', pp. 13-15.

⁷³ W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 143f.

⁷⁴ R. Étaix, 'Manuel de Pastorale de l'Époque Carolingienne', *Revue Bénédictine* 91, 1981, pp. 105-130 (*Instructio Pastoralis* のテキストは pp. 116-123)。これは従来 MGH. Conc. II-1, pp. 198-201 に編集された形で知られていたものである。エテの版では、MGH版で用いられていない写本も考慮に入れられている。

⁷⁵ MGH. Conc. II-1, no. 24, pp. 205-219.

⁷⁶ R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodalsermo Arns von Salzburg', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 39, 1983, pp. 379-394(テキストは pp. 390-394)。

これら2つの史料には、一般訓令以来王権が目指してきた教会改革への取り組みが大きく現れている。一般訓令の中で最も強調されていたことは、司祭による説教活動を通じた民衆教化であった⁷⁹。ここでも多くの条項は、聖職者たちが一般信徒に教えるべき事柄に割かれている。*Instructio Pastoralis*の第11条には、「正しい信仰を保ち、聖なる復活を信じ、審判の日をおそれ、かつて行った善行・悪行が自らに戻ってくることを信じるべきであり、それらを疑ってはならないとのことを、司教はその信徒たちに常に訓戒すべきである」⁸⁰、とある。しかし説教は司教に限定されたものではなかった。第4条では「司祭たちが…ローマの教会の伝統に従って教えることができ、カトリックの信仰を論じ、自身に委ねられた民衆を教え、ローマの伝統がわれわれに伝えるごとくに慣行に従ってミサを挙げる、ということに司教は注意を払うべきである」⁸¹、として、司祭の説教活動を監督する役割が司教に与えられている。説教の内容として求められたことは、基本的なカトリックの教義ではなかった。第5条ではさらに説教されるべき内容として、教会に通って祈祷に専念すること、奉納物を捧げること、姦淫・偽証・盗み・偶像崇拜・異教的な宣誓を避けること、十分の一税を支払うことが規定され、罪人に対しては、正しく贖罪をおこなうことを教えるべきとされている。799年の大司教区会議からも一般信徒に教えられるべきであった内容が明らかになる。第5条は、すべての聖職者が水曜と金曜に肉とワインを控え、第9時に連祷を行うことを決定した上で、「民衆の中で説教が行われるべき時に、訓戒と勧めを通じて、もしくは何らかの折を見て、このことをわれわれが民衆に説くことができるように」⁸²と定め、一般信徒にも水曜と金曜の断食を勧めることを求めており、第16条では「すべての司祭たちは、民衆に罪深い宣誓の慣行を避けるように教えるべきである」⁸³として、アルノの*Instructio Pastoralis*の内容が繰り返されている。また、第

⁷⁷ ポコーニーは806年のレーゲンスブルク教会州会議で読み上げられたものである可能性が高いとしている *ibid.*, pp. 388f.

⁷⁸ このテキストは、カピトゥラリアのように明確に条項に分けられているわけではないが、編者であるポコーニーの区分(内容に従って5つに分けられている)に従う。

⁷⁹ 一般訓令第61条、第82条などを参照。 *MGH. Cap. I*, p. 58, pp. 61f; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 138, pp. 148-150.

⁸⁰ “In hoc semper debet episcopus gregem suum admonere ut fidem rectam teneant, resurrectionem sanctam credant, diem iudicii timeant, recepturos se esse bona uel mala quae gesserunt credant, in hoc non dubitent.” *Past.*, c. 11.

⁸¹ “Et hoc consideret episcopus ... ut secundum traditionem romanae ecclesiae possint instruere, et fidem catholicam debeant ipsi agere et populos sibi commissos docere, missas secundum consuetudinem caelebrare sicut romana traditio nobis tradidit.” *Past.* c. 4. 典礼の際にローマの慣行を遵守することは一般訓令第80条でも求められている。 *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 61. 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 147.

⁸² “... ut praedicetur in populis, ut per exortationem et per suasionem vel per quamlibet occasionem hoc populis persuadere possimus,” *Conc. R. F. S.* c. 5.

⁸³ “Ut omnes presbiteri doceant populum devitare nefarium iuramenti usum, ...” *Conc.*

4条は年に4回の施しをおこなうことを⁸⁴、第15条は首席司祭が異教的慣習の根絶に努めること⁸⁵を、第23条と第46条は信徒の結婚に関する事柄を⁸⁶、第33条と第34条はすべての信徒が四旬節に月曜・水曜・金曜の行列に参加することをそれぞれ定めた。このように、司祭には、信徒たちに基本的な教義を教え込むだけでなく、彼らの生活慣行すべてをキリスト教的なものにしていく役割が求められたのである。さらに教化活動は、言葉による説教に加えて聖職者自身の模範的生活によっても行なわれるべきであった。*Instructio Pastralis*第2条では「言葉よりも彼[司教]から生じる種々のよき行いのほうが従うものたちを教えるほど」⁸⁷の善行を示すべきとされており、同様の規定は第6条や799年の会議の第39条にも見られる⁸⁸。

このような説教や模範的振舞いを通じた民衆教化の実践のためには、小教区の聖職者の質の向上が欠かせなかったため、それに向けた施策もとられている。司教は、配下の聖職者が正しい本を読み理解すること⁸⁹、女性と暮らさないこと⁹⁰、利子付きで

R. F. S. c. 5. 宣誓の慣行の統制については、一般訓令第 64 条も参照. *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 58; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、pp. 139f.

⁸⁴ 「枝の主日の前の土曜、聖霊降臨祭の土曜、9月の第3の土曜、主の誕生に最も近い土曜」“...sabbato ante Palmas et sabbato sancto Pentecosten et tertia sabbati septimi mensis et in sabbato proximo nativitatis Domini ...” Conc. R. F. S. c. 4.

⁸⁵ 「古いや予言の魔術について、そして天災や他の害悪を引き起こす人物について」“De incantationibus, auguriis vel divinationibus et de his, qui tempestates vel alia maleficia faciunt”の規定. そのような人物が発見された場合、首席司祭が調査を行い、罪を正すことが約束されるまでは牢に入れられることとされた. Conc. R. F. S. c. 15. 一般訓令第 65 条でも、同様の者たちについて「このような者が居たならば、彼らは矯正されるか、断罪されるかしなければならぬ」とされている. *MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 58f. 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 140f.

⁸⁶ 第 23 条は不正な結婚を避けるよう信徒に訓戒することを、第 46 条は肉の交わりを否定した男女が離婚を試みる際の神判を定めている. 不正な結婚は一般訓令第 68 条でも禁じられている. *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 59. 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 142. なお、カロリング期における結婚に関する立法に関しては、J. Imbert, *Les temps carolingiens. II, L'église: La vie des fidèles*, Paris, 1996, pp. 15-76.

⁸⁷ “...ut exempla bona quae de illo procedant plus subditos doceant quam uerba.” Past. c. 2. 模範的生活は、説教と並んで信徒への教育において重視されていた. 一般訓令第 72 条も参照. *MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 59f; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、pp. 143f.

⁸⁸ Past. c. 6 では、訓戒が信徒に受け入れられやすくなるように司教が善行を示すこと、司祭が自身の生活態度にならって聖職者を教育することが、Conc. R. F. S. c. 39 では助祭が模範となる生活を実践し、とりわけ酪酐を避けることが規定されている.

⁸⁹ Past. cc. 3, 4. 一般訓令第 78 条も参照. *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 60; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 146.

⁹⁰ Past. c. 12, Conc. R. F. S. c. 17. 一般訓令第 4 条も参照. *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 54; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 127.

ものを貸さないこと⁹¹に注意を払わなくてはならなかった。首席司祭を通じて他の聖職者の質を保つことも求められている⁹²。また、*Instructio Pastralis*の第8条では、「司教一人一人が、自身の都市に学校を作り、ローマの伝統に従って教育し、読書に専念でき、考えを(?)判断できる、聡明な教師をそこにおくべきである」⁹³と定められており、ここには学校の設立を規定した有名な一般訓令第72条が反映されている⁹⁴。さらに司教は年に2度司教区会議を開催すべきであり、そこは「彼ら[配下の聖職者]がどのように振舞うべきか、どのように民衆に教えるべきかを訓戒する」⁹⁵とともに、「彼らがどのように生活し、どのように民衆を教え、洗礼を与えているかを調査する」⁹⁶場であった。また、新たに聖職者に叙階されることを望む者たちに対しても調査が行なわれるべきであり⁹⁷、非自由人は、解放された場合のみ聖職に就くことが許された⁹⁸。これらの試みに加えて、聖職者を俗人と明確に区別するための施策も見られる⁹⁹。このような聖職者内部の改革は、それ自体が目的ではなく、民衆教化を円滑に進めるための手段として取り組まれたものであった。

聖職者内部の規律を正し、一般信徒への宗教教育を円滑に進めるためには教会組織の拡充が不可欠である。史料からは、大司教区会議で大司教を中心として教会の組織化が進められたことが明らかになる。聖職者は世俗の裁判所に行ってはならず¹⁰⁰、司

⁹¹ Conc. R. F. S. c. 10. 一般訓令第5条では、聖職者のみならず信徒全員に利子付き貸与を禁じている。MGH. Cap. I, no. 22, p. 54; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 127.

⁹² Conc. R. F. S. c. 38. 首席司祭は、「他の司祭たちを監督し、調査する」“perquirere ac perscrutari ceteros presbiteros”立場におかれている。

⁹³ “Episcopus unusquisque in ciuitate sua scolam constituat et sapientem doctorem, qui secundum traditionem Romanorum possit instruere et lectioni uacare et meditum discere, ...” Past. c. 8.

⁹⁴ MGH. Cap. I, no. 22, pp. 59f; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、pp. 143f.

⁹⁵ “...illos debeant admonere qualiter ipsi agant uel plebem doceant.” Past. c. 13.

⁹⁶ “... hoc inquirant qualiter uiuant et populum doceant uel baptizent, ...” Past. c. 13. 同様の調査は一般訓令第70条でも要求されている。MGH. Cap. I, no. 22, pp. 59; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、pp. 142f.

⁹⁷ Conc. R. F. S. c. 35. さらに Conc. R. F. S. c. 44 では、貴族が従軍逃れのために修道院長や司祭になることが非難され、司教の出席のもとで剃髪の原因を調査することが求められている。一般訓令第2条も参照。MGH. Cap. I, no. 22, p. 54; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 126.

⁹⁸ Conc. R. F. S. c. 31. 私有教会領主に不自由人として仕える司祭による弊害を軽減するための施策と考えられる。一般訓令第23条も参照。MGH. Cap. I, no. 22, p. 55; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 131.

⁹⁹ 衣服において俗人と異なっていることや、武器を携帯しないことが求められた、Past. c. 7, Conc. R. F. S. c. 9. 一般訓令第70条も参照。MGH. Cap. I, no. 22, p. 59; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 137.

¹⁰⁰ Conc. R. F. S. c. 3. 一般訓令第28条も参照。MGH. Cap. I, no. 22, p. 56; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 132.

教に助言を求めるべきであり、司教が解決できない場合には大司教が、それでも解決できない場合には国王の裁判所へと訴えるべきであった¹⁰¹。この時代の教会が、国王を頂点として、大司教、司教、下位の聖職者というヒエラルキーからなる、という理念がこの規定には良く現われている。さらに大司教の権限も明確化された。*Instructio Pastoralis*の第13条でアルノは、「司教は首都大司教がいなければいかなる処置も下さないよう注意し、毎年開催される首都大司教区の長が取り仕切る教会会議に参加することを怠らないように」¹⁰²と定めている。それぞれの司教区内の組織化も試みられた。司教は、すべての小教区に洗礼教会を作り¹⁰³、司教区の財力と民衆の数に応じて司祭を配置して、彼らの管轄領域を明示すべきであった¹⁰⁴。定まった司教区に属さない聖職者は、教会の組織化の妨げとなると考えられたため、他地域の聖職者や放浪聖職者の活動を認めないこと¹⁰⁵が求められた。十分の一税や信徒からの奉納物の正しい分割を監督する役目も司教が担った¹⁰⁶。それに加えて、修道院を世俗から完全に分離する試みも行なわれ、小教区の司牧活動からも修道士が排除されている¹⁰⁷。社会全体のキリスト教化政策と並行して、このような教会の組織化とそれぞれのヒエラルキーの明確化も試みられたのである。これらすべての中に、一般訓令に始まる王権の改革理念が反映されている。

さらに、大司教から司教への改革理念の伝達を示す史料として、アルノが806年(?)の大司教区会議で司教たちを前に読み上げた説教のテキストが残されている¹⁰⁸。このテキストは、編者のポコーニーによって大きく5つの部分に分けられており、最後の2つの部分は大司教区会議の決議の断片であると考えられている。アルノによる説教の中心は第3の部分であり、そこでは、シャルルマーニュからの書簡の文言を借用しつ

¹⁰¹ Conc. R. F. S. c. 26. 一般訓令第10条も参照。 *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 55; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 128.

¹⁰² "... unusquisque episcopus consideret quod nihil sine metropolitano episcopo agat, et ad synodum constitutum in anno, ubi principes metropolitani constituerunt, non neglegant uenire." Past. c. 13. 一般訓令第8条、第13条も参照。 *MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 54-55; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 128, p. 129.

¹⁰³ Conc. R. F. S. c. 32.

¹⁰⁴ Past. cc. 3, 4.

¹⁰⁵ Past. cc. 14, 15. 一般訓令第3条も参照。 *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 54; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、p. 127.

¹⁰⁶ Past. c. 10, Conc. R. F. S. c. 13, 37.

¹⁰⁷ Conc. R. F. S. cc. 18, 19, 20, 21, 24, 25, 27, 28, 29, 40. なお、アルノの *Pastoralis* はもっぱら在俗聖職者にかかわる規定のみである。修道生活の徹底と世俗との分離は一般訓令第26,27,52,73,77条でもそれぞれ規定されている。 *MGH. Cap. I*, no. 22, pp. 56-57, p. 60; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、pp. 131-132, p. 136, pp. 144-146. 修道院に関するカロリング期の立法に関しては、J. Imbert, *Les temps carolingiens. I, L'église: Les institutions*, Paris, 1994, pp. 110-124.

¹⁰⁸ 年代確定については R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodalsermo Arnns von Salzburg', pp. 388f.

つ¹⁰⁹、799年の大司教区会議の断食規定が見直されている。799年の会議の第5条では、聖職者が水曜と金曜に肉とワインの断食を行い、それを一般信徒にも勧めるよう決議されていたが、定められた祝日やイースターから聖霊降臨祭までの時期は断食が免除されていた。ここでは、「いまや、他の日々と同じく…これらの日々[イースターから聖霊降臨祭までの時期]にも断食を行うことを命じる権威が見つけれられた」¹¹⁰ため、聖職者は定められた祝日を除くすべての水曜と金曜に第9時までの断食を行い、俗人は「彼らが望むのであれば、または模範や喜ばしい説教によって彼らを説き伏せることが出来たら」¹¹¹金曜に断食を行うべきとされている。また、遠方からの来客の場合や、病人、断食が不可能なほどの仕事に従事しているものについては断食が免除され、日々厳しい労働に従事しているものたちは第6時までの断食でよいとされている。労働の厳しさによって断食の免除や軽減を行う措置は、799年の大司教区会議の決議やシャルルマーニュの書簡には見られず、説教の作者であるアルノが独自に生み出したものであると推測できる。ここからは、アルノが、王権の望む措置や以前の大司教区会議での決議を、在地の状況にあわせてより現実的な形へと展開させていることが分かる。大司教区会議での決議・訓戒は、現実において実行されることを第一に目的としていたのである。

第4の部分はおそらく806年の大司教区会議決議からの抜粋であり、ここからはこの時期のバイエルンに未だ異教的慣習が根強く残っていたことが分かる。「動物の病気、疫病、その他の病、または他の様々な災害の際に」¹¹²、神や魔術を用いない医者へと助けを求めるのではなく、「邪悪な男や女、予言者、女魔法使い、占い師、誤った書物、どこかの木や泉」¹¹³へと助けを求めることがあってはならない、ということ、司祭が民衆に訓戒するよう求められているのである。799年の大司教区会議第15条に見られた異教的な人々が未だに活動していたことをこの規定は示しており、大司教区

¹⁰⁹ *MGH. Cap. I*, no. 124, pp. 244-246. リエージュ司教ゲルバルドゥスに宛てられたもののみが現存しているが、もともとは王国各地の大司教・司教・修道院長に向けられたものと思われる。ここでは、12月、1月、2月に3度行われる3日間の断食が命じられているが、それは毎年行われるものではなく、特別にこの年のみ行われるべきものであった。アルノは断食のやり方についての文言のみ借用しており、断食の行われる時期については独自の見解を述べている。

¹¹⁰ “...nunc reperta auctoritate sicut aliis diebus ieiunare licentiam esse, ... istis diebus ieiunare similiter.” *Serm. ll. 29-31*. ここで挙げられている「権威」とは、現在失われたシャルルマーニュによる書簡、又はカピトゥラリアであると考えられている、Rudolf Pokorny, ‘Ein unbekannter Synodalsermo Arns von Salzburg’, p. 391, n.6.

¹¹¹ “...qui voluerint aut quos exemplis vel blandis possimus sermonibus exortare...” *Serm. ll. 63f*.

¹¹² “...non pro infirmitate aliqua neque pro variis aliis eventibus...” *Serm. ll. 80f*.

¹¹³ “... ad malos viros aut feminas aut ad auguriatrices aut maleficas aut incantatores aut falsas scripturas aut ad arbores vel ad fontes auf alicubi,” *Serm. ll. 81f*.

会議では首席司祭が調査・審問すべきであるとされていたが、今度は直接民衆に訴えかける施策がとられている。

第5の部分も会議決議からの抜粋と考えられる。ここでは、「司祭や聖職者に対して、『今、肉を食べよう私に命じて、私のために1つのミサと、たくさんの詩篇を歌うように』と要求して、与えられた贖罪を守ろうとしない」¹¹⁴俗人の慣行が非難され、それを行わないように彼らに教えることが求められている。贖罪の断食を逃れるために、配下の司祭にミサを挙げさせ詩篇を歌わせる、私有教会領主が非難されているのだと思われる。

これら2つの、アルノの説教とともに残された大司教区会議決議からの抜粋は、とりわけ在地での問題に大きくかかわるものであったために記録されたものと思われる。これらからは、ザルツブルク大司教区においても異教的慣行の残存や私有教会の弊害が、教会改革の大きな妨げになっていたことが明らかになる。これらの問題は、一般訓令以来、王権も様々な対策を講じてきた問題であった¹¹⁵。ここでは、より具体的に、在地の状況を踏まえた上でそれらの問題が扱われている。

これらの史料の内容が一般訓令の影響を大きく受けていることはこれまでの検討から明らかであろう。大公領時代の教会会議決議では、民衆教化や聖職者の司牧的役割がこれほど強く打ち出されることはなかった。大司教アルノは、大司教区会議において王権の意向を属司教や修道院長たちに伝え、彼らと共に決議を行った。そこでは一般信徒への宗教教育を通じた社会全体のキリスト教化政策と並行して、教会の組織化と大司教の権限の明確化も行われている。詳しい史料が残されていない大司教区会議においても、改革政策の決議・再確認が行われたものと思われる。アルノは大司教区組織を利用して王権の改革政策を大司教区内に広め、司教たちの改革意識を高めることを試みた。それでは、それぞれの司教たちは、司教区内でどのように改革を実行にうつしたのだろうか。以下では、各司教座から残されている教会改革の動きの痕跡をたどってみたい。

(3)-3：それぞれの司教座における反応

司教区内での動きを伝える史料は、司教カピトゥラリアである。9世紀前半のバイエルンからは2つの司教カピトゥラリアが残っている。Capitula Bavaricaは、ザルツブルク大司教アルノかレーゲンスブルク司教アダルヴィンによって司教区(ザルツブ

¹¹⁴ “Clamant ad presbyteros seu clericos ‘Iube me hodie carnem manducare et canta mihi unam missam vel psalmos tantos’ et nolunt datam penitentiam observare.” Serm. II. 88-90.

¹¹⁵ 異教的慣行への対処については、本章註85も参照。シャルルマーニュによる私有教会対策については、吉田道也「私有教会聖職者とフランク国王の立法」、『法政研究』第16巻、第3・4合併号、1949年、pp. 151-215、特に pp. 189-200.

ルクの場合は狭義の大司教区)内の人々に向けて出された15条の司教カピトゥラリアである¹¹⁶。この史料は740-750年の間に開かれた教会会議の決議であると考えられていたが、その見解は現在認められていない¹¹⁷。序文には、「私の愛するものたち、我らが主イエスキリストの栄光によって、この聖なる祝祭にあなたがたは集まっているのだから、聖なる父たちとわれわれの兄弟たる聖職者(教会人)たちが、彼らの教会会議で、守るべきだと定めた事柄を布告することが良いと思われる」¹¹⁸とあり、このテキストが祝日の集会の際に読み上げられたこと、王国レヴェル、または大司教区レヴェルの教会会議決議¹¹⁹がもとになっていることが分かる。すべての条項が信徒の望ましい振舞いを規定したものである。しかし、テキストの中では、司祭によって一般信徒に教えられるべきこととして、3人称複数で述べられている部分¹²⁰と、直接信徒に語りかけている部分¹²¹が混在している。テキストが写本に書き写される段階で、教会会議決議の規定から司教区に適した部分を抜粋したものに独自の加筆が行なわれた結果、このような混乱が生じたものと思われる。大半の条項は、司祭が信徒に教えるべきこととして規定されている部分であり、この司教カピトゥラリアがもともとは司教区会議で聖職者たちに向けて出されたものであったとも推測される。また、このようなテキストは、小教区の司祭が信徒へ説教をする際の手引としても役立つことだろう。

表6 司教区レヴェルの史料(司教カピトゥラリア)

史料名	時代	作成者	条項数	略称
Capitula Bavarica ¹²²	813以前	ザルツブルク大司教アルノまたはレーゲンスブルク司教アダルヴィン	15条	Cap. B
Capitula Frisingensia tertia ¹²³	9世紀前半(9世紀第二四半期)	不明(ザルツブルク大司教区内の人物)	37条	Cap. F. III

¹¹⁶ 年代確定と著者の問題については、*MGH. Cap. episc. III*, p. 192.

¹¹⁷ このテキストは *Concilium Baiuvaricum* として *MGH. Conc. II-1*, pp. 51-53 にて刊行されていたものである。

¹¹⁸ “Quia igitur, dilectissimi nobis, propter honorem domini nostri Iesu Christi ad istam sanctam solemnitatem convenistis, oportunum nobis videtur, ut ea adnuntiemus, quae sancti patres et fratres nostri ecclesiastici viri in eorum statuerunt concilio observandum”, *MGH. Cap. episc. III*, p. 194.

¹¹⁹ 直接この司教カピトゥラリアのもとになった教会会議の決議は残されていない、*MGH. Cap. episc. III*, pp. 191.

¹²⁰ 第1条、第2条の前半、第3-5条、第6条の前半、第7-9条、第11-15条。

¹²¹ 序文、第2条の後半、第6条の後半、第10条、結語。

¹²² *MGH. Cap. episc. III*, pp. 189-198.

¹²³ *MGH. Cap. episc. III*, pp. 216-230. 以前までは *Capitula Frisingensia* の名前で知られていた史料である。

この司教カピトゥラリアには、王国・大司教区レヴェルで決議・訓戒された内容が大いに反映されているが、その内容は作成者によって改変されている場合も多く、独自の規定も見られる。第7条「[信徒たちは]あらゆる方法で、宣誓という邪悪な慣行を避けるよう努力すべきである」¹²⁴、第12条「あらかじめ、司祭と、彼ら[結婚を望む男女]の間の親戚関係を調査することが出来るその親類や隣人に報告する」¹²⁵ことなしには結婚することが許されない、第14条「[信徒たちは]正しい枘と正しい計量器ないしは秤を持つべきである」¹²⁶、第15条「[信徒たちは]巡礼者と客人を自身の家の中に受け入れるべきである」¹²⁷などの規定は、それぞれ、799年の大司教区会議第16条¹²⁸、同23条¹²⁹、一般訓令第74条¹³⁰、同第75条¹³¹を踏まえたものと思われる。第2条は他の条項と比べると長いものであり、司祭が信徒に教えるべきこととして、性的不道徳を避け、罪の告白と贖罪で最後の審判に備え、臨終の聖体拝領・告白を行なうことが述べられており、条項の途中からは直接信徒に語りかける文体になっていて、聖職者による説教が意識されたものとなっている。第8条から第11条までは施しと断食を定めたものであるが、大司教区会議決議やアルノの教会会議説教の内容が独自に改変されている。ここでは、「[信徒たちは]水曜と金曜の断食を慣習とすべきである」¹³²と定められ、水曜と金曜の断食が一般信徒にまで拡張されている¹³³。また、四季の斎日の規定も若干改変された。信徒は、「枝の主日の前の土曜、聖霊降臨祭の土曜、この月[9月]の第4土曜ないしはこの祝日、我らが主の誕生日の前夜」¹³⁴に施しを行なうとともに、その週の水曜と金曜には第9時まで断食を行って、土曜の第9時に教会に来るべきとされた

¹²⁴ “Ut pessimum usum iuramenti omnimodis vitare studeant.” Cap. B. c. 7.

¹²⁵ “antequam presbitero suo adnuntiet et parentibus suis et vicinis,” Cap. B. c. 12.

¹²⁶ “Ut modia iusta ceterasque mensuras vel stateras habeant.” Cap. B. c. 14.

¹²⁷ “Ut peregrinos et hospites in domos suas recipiant.” Cap. B. c. 15.

¹²⁸ みだりに宣誓することの禁止については、註 83 を参照。

¹²⁹ ただし 799 年の大司教区会議では近親婚の禁止を訓戒することが定められたただけであったのに対し、ここではより実践的な方策がとられている。

¹³⁰ *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 60; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 145.

¹³¹ *Ibid.*, no. 22, p. 60; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789 年)の試訳」、p. 145.

¹³² “Ut ieiunia per feriam IIII et VI in usum adsumant.” Cap. B. c. 9.

¹³³ 大司教区レヴェルの史料においては、聖職者が水曜と金曜の断食を行い、信徒に対してはそれを模範と説教で勧めるべきであるとされていた。上述の本章註 82、註 111 を参照。

¹³⁴ “in sabbato ante palmas et in sabbato pentecosten et in sabbato IIII. istius mensis seu ad istam festivitatem et in vigilia notale domini.” Cap. B. c. 10. この祝日とは、この司教カピトゥラリアが読み上げられている時、つまり司教区の守護聖人の祝日(レーゲンスブルクの場合 9 月 22 日の聖エメラムの祝日、ザルツブルクの場合 9 月 24 日の聖ルペルトの祝日)をさすものと考えられる。これについては *MGH. Cap. episc. III*, p. 192. ここでは 799 年の大司教区会議第 4 条を踏まえつつも、当該司教区の適する形にその期日が改変されている。本章註 84 を参照のこと。

135. また、この司教カピトゥラリアの作者による独自の規定としては、俗人も教会会議に参加すること¹³⁶、教会に頻繁に通うこと¹³⁷、俗人も酩酊を避けるべきであること¹³⁸が挙げられる。第6条は、ギリシャ人、ローマ人、フランク人らが毎週聖体拝領を行っている一方で、多くのものが一年以上それを行っていないことを嘆いており、第3、第4日曜には聖体拝領を行うべきであると定めている¹³⁹。これらの独自の規定は王国レヴェル、大司教区レヴェルでみられた改革理念から大きく逸脱するものではなく、民衆教化というその基本的な方向性は維持されている。改革理念を受け継ぎつつ、在地の状況や司教の関心にあわせた形で改革が展開されていると考えることが出来るだろう。

この時期のバイエルンから現存するもうひとつの司教カピトゥラリア、*Capitula Frisingensia III*は、以前まで*Capitula Frisingensia*の名前で知られていた史料で¹⁴⁰、全37条を含んでおり、作成者は不明である。作成された時代について、ブロマーは漠然と9世紀前半としているが¹⁴¹、ポコーニーは9世紀の第二四半期と考えており、それが正しければアルノの時代以降に作成されたものということになる¹⁴²。第35条では「洗礼教会の司祭一人一人が上述のカピトゥラリアを羊皮紙に書き写して持つように私は望む。神の助けによって私が彼の教会に着いた時に、私の訓戒と命令が、彼自身と彼のもとにいる民衆の間で守られているのを見つけられるように」¹⁴³と規定されて

135 「[信徒たちは]聖別式が行なわれるこれら四季の齋日の水曜と金曜に、第9時まで断食を行い、土曜日にはこの時間に教会に来るべきである」“*Ut ista quattuor consecrationis tempora IIII et VI feriam ieiunent usque ad nonam et in sabbato ad ecclesiam in ipsa hora perveniant.*” *Cap. B. 11.*

136 *Cap. B. c. 1.* 司教区会議への俗人の参加を求める規定はカロリング期には他に類例を見ないものである。*MGH. Cap. episc. III*, p. 194, n. 5. この条項で「教会会議」*sancta synodus*は、「聖職者たちが信徒たちのために、いかにして魂が救われるのかを助言するとき」“*quando pro eis iniunt consilia, qualiter salvari possent animas eorum*”であると述べられており、それが民衆教化の行われる場として機能することも期待されている。

137 *Cap. B. c. 3.* 聖体拝領の頻度やミサへの出席が要求されることはあっても、教会に頻繁に通うことそのものが信徒に要求されることは稀である。

138 *Cap. B. c. 13.* 酩酊の回避は、799年の大司教区会議第39条(助祭に対して)のように、聖職者に対して規定されることは比較的多かったが、俗人にも適用される例は少ない。

139 *Cap. B. c. 6.* ただし、毎週の聖体拝領がフランク王国の中心部で実際に行なわれていたのかどうかは疑わしい。たとえば813年のトゥール教会会議第50条は年に3度の聖体拝領を要求するにとどまっている、*MGH. Conc. II-1*, pp. 286-293 no. 38, c. 50, p. 293.

140 *MGH. Cap. episc. III*で初めてこの名称が用いられた。

141 P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, p. 57.

142 年代確定と著者の問題については、*MGH. Cap. episc. III*, pp. 219f. ポコーニーは第9条で皇帝ではなく国王の宮廷が言及されていることなどから、ルートヴィヒ独人王がバイエルン王として統治を始めた825年以降に作成されたと推測している。

143 “*Volumus, ut unusquisque presbiter baptismalis ecclesiae ista praenotata capitula secum habeat in pergamena scripta, quatenus, cum deo adiuvante pervenerimus ad suam ecclesiam, nostras admonitiones et iussiones in se ipso populisque sibi subiectis adimpleta esse repperiamus.*” *MGH. Cap. episc. III*, pp. 230.

おり、小教区においてこのテキストが手引として用いられることを司教カピトゥラリアの作成者が望んでいたことが分かる。このような要求は、小教区の司祭の間にまで広く文字文化が浸透していることが前提とされるものであり、このことは、この司教カピトゥラリアの作成された時代が、改革が始められた時期であるアルノ時代よりも、それが定着した次の世代に属するとの印象を与える¹⁴⁴。

この司教カピトゥラリアの中には、聖職者が女性と暮らすことの禁止、酩酊することの禁止(第5条)、高利貸しの禁止(第10条)のような大司教区会議や*Capitula Bavarica*と共通した規定が多く見られるが、それまでの規定をより発展させたものも目立っている。たとえば第6条では、説教の規定がより具体的なものとなっており、「2、3週ごとの主日や祝日に」¹⁴⁵、ミサの中で「福音が読み上げられた後に」¹⁴⁶説教が行われるとされ、いつどこで説教が行われるべきかが明確にされている。また、従来司教に対してのみ要求されていた書物の誤りを正す作業¹⁴⁷が司祭にも求められ(第3条)、司祭がどのような書物を所有し理解すべきなのかも明確にされた(第32条)¹⁴⁸。上述の第35条と並んでここからも文字文化の発展が前提となっているのである。司教区内の組織化もさらに進められた。司祭の封臣化への対策(第22条)¹⁴⁹、司祭が一人で複数の教会を持つことの禁止(第33条)により、私有教会の聖職者に一定の質を保つことが試みられている。さらに、他の司祭たちを統轄する立場の司祭もすでに存在したようだ(第8条、第14条)¹⁵⁰。加えて、司教による巡察が行なわれていたことが第35-37条から明らかに

¹⁴⁴ バイエルンにおいては、アルノの次の世代である820年代以降の時期に、司教座・修道院における筆写活動がそれまで以上に活発化したことが明らかになっている。S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 236-239. この時期には、小教区司祭による民衆教化活動も、単純な教義を民衆に説教するだけではなく、手引書や説教集を用いて行われるようになったものと思われる。 *Capitula Frisingensia III* が作成された時期の教会改革と民衆教化政策のバイエルンにおける展開については、稿を改めて論じる予定である。

¹⁴⁵ “...super duas seu tres ebdomadas diebus dominicis seu festivitibus sanctorum...” Cap. F. III. c. 6.

¹⁴⁶ “... post evangelium perlectum ...” Cap. F. III. c. 6.

¹⁴⁷ Past. c. 4条では、正しい書物とはどのようなものであるかに注意する役目が司教に与えられていた。

¹⁴⁸ 「聖なる福音、聖句集、聖なるカノン、秘蹟の書物、洗礼の書物と贖罪規定書、司牧者の書物」*evangelium sanctum ... lectionarium sacrosque canones atque librum sacramentorum necnon et baptisterium et libellum poenitentialem simulque librum pastorum,*” Cap. F. III. c. 32.

¹⁴⁹ 「いかなる司祭も、自由人の教会を、私の同意と助言なしに、封として受け取ってはならない」*nullus presbiter ecclesiam liberorum hominum absque nostro consensu et consultu in beneficia recipiat,*”Cap. F. III. c. 22.

¹⁵⁰ 第8条では配下の司祭と共に民衆を教育する役目を持った人物として「首席司祭」*archipresbiter* が言及されている。第14条では「洗礼教会の司祭」*presbiteri baptismalis ecclesie* が従属する司祭たちによって敬われるべきであるとされている。どちらも通常の司祭の上位に位置していることが明らかであるが、「首席司祭」と「洗礼教会の司祭」が同義で用いられているのかどうかは明確ではない。首席司祭については、799年の大司教区会

なる¹⁵¹。特に第37条ではカピトゥラリアの作者たる司教が各々の小教区に到着した時に、その洗礼教会の司祭が彼の世話をすべきであると述べられている。このことは、司教座の周辺だけではなく、遠隔地にも小教区教会が作られていたことを示唆している¹⁵²。

これらの司教カピトゥラリアからは、大司教区会議で決議・訓戒された、民衆教化、聖職者の質の向上、教会の組織化といった政策がそれぞれの司教に受け継がれたこと、司教たちが自らの司教区内でそれを実行に移そうと試みていたことが明らかになる。大司教区会議が、改革理念を司教に伝える場として有効に機能していたことを示しているといえるだろう。さらに司教カピトゥラリアを作成した司教は、自らの司教区の状況を踏まえた上で大司教区レヴェルの決議・訓戒を改変し、独自の規定をも行っている。アルノの死後のものと思われる *Capitula Frisingensia III* には、大司教区レヴェルでの内容を大いに発展させた施策が多く見られ、司教個人のイニシアティブにより教会改革が進められていることが分かる。

司教区レヴェルでの改革の展開を示す史料は上述の司教カピトゥラリアだけではない。いくつかの手引書写本には、聖職者が知るべきことを列挙したテキストが見られる。これらは、一般訓令や大司教区会議で求められた聖職者の調査に用いられたものと考えられる¹⁵³。

表7 聖職者に対する調査に用いられたと考えられるテキスト

史料名	時代	作成者	史料の性格	条項数
Capitula de examinandis ecclesiasticis ¹⁵⁴	800-810ごろ ¹⁵⁵	ザルツブルク大司教アルノ?	巡察使が行う調査の草稿。	17条
Capitula Frisingensia prima ¹⁵⁶	813ごろ	不明	聖職者が学ぶべき物事のリスト。	15条

議第8条でも言及されている。上述の註96、註97を参照。

¹⁵¹ 第35条については上述の註143を参照。第36条は、第35条とほぼ同じ内容を繰り返している。

¹⁵² 司教による巡察については、五十嵐修「教会巡回裁判の誕生——カロリング期における公的秩序と教会——」、『西洋史学』第184号、1997年、pp. 1-17、pp. 6-8。

¹⁵³ 聖職者に対する調査についての規定については註103を参照。

¹⁵⁴ *MGH. Cap. I*, pp. 109-111, no. 38.

¹⁵⁵ *MGH. Cap. episc. III*, p. 208.

¹⁵⁶ *Ibid.*, pp. 199-205. これは *Quae a presbyteris discenda sint* として *MGH. Cap. I* p. 235 にて国王のカピトゥラリアとして刊行されていたものである。

Capitula Frisingensia sercunda ¹⁵⁷	800-810ごろ	フライジング司教アット?	司教による司教区内の聖職者に対する調査。	7条
Interrogationes examinationis ¹⁵⁸	803-813ごろ	レーゲンスブルク司教アダルヴィン? ¹⁵⁹	司教による司教区内の聖職者に対する調査。	12条

Capitula Frisingensia Iは、「すべての聖職者が学ぶよう命じられた」¹⁶⁰ことを列挙した短い条項からなる作者不明のリストで、アタナシウス信経、使徒信経、主の祈り、秘蹟の書物、悪魔祓い、贖罪規定書、ローマ式の聖歌、司牧についての書物の理解、正しいミサの挙行、主日・祝日の説教の実施など、基本的な司牧活動に関しての要求が行われている。Interrogationes examinationisは司教が司教区会議または司教区内の巡察の際に行なった司祭に対する質問集であり、Capitula Frisingensia Iとほぼ同様の内容が問われた¹⁶¹。これらの内容は、一般訓令70条で求められているものとよく一致している¹⁶²。

この種のテキストの成立状況を考える上で、Capitula Frisingensia IIは興味深いものである。これは、ボレティウスのMGH版にカピトゥラリアとして収録されているCapitula de examinandis ecclesiasticisからの抜粋からなる小教区司祭の調査のための質問表であり、Capitula de examinandis ecclesiasticisとともにフライジングの手引書写本中で伝えられている¹⁶³。Capitula de examinandis ecclesiasticisの性質については多くの見解が出されてきたが、現在では巡察使が皇帝の意向を巡察使管区に伝える際に用いた文書であると考えられている¹⁶⁴。そして、このテキストを用いたのは、

¹⁵⁷ *Ibid.*, pp. 206-211. このテキストは *Capitula de examinandis ecclesiasticis* からの抜粋のみで構成されるものである。

¹⁵⁸ *Ibid.*, pp. 212-215. *MGH. Cap. I*, pp. 234f で国王のカピトゥラリアとして刊行されていたもの。

¹⁵⁹ このテキストを伝える唯一の写本はレーゲンスブルクで作成されたものである。ポコーニーは、レーゲンスブルク司教アダルヴィンが803年にトゥールへ巡礼に訪れた旅の途中でオルレアンから持ち帰ったテキストであるという可能性を推測している。*Ibid.*, p. 213.

¹⁶⁰ ‘iussa sunt docere omnes ecclesiasticos.’ *Ibid.*, p. 204.

¹⁶¹ Capitula Frisingensia I が聖職者によって学ばれるべきことの列挙であるのに対し、Interrogationes examinationis は司祭に対する質問の形をとっている。

¹⁶² 「司教たちは、自己の教区の中の司祭たちに、彼らの信仰、洗礼[の方法]、ミサの挙行[法]について問い質して調査すべきである」。 *MGH. Cap. I*, no. 22, p. 59; 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(789年)の試訳」、pp. 142f.

¹⁶³ 写本については H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscriptorum. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse*, pp. 364-367. MGH の編集者であるポコーニーは Capitula Frisingensia II の作者(编者)をフライジング司教アットと推測している。*MGH. Cap. episc. III*, p. 208.

¹⁶⁴ このテキストをめぐる議論については *MGH. Cap. episc. III*, pp. 206f を参照。

この地域で巡察使として活動していたザルツブルク大司教アルノであったと推測される¹⁶⁵。Capitula Frisingensia IIからは、皇帝の意向が、巡察使・大司教を通じて司教やその配下の聖職者に伝えられる様子が明らかになる。これまでCapitula Frisingensia IIは、Capitula de examinandis ecclesiasticisの単なるコピーとみなされ、十分な注意を払われることは少なかった¹⁶⁶。しかしポコーニーは、抜粋のやり方には作者(编者)の明確な意図が表れていることを明らかにした¹⁶⁷。一般信徒に向けられた11-16条、修道士に向けられた17条は抜粋の対象からはずされており、小教区の在俗聖職者にたいする調査に適したテキストのみが編集されたのである。司祭が司教に従順であり、尊敬を持って接することについての6条、7条が転載されていないこともこの考えに合致する¹⁶⁸。Capitula Frisingensia IIの作成者は、巡察使(大司教)による調査書をもとにして、自らが配下の聖職者を調査するためのテキストをも作成したのである¹⁶⁹。ここでも王権の意向が大司教アルノを介して属司教や小教区の聖職者へと伝えられている。

フライジングの司教区では、司教区会議が定期的にかかれた痕跡も残っている。大司教区会議によると、毎年2回、それぞれの司教区で教会会議が開かれるべきであった¹⁷⁰。フライジングの司教区から残された証書集からは、800年から830年の間に最低でも16回の司教区会議が開かれたことが分かる¹⁷¹。そしてそれらのほとんどは5月または9/10月に開かれており、そのことは定期的に司教区会議が開催されていたことを示唆するものであるといえるだろう¹⁷²。ザルツブルク大司教区内の司教座のうち、フライジングのみで司教区会議が活発に開催されていたと考える理由は見当たらないため¹⁷³、その他の司教区でも会議が開かれていた可能性が高い。司教区会議は大司教

¹⁶⁵ *Ibid.*, p. 208.

¹⁶⁶ 例えばエテは「このテキストは2度繰り返して Clm 28135 の中に書き写されている」とのみ述べ、両方のテキストの関係性に注目していない。R. Étaix, 'Manuel de Pastorale de l'Époque Carolingienne', p. 114.

¹⁶⁷ *MGH. Cap. episc. III*, pp. 207f.

¹⁶⁸ 例えば第6条の「[司祭たちは]どれだけその司教に従順であるか、どの程度彼ら相互の間に尊敬、平和、慈愛が存在しているのか」"Quomodo oboedientes sint episcopis suis, qua verecundia et pace vel caritate inter se invicem vivant."という質問は、巡察使や大司教が司教に尋ねる場合には意味を持つが、司教が司祭や下位の聖職者に尋ねる場合には適さないものである。

¹⁶⁹ その内容は、詩篇の知識、ローマの慣行に従った定時課について、洗礼志願者への教育と随意ミサについて、説教と聴罪について、模範的生活について、司祭の信仰の内容と信徒へ教えているものについて、主の祈りと信条の理解と教育について、教会法・詩篇・説教集(ホミリー)の所有と理解(民衆に教えるため)についてである。

¹⁷⁰ 上述の註95、96を参照。

¹⁷¹ W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 149f.

¹⁷² 800年以前に関しては767年と783-793年の間の2回のみ、830年から10世紀初めまでの期間に関しては850年、860年、908年の3回のみが知られている。*Ibid.*, pp. 149f.

¹⁷³ フライジングの状況のみが明らかになっている背景には、史料の残存状況がある。フ

区会議で決議・訓戒された改革政策が小教区の聖職者に伝えられる場として機能したものである。

大司教区会議での決議・訓戒を受けた司教たちは、その内容を盛り込んだ司教カピトゥラリアを出した。それにより小教区で働く聖職者に一般信徒への宗教教育を促すと共に、彼らの質の向上が図られたのである。司教たちは、巡察などの際に聖職者たちに対して望ましい知識や振舞いについての調査をおこない司牧活動を徹底させるとともに、年に2度の司教区会議を開催して、配下の聖職者たちの掌握に努めた。これらの知見からは、バイエルンの司教たちが王権の目指す教会改革政策を積極的に実施しようと試みていることが分かる。

シャルルマーニュの目指した教会改革において、実際に信徒と接する立場にある小教区の司祭たちは、説教や模範的な生活態度で一般信徒に宗教教育を施し、ミサへの出席、十分の一税の支払いなどのキリスト教徒らしい生活態度を実践させることを期待されていた。しかし小教区の聖職者たちがそれらの任務をどれだけ実行に移したのか、信徒たちの内面にどれだけの影響を与えたのかを伝える史料は存在しない。聖職者に対する試験の内容からは、当時の聖職者の質がかなり低かったことが推測される。このような状況下では、一般信徒の内面までを完全にキリスト教化するという意味においては、シャルルマーニュの試みが成功するのは困難であったのかもしれない。

ライジングでは、司教ヒット(811-835)の時代以後作成された、8世紀中ごろにまでさかのぼる証書集がほぼ完全な形で残されているのである。それらは T. Bitterauf (ed.), *Die Traditionen des Hochstifts Freising. I(744-926)*, München, 1905 として刊行されている。

(4)：結論

以上から、9世紀初頭のバイエルンにおいては、大司教アルノを中心として、司教や配下の聖職者にまで改革理念がどのような経路を経て伝えられたのかが明らかになったものと思われる。在地に勢力を持つ貴族家門出身であったバイエルンの司教たちは、もともと必ずしも親フランク的ではなかった。シャルルマーニュの王国統治においては司教が重要な役割を与えられていたため、アルノの大司教座昇格以前の数年間、シャルルマーニュは司教座を優遇する政策をとり、司教たちを自らに引き寄せることを試みている¹⁷⁴。この時期にバイエルンの諸司教座では、シャルルマーニュの目指す改革を行うのに十分な物質的資源が準備されたといえる。しかしそれだけでは、王国中心部と同じように司教を中心として改革が進められるためには不十分であった。宮廷から遠く離れたバイエルンで改革が進められるには、大司教アルノという推進力が必要とされたのである。自らも在地貴族出身でありながら王権と結びつきの強かった彼は、バイエルンの司教たちに王権の意図を徹底させるのに最も適した人物であったといえる。彼は王国中心部で開催される王国集会・教会会議に参加し、そこでなされた決定を大司教区規模の教会会議において司教たちに伝達した。アルノは大司教であると同時に巡察使であったため、司教や世俗の有力者に対する裁判・監督権を持っており、このことも司教たちに改革政策を実行に移させるのに有利に働いたことだろう。アルノの属司教たちは、民衆教化政策を進める中で配下の聖職者の掌握と教会の組織化を進め、それまで以上にその権威を高めていく。そしてバイエルンの司教座が農村部の私有教会や土地財産を獲得していく反面、大公や在地貴族が設立した修道院はその設立家門から切り離されて、王権直属の修道院となるか司教座の傘下に入り保護を獲得する必要に迫られていくこととなる¹⁷⁵。民衆教化政策は、司教や聖職者による一般信徒への影響力をも高める結果をももたらすものであっただろう¹⁷⁶。この時

¹⁷⁴ たとえばシャルルマーニュは793年に、親アギロルフィング的な家門に属していたグラーフ・ヘルムニ Helmuni の財産を承認する条件として、フライジング教会へその一部を寄進させている。シャルルマーニュは在地有力家門からの財産没収を断念することで彼らとの融和を図るとともに、司教座を通じてバイエルンへの支配を貫徹することを試みていると考えられる。そのような動きの中で司教座は一定の富を蓄えることとなった。S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 171-175.

¹⁷⁵ *Ibid.*, p. 224, pp. 337f. この時期に進んだと考えられる司教座への私有教会の集積や在地貴族層からの司教座への寄進の増大に関しては更なる研究が必要であると思われる。W. Brown, *Unjust Seizure: Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society* は、司教座への富の集中のみを強調する研究ではないものの、彼の分析した事例からは、バイエルンがカロリングの支配下に入った後、紛争解決のあり方が変化していく中で、司教が巧みに富を集積していく様子が浮き彫りになっている。

¹⁷⁶ 教会による一般信徒への影響力強化に関しては、十分の一税の義務化と小教区組織の発展が重要な問題であると思われるが、バイエルンについては必ずしも十分に検討がなされているわけではない。ヴォルフラムはザルツブルク大司教区を対象としたこの種の研究の不在を指摘している。H. Wolfram, *Die Geburt Mitteleuropas: Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung*, p. 205.

期にバイエルンの教会組織は、大公時代の修道院を重視するものから、フランク王国中心部のような司教座中心のものへと変わったとあってよいだろう。その意味ではアルノのもとでの教会改革を通してバイエルンのフランク王国への真の意味での統合がもたらされたともいえる。

807年以降、バイエルンで大司教区会議が開かれた痕跡は途絶える。しかし、それと同時に王権と在地のコミュニケーションが途絶えたと考えてはならない。上述のごとく813年マインツ教会会議では、ケルン大司教、マインツ大司教と並んでアルノが司会者の座を占めており、ザルツブルク大司教区の属司教たちもそこに参加したと考えられる。816年アーヘン教会会議の決議は、おそらく高齢ゆえに出席できなかったアルノの元に文書で送付されている¹⁷⁷。事実、アルノ時代に決議・訓戒されたテキストを含む手引書写本が最も活発に作成されるのはアルノの次の世代の司教たちが活動する9世紀の第二四半期の時期であり、アルノの大司教昇格と同時に始まった教会改革は、この時期に最高潮に達するといつてよい。その時期以降バイエルンの諸司教座は、東方への伝道活動でも重要な役割を果たすこととなり、司教座にはさらに多くの富が集積されていく。アルノの時代に行われた教会改革の動きは、バイエルンの司教座のその後の発展の出発点に位置づけられるものであろう。

さて、上述のごとく司教座レヴェルでの教会改革の動きがもっとも活発になるのは、バイエルンがルートヴィヒ独人王に副王国として与えられる時期(825年)と一致する。大王国内の一大司教管区に過ぎなかったアルノ時代とは異なり、バイエルンは独自の宮廷を持つ政治的なまとまりを形成するのである。この時期に大司教区会議の痕跡が現れないことは、アルノ時代に見られた王権と在地のコミュニケーションの枠組みが変化したこと由来しているのではないだろうか。王宮との距離が縮まり、王国の規模が縮小したことで、大司教を仲介して王権の意志をそれぞれの司教座に伝達することの必要性が大きく減少したのである。この時期のバイエルンにおいて大司教区会議(又は副王国集会)が一切開催されなかったとは考えにくい。しかしそれはカピトゥラリアやそれに類似するテキストを媒介にしたコミュニケーションを必ずしも必要としないものであったため、現在にまでその痕跡が残されることはなかったのである。このようなコミュニケーションの枠組みの問題に関しては、次章以降の王国集会・教会会議の分析からより明確にされることとなろう。

¹⁷⁷ MGH. Conc. II-1, no. 169, pp. 457-464.

第3章：カロリング期における王国集会・教会会議¹

(1)-1：研究史

2001年、T.ロイターは、「政治の分野では、集会や遠征の時以外には時間は止まっていた」と述べ、王国集会の国制上の重要性を強調した²。王国集会は、国王による個々の政策に対する王国貴顕の同意が獲得される場であり、そこでは立法、遠征計画、伯や司教の任命、巡察使の任命と在地への派遣、王国分割や国王の選出・戴冠が行われた³。また、他の分王国や近隣部族との条約・同盟の締結、使節の受入や和平交渉、忠誠宣誓が行われる外交交渉の場としての役割も持っている。加えて貴顕間の紛争の処理や証書の発給も行われ、貢納が受け入れられるのも王国集会においてであった。国王と在地エリートの間関係構築・更新のための重要な機会として、王国の共同体意識を高揚させる役割を持っていたことも指摘されている。ロイターは王国集会こそが、王国共同体がヴァーチャルなものからリアルなものになる場であると述べている⁴。

このように近年の研究文献においても王国集会の国制上の役割の大きさは一致して認められているとあって良い。しかし他方で、現在の初期中世の王国集会に関する知識は、その多くを19世紀末～20世紀初頭にかけて行われた制度史的・法制史的な研究に大きく依存している⁵。そこでは、「王国集会」、「貴族集会」、「宮廷集会」、「軍隊

¹ 本章の内容の一部は、津田拓郎「ルートヴィヒドイツ人王時代における集会の果たす役割について」、『歴史』第110輯、2008年、pp. 1-25に基づいているが、大幅に加筆修正を施したうえで議論全体の見直しを行った。

² T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', P. Linehan and J. L. Nelson (eds.), *The Medieval World*, London, 2001, p. 442f.

³ ここで挙げた王国集会の役割については、H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich. 840-918. Eine entwicklungsgeschichtliche Untersuchung vom karolingischen Großreich zum deutschen Reich*, Würzburg, 1962, p. 85, pp. 208-210, p. 215; J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald', p. 102; T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', pp. 440-442; S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', in P. S. Barnwell and M. Mostert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, p. 29; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 228-230; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, p. 428; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, pp. 1-3, pp. 107-109. またマキタリックはこれまでに指摘されていなかった役割として、国王による在地の状況に関する情報収集の機会を与えるという点を強調している R. Mckitterick, *Charlemagne*, pp. 222f.

⁴ T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', pp. 444. R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, p. 238 も参照。

⁵ このような研究状況は特に D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, p. 3, p. 5f が指摘している。20世紀後半以降に出されたそもそもカロリング期の王国集会を対象にした研究書が1962年の Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich* と2007年の D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen* のみであり、その他個別の論文が散発的に見られるのみであることから、古典的研究が未だに大きな影響力を持っていることが分か

集会」などの概念が用いられ、史料に現れる集会を類型化する試みが行われてきた⁶。

様々な集会の類型化の試みの中でも、最も大きな影響力を持っているのは、大集会と小集会という2種類の王国集会の想定である。この2種類の集会は、ランス大司教ヒンクマールが882年に執筆した『宮廷組織論』*De ordines palatii*の叙述に由来している⁷。彼によれば、集会 *placitum* は年に2度開催され、それらは参加者の規模において明らかに異なったものであった。つまり、帝国全土の問題を決定する、聖俗問わずすべての貴頭が参集する王国規模の集会と、主だった者たちと王の助言者 *consiliarii* のみが集まる小集会の2種類が存在したのである⁸。ヒンクマールの叙述は王国統治のあり方を理想化して述べたものとされ、当時の実態をそのまま反映しているとは考えられていないが、少なくとも2種類の集会の想定に関しては現在でも多くの研究者によって受け入れられているとあって良い⁹。

しかし近年になって、これらの類型を無批判に想定するのではなく、この時代の王国集会をより柔軟な物として捉える傾向が現れており、伝統的な集会理解は大きな見直しを迫られている。ロイターは、8世紀から12世紀までの時期の王国集会に関して、

るだろう。

⁶ 古典的研究とそこに見られる様々な集会の類型化の試みについては大久保泰明「カピトゥラリアの法的性格——カルル大帝・ルトヴィヒ敬虔帝時代に関する一試論——」2、p. 714; H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich*, p. 28, pp. 95-99; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, pp. 7-11.

⁷ これはシャルル禿頭王時代を通じて西フランク王国において絶大な影響力を持っていたヒンクマールが、当時の西フランク王カルロマンに送ったもので、理想化されたシャルルマーニュ時代の王国のあり方を叙述したものである。ヒンクマール自身が述べているように、シャルルマーニュ時代の宮廷人であったコルビー修道院長アダルハルトによる論考をもとに、ヒンクマールが加筆・修正して作成したものであるが、アダルハルトによる論考は失われており、どの部分がヒンクマールによるオリジナルの叙述なのかは不明である。本書に見られる内容が、実際にシャルルマーニュ時代の状況を反映しているのか、ヒンクマールが活動した時代の西フランク王国状況を反映しているのかに関しては見解が分かれている。この史料に関してはMGHの新版の解題部分を参照のこと、T. Gross and R. Schieffer (eds.), *Hincmarus De ordine palatii. MGH. Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi III*, Hannover, 1980, pp. 9-30. さらに参照、五十嵐修「『王国』・『教会』・『帝国』——9世紀フランク王国の『国家』をめぐって——」、pp. 23-25.

⁸ *De ordine palatii*, c. 29, c. 30. c. 34では集会に際して事前に条項に分かれた文書 *capitula* の形で争点が与えられることが、c. 35では司教や修道院長による部会と、伯や他の俗人貴頭による部会が別個に行われることがそれぞれ叙述されている(ただし必要に応じて聖俗の参加者による合同部会も行われることがありえるとも)。聖俗の参加者の分離協議に関しては本章(2)以降の議論を参照のこと。

⁹ このような2種類の集会を想定して、史料中で言及される集会を大集会と小集会に分類する試みはザイファートがすでに行っていた E. Seyfarth, *Fränkische Reichsversammlungen unter Karl dem Großen und Ludwig dem Frommen*, Leipzig, 1910. 近年でも J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 226f で、王国集会と助言者との協議の2種類の集会を想定して、ルトヴィヒ独人王の時代の集会の一覧の作成が試みられている。R. Mckitterick, *Charlemagne*, pp. 227f でもこのような2種類の集会の想定が支持されている。

「支配者が出席して、取り巻きを超えた範囲の人々を集めるもの、という以上の定義は困難である」との見解を取っている。エアリーはそれを受けてさらに、「取り巻き」の定義自体も明確にはなり得ないと主張する¹⁰。ここでは王国集会は、近代の議会のような客観的に制度化されたものとして捉えられてはいない。彼らの見解に従えば、「ある集会は正規の王国集会であり、別のある集会は単なる取り巻きの協議にすぎない」などといった議論は意味をなさないことになる。このような動向を踏まえると、カロリング期の王国集会のあり方に関して全体的な見直しを行う必要があることは明らかだろう¹¹。

カロリング期の王国集会を考えるに当たって、もう一つ大きな論点が存在する。世俗の王国集会と聖職者による教会会議の関係の問題である。多くの研究者が、カロリング期には聖俗の集会の境界が明確ではなく、王国集会と教会会議が混ざり合っていたとの見解を述べている¹²。その際にまず挙げられるのは、史料中の用語法である。近代語では「教会会議」や「公会議」と訳される *synodus*, *concilium* の語は、カロリング期には必ずしも聖職者のみが参加する教会会議を意味するとは限らなかった¹³。集会の参加者についても聖俗の混合状態が指摘され¹⁴、集会で議論される内容も聖俗両方の問

¹⁰ T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', p. 435; S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', p. 36.

¹¹ このように王国集会をより柔軟に捉えた上で研究を行っているのは、現在の所 D.

Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen* のみである。しかし彼の研究はルイ敬虔帝期のみを対象としているため、カロリング期全体を通じての王国集会のあり方とその変容過程が解明されているとは言い難い。ヴェーバーは、東フランク王国の王国集会の研究において、軍隊を伴う正規の王国集会が消滅していき、新たに宮廷会議が現れるとの変化を主張するが、このような見解は様々な集会の類型を前提とした議論から生まれたものであり、必ずしも当時の実態を反映したものであるとは考えにくい、H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich*, p. 193-199.

¹² R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms*, p. 11; G. Bühner-Thierry, *Evêques et pouvoir dans le royaume de Germanie. Les Eglises de Bavière et de Souabe, 876 – 973*, Paris, 1997, p. 69; M. de Jong, 'Ecclesia and the early medieval polity', 127-129; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, pp. 33-35.

¹³ F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, p. 45; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn – München – Wien – Zürich, 1989, pp. 4f. この時代の集会を意味する語は極めて多様であり、*placitum*, *conventus* などの語も様々な種類の集会を意味し得たということもしばしば指摘されている、W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', pp. 12f; R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodalsermo Arns von Salzburg', pp. 379f; T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', *Annuario historiae conciliorum* 23, 1991, p. 17; T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', pp. 433f. 集会に関する用語法については本章(2)以降の議論を参照のこと。

¹⁴ H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich*, p. 215; W. Hartmann, 'Laien auf Synoden der Karolingerzeit', *Annuario historiae conciliorum* 10, 1978, pp. 249-269; T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung

題が含まれていたと考えられている¹⁵。

ただしこれらの点を強調する論者の中にも、基本的に教会会議と世俗の王国集会を別個の物と捉え、史料中で両者を見分けることが困難なだけであるとの立場を維持する者たちも少なくない。H. ヴェーバーは東フランク王国の王国集会の研究において、聖界の集会にほとんど関心を払っておらず、教会会議と王国集会が別個のものであるとの考えが見て取れる¹⁶。W. ハルトマンは、司教たちが集まる教会会議を王国集会から区別することが困難であると認めつつも、世俗的な性格をもつ王国集会とは別個の存在として教会会議を定義することを試みている¹⁷。

この問題に関して T. バウアーは、多くの教会会議には俗人も参加しており、そこで協議される内容は広く聖俗の領域を含み得たということを強調しつつも、俗人の参加者が同意・決議権を持たないものを「教会会議」、聖俗両方の参加者が同意・決議権をもつものを「混合教会会議」「*concilia mixta*」、それ以外のものを「世俗的集会」として、3つの種類の集会を想定している¹⁸。しかし彼の議論は、*concilia mixta* と世俗的集会がどのように区別されるのかを明示していない点、同意・決議権のような初期中世に客観的に存在したとは考えにくい概念を指標としている点などで納得のいくものとは思われない。確かに *concilia mixta* の想定はバウアー以前から多くの研究者によって行われてきた。しかしそれが同時代の史料中に現れる概念ではないことや、論者ごとにその理解が大きく異なっていることは、カロリング期の王国集会と教会会議の関係の理解を大きく妨げているように思われる。バウアーが、典型的に *concilia mixta* が現れる時期はヴェルダン条約以降であると考えているのに対し、ハルトマンが800年以降に *concilia mixta* は消滅すると主張していることを見ても、*concilia mixta* 概念の理解が研究者間で大きく異なっていることが分かるだろう¹⁹。そもそもこのよう

von Verdun', p. 22; M. de Jong, 'Charlemagne's Church', pp. 108f; 山田欣吾「『教会』としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために」、p. 29。また上述の本章註8におけるヒンクマルの叙述も参照。

¹⁵ 集会に付随して作成されたカピトゥラリアの中には、聖俗両方の規定が含まれている。T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', p. 20; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, p. 36; 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」、p. 2110。これについては本稿第1章(1)も参照。

¹⁶ H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich*, passim. 例えば852年マインツ集会に関して、彼はもっぱら俗界の部分の集会の構造にのみ関心を払っており、同時に行われた高位聖職者の集会については、その存在を言及するにとどめている、pp. 124f.

¹⁷ W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', p. 6, p. 10, pp. 13-15; Idem, 'Laien auf Synoden der Karolingerzeit', p. 249; Idem, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 4f.

¹⁸ T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', pp. 19f.

¹⁹ W. Hartmann, 'Laien auf Synoden der Karolingerzeit', p. 260; T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', passim. カロリング

な論者の多くは、*concilia mixta* を「教会会議に俗人も参加して協議を行っているもの」として理解しているようであるが、そのような集会と「聖職者も参加する世俗の王国集会」の間の区別はしばしば恣意的になされている。このような状況を鑑みると、*concilia mixta* のような概念を想定することの必要性自体がそもそも問題とされるべきであろう。

concilia mixta の想定に加えて、カロリング期の教会会議の理解を複雑にしているのは、様々なレベルの教会会議を類型化する試みである。確かに、カピトゥラリアや教会会議決議中でその存在が明言されている大司教区会議や司教区会議は、王国規模の教会会議とは別個の存在として同時代人にも認識されていたであろう²⁰。しかしここでもパウアーは、同時代史料中にはみられない「地方教会会議」「Partikularsynode」、「拡大大司教区会議」「Erweiterte Provinzialsynode」などの類型を想定する²¹。史料に現れる教会会議は、参加者の規模をもとにこれらの様々な類型に区分されて理解されているが、これは分析概念としての有用性はあっても、同時代の教会会議に対する理解とは大きく異なる物であろう。そもそも王国規模とされている教会会議にすら、常に王国全土の大司教・司教が集まっていたとは考えにくいのであり、その都度の状況に応じて出席が必要とされる人物、出席が可能な人物が集められたと考えるべきではないだろうか。このように考えると、「王国教会会議」、「地方教会会議」、「拡大大司教区会議」等の類型は相対的なものに過ぎないこととなる。これらの様々な類型の間に明確な区別を行うことはむしろ避けるべきであろう。

このように、カロリング期の教会会議のあり方や聖俗の集会の間を巡っては、研究者間で大きな見解の相違が見られるが、ここでも集会を柔軟な制度として捉えることが理解の手掛かりになるものと思われる。教会会議や王国集会、*concilia mixta*、拡大教会州会議といった類型を所与のものとして前提せずに分析を行うことが、カロ

期の「教会会議」を定義する試みや、様々な研究者による *concilia mixta* の想定については T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', 19f; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, 30f. *concilia mixta* とそのような概念の不適合性に関しては本章の(3)で再び論じる。

²⁰ 大司教区会議や司教区会議に関しては本稿第2章の、ザルツブルク大司教区の事例を参照。

²¹ このような様々な規模の教会会議を類型化する試みはパウアー以前から見られるものである、W. Hartmann, 'Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte', pp. 6f; T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', pp. 23f. パウアー自身の類型化の試みは *ibid.*, pp. 24-34. 彼は、拡大大司教区会議がシャルル禿頭王時代の西フランクで頻繁に行われている一方で、東フランク王国ではほとんど開かれていないとして、両王国の教会会議に関する慣行の差異を強調している。しかし、東フランク王国が長い間マインツとザルツブルクの2大司教区のみからなっていたことを考えるのであれば、そもそも彼の定義するような複数の大司教区が合同で行う拡大大司教区会議は、東フランク王国では必然的に分王国全体の教会会議となるのである。このことから、このような類型を想定してそれぞれの分王国の特色を論じることがいかに無意味であるかが分かるだろう。

リング期の集会を理解するために欠かせないのである。すでに M. デ・ヨンクや D. アイヒラーがこのような立場を表明しているものの、彼らの研究はカロリング期全体を対象としたものではないため、8・9 世紀を通じての聖俗の集会の構造の変容過程が具体的に解明されているとは言いがたい²²。

²² M. de Jong, 'Ecclesia and the early medieval polity', pp. 127-9; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, 33-35.

(1)-2：本章の目的

これまで概観してきた研究史の状況を踏まえた上で、本章では、ピピン短軀王の時代から10世紀初頭のカロリング家の断絶までの時期に関して、先行研究が様々な語で呼び表してきた国王主催の集会を対象に、その構造と変容過程を解明する。ここでは先行研究が想定していた様々な集会の類型を所与のものとして前提せず、史料に現れる事例を可能な限り網羅した上で、それらがどのような構造を持っているのか、史料執筆者によってどのように叙述されているのかに注目が払われる。

主として用いられる史料は、年代記や王・皇帝の伝記などの叙述史料と、カピトゥラリアや教会会議決議などの聖俗の集会に付随して作成されたと思われる文書であり、それらの史料中で言及される王国レベルの聖俗の集会の事例を網羅的に分析する²³。加えて、証書や聖人伝等の史料における集会の言及も可能な限り参照する²⁴。特に注意が払われるのは、史料中でどのような語によって集会が言及されているのか²⁵、参加者についてどのように叙述しているかである²⁶。しかし、ここでは単に用語法に従って集会の類型化を試みる訳ではない²⁷。まず各々の史料ごとの用語法の傾向を分析した上で、複数の史料で同一の集会が言及される場合に特に注目することで、それぞれの

²³ 一つの大司教区の聖職者のみが集まっていることが明らかな教会会議や、極めて限定的な地理的範囲から聖俗貴顕が集まっている裁判集会のようなものは本章の対象外となる。ただし、「王国レベル」かどうかに関して同時代に客観的な区別が存在したのかどうか自体が問題とされるために、対象とされる集会の選択はある程度恣意的にならざるを得ないことを断っておく。これについては本章(1)-1を参照。

²⁴ ここでは J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, Innsbruck, 1908; H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, Köln and Wien, 1991; I. Fees (ed.), *Die Regesten des Westfrankenreiches und Aquitaniens. I Karl der Kahle 840(823)-877*. Lfg. 1(840/823-848), Köln – Weimar – Eiwun, 2006 を用いることで一定の網羅性を確保できる(オンライン版 <http://www.regesta-imperii.de/> を使用した)。ただし、年代記やカピトゥラリア・決議文書などで言及されておらず、書簡や聖人伝などにおいて間接的に存在が確認・推測できるに過ぎない王国集会・教会会議は分析の対象から除外した。もっとも書簡などに現れる集会に関する叙述は、しばしば年代記からは得られない生き生きとした内容を含んでいるため、今後の検討課題となるであろう。

²⁵ ただし集会を指して用いられる用語について、*sinodus* と *synodus*、*conloquium* と *colloquium* のような同一語における綴りの揺れに関して、本稿末に付した表では適宜修正・統一したことを断っておく。

²⁶ 聖俗の集会ではしばしば証書が出されたと考えられるが、証書の多くは証人リストを欠いているため、参加者についての情報は年代記や決議文書の情報に依存することになる、この点に関しては T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', p. 434.

²⁷ 以下、史料の引用の際に、集会一般を指すラテン語に対しては等しく「集会」の訳語をあてる事とするが、史料執筆者がその他のものと異なる「聖職者のみの集会」として叙述していることが明らかな場合に限って「教会会議」との訳語を用いることとする。ただし、とりわけピピン期～シャルルマーニュ期に関しては、それぞれの史料執筆者の用語法は不安定であり、訳語の選択はしばしば筆者の恣意的な判断に基づく暫定的なものにならざるを得ない事を断わっておく。引用の際にはラテン語原文も併記するので、合わせて確認していただきたい。この点については上述の本章註13も参照。

時期の集会の実態に迫ることが試みられる。年代記に現れる集会像は、多くの場合年代記作者の主観を反映していると思われるため、複数の年代記やカピトゥラリアなどにおける言及をつきあわせて分析する必要があるのである。管見の限りでは、聖俗の集会に関する用語法はしばしば先行研究中で分析されていたものの、史料ごと、または各々の集会ごとに体系的に分析を行ったものは見られない。本章の目的は、先行研究が想定していた集会の類型化の妥当性を検証し、聖俗の集会の間の関係性とその変容過程についての問題に答えを出した上で、特に聖職者のみが集まる教会会議の国制上の役割の考察から、カロリング期フランク王国国制の理解に向けて新たな知見を得ることである。

(2)-1：ピピン短軀王とカールマンのもとでの集会

ピピン短軀王の時代には全部で17の集会が知られている(本稿末に付した表1を参照、内二つはカールマンが主催)。以下、叙述史料に現れる集会、カピトゥラリアや決議文書に現れる集会、両方で現れる集会の順でそれぞれ検討していく。

この時期、叙述史料中では10の集会が言及されており²⁸、基本的に年に一度、場所を変えつつ集会が開催されたことが記録されている。叙述史料には参加者についての詳細は書かれておらず、しばしば「フランク人」「Franci」の集会と述べられているのみである(757年コンピエーニュ、761年デューレン、763年ヌーベル、764年キエルジー、766年オルレアン、767年ブルジュ)。大メッス年代記²⁹においてこれらの集会の多くは *placitum* ないし *conventus* と呼ばれている。この時期の集会のうち大メッス年代記において *synodus* の語が用いられるのは、「教会の再建、貧者や寡婦、孤児の問題の改善、正義の実践のため」開催されたとある748年デューレン集会(*placitum suum* と)と³⁰、「三位一体と聖画像問題が論じられた」とある767年ジャンティイ集会³¹のみであり、宗教的要素の強い集会を *synodus* と呼ぶ傾向が見られる。それに対しフランク王国年代記では、宗教的要素の有無にかかわらず、*synodus* ないし *placitum* の語が用いられているとの印象を受ける³²。

²⁸ この部分の分析にはフランク王国年代記とその改訂版、大メッス年代記を用いる。F. Kurze (ed.), *Annales regni Francorum, MGH. Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 6*, Hannover, 1889 (以下 *ARF*); B. von Simson (ed.), *Annales mettensis priores, MGH. Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 10*, Hannover, 1905 (以下 *AMP*)。

²⁹ 一般にこの史料は802年頃に初期の小年代記群をもとに編纂され、その後も独自の記述を含みつつ831年まで継続されたものであると考えられているが、未だにその成立事情などに関しては意見が分かれている。794-801年、806-829年の記載に関しては、王国年代記とほぼ一致した内容を含んでいる。参照、W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, Weimar, 1953, pp. 260-264; R. Collins, 'The Reviser Revisited: Another Look at the Alternative Version of the *Annales Regni Francorum*', A. C. Murray (ed.), *After Rome's Fall: Narrators and Sources of Early Medieval History*, Toronto 1998, pp. 195f. 大メッス年代記の用語法についてはシャルルマーニュ期に関する議論においても再び取り上げる。表16を参照のこと。

³⁰ "... pro ecclesiarum restauratione et causis pauperum viduarumque et orphanorum corrigendis iusticiisque faciendis". *AMP*, p. 40.

³¹ メッス年代記ではジャンティイではなくサムジイでの開催としている "Pippinus habuit sinodum in Salmuntiaci, altercantibus inter se Romanis et Grecis de sancta trinitate et sanctorum imaginibus." *AMP*, p. 54.

³² 王国年代記は①741-788年の部分(既存の小年代記群をもとに790年以降に編纂)、②789-793年の部分(①と③の接合時に作成された部分)、③794-801年の部分(元々は①とは無関係に作成された部分で後に結合された)からなっている。王国年代記はルイ敬虔帝期に改訂が行われ、741-829年までをカヴァーする一つの年代記として再構成された。802年以降の部分の成立事情については現在でも見解が分かれているが、その叙述スタイルはむしろ改訂版のものに近いと考えられており、本稿でも王国年代記の802-829年の部分は「王国年代記改訂版」として扱うこととする。この問題については、R. Collins, 'The Reviser

叙述史料に現れないものの、カピトゥラリアや決議文書からその存在を確認できる集会は全部で6つあり、しばしば参加者についてもある程度の情報が与えられている。これら6つの集会に付随して作成された文書には宗教的要素が強く表れており、しばしば先行研究においてこれらの集会は「教会会議」と呼ばれていた。事実755ヴェール集会は、ピピンがガリアの司教達を集めたものとされており、762年アティニー集会に関しても俗人の参加は知られていない³³。他方で、742/3年の開催地不明の集会は「聖職者たちと貴頭たちの同意とともに」カールマンが開催しており、聖俗両方の参加者がいたことが推測出来る³⁴。744年ソワソン集会の決議文書には、司教、司祭、修道士、フランク人の貴頭の同意が与えられたことが記載されており、744年エステエンヌ集会には全ての伯、総督、司教、司祭、助祭、下位の聖職者、修道院長、修道士が集まったということが明記されている。このように、カピトゥラリア・決議文書からのみ知られている集会には、聖職者のみの参加が記述されているものと、聖俗貴頭両方が集まっていることが明示されているものの2種類が見られるが、集会を表す用語法においてはそれらは特に区別されておらず、すべてが *concilium*, *synodus*, *synodalis conventus* などと呼ばれている。

叙述史料で言及され且つカピトゥラリア・決議文書も残している集会は、この時期に関しては757年コンピエーニュ集会のみである。この集会は王国年代記とメッス年代記でフランク人が参加した *placitum suum* と呼ばれており、特に他の集会と異なる物として描かれてはいない。この集会の決議文書には参加者についての情報が欠けており、その成立事情の詳細も不明であるが、ほぼ全ての条項が結婚に関する問題を扱うものであり、宗教的要素が強く表れたものとなっている。さらにこの集会からは、司教、修道院長、聖職者たちの署名を持つ証書も残されている。ここでは俗人も証書の内容に同意を与えたことが述べられており、集会の場に聖職者も俗人もいたことが明らか

Revisited: Another Look at the Alternative Version of the *Annales Regni Francorum* が詳細に扱っている。王国年代記およびその改訂版の用語法については、メッス年代記と同じくシャルルマーニュ期の議論において取り上げる。表11、12を参照のこと。

³³ ヴェール集会の決議文書の序文において「フランク人たちの王ピピンがガリアのほぼ全ての司教をヴェールの公の宮廷での集会に集めさせた」“*Francorum rex Pippinus univrsos paene Galliarum episcopos adgregari fecit ad concilium Vernus palatio publico*”と述べられている、*MGH. Cap. I*, no. 14, p. 33。762年アティニー集会に関しては、カピトゥラリアのような条項に分かれた決議文書は残されておらず、聖職者の署名を含む兄弟団文書のみが残されているという状況ゆえに、実際の集会がどのような参加者を持っていたのかが明確に分かっているわけではない、*MGH. Conc. II-1*, no. 13, pp. 12f.

³⁴ 一般に「ゲルマニア教会会議」と呼ばれている集会である。序文並びに第1条において“*concilio servorum Dei et optimatum meorum*”, “*per consilium sacerdotum et optimatum meorum*”集会を開催したとの文言が見られる。ただし *concilium et synodum* に集められたとされているのは司教とその配下の司祭たちのみであり、実際の集会の協議の参加者に俗人が含まれていたのかどうかは明確に述べられていない。*MGH. Conc. II-1*, no. 1, pp. 2f.

になる³⁵。ここからは、叙述史料中で「フランク人の集会」と呼ばれているものにも聖俗両方の参加者が集まっていたことが推測出来るだろう。

さて、同時代人の聖俗の集会のあり方に関する認識について考える際に興味深い事例は、767年ジャンティイ集会である。この集会に関しては王国年代記や大メッス年代記において、聖画像問題や三位一体についての問題が協議されたと述べられていて、宗教的問題が議題となったことが伺えるものの、参加者についての情報は見られない³⁶。集会を指す用語法に関しても、王国年代記は *magnus* という形容詞を付してはいるものの他の集会と区別することなく *synodus* としている。しかしここで注目に値するのは、大メッス年代記と並んで、王国年代記改訂版も同じく *synodus* の語をこの集会に用いていることである。王国年代記の改訂者は基本的に *synodus* や *placitum* の語をすべて“*generalis populi sui conventus*”と書き換えており、ピピン期に関してはこの集会に関してのみ *synodus* の語が用いられているのである³⁷。改訂者は、この集会の宗教的要素の強さゆえに、他の集会と区別して *synodus* と呼ぶことを選んだものと思われる。ルイ敬虔帝時代に改訂を行った改訂者にとって、この集会はその他の毎年記録されている集会とは区別されるべきものであった。しかし興味深いことに、この集会には聖俗両方の参加者がいたことを示す史料も残されており³⁸、参加者に聖俗貴顕両方が含まれるという点においては、ジャンティイ集会もその他の集会と異なっただけではなかったということが推測出来る。それゆえに王国年代記の元々の記述者は、この集会も他の集会も特に区別することなく *synodus* と呼んでいるのであるであろう。

³⁵ *MGH. Conc. II-1*, no. 11, pp. 59-63. この集会はここでは *synodus* と呼ばれている。

³⁶ 「この時ピピン国王陛下は上述のヴィラ(ジャンティイ)において聖三位一体と聖画像についての大集会を、ローマ人とギリシャ人の間で開催した」“*Tunc habuit domnus Pippinus rex in supradicta villa synodum magnum inter Romanos et Grecos de sancta Trinitate vel de sanctorum imaginibus.*” *ARF*, p. 24. 大メッス年代記における言及については本章註 31.

³⁷ 「東方と西方の教会の間で、つまりローマ人たちとギリシャ人たちの間で聖三位一体と聖画像に関する問題が生じたので、ピピン王はジャンティイのヴィラにおいて集会を召集し、この問題についての教会会議を開催した」“*Orta quaestione de sancta Trinitate et de sanctorum imaginibus inter orientalem et occidentalem ecclesiam, id est Romanos et Grecos, rex Pippinus conventu in Gentiliaco villa congregato synodum de ipsa questione habuit.*” *ARF*, p. 25. ただしここでは *conventus* の語も用いられており、*conventus* の内部で *synodus* が行われたとも読める書き方になっている。また例年の集会に関して *synodus* の語を用いることが比較的少ない大メッス年代記でもこの集会は *synodus* と呼ばれている。上述のごとくこの部分は、既存の小年代記群をもとに9世紀初めに編纂されたと考えられているが、編纂時に元となった資料の用語法の改訂が行われたのかどうかについては不明である。

³⁸ *Vita Austremonii* において「もっとも輝かしい司教たちと多くの伯たち」“*praesules clarissimi et comites innumeri*”が集まったということが伝えられている、J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XII*, Florenz, 1766, p. 672. ただし誤って他の集会のものとしてされている、W. Hartmann, ‘Laien auf Synoden der Karolingerzeit’, p. 258.

ここからは、この集会をそれ以外の例年記録されている集会と区別するかどうかは完全に叙述史料の著者(編者)ごとの主観に負っているということが分かる。

ここで本節の分析から明らかになった点をまとめておく。この時期の叙述史料に現れる集会には基本的に聖俗貴顕が集まっていたことが推測出来るが、叙述史料では集会の参加者が伯、司教、修道院長などの聖俗官職保有者らから成っていることは明確に述べられていない。それに反してカピトゥラリア・決議文書中ではそのような参加者の構成がしばしば明示されている。この時期に関しては、叙述史料で言及される集会と決議が残されている集会の重複がコンピエーニュ集会のみであるため、一見すると2種類の集会が存在したかのように思われる。しかしこの状況は、年代記が集会の存在を毎年記録し始める時期が比較的遅いことから説明可能である。カピトゥラリア・決議文書において聖俗の参加者を持つ集会が *synodus* などと呼ばれていることは、王国年代記の用語法を思わせるものであり、2種類の集会が存在したと考える根拠はないものと思われる。この時期の史料において集会は *synodus*, *conventus*, *placitum*, *concilium* など様々な語で呼ばれうるが、少なくとも王国年代記においては *synodus* はとりわけ宗教的要素を強く打ち出している集会にのみ用いられているわけではない。従ってこの時期には、少なくとも年代記中では「教会会議」と「王国集会」という聖俗2種類の集会は基本的に区別されていないとって良い。

ただし聖職者のみが集まったと思われる集会の決議文書も2例のみ存在しており、これらはその他の例年開催されている集会とは別種のものと考えられていた可能性もある。特に762年のアティニー集会は、王国年代記がほぼ毎年集会を記録し始めた時期に当たるにも関わらず、一切の年代記で言及されていないという点が際だっている。詳細な事情は不明であるが、この集会は年代記で記録すべき年次の集会とは別のものと考えられていた可能性も否定できない。

(2)-2：シャルルマーニュのもとでの集会

シャルルマーニュ期にもほぼ毎年集会が開催されたことが、年代記やカピトゥラリア・決議文書から明らかになっている(表 2)。ここではそれぞれの叙述史料ごとの傾向を検討した上で、複数の史料で言及される集会を分析し、この時代の集会のあり方とその認識のされ方について明らかにする。

○王国年代記(表 11)

既存の記録をもとに編纂されたとされている 788 年までの部分に関しては、ピピン期の集会の分析から得られたイメージが継続して現れている。ほぼ毎年 *synodus* ないし *placitum* が開催されたことが伝えられており、参加者についても「フランク人」などとのみ述べられていて、聖職者が出席していたのかどうかについての情報は見られない³⁹。唯一の例外は 787 年ヴォルムスの *synodus* であり、そこではシャルルマーニュが聖職者と貴顕に対して遠征の成果を報告したことが伝えられている⁴⁰。794 年以降と 788 年までの部分の接合時にまとめて作成されたとされている 788-793 年の部分は、年代記の叙述自体が極めて簡潔になっており、一切の集会を伝えていない。794-801 年についての記述は同時代に記録されたとされているが、788 年までの記述から大きく様式が変わっており、毎年の集会を記録することをやめている。この時期に関して伝えられているのは 794 年のフランクフルト *synodus* と 795 年のコストハイム *placitum* のみである。なお、776 年ヴォルムス集会と 782 年ヴェーザー河畔集会が *synodus* と *placitum* 両方の語で指し示されていることから、王国年代記においてはこの 2 つの語は相互に交換可能なものとして理解されていると考えて良いだろう。

○モーゼル年代記(表 13)⁴¹

³⁹ 777 年パーダーボルンにはフランク人、ザクセン人、ヒスパニア各地から来たサラセン人が、788 年インゲルハイムにはフランク人、バイエルン人、ランゴバルド人、ザクセン人が参加したと述べられている。 *ARF*, p. 48, p. 80.

⁴⁰ 「上述の国王陛下(シャルルマーニュ)はそのキヴィタスで集会を召集し、彼の聖職者たちと他の貴顕たちに、この遠征においてどのように全てのことが処理されたのかを報告した」*“Synodum namque congregavit suprascriptus domnus rex ad eandem civitatem; sacerdotibus suis et aliis obtimatibus nuntiavit, qualiter omnia in itinere suo peragebantur”*. *ARF*, p. 76.

⁴¹ モーゼル年代記 *Annales Mosellani* は 703 年から 798 年までの出来事を記録する比較的簡潔な年代記であり、785 年までの内容はロルシュ年代記とほぼ一致している。786/787 年の記述は欠けていて、788 年以降の記述は現在残存している写本においては出来事が 1 年ずれて記録されている。なお本稿の表 13 では、788 年以降のずれは修正している。786-798 年の部分はほぼ確実に同時代的に叙述されたと考えられている。 J. M. Lappenberg (ed.), *MGH., Scriptorum XVI*, Hannover, 1859, pp. 491-499. この史料に関しては W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, pp. 185-188; P. D. King, *Charlemagne*, Lancaster, 1987, p. 19.

モーゼル年代記ではピピン期について1つ、シャルルマーニュ期について8つの集会在伝えられている。集会を指す用語として、*conventus (magnus) Francorum* が3度、*placitum* が3度、*synodus* が1度現れている。790年ヴォルムス集会在 *placitum* と *conventus* の両方の語で呼ばれていることから、*synodus* のみが異なる種類の集會として考えられていることが推測出来る。*conventus Francorum* や *conventus cum Francis* といったスタイルは782年を最後に現れなくなるものの、これは786年以降とそれ以前の執筆者が異なっていることに由来すると考えられ、集會の構造の変化を反映しているとは思われない。参加者の情報は「彼の軍」(782年ヴェーザー河畔)や「フランク人とザクセン人」(785年パーダーボルン)、「フランク人」(764年キエルジー、777年パーダーボルン、781年ヴォルムス、790年ヴォルムス)とのみ伝えられており、聖職者の参加や司教・伯などの官職保有者の参加についての情報が見られないという点では、王国年代記と類似している。794年フランクフルト集會においては、以下で述べるように聖俗の参加者が別々に協議したことが他の史料から分かっているものの、ここでは *synodus* の語で他の集會と区別しつつも参加者についての情報を一切伝えない。

○ロルシュ年代記(表14)⁴²

ロルシュ年代記ではピピン期については1つ、シャルルマーニュ期については13の集会在伝えられている。793年までの時期に関しては、集會の参加者の情報は「フランク人」などとのみ伝えられており、唯一786年ヴォルムス集會のみが聖俗の参加者による並行協議を推測させる書き方になっている。793年のレーゲンスブルク *conventus* の叙述において初めて、「司教、修道院長、伯、他の家臣」が参加したと記されていて、聖俗の官職保有者の出席が強調されている⁴³。さらに、同時代の叙述とされる794年以降の部分では年代記のスタイルが変化しており、基本的に毎年の集會を伝えることをやめているものの、集會を伝える場合には司教、修道院長、司祭、伯

⁴² ロルシュ年代記 *Annales Laureshamenses* は785年まではモーゼル年代記とほぼ一致する内容であるが、786-803年まで同時代的に継続されていて、王国年代記に見られない独自の叙述を多く含んでいる点で貴重な史料とされている。本稿ではペルツの版を使用した、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, Hannover, 1826, pp. 22-39. この史料に関しては W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, pp. 187f; P. D. King, *Charlemagne*, pp. 19f.

⁴³ 「その冬再び国王はレーゲンスブルクで集會を開催した。そして彼と共にそこに出席していた彼の家臣たち、司教、修道院長、伯たちとともに…」 “*Ipsa hieme iterum fecit rex conventum apud Reganesburug; et cum cognovisset fideles suos, episcopos, abbates et comites, qui cum ipso ibi aderant,...*”, G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 35. この年のロルシュ年代記の叙述はモワサク年代記にも共通して見られる G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 300.

などと官職保有者の出席を強調する形で参加者を叙述している点が注目に値する⁴⁴。さらに802年のアーヘン集会に関しては、聖俗の参加者が別々に協議を行ったことが詳細に描かれている⁴⁵。集会を指す用語としては、基本的に *conventus* が用いられており、*synodus* の語は、宗教的要素が強い794年フランクフルト集会と、786年ヴォルムス集会・802年アーヘン集会の聖職者による部会部分のみを指して用いられている。ただし802年アーヘン集会では聖職者による部会が *conventus* と呼ばれていることから、*synodus* は宗教的要素の強い集会を指し、*conventus* は集会一般を指すニュートラルな概念として用いられているとも考えられる。

○モワサク年代記(表15)⁴⁶

モワサク年代記はシャルルマーニュ期に関して21、ルイ敬虔帝期に関して5の集会を伝えている。この年代記の内容は、803年までの部分に関して、逐語的に一致するわけではないものの基本的にロルシュ年代記と共通しており、集会の描かれ方もほぼ共通しているといつて良い。*synodus* は宗教的要素の強い集会や聖職者の協議にのみ用いられており、基本的には *conventus* の語が好まれている。ただし800年のマインツ集会に関しては、司教と修道院長による *conventus* と並行して「貴頭」が *synodus* を開

⁴⁴ 794年フランクフルト集会には、「彼の王国の全ての大司教を、司教、修道院長、さらには多くの司祭と助祭並びにその他の熱心な人々とともに」集めたとあり“*omnes archiepiscopus in regno suo cum episcopis et abbatibus seu etiam quam plurimi presbyteri et diaconi cum reliquo devoto populo*”、800年ローマ集会は「司教、修道院長並びに司祭、助祭、伯、その他のキリスト教徒たちの大集会」“*conventus maximus episcoporum seu abbatum cum presbyteris, diaconibus et comitibus seu reliquo christiano populo*”とされている、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 36, p. 38.

⁴⁵ 「10月に皇帝は上述の場所で普遍的な教会会議を召集し、そこで司教、司祭、助祭たちに…」“*Et mense Octimbrio congregavit universalem synodum in iam nominato loco, et ibi fecit episcopos cum presbyteris seu diaconibus...*”、「…同じように彼は、出席していた全ての修道院長を修道士をその教会会議に集め…」“*... Similiter in ipso synodo congregavit universos abbates et monachos qui ibi aderant...*”、「そして皇帝自身がこの教会会議の間に、大公、伯、そしてその他のキリスト教徒たちを法に明るい者たちとともに集め…」“*Sed et ipse imperator, interim quod ipsum synodum factum est, congregavit duces, comites et reliquo christiano populo cum legislatoribus...*”、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 39. この内容はモワサク年代記にもほぼ同一の文言で見られる、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, pp. 306f.

⁴⁶ モワサク年代記 *Chronicon Moissiacense* は、その大部分が既存の資料を組み合わせで作成した編纂物であると考えられており、基本的に編纂者は加筆・修正を行うことなく様々な史料を結合したと考えられている。4世紀から818年までの記録を含んでおり、特に770年以降の内容はロルシュ年代記や王国年代記などが主要な資料として用いられた様子であるが、それらに見られない内容も含まれており、現存していない年代記も編纂に用いられたと考えられている。G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, pp. 280-313; Idem (ed.), *MGH. Scriptorum II*, Hannover, 1829, pp. 257-259. この史料に関しては P. D. King, *Charlemagne*, p. 20; W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, pp. 265f.

催したとの記述が見られ、王国年代記に見られるような、*synodus* という語を用いて集会一般を指す用法も現れている⁴⁷。司教・伯などの官職保有者の出席は、ロルシュ年代記とほぼ一致する部分以外でも、807年インゲルハイム集会、813年アーヘン集会、さらにルイ敬虔帝期のものであるが814年アーヘン集会、816年コンピエーニュ集会、817年アーヘン集会、818年アーヘン集会で明示されており、シャルルマーニュ期後半以降このような形で参加者を叙述する傾向がより強く表れていると見て良い⁴⁸。

○大メッス年代記(表16)⁴⁹

大メッス年代記の用語法は基本的に王国年代記と共通しており、集会一般を指す語として *synodus*, *conventus Francorum*, *placitum* が用いられている。これらの語は特に明確に区別されて用いられてはおらず、*synodus* の語もとりたてて宗教的要素の強い集会のみを指してはいない。このことは、*synodus*, *conventus Francorum*, *placitum* の3つの呼称が全て現れている777年パーダーボルン集会や *generalis conventus Francorum*, *synodus* と呼ばれている788年インゲルハイム集会に関する叙述からも明らかである。参加者の情報は基本的に「フランク人」などとのみ述べられていて、唯一794年フランクフルト *synodus* が聖職者のみの参加する集会として描かれているが、それ以外では聖職者の出席や司教・伯などの官職保有者の出席が強調される事例は見られない⁵⁰。

○王国年代記改訂版(表12)

ルイ敬虔帝期に802年までの王国年代記の叙述を改訂した上で、その後の継続と接合して完成したと考えられている王国年代記改訂版においては、集会を指す用語法に大きな変化が見られる。王国年代記で見られた *synodus* や *conventus*, *placitum* とい

⁴⁷ 「シャルル王は彼の貴顕達を集め、司教と修道院長たちの集会とともに、マインツで集会を開催した」“*Carolus rex congregavit optimatos suos, et synodum habuit apud Maguntiam cum conventu episcoporum vel avatum.*”モワサク年代記には800年の記述に関して2種類のヴァージョンが存在しており、一方はロルシュ年代記とほぼ一致する内容、もう一方はここで引用した内容を持っている、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 305.

⁴⁸ G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 308, pp. 310f, pp. 312f; G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum II*, p. 258. 814年アーヘン集会の叙述は誤って815年の出来事とされている。ただしこの記述については814年のアーヘン集会を指すとの見解と、817年のアーヘン集会を指すとの見解が存在している、J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, no. 528f; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 156. 以下の註89も参照。

⁴⁹ 大メッス年代記については上述の本章註29を参照のこと。806年-829年の記述は王国年代記改訂版と完全に内容が一致しているため表では省略した。830年の叙述のみが再びオリジナルなものとして現れている。

⁵⁰ ただし830年ネイメヘン *placitum* に関しては司教の同意の存在、王国貴顕の出席が明示されている *AMP*, p. 97.

った集会は、ほぼ全てが *generalis populi sui conventus* と書き換えられているのである。改訂者にとってはこれらの集会は *synodus* と呼ぶべきではないとの考えからこのような用語法の改訂が行われたのであろう。王国年代記に基づいて改訂が行われた802年までの叙述に関しては、用語法が変えられているものの、参加者についての情報や集会の回数などは基本的に維持されているとあって良い。802年から806年までの部分は年代記自体の叙述が極めて短い部分であり集会についての情報は現れていない。809年以降、*generalis conventus*(又は *conventus*, まれに *placitum*) が年に1~2回開催されたことが伝えられている。参加者の情報は基本的に *populi sui* とのみ伝えられており、間接的に聖職者が臨席していることが分かる事例がルイ敬虔帝期に関していくつか見られるのみである。これらは、毎年1~2回開催される「王国集会」というシンクマールが伝えるイメージと合致した叙述であるといえよう。

王国年代記改訂版はこのような *generalis conventus* に加えて、聖職者のみの集会も伝えており、それらを指し示す用語としては主として *concilium* が用いられている。792年レーゲンスブルク集会は *episcoporum concilium* として司教のみの集会とされており、794年フランクフルト集会は *conventus* と *concilium/synodus* が並行して開催されたものとして描かれている⁵¹。さらに813年に王国内の5カ所で同時に開催された集会は、聖職者のみの集会として *concilium* と呼ばれている。

○叙述史料からのみ現れる集会像のまとめ

ここでこれまで検討してきた叙述史料に現れる集会像を簡単にまとめておこう。王国年代記や大メッス年代記では、*synodus* の語がとりわけ宗教的要素の強い集会にのみ留保されているというわけではなく、年次の集会を指す語として *conventus*, *placitum* とともに用いられている。それに対していくつかの他の年代記では、*synodus* の語を宗教的要素の強い集会や集会中の聖職者の部会を指してのみ用いる事例も見られた。参加者の情報はシャルルマーニュ期前半に関しては「フランク人」などのみ伝えられる事例が多数を占めているが、793年以降モワサク年代記⇔ロルシュ年代記が司教・修道院長・伯といった官職保有者が参加者であることを強調し始める。ただし、聖俗の参加者が別々に協議する事例や、聖職者のみが集まる集会に関する情報は未だ極めて少数に留まっているとあって良いだろう。以下では同一の集会が年代記ごと

⁵¹ 「国王は、有罪とされるべきフェリックスの異端ゆえに、夏の初めに人民の一般集会を開催し、自身の王国の全ての州からの司教たちの教会会議 *concilium* を同じヴィラに召集した。さらにその教会会議 *synodo* には聖なるローマの教会の使節、司教テオフィラクトゥスと司教ステファヌスも出席していた」“*Rex propter condemnam heresim Felicianam aestatis initio, quando et generalem populi sui conventum habuit, concilium episcoporum ex omnibus regni sui provinciis in eadem villa congregavit. Adfuerunt etiam in eadem synodo et legati sanctae Romanae ecclesiae, Theophylactus ae Stephanus episcopi.*” *ARF*, p. 95.

に、またカピトゥラリア・決議文書中でどのように叙述されているかの比較検討を行う。しかしその前に、カピトゥラリア・決議文書に現れる集会像を見ておこう。

○カピトゥラリアや決議文書が残されている集会(表2)

シャルルマーニュ期に関して、カピトゥラリア・決議文書からのみ明らかになる集会の数はそれほど多くないものの、集会の参加者に関してはしばしば有益な情報を与えている。779年のシャルルマーニュのヘリスタルカピトゥラリアには、司教、修道院長、伯が集まって内容を決定したとの文言が、イタリア王ピピンによる782-787年のカピトゥラリアには司教、修道院長、伯、その他のフランク人・ランゴバルド人の協議を元に作成されたとの文言がそれぞれ見られ、聖俗の官職保有者の集会の決議を元に作成されたものであることが分かる。またヘリスタルカピトゥラリアを出した集会は *synodale concilium* と呼ばれており、聖俗両方の参加者を持つ集会を *synodus* と呼ぶ王国年代記などの用語法を想起させる⁵²。さらに780年(?)のカピトゥラリアは、司教たちの同意と共に発布されたとの文言を含んでおり、この時期にも聖職者のみの集会(又は部会)が存在したことをうかがわせるものとなっている⁵³。

叙述史料で詳細が伝えられていない集会に関しても、カピトゥラリアや決議文書は参加者や協議内容についての情報を伝えている。サンタマン年代記のみで、聖職者による *concilium* として伝えられている797年アーヘン集会で出されたカピトゥラリアには司教、修道院長、伯が決定を下したとの文言があり、この集会が聖職者のみの参加するものではなく、聖俗の官職保有者による集会であったことが分かる⁵⁴。また、王国年代記改訂版で「慣習に従って開催された」とある811年アーヘンでの *placitum generale* についても、集会に先立って皇帝が議題を設定したカピトゥラリアにおいて、司教、修道院長、伯がそれぞれ別々に協議することが要請されている⁵⁵。

⁵² *MGH. Cap. I*, no. 20, pp. 46-51; *ibid.*, no. 91, pp. 191-193.

⁵³ *MGH. Conc. II-1*, no. 19, pp. 108f. このテキストは「司教たちの同意の元で定められたカピトゥラーレ」“*Capitulare qualiter institutum est in hoc episcoporum consensu*”との文言で始まっているものの、条項に分かれた形式を取っていない。このカピトゥラリアの作成された集会としては、780年のリッペ河畔集会、ヘリスタルカピトゥラリアを出した集会、792年ないし793年のレーゲンスブルク集会が想定されているが、意見の一致は見られていない、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, p. 45; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 101f; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, pp. 55-66.

⁵⁴ *MGH. Cap. I*, no. 27, pp. 71f.

⁵⁵ “...placito generali secundum consuetudinem Aquis habito...”, *ARF*, p. 134. カピトゥラリアでは、第1条で「まず朕は、司教、修道院長、伯をわけ、個別に彼らに呼びかけることを望む」“*In primis separare volumus episcopos, abbates et comites nostros singulariter illos alloqui.*”と述べた後、それぞれに対して論じるべき内容を条項別に伝えている、*MGH. Cap. I*, no. 71, pp. 161f. さらに同じ集会に関係していると考えられる *ibid.*, no. 72, pp. 162-164; no. 73, pp. 164f も参照。

カピトゥラリアや決議文書からは、叙述史料のみから得られるイメージとは異なる集会像が現れている。それぞれの集会には聖俗の官職保有者が集まっており、そこでは必要に応じて聖俗の参加者が別々に協議することがあり得たのである。以下ではさらに、同一の集会がそれぞれの年代記やカピトゥラリア・決議文書中で異なった描かれ方をしていることを明らかにして、同時代人が集会をどのように認識していたのかについて迫ってみたい。

○複数の史料で言及される集会について(表2)

これまでそれぞれの史料における集会への言及の仕方の傾向を検討してきた。ここでは、同一の集会が複数の史料で言及されている例を取り上げ、同時代人の集会を指す用語や、先行研究が想定していたような諸類型が検出されるのかどうか、「王国集会」と「教会会議」の関係がどのようなものだったのかという問題に具体的に迫ってみたい。

777年パーダーボルン集会は多くの年代記で言及されており、年代記に見られる参加者についての情報は「フランク人」や「人民」とのみ述べられているため、その他の毎年のように言及されている集会と同種のものとして叙述されていると考えて良いだろう。この集会については一つの証書中でも言及されており、そこからは聖職者も出席していたことが推測可能となっている⁵⁶。従って、このように年代記に登場する集会には、俗人のみならず聖職者も集まっていたと考えることが可能であるといつて良いだろう。

786年ヴォルムス集会は、この時期の年代記の情報としては珍しく、ロルシュ年代記とモワサク年代記において、司教の集会と俗人の集会が別個に開催された事を示唆する形で叙述されている⁵⁷。しかし、全ての年代記においてこのような情報が記録されているわけではない。王国年代記は *synodus* の存在は記述しているものの、聖俗の参加者が別々に協議したとの情報を伝えていないのである⁵⁸。このように年代記ごとに参加者についての情報が異なっている事例は他にも見られる。翌年のヴォルムス集

⁵⁶ パーダーボルンの *senodalis concilius* に関して、サンス大司教ヴィルカリウス Wilchar(Uuilharius)とメッス司教アンギラムが名前を挙げて言及されている、E. Mühlbacher (ed.), *MGH. Die Urkunden der Karolinger I. Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls des Großen*, Hannover, 1906, no. 118, p. 165. さらに参照 W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 99.

⁵⁷ 「さらに時が進み、8月にヴォルムスで司教たちの教会会議と高貴な集会を行わせた」
“*Procedente autem tempore in mense Augusto apud Wormaciam synodum episcoporum ac conventum magnificum coire fecit*”, G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 32.

⁵⁸ 王国年代記は、ブルターニュ人に対する勝利の記述に続いて「…(フランク人たちは)彼ら(ブルターニュ人)の指導者たちを、ヴォルムスにおける集会で、上述の国王陛下(シャルルマーニュ)に引き渡した」“... capitaneos eorum ad synodum repraesentabant supra dicto domno rege in Wormatiam.”と伝えている、*ARF*, p. 72. 大メッス年代記と王国年代記改訂版はこの出来事自体は伝えるものの「集会」を指す用語を用いておらず、参加者についての情報も与えていない。

会は、大メッス年代記において *conventus Francorum*、王国年代記において *synodus* として叙述されており、例年の集会と同じ語で指し示されている。しかしここでは、王国年代記のみが、「彼の遠征において全てのことがどのように処理されたのかを、彼の聖職者と他の貴顕達に報告した」⁵⁹との情報を伝えることで、聖俗の参加者の存在を示しているのである。

792年レーゲンスブルク集会の事例はより複雑である。ロルシュ年代記≡モワサク年代記は *conventus Francorum* において、シャルルマーニュの庶子であるせむしのピピンの反乱に対する処罰が行われたことを伝えており、例年のものと同じ種類の集会のような印象を与えている⁶⁰。それに対して王国年代記は、ピピンに対する処罰に言及しておらず、キリスト養子論を唱える異端フェリックスが断罪されたとの情報のみを記述しており、*synodus*, *conventus*, *placitum* などの語は一切用いていない。王国年代記改訂版においては、ピピンの処罰、フェリックスの断罪の両方の情報が記録されており、フェリックスの断罪が行われた場が *episcoporum concilium* とされている⁶¹。この集会に関しては、いくつかのバイエルンの小年代記でも言及されており、フェリックスに対する教会会議が開催されたことが伝えられている⁶²。これら複数の

⁵⁹ “sacerdotibus suis et aliis obtimatibus nuntiavit, qualiter omnia in itinere suo peragebantur”, *ARF*, p. 76. なお王国年代記改訂版はここでも「集会」を指す用語を用いておらず、イタリア遠征での出来事をシャルルマーニュが「彼の貴顕の前で報告した」“*coram optimatibus suis narrando commemorasset*”とのみ伝えている、*ARF*, p. 77. 以下で見るように、改訂版の制作者はこのような集会の場に聖職者が臨席していることを伝えない傾向がある。

⁶⁰ 「しかしシャルル王は、ピピン並びに彼と共にいた者たちの陰謀を知ると、フランク人と他の彼の家臣たちの集会をレーゲンスブルクに召集した。そこでは国王とともに出席していた全てのキリスト教徒が、かのピピン並びに彼の邪悪な計画に荷担していた者たちに対して、相続財産と命が奪われるべきであるとの裁きを下した」“*Sed Carolus rex, cum cognovisset consilium Pippini et eorum qui cum ipso erant, coadunavit conventum Francorum et aliorum fidelium suorum ad Reganesburge, ibique universus christianus populus qui cum rege aderat, iudicaverunt et ipsum Pippinum et eos qui consentanei eius erant in ipso consilio nefando, ut simul hereditate et vita privarentur.*” G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 35. なお、モーゼル年代記もここでピピンの処罰が行われたことを伝えるものの、*placitum* や *conventus* 等の集会を指す語は用いておらず、通常の集会とは異なるものであるかのように叙述している。

⁶¹ 王国年代記「フェリックスの異端がそこで初めて断罪された」“*Heresis Feliciana primo ibi condempnata est.*”; 王国年代記改訂版「…このことゆえに彼(フェリックス)は国王の宮廷へ連行され——彼はそのときバイエルンのレーゲンスブルクのキヴィタスにおり、そこで冬を越していた——、そこで司教たちの教会会議が招集されて、聴取が行われ、彼は過ちを行ったことを認めた」“*... Huius rei causa ductus ad palatium regis, - nam is tunc apud Reginum Baioariae civitatem, in qua hiemaverat, residebat, - ubi congregato episcoporum concilio auditus est et errasse convictus.*” *ARF*, pp. 90f.. なお王国年代記改訂版はその後ピピンの処罰についても伝えているが、ここでは *conventus* や *placitum* などの語は用いられていない。

⁶² *Annales Iuvavenses maximi* は「シャルルがレーゲンスブルクで異端のフェリックスに対する大教会会議を開いた。ピピンがそこで陰謀を企てた」“*Karolus sinodum magnum*

年代記の叙述を総合すると、792年レーゲンスブルクにおいては、ピピンを処罰した集会と、フェリックスを処罰した集会がそれぞれ開催されたということが推測出来る。これらの集会が同時並行的に行われたのか、やや時期を前後させて行われたのかについては確定が困難であるが、ロルシュ年代記とモワサク年代記での叙述のされ方から、前者の集会には聖俗両方の参加者がおり、後者の集会には司教ら聖職者のみが参加していたとの推測が可能である。ここで重要なのは、792年にレーゲンスブルクで実際どのような形で集会が行われたのかを明らかにすることではなく、同一の集会(群)を記述する際にも年代記ごとに異なった描かれ方がなされているという点である。ピピンを処罰した集会は、ロルシュ年代記とモワサク年代記では例年記録されているその他の集会と同種のものとして認識されているが、王国年代記(とその改訂版)やモーゼル年代記ではそれらとは異なったものとして描かれているのである。ここからは、ある集会が「正規の王国集会」に当たるのかどうかということは、すでに同時代においても観察者の主観的判断によって決まるものであったということが示唆されている。さらにフェリックス断罪が行われた集会は、王国年代記の改訂者によって「司教の教会会議」として記述されており、バイエルンの年代記群でも *synodus* として言及されているのに対し、その他の年代記作者(编者)においてはそもそもその存在が注目されないか、*concilium* や *synodus* などの語を付すべきであるとは考えられていないのである。

794年フランクフルト集会は、全ての年代記において、例年の集会とは異なる用語で叙述されているという点で異彩を放っている。王国年代記と大メッセ年代記は、例年の集会にも用いる *synodus (magna)* の語を用いているものの、聖職者のみが集まったものとしてこの集会を叙述しており、例年の集会とは別種のものであることを伝えている⁶³。集会の情報が極めて少ないバイエルンの小年代記群においてもフランクフルト

habuit in Ratispona contra Felicem hereticum. Pippinus iniquum ibi manchinavit consilium.”と、ザンクトエメラム年代記は「レーゲンスブルクにおいてフェリックスに対する教会会議(が開かれ)、シャルルに対する邪悪な陰謀(が企てられた)」「*synodus contra felice in reganesburg et malum consilium contra carolum.*”と伝えており、他のバイエルンの小年代記も類似した内容を叙述している。ザルツブルクからは *Annales Iuvavenses maximi*, *Annales Iuvavenses maiores*, *Annales Iuvavenses minores* の3つ、レーゲンスブルクからは『ザンクトエメラム年代記』*Annales S. Emmeramni maiores* が残されている。これらの史料においては *synodus* は基本的に宗教的要素の強い集会を指して用いられている様子である。これらの史料は H. Bresslau (ed.), *MGH. Scriptores 30-2*, Hannover, 1934, pp. 727-747 にまとめられている(792年の叙述は pp. 736f.)。これらの史料については W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger II*, pp. 190f.; A. Lhotsky, *Quellenkunde zur mittelalterlichen Geschichte Österreichs*, Wien, 1963, pp. 145-147. またこれらにおける集会への言及の一覧は本稿末の表 17。

⁶³ 「イースターがフランクフルトで祝われた; そしてそこで、ガリア人、ゲルマニア人、イタリア人司教たちの大集会が、今言及された君主と教皇ハドリアヌス陛下の使節たちの出席下で行われた」「*Pascha celebratum est in Franconofurt; ibique congregata est synodus magna episcoporum Galliarum, Germanorum, Italorum in praesentia iamfati*

集会と言及されていることは、この集会が規模や協議内容において例年の集会とは多く異なるものとして認識されていたことを示唆している⁶⁴。しかしこの集会には俗人も臨席していた事実が、上述のごとくロルシュ年代記≒モワサク年代記で示唆されている⁶⁵。王国年代記や大メッス年代記は、参加者における聖職者の多さや協議された内容が主として聖界の問題であったことなどから、聖職者による集会との印象が強かったために俗人に言及していないのかもしれない。俗人もこの集会に参加していたことは王国年代記改訂版も伝えているが、その叙述は他の年代記とは大きく異なっている。フランクフルト集会は *generalis populi suis conventus* として例年の集会と同じ語で叙述されており、それと並行して司教たちの *concilium* が開催されたという形で聖職者の集会を伝えているのである⁶⁶。ここでは、とりわけ俗人とは別個に聖職者が協議を行ったことが強調されている点に注意が必要である。このように俗人と聖職者が別々に協議を行っていることに関する情報は、シャルルマーニュ期の年代記においては786年ヴォルムス集会を除いて全く見られない。ではなぜ改訂者はここであえてこのような叙述を行っているのだろうか。その答えは *synodus* という語にあるものと思われる。改訂者は基本的に王国年代記に見られた *synodus* の語を全て機械的に *generalis populi sui conventus* に置き換えているため、*synodus magna* とされているこの集会も *generalis populi sui conventus* とされるべき集会だと考えたのであろう。しかしここで問題が生じる。改訂者の理解では、純粹に宗教的な問題が論じられる場はそのような *conventus* ではなく、それとは別個に行われる(又は併設される)聖職者のみの教会会議なのであった。それゆえフランクフルト集会においては、*conventus* と並行する形で *concilium* が開催されたという叙述を行っているのである⁶⁷。すでに792年レーゲンスブルク集会の事例からも明らかなように、同時代人の叙述においてすでに、どの集会が「正規の王国集会」に当たるのかについての認識は多様であったため、フランクフルト集会が「正規の王国集会」にあたるのか、それとは異なる「教会会議」なのかという問題に関しては、どの年代記の叙述が正しいのかということ論じること自体無意味であると思われる。明らかなことは、794年にフランクフルトで行われた集会が、ほぼ全ての年代記作者によって例年の集会とは異なる物とし

principis et missorum domni apostolici Adriani”, *ARF*, p. 94. 大メッス年代記もほぼ同じ内容を伝えている、*AMP*, p. 80.

⁶⁴ *Annales Iuvavenses Maximi* では「フランクフルトで大教会会議が、異端のエリファンドゥスとフェリックスに対して(開催された)“*Ad Francorum vadum sinodus magna contra Elipandum et Felicem hereticum.*”とあり、その他のバイエルンの年代記でも類似した内容が伝えられている、H. Bresslau (ed.), *MGH. Scriptores 30-2*, pp. 736f.

⁶⁵ 本章註 44 を参照。

⁶⁶ この部分の叙述については上述の註 51 を参照

⁶⁷ このような事例はピピン期のジャンティイ集会に関しても見られる。本章(2)-1の議論を参照のこと。

て認識されるほどに、宗教的要素を色濃く打ち出していたということ、そこに参加していたのはおそらく聖職者のみではなかったこと、聖職者のみが宗教問題を協議する部会も併設されていた可能性もあるということである。さらにこの年にはこれ以外の集会の開催が知られていないことから、この集会が宗教問題の協議の場ただだけでなく、年代記中で言及されている例年の集会(「王国集会」と呼ばれうるもの)と類似した機能も果たしたであろうことを推測することも困難ではない。

802年のアーヘン集会も年代記ごとに認識が異なる事例である⁶⁸。ここではロルシュ年代記≡モワサク年代記が、司教と配下の聖職者、修道院長と修道士、その他の俗人による3つの部会が並行して開催されたことを記録しているが⁶⁹、サンタマン年代記は3つの部会による協議については伝えておらず、バイエルンの年代記群は聖職者の集会のみが存在したかのように叙述している。

813年の集会についての叙述は、特に王国年代記改訂者の集会についての認識を考える際に重要な手掛かりとなる。この年には、アーヘンでの集会において王国内の5カ所(アルル、シャロン、トゥール、マイantz、ランス)で聖職者による集会を開催することが命じられ、その後それらの決議をまとめるために再びアーヘンで集会が開催された。はじめのアーヘン集会については、モワサク年代記が、フランク人、司教、修道院長、聖職者が開催した、と記録しているため⁷⁰、聖俗の参加者がいたことが明らかになっているが、王国年代記改訂版は例年の集会と同じように *generalis conventus* が開催されたとのみ叙述しており、参加者についての情報は特に与えられていない⁷¹。9月のアーヘン集会に関しても、モワサク年代記が司教、修道院長、伯ら聖俗の官職保有者が出席していたことを伝えているのに対し、王国年代記改訂版は単に *conventus* とするのみである⁷²。さらに王国内5カ所で開催が命じられた集会を、王

⁶⁸ なお、801年から803年の間にアーヘンで何度集会が開催されたのか、どの集会にどのカピトゥラリアが割り当てられうるのかに関しては大きく議論が分かれている、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 124; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 219f; H. Mordek and M. Glatthaar, 'Von Wahrsagerinnen und Zauberern, Ein Beitrag zur Religionspolitik Karls des Großen', H. Mordek, *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung*, pp. 254f. 表2においては801年秋と802年10月の2つの集会のみを掲載し、カピトゥラリアの情報は省略したことを断っておく。この時期から残されているカピトゥラリアは *MGH. Cap. I*, nos. 33-41, pp. 91-118; *MGH. Conc. II-1*, nos. 27-29, pp. 228-230.

⁶⁹ 上述の註45参照

⁷⁰ 「この年もっとも敬虔な皇帝シャルルはアーヘンの宮廷におり、そこでフランク人、司教、修道院長、聖職者たちと共に大集会を開催した」“Hac anno sedit piissimus Karolus imperator apud Aquis palatium, et habuit ibi concilium magnum cum Francis, episcopis et abbatibus ac sacerdotibus.” G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 310.

⁷¹ *ARF*, p. 138.

⁷² 「同じ年の9月に、上述の皇帝シャルルは人民の大集会をアーヘンに開催した。彼の王国・帝国全土から、司教、修道院長、伯、司祭、助祭、フランク人たちの助言者らがアーヘンの皇帝の元へ集まった」“Et in ipso anno mense Septembri iam dictus imperator Ka-

国年代記改訂版は司教たちの集会として叙述しているが⁷³、決議文書からは少なくともマインツの集会には聖職者に加えて俗人も参加していたことが明らかになっている⁷⁴。

ここで、これまでの検討から明らかになった王国年代記改訂者の集会に関する認識を簡単にまとめておこう。まず目立っているのは、*synodus* の語を基本的に避ける傾向で、この語は全体を通じて2度のみしか現れていない。次節の議論から明らかになるように、彼が叙述・改訂を行った時代であるルイ敬虔帝期には、基本的に *synodus* は聖職者による集会を指す語であったと思われ。しかし彼の改訂した王国年代記では *synodus* は必ずしもそのような用法に限定されていなかったことから、混乱を避ける目的でこの語の使用を極力避けるようにしたと推測出来る。彼は聖職者のみの集会・部会を指す語として *concilium* を用いている。そのような集会は、例年行われる *generalis populi sui conventus* に併設される場合も、それとは別個に行われる場合もあり得た。一方 *conventus* の参加者に関しては *populi* と伝えるのみであり、そこに聖職者も参加しているという情報を伝えることはない⁷⁵。ここには、基本的に聖職者と俗人は別々に協議を行うべきであり、彼らはそれぞれ別々の役割を担っているのであるという認識が強く表れているものと考えられる。それ故に、宗教的問題が協議されていることが分かる事例に関しては、聖俗の参加者が並行して協議を行ったという形で集会を叙述しているのであり、そのような事例が明確に分からない集会に関しては、聖職者が俗人と共に協議を行っていたことを明示せずに *populi* とのみ曖昧な書き方で伝えているのではないだろうか。

○まとめ

rolus fecit conventum magnum populi apud Aquis palatium. De omni regno et imperio suo convenerunt episcopi, abbates, comites, presbyteri, diacones, et senatus Francorum ad imperatorem in Aquis.” G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 310. 王国年代記の記述は *ARF*, p. 138.

⁷³ 「さらに彼の命令で教会の状況を矯正するための教会会議がガリア中で司教たちによって開かれた。それらの一つはマインツ、もう一つはランス、三つ目はトゥール、四つ目はシャロン、五つ目はアルルで開かれた」“Concilia quoque iussu eius super statu ecclesiarum corrigendo per totam Galliam ab episcopis celebrata sunt, quorum unum Mogontiacy, alterum Remis, tertium Turonis, quartum Cabillione, quintum Arelati congregatum est.” *ARF*, p. 138. なおモワサク年代記は誤って4カ所での開催としつつ、「そして4つの教会会議 *synodos* が行われることを命じた。つまりマインツ、ランス、トゥール、アルルである」“et decrevit quatuor *synodus* fieri, id est ad Maguntiam civitatem unam, alteram in Remis, tertiam Turonis, quartam Arelato civitate”とのみ伝えている、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 310.

⁷⁴ 司教、修道院長と修道士、伯と裁判官がそれぞれ別々に協議を行ったことが序文から明らかになっている、*MGH. Conc. II-1*, pp. 259f.

⁷⁵ なお *placitum* が用いられる事例は少ないものの、ルイ敬虔帝期の821年ティヨンヴィル集会の事例から、*conventus* と同義で用いていると考えて良いものと思われる。

シャルルマーニュ期の史料の検討からは、どれが「正規の王国集会」でどれがそうではないのかに関して客観的な基準は存在せず、年代記執筆者ごとの主観によって決まっていることが明らかになった。確かにこの時代の叙述史料の全体的傾向として、8世紀末あたりまでは「フランク人の集会」が毎年のように言及されているのに対して、その後の時期になると特にロルシュ年代記等で「司教、修道院長、伯などの官職保有者の集会」が現れ始め、一見すると「人民による王国集会」から「貴族集会」への構造の変化が現れているかのようにも思われる⁷⁶。790年代後半は、対アヴァール戦の終結によってフランク王国の拡大と遠征の時代が終わる時期とも一致するため、実際に集会の参加者集団に何らかの変化が起こっていたとも考えられる。とりわけ遠征の終結が、それまでの集会に見られたであろう軍事的要素の大きな減少をもたらしたことは疑いなく、遠征軍の臨席が必ずしも必要なくなることで、集会の参加者の規模が減少したことも推測出来る。しかしここで注意が必要なことは、聖俗の官職保有者・貴顕が集まるという点で、集会の参加者における中核部分の基本的な構造には変化がなかったという点である。聖俗の官職保有者が集会の参加者であること自体は、779年のヘリスタルカピトゥラリアの中ですで見られるものであり、さらにはピピン期のカピトゥラリア・決議文書中でもしばしば言及されているのである。変化したのは集会の参加者や性質ではなく、年代記作者による参加者の叙述の仕方なのではないだろうか。このような叙述スタイルの変化は、聖俗のそれぞれの官職保有者が王国内で果たすべき役割をそれぞれ別個に担っているという理念がこの時期に明確になり始めたことと関係しているように思われる。802年アーヘン集会に関してロルシュ年代記≒モワサク年代記は、それらの官職保有者が別々に協議を行っていることを明確に叙述しており、811年のカピトゥラリアでは、シャルルマーニュ自身の言葉として、司教、修道院長、伯が別々に協議することが要請されているのである。そして、このように聖俗の貴顕を一括して「フランク人」として叙述するのではなく、司教、修道院長、伯などそれぞれの官職保有者として叙述する傾向はルイ敬虔帝期にさらに増加していくこととなる。

他方でそのルイ敬虔帝期の集会認識を反映している王国年代記改訂版は、やや異なった強調の置き方をしている。高位聖職者の持つ役割を、通常の王国集会の参加者としての役割とは異なるものとして描き出すのである。この史料では、高位聖職者のみによる協議が年次の集会内・外で俗人の参加者を交えずに行われたことがしばしば伝

⁷⁶ ザイファートは768-840年の間にフランク王国の王国集会が、軍隊の出席する「一般集会」*allgemeine Tage* から軍隊不在の「貴族会議」*Optimatentage* へと変容していく過程を5段階に分けて考察し、792年、807年、819年、829年をそれぞれ重要な切れ目として想定している、E. Seyfarth, *Fränkische Reichsversammlungen unter Karl dem Großen und Ludwig dem Frommen*, pp. 53f. さらに参照、大久保泰甫 「カピトゥラリアの法的性格」2, pp. 714-717; H. Weber, *Die Reichsversammlungen im ostfränkischen Reich*, p. 104.

えられている。他方で高位聖職者と俗人貴顕が集会の中で共に協議を行っている事例をこの史料は一切伝えていない。他の史料においてそのような聖俗混じり合った参加者の構造が明確に述べられている事例についてもそれは当てはまる。ここには、高位聖職者は世俗の官職保有者や貴顕とまざりあって集会を行うべき存在ではないとの改訂者の認識が現れている。

(2)-3：ルイ敬虔帝のもとでの集会

ルイ敬虔帝時代の集会(表3)のうち、叙述史料で一切言及されず決議文書からのみその存在が分かるものは、825年のパリ集会(教会会議)のみである。ここでもまず、叙述史料ごとの傾向を検討した上で、それぞれの集会が複数の史料でどのように言及されているのかを総合的に分析していく手法を取りたい。なお本章の以下の部分では便宜上「王国集会」、「教会会議」という呼称がしばしば用られるが、すでに王国集会について明らかにしたように、それらは相対的な概念に過ぎないのであり、本章で「王国集会」・「教会会議」と呼ばれているからといって、それが他の集会と明確に区別されるべき「正規の王国集会」・「真の意味での教会会議」であったと理解されるべきだという筆者の意図を示している訳ではないことを断っておく。差し当たり本章では、聖俗の官職保有者・貴顕が国王のもとに集まる、王国年代記などの叙述史料にほぼ毎年現れる集会を「王国集会」と呼び、聖職者のみが王国集会内・外で協議を行っているものを「教会会議」と呼ぶこととする。

○王国年代記改訂版(表12)

王国年代記改訂版では、ルイ敬虔帝による集会がほぼ毎年伝えられており、820年以降に関しては基本的に年に2回ずつの集会が記録されている。これらの集会は、*generalis populi sui conventus* か単に *conventus* と呼ばれることがほとんどであり、*generalis* の語の有無は特に集会の規模や種類の違いを示してはいないようである。稀に *placitum* の語も用いられるものの、821年ティヨンヴィルや823年フランクフルトの事例から、*conventus* と特に区別せずに用いられていることが推測可能である。参加者についての情報は基本的に *populi sui* とのみ述べられており、聖職者の参加や聖俗の官職保有者の出席を明示しない傾向がある。この点に関してはシャルルマーニュ期の節で観察された結果と合致している⁷⁷。ただしこの時期の叙述においては、聖職者の集会への臨席が全く述べられていないというわけではなく、しばしば間接的に聖職者の存在が言及されている。822年アティニー集会では「彼の司教たちと貴顕たちとの協議が行われた」のちに、ルイ敬虔帝が「全ての人々の前で」⁷⁸公的贖罪の儀式を行

⁷⁷ 818年アーヘン集会、821年ティヨンヴィル集会の参加者は「フランク人」と述べられている。さらに、823年フランクフルト集会は、「集会が5月に同じ場所で開かれ、フランクシアの全ての貴顕のみならず、東フランクシア、ザクセン、バイエルン、アレマニア、そして隣接するブルグンディアとラインラントからの貴顕も、そこへの出席が命じられた」
“*Mense Maio conventus in eodem loco habitus, in quo non universi Franciae primores, sed de orientali Francia atque Saxonia, Baioaria, Alamannia atque Alamaniae contermina Burgundia et regionibus Rheno adiacentibus adesse iussi sunt.*”とされている、*ARF*, p. 160.

⁷⁸ “...*consilio cum episcopis et optimatibus suis habito...*”; “*in praesentia totius populi sui*”, *ARF*, p. 158. ただし司教と貴顕との協議はここでは *populi sui* の集まった *conventus* 以前に行われたとも読める書き方になっている。

ったとされている。823年コンピエーニュ集会ではノルマン人に対して伯と司教を派遣しており、823年フランクフルト集会ではドロゴをメッス司教に任命、828年アーヘン集会ではカンブレ司教をビザンツに派遣しているということから、これらの集会には司教を含む聖俗の貴顕が参加していることが推測出来る⁷⁹。また、818年4月のアーヘン集会に関しては、集会の中で聖職者のみの部会も開催されていることを推測させる書き方となっている⁸⁰。

以上のように、王国年代記改訂版においては集会への聖職者の出席や聖職者のみによる集会・部会に対する関心は高くなく、例年の *conventus* の参加者は聖俗の区別をすることなく「フランク人」や「人民」の語で表されるべきものとして理解されている。さらに821年2月のアーヘン集会においては、次の集会(同年5月ネイメヘン集会)に参加すべき伯たちが決定されたとの文言があり、ネイメヘン集会の参加者が伯のみであったかのような印象が生まれている⁸¹。しかし5月のネイメヘン集会では王国分割が取り決められたのに加えて、司教をも含むローマからの使節が到着しているため、それを受け入れる側のフランクの集会にフランク側の司教が一切参加していなかったとは考えにくい⁸²。ここからも、王国年代記の改訂者が、年次の王国集会に聖職者も参加しているという事実を叙述しない傾向が読み取れる。このような態度が、聖職者による世俗政治への介入という現実に対する彼の不満の反映であるのかについてはさらなる検討を要するが⁸³、少なくとも聖俗の職務領域がそれぞれ別個のものであると

⁷⁹ *ARF*, p. 174.

⁸⁰ 「上述の陰謀の指導者たちは王もろとも、フランク人たちの判決によって死刑とされた。しかし皇帝は、彼らが失明に処されることを、そして教会会議の決定によって罷免された司教たちが修道院に送られることを命じた」“... *coniurationis auctores, qui superius nominati sunt, simul et regem iudicio Francorum capitali sententia condemnatos luminibus tantum iussit orbari, episcopos synodali decreto depositos monasteriis mancipari*” *ARF*, p. 148. ここではイタリアのピピンの子でイタリア副王とされていたベルナルドゥスが反乱を企てたとして処罰された。この集会は王国年代記改訂版では *conventus* 等の語を付されておらず、例年の集会とは異なった種類のものとして理解されている可能性がある。以下で見るように、この集会はモワサク年代記のみが *conventus Francorum* として例年の集会と同じ語を付している。

⁸¹ 「次に集会が5月にネイメヘンで開かれることが取り決められ、そこに来るべき伯たちが定められた」“*Iterumque conventus mense Maio Noviomagi habendus condictus est comitesque, qui illuc venirent, deputati.*” *ARF*, 154. 管見の限りではカロリング期に関して世俗の官職保有者のみが参加する(かのごとくに叙述されている)集会はこの集会と、809年の開催地不明(エルベ以東)の集会の2例のみである。809年の集会はデーン王ゴドフリドゥスとの和平交渉を行ったもので、「皇帝の伯と家臣たちの集会」“*conventus comitum imperatoris atque suorum*”として描かれており、「デーン人の貴顕との会合」“*cum primoribus Danorum colloquium*”との表現も用いられている、*ARF*, p. 128.

⁸² *ARF*, p. 155. また、この集会は天文学者ルイ敬虔帝伝においては他の例年の集会と特に区別されることなく *conventus* として叙述されている。

⁸³ 王国年代記の改訂者(および後半部分の執筆者)は長らく、『カール大帝伝』の著者であるアインハルトが想定されていたが、現在ではその説はほぼ全ての研究者によって退けられている。改訂者が誰であったのかについては現在に至るまで不明であるが、一般にルイ

いう意識を読み取ることは可能であると思われる。

○モワサク年代記(表 15)

この年代記においては、ルイ敬虔帝による集会が 5 つ言及されている。シャルルマーニュの節ですでに述べたように、これらのうち 815 年のパーダーボルン集会を除く 4 つの集会に関して、司教、修道院長、伯といった聖俗の官職保有者の参加が明示されており、814 年アーヘン集会と 818 年アーヘン集会に関しては、聖俗の参加者が別々に協議したことも明確に伝えている⁸⁴。

○天文学者『ルイ敬虔帝伝』(表 18)⁸⁵

この史料においても王国年代記と同様に、基本的に *conventus* の語で年に 1~2 回の集会が伝えられている。しばしば *placitum* も *conventus* と同義で用いられており⁸⁶、*concilium* も必ずしも聖職者の集会に限定されずに 3 度用いられている。他方で *synodus* の語が一切用いられていないことも注目に値する。参加者集団としては、*fideles* が 1 度、*populi* が 9 度、フランク人・ザクセン人などが 2 度挙げられている。これらの集会はしばしば *generalis* や *publicus* という形容詞を持っているが、その有無が集会の規模を現しているとは考えにくい。このことは 825 年 5 月アーヘン *conventus*、831 年ティヨンヴィル *conventus* (*placitum*)、835 年ティヨンヴィル *conventus* にも、*generalis* 等の語が付される集会同様に *populus* が集まっていると叙述されていることから明らかであろう⁸⁷。

これらの *conventus* の参加者が聖職者をも含んでいたことは 828 年アーヘン

敬虔帝の宮廷に所属する一人の人物が改訂および後半部分の執筆を行ったと考えられている。P. D. King, *Charlemagne*, p. 18; R. Collins, 'The Reviser Revisited: Another Look at the Alternative Version of the *Annales Regni Francorum*'.

⁸⁴ G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 311(誤って 815 年とされている)、pp. 312f(誤って 817 年とされている)。

⁸⁵ 天文学者『ルイ敬虔帝伝』Astronomus, *Vita Hludowici imperatoris* は 814 年以降ルイ敬虔帝の宮廷礼拝堂に所属していた無名の著者による作品で、著者自身のメモや王国年代記をもとに 840 年に成立したと考えられている。著者はその天文学の知識ゆえに「天文学者」と呼ばれており、ルイ敬虔帝に比較的近い位置にいた人物と考えられているが、司教ではなかったとされている。1995 年に E. Tremp によりセーガン『ルイ敬虔帝伝』とともに新版が刊行された、E. Tremp (ed.), *MGH. Thegan, Die Taten Kaiser Ludwigs (Gesta Hludowici imperatoris). Astronomus, Das Leben Kaiser Ludwigs (Vita Hludowici imperatoris), Scriptorum rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 64*, Hannover, 1995. この作品については *ibid.*, pp. 53-153 の解題部分を参照のこと。以下 Tremp の版からの引用は Astronomus と表記する。

⁸⁶ このことは 822 年アティニー集会、826 年インゲルハイム集会、830 年ネイメヘン集会、831 年ティヨンヴィル集会、835 年トラモワ Tramoyes 集会がそれぞれ *conventus* と *placitum* とも呼ばれていることから明らかである。

⁸⁷ Astronomus, c. 39, p. 424; c. 46, pp. 466-469; c. 54, p. 502.

conventus publicus からカンブレ司教が派遣されたことへの言及から明らかになる。822年のアティニー集会は、他の集会と同じように generalis conventus の語が付されているが、参加者として司教、修道院長、聖職者、貴顕がいたことが明示されているため、これらの年次の集会には聖俗の官職保有者や貴顕らが出席していたと考えて良いだろう⁸⁸。816年アーヘン generalis conventus や 835年ティヨンヴィル conventus では聖俗の参加者が別々に協議していることが伝えられている⁸⁹。836年アーヘン集会は「大部分が司教からなる大集会」“conventus magnus, sed praecipue episcoporum”という独特の描かれ方をしている。これは参加者の大部分が司教でありつつも、その他の俗人も少数ながら参加していたということを示唆している⁹⁰。

天文学者の叙述はある程度王国年代記改訂版に依存しているのであるが、彼の集会の描き方、集会に対する認識は改訂者のものとは大きく異なっている。年に1~2度開催される王国集会には司教、修道院長、伯ら官職保有者や貴顕・下位の聖職者などが参加するということ、必要に応じて聖俗の参加者は別々の部会を形成して協議を行うことを明確に伝えているのである。さらに834年アティニーconventus generalis ではルイ敬虔帝が「聖界の問題と世俗の問題に関する多くの害悪を除去した」とされており、conventus の業務が俗界のものに限定されないと認識されていることが分かる⁹¹。改訂者はどちらかという王国集会を世俗的なものとして描こうとする志向を持っていたのに対し、天文学者は王国集会内部で聖俗の官職保有者がそれぞれの役割を果たす、というイメージで集会を捉えている。

○セーガン『ルイ敬虔帝伝』(表19)⁹²

⁸⁸ 「次の年に皇帝陛下は一般集会をアティニーと呼ばれる場所で開催するよう命じた。そして、司教、修道院長、聖職者並びに彼の王国の貴顕達が協議に召集された時…」“Anno hunc sequente domus imperator conventum generale coire iussit in loco, cuius est vocabulum Attiniacus. In quo convocatis ad concilium episcopis, abbatibus, spiritalibusque viris, necnon et regni sui proceribus...”、Astronomus, c. 35, p. 406.

⁸⁹ Astronomus, c. 28, pp. 374-377; c. 54, p. 502. 816年アーヘン集会に俗人が出席していることは明確に述べられてはいないが、generalis conventus を開催し、その中で司教や聖職者を集めて参事会と修道院のあり方を協議させたとの叙述が見られる。この集会とその参加者については Semmler, ‘Administration und Schriftlichkeit im Dienste der Reform’, pp. 74-76; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 156-160; D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, p. 37. さらにハルトマンはモワサク年代記が815年の出来事として伝える内容がこの集会に関係しているとの見解を提示している、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p.156.本章註48を参照。

⁹⁰ Astronomus, c. 56, pp. 514-517.

⁹¹ “... ubi cum multa perperam inollita purgare decrevisset tam in ecclesiasticis quam publicis rebus...”、c. 53, p. 498. この集会に関しては聖俗の参加者が別々に協議したことは伝えられていない。

⁹² この作品はトリーアの農村司教 Chorbischof であるセーガン(フルネームは Theganbert)によって837年頃に執筆されたものである。王国年代記(改訂版)を参照して

王国年代記改訂版や天文学者『ルイ敬虔帝伝』と比較すると、セーガンはそれほど多くの集会を伝えていない。generale placitum suum が5回、conventus magnus populorum が2回、colloquium が1回言及されている。これらのうち、placitum に関しては参加者の詳細が伝えられていないが、2度の conventus magnus ではそれぞれ司教の罷免が行われていて、聖俗の参加者がいたことを間接的に伝えている⁹³。セーガンは placitum と conventus がそれぞれ別種の集会であるかのように叙述しているが、このような区別はもっぱらセーガンの主観に基づくものであることは、以下の複数史料の突き合わせから明らかになる。

○クサンテン年代記(表 20)⁹⁴

この史料は、ルイ敬虔帝期の集会を5つ伝えており、それらは全て829年以前の既存の史料を元に編纂されたとされる部分に含まれている。この部分で伝えられている内容は他の年代記や王の伝記と比較しても異彩を放っており、特に司教の集会に大いに注目している点が目に付く。794年フランクフルト集会、809年アーヘン集会、826年インゲルハイム集会、829年王国内4カ所での集会(ここでは3カ所とされている)、829年ヴォルムス集会は全て聖職者のみの集会として伝えられている。これらの集会のいくつかに関しては、他の史料から聖俗両方が参加していたことが明らかになっており、それらを聖職者のみの集会として叙述している点が興味深い。このことはこの史料の編集者が、聖職者の活動にとりわけ大きな関心を持っていたということを示唆している。ただし、815年の conventus や820年の placitum にも言及していることから、排他的に聖職者の集会のみが叙述の対象となっているわけではない。編集者がこ

いない点が特徴的で、執筆の際の情報源は出来事を目撃するなどして実際に経験した人物からの伝聞であったと考えられている。ウィーンの写本に含まれる版においては836～837年の出来事についての情報が加筆されているが、この部分の執筆者はセーガンではないと考えられている。この作品については E. Tresp (ed.), *MGH. Thegan, Die Taten Kaiser Ludwigs (Gesta Hludowici imperatoris). Astronomus, Das Leben Kaiser Ludwigs (Vita Hludowici imperatoris). Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 64.*, pp. 1-52 の解題部分を参照。以下この作品への参照指示は Thegan と表記する。

⁹³ Thegan, c. 22, p. 210; c. 56, p. 252.

⁹⁴ クサンテン年代記 *Annales Xantenses* は790年から873年までの叙述を含む作品である。829年までの既存の史料を寄せ集めて編纂・執筆された部分、830年以降は同一の執筆者によるオリジナルの内容を持つ部分からなっており、860年代に執筆は一度中断した後、ある程度の時間を経た上で執筆が再開され、欠落部分の補足も行われたと考えられている。この史料に関しては R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II*, Darmstadt, 1969, pp. 8-10; W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger VI*, Weimar, 1990, pp. 882f. 本稿では R. Rau による版を使用した。そこに含まれていない829年までの部分に関しては B. von Simson (ed.), *MGH. Annales Xantenses et Annales Vedastini. Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 12*, Hannover, 1909 を用いた。以下では AX として引用する。

これらの情報を集めた時期(おそらく 830 年)には、集会における聖職者の活動の痕跡がより多く残されていたということも考えられる。これらの集会のほとんどが現在にまで決議文書を伝えているという点も注目に値する。クサンテン年代記のこの部分の編集者もこれらの決議文書を元に集会の情報を得た可能性もあるだろう。

○サンベルタン年代記(表 22、表 23)⁹⁵

サンベルタン年代記は、ルイ敬虔帝治世後半の集会を豊富に伝えている。集会の参加者は「フランク人」などのみ叙述される場合もあるが、しばしば司教、修道院長、伯といった聖俗の官職保有者が集会の参加者であったことが明示されている⁹⁶。集会を指す語は *conventus* と *placitum* が用いられており、一度のみ *synodus* が現れている(835年ティヨンヴィル)ものの、聖職者の集会は *episcoporum conventus* などと叙述されている(835年ティヨンヴィル、836年アーヘン)。また、これらの *conventus* や *placitum* にはしばしば *generalis/generale* の語が付されるものの、その有無が必ずしも集会の規模を厳密に示していないことは、832年マインツ *placitum* にすべてのフランク人とザクセン人を集めたと記述されていることから明らかである⁹⁷。聖俗の参加者が別々に協議していることを明示する事例こそみられないものの⁹⁸、サンベルタン

⁹⁵ サンベルタン年代記は従来、830年-835年までの宮廷で執筆された部分、835年-861年までのトロワ司教ブルデンティウスによる部分、861年-882年までのランス大司教ヒンクマルによる部分からなっていると考えられていたが、近年 J. ネルソンが、843年まではルイ敬虔帝・シャルル禿頭王の宮廷で執筆されており、843年以降の部分が宮廷を離れてブルデンティウスによって執筆されたとの見解を提示している。以下の議論からも明らかになるように、集会の描かれ方も 835 を境にしてに変化している様子はなく、シャルル禿頭王の節で見るように 843 年以降に大きな変化が見られることから、ネルソンの見解がここでも裏付けられたとあって良いと思われる、J. L. Nelson, *The annales of St-Bertin*, Manchester and New York, 1991, pp. 7-9. 本稿では R. Rau による版を用いた、R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II*, Darmstadt, 1969, pp. 11-287. 以下では AB として引用する。

⁹⁶ 830年ネイメヘン *placitum*、833年コンピエーニュ *placitum/conventus*、AB, p. 13, p. 20. また *conventus* 等の集会を意味する語が付されていないものの、837年アーヘン集会ではシャルル禿頭王に司教、修道院長、伯、王の家士が臣従したとされており、王国の貴頭層がこれら官職保有者からなっているという執筆者の理解が現れている、AB, p. 34. 836年ヴォルムス *placitum* や 837年ネイメヘン *conventus* からは、伯と修道院長が外部に派遣されたとの内容が描かれている、AB, pp. 30-33.

⁹⁷ 「そしてこのことが知られると、皇帝陛下は即座に集会が開かれ、全ての東西フランク人並びにザクセン人が、4月18日にマインツで彼のもとに来るようにと命じた」“Cumque hoc compertum esset, statim dominus imperator, mutato placito, omnes Francos occidentales et australes necnon et Saxones obviam ibi quarto decimo Kalendas Mai Mogantiam venire praecepit.” AB, p. 16. 830年ネイメヘン *placitum* にも司教、修道院長、伯、フランク人が参加したとあり、*generalis/generale* の付された集会と変わらないに参加者集団が描かれている、AB, p. 14

⁹⁸ 他の史料で聖俗の参加者が別々に協議を行ったことが示唆されている 835年ティヨンヴィル集会に関する記述は、ここで極めて詳細なものになっており、聖職者のみの *conventus/synodus* の経過が詳細に描かれているが、俗人の臨席は明確には言及されてい

年代記のこの部分では基本的に天文学者の所で見られたものと同様の集会に対する認識が検出されたといつて良い。

○カピトゥラリアなどから明らかになる情報について(表3)

ルイ敬虔帝時代に関しては、カピトゥラリア・決議文書などから新たに明らかになる集会の参加者の情報はあまり多くない。これは、年代記や王の伝記などの史料が集会の参加者の構成などの情報を詳細に伝え始めたことを意味している。特にシャルルマーニュ期の前半までは、叙述史料の中で司教、修道院長、伯といった官職保有者が集会の参加者であることはほとんど述べられておらず、決議文書等を見て初めてそのような参加者の構成が明らかになっていた。この時代になるとそのような状況は大きく変化している。

とはいえ叙述史料以外からのみ明らかになる情報が全くないというわけではない。818/9年アーヘン集会は、王国年代記改訂版と天文学者『ルイ敬虔帝伝』において「教会の問題が議論された」ことが伝えられているものの、参加者は *populi* とのみ述べられているに過ぎない。しかしこの集会から残されているカピトゥラリアからは、司教、修道院長、参事会員、修道士らと一般信徒が集まった集会であることが明らかになっている。825年パリ集会はルイ敬虔帝期唯一の、決議文書からのみ存在が明らかになる集会で、聖職者のみが集まった「教会会議」である。決議文書からはかなりの規模の参加者が集まっていることが分かるため、この集会が叙述史料で一切言及されていないということはいっそう興味深いことである。829年の王国4カ所で同時に開催された聖職者の教会会議もクサンテン年代記のみで伝えられているにすぎない⁹⁹。この4カ所での協議の成果をまとめる役割を担ったと考えられる829年のヴォルムス集会は、それぞれの叙述史料ごとに異なった様子で描かれている。王国年代記改訂版や天文学者は例年の集会と同じように *generalis conventus* としているのに対し、セーガンは *conventus* や *placitum* のような集会を指す語を与えていない。さらにクサンテン年代記はこの集会を *conventus magnus episcoporum* として、聖職者のみが協議した集会であるかのように描いている¹⁰⁰。王国年代記改訂版が例年の集会と同じように描いていることや、ここから残されているカピトゥラリアからは、この年のヴォルムスにおける集会には聖俗の参加者がおり、聖職者のみが別個に協議する場も設けられていたということが推測出来る¹⁰¹。

ない、*AB*, pp. 26-29.

⁹⁹ *AX*, p. 7. ここでは誤って3カ所での集会とされている。

¹⁰⁰ 829年ヴォルムス *ARF*, p. 177; *Astronomus*, c. 43, p. 452; *Thegan*, c. 35, p. 220.

¹⁰¹ ここで出されたカピトゥラリアの中の条項がランス大司教ヒンクマルによって後に引用されており、その際に「ヴォルムスの教会会議並びに一般集会において」*“in synodo ac placito generali apud Wormatiam”*出されたものであると述べられている、*MGH. Cap. II*,

これらのカピトゥラリアや決議文書に見られる情報を踏まえると、この時期の叙述史料全体の傾向が明らかになる。聖俗の参加者が別々に協議する集会や、例年の集会の枠組みの中で開催される聖職者のみの協議の情報が比較的多く伝えられるのに対し、聖職者のみが俗人を交えずに開催する教会会議は基本的に叙述の対象とされていないという点である。

○複数の史料に見られる情報の相違から(表3)

すでにシャルルマーニュの集会や829年ヴォルムス集会の事例で見られたように、この時代に関しても同一の集会が史料ごとに異なったイメージで描かれている事例は少なくない。814年アーヘン集会は、王国年代記改訂版と天文学者『ルイ敬虔帝伝』では例年の集会と同じように描かれているが、モワサク年代記だけが聖俗の参加者がいたことを明確に伝え、*consilium* と *synodus* の語をもちいている¹⁰²。822年アティニー集会是ほぼ全ての史料が例年の集会と同じ語で伝えているものの、天文学者が参加者として、司教、修道院長、聖職者、貴顕を挙げており、後の時代にヒンクマールが聖俗別々に協議が行われたことを伝えている¹⁰³。826年6月のインゲルハイム集会も、王国年代記改訂版と天文学者『ルイ敬虔帝伝』は例年の集会と変らないもののように伝えているのに対し、クサンテン年代記が *synodus episcoporum* としており、例年の王国集会の中で聖職者のみの協議も行われたことが推測出来る¹⁰⁴。835年ティヨンヴィル集会是史料ごとに強調点のおかれ方が大きく異なっている。サンベルタン年代記が司教と修道院長の *conventus generalis* として俗人が参加していないかのように描いているのに対し、その他の史料は明確に俗人も臨席していたことをと伝えているのである¹⁰⁵。この集会についてはそれぞれの叙述史料が比較的詳細な情報を与えており、それらを総合すると、聖職者のみの集会においてはランス大司教エポの罷免が行われたこと、集会全体を通じて聖俗が別々に協議し続けたわけではないことなどが明らかになる。集会においては、聖俗の参加者が別々に協議するのが常であったというわけではなく、むしろ必要に応じて聖職者のみの部会が組織されたり、合同での協議が行われたりする、柔軟な構造を持っていたと理解すべきであろう。836年のアーヘン集会も、サンベルタン年代記やカピトゥラリアからは聖職者のみが集会を行ったかのような印象が生まれるが、天文学者が「大部分司教からなる大集会」と述べていること

no. 193 p. 18.

¹⁰² 修道士と参事会員、巡察使と伯にそれぞれ皇帝が命令を下したことが伝えられている、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 311f.

¹⁰³ Astronomus, c. 35, p. 406. ヒンクマールの叙述は *MGH. Conc. II-2*, p. 469.

¹⁰⁴ *ARF*, p. 169; Astronomus, c. 40, p. 430; *AX*, p. 225.

¹⁰⁵ 835年ティヨンヴィル *AB*, pp. 26-29; Thegan, c. 56 p. 252; Astronomus, c. 54, p. 502.

から、司教以外の出席者も少ないながら出席していたであろうことが推測出来る¹⁰⁶。

ここまで見てきた事例からは、例年記録されている「王国集会」と呼びうるであろうものには、聖俗両方の参加者が集まっていたということが明らかになった。そこでは必要に応じて聖俗の参加者が別々に協議することもあり得たが、常にそのような分離協議が行われたというわけでもない。さらに、叙述史料においてはこれらの情報全てが常に描き出されているわけではなく、集会の聖職者の協議の部分のみに注目が集まることもあった。聖俗の官職保有者や貴頭が集まる「王国集会」と呼ばれ得る構造を持った集会も、聖職者のみの「教会会議」であるかのように叙述されることがあり得たのである。何を持って「教会会議」と見なすかは、叙述史料執筆者の主観で決まっているとあって良い。

では、正規の「王国集会」であるか、単なる小集会なのかという客観的な区別はこの時代には存在したのであろうか。ここでも客観的な基準は検出されず、むしろ著者ごとの主観で集会の類型が決定されている。817年アーヘン集会については、王国年代記改訂版、天文学者『ルイ敬虔帝伝』、モワサク年代記が例年の集会と同じようなものとして叙述しているのに対し、セーガンはこの集会を *placitum* と *conventus* と呼んでいない¹⁰⁷。818年のアーヘン集会は逆に、セーガンにおいて *conventus magnus* とされているが、王国年代記改訂版は聖俗の参加者の分離協議を伝えつつも *conventus* 等の語を用いていない¹⁰⁸。このような、ある史料においては年次の集会と同じ語で描かれている集会が、他の史料では *conventus* 等の語を付されずに叙述されたり、別種の集会であるかのように叙述される事例は他にも多く見られる¹⁰⁹。また、集会の規模に関しても史料によって大きく異なる印象が生まれることがあり得る。ルイ敬虔帝が罷免された833年のコンピエーニュ集会の参加者は、「司教、修道院長、伯、全ての人民」(サンベルタン年代記)、「司教と他の何人か」(セーガン)、「人民の集会」(天文学者)とされていて、それぞれから受ける参加者の規模に関する印象は大きく異なったもの

¹⁰⁶ *AB*, p. 32; *MGH. Conc. II-2*, no. 56, pp. 704-767; Astronomus, c. 56, pp. 514-517. ルイ敬虔帝時代の集会を検討したアイヒラーは、この集会は例年の王国集会であり、宗教的要素がとりわけ強く打ち出されたものであったと考えている D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, pp. 36f.

¹⁰⁷ *ARF*, p. 146; Astronomus, c. 29, p. 380; G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 312; Thegan, c. 21, p. 210.

¹⁰⁸ Thegan, c. 22, p. 210; *ARF*, p. 148. モワサク年代記はフランク人の *conventus* と司教、修道院長らの *synodus* が開催されて、*synodus* において司教の罷免が行われたとの内容を伝えている、G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum I*, p. 312. 興味深いことに、セーガンもここで司教の罷免が行われたことを伝えつつも、それが *synodus* で行われたとの書き方をしていない。ここからも、ある集会が教会会議 *synodus* と呼ぶに値するののかどうかに関して客観的な基準が存在しなかったことが伺える。

¹⁰⁹ 例えば819年インゲルハイム、828年インゲルハイム、830年コンピエーニュ、832年アウグスブルク。これらについては表3を参照のこと。

になっている¹¹⁰。834年アティニー集会も同様で、サンベルタン年代記からは王の側近のみが会合したかのような印象が生じているが、天文学者は例年の集会と同じように *generalis conventus* と叙述する。助言者のみの小集会か王国規模の「王国集会」かの区別においてすらも、叙述史料執筆者の主観に大きく規定されているのである¹¹¹。

さらに、しばしば先行研究が想定してきた「人民の集会」と「貴族集会」の間の区別も客観的な違いとして存在してはいなかった。王国年代記改訂版は例年の集会を *populi sui conventus* として伝えており、「人民の集会」のごとくに描いているが、*populi sui* が付されていない集会が必ずしも「貴族集会」と呼ぶべきものでないことは、他の史料と付き合わせてみることで明らかになる。825年5月アーヘン集会は、王国年代記改訂版が「貴顕」*“optimatibus”*に開催を告知しているのに対し、天文学者は「彼の人民の集会」としている¹¹²。830年ネイメヘン集会は、サンベルタン年代記が「司教、修道院長、伯、フランク人」の集会としているのに対し、天文学者は参加者を「フランク人とゲルマン人」とし、大メッス年代記では司教と貴顕の集会として描かれている。「貴族」あるいは「貴顕」の集会と、「フランク人」や「人民」の集会の間には本質的な区別はなされていないと考えて良いだろう¹¹³。

○まとめ

この時代の叙述史料においては、王国年代記にみられた、*synodus* が聖俗両方の集会を指す事例がほぼ現れなくなっている。そもそも *synodus* の語が集会を指す語としてほとんど現れなくなっている一方で、*conventus/placitum* は集会一般を指す語として広く用いられており、*episcoporum* 等の語を付すことで、聖職者のみの集会を指す語としても頻繁に登場している。*concilium* は天文学者において比較的良く用いられているが、必ずしも聖職者の集会のみを意味しているとは限らない様子である。

叙述史料全体の傾向として、参加者を「フランク人」や「人民」などと一括して総称する事例に加えて、「司教、修道院長、伯」などと記述する事例が明確に増加した。そして、聖俗の参加者が別々に協議を行っていることを示す事例も叙述史料からいくつも明らかになっている。このような参加者や協議の構造自体はピピン期からすでに見られるものであるが、叙述史料に明言される事例が増加した背景には、聖俗の官職保有者がそれぞれ別個の職務領域を担っているという認識の高まりがあるのではないだろう

¹¹⁰ 833年コンピエーニュの参加者 *AB*, p. 20; *Thegan*, c. 43, p. 230; *Astronomus*, c. 48, p. 478.

¹¹¹ 「…パリを通過してアティニーに来て、そこで彼の助言者とともに、聖マルティヌスの祝日頃に集会を開いた」*“... per Parisius ad Attiniacum veniens, ibi placitum cum suis consiliariis circa missam sancti Martini habuit.”* *AB*, p. 26; *Astronomus*, c. 53, p. 498.

¹¹² *ARF*, p. 167; *Astronomus*, c. 39, p. 424.

¹¹³ *AB*, pp. 12-15; *Astronomus*, c. 45, p. 460; *AMP*, pp. 97f.

うか。このような参加者の構造が明示されていなくても、例年記録されている「王国集会」と呼ばれる集会の参加者が、聖俗の官職保有者や貴顕からなっていたことはほぼ確実であると考えて良いだろう。

他方で、集会におけるこのような参加者の構造、聖俗別々の協議をどのように叙述するのかは、叙述史料執筆者の主観に大きく依存しており、同一の集会が正規の「王国集会」のようにも、聖職者のみの「教会会議」のようにも、さらには助言者のみの「小集会」のようにも描かれ得たということが明らかになった。このことは、この時代において聖俗、大小の集会の類型に関する客観的な基準が存在していなかったということ強く示唆している。

それに対して、825年パリ集会や、829年の4カ所での集会のように、例年の王国集会の枠組みとは別に、聖職者のみが集会を開催する事例も現れている。このような集会は少なくともシャルルマーニュ期前半までは見られなかった(もしくは知られていない)ものであり、純粋に「教会会議」と呼びうるような集会であると思われる。興味深いことに、この種の集会はルイ敬虔帝期の叙述史料ではほとんど言及されていない。国王の不参加が叙述史料執筆者の注目を集めていない理由とも考えられるものの、カピトゥラリアや決議文書は、これらの集会が国王の命令で開催されたということを明確に述べている。これら聖職者のみの集会は、叙述史料の関心の対象となる王国集会とは別種のものとして理解され、叙述の対象とされていなかったとの推測も可能であろう。

○補論：ニタルドの伝える集会(表4、表21)

ニタルド『歴史』¹¹⁴はルイ敬虔帝治世後半からいくつかの集会を伝えている。とりわけルイ敬虔帝の死から843年ヴェルダン条約までの間のルイ敬虔帝の子供たちによる集会は、ほとんどがニタルドを通じてのみ知られているため、ここでまとめて論じることとする。

彼の用語法はルイ敬虔帝期の史料の全体的傾向とはやや異なっており、とりわけ *concilium* の語を、宗教的要素の強い集会に限定せずに、集会一般を指す語として用いている点が目立っている。841年アティニー集会は、*contio*, *concilium*, *placitum*,

¹¹⁴ ニタルドはシャルルマーニュの庶子であり、ルイ敬虔帝期晩年以降の内戦においてはシャルル禿頭王の党派に属した人物である。この史料は841年頃から執筆され始めた4巻からなる歴史叙述で、シャルルマーニュの死から843年までの出来事を記録している。830/40年代の内戦を詳細に叙述しており、彼自身841年6月のフォントノワの戦いに参加するなど実体験に基づいた内容となっているため、歴史的価値の高いものとされている。この史料については W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger III*, Weimar, 1957, pp. 353-356; R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte I*, Darmstadt, 1968, pp. 383f. 本稿では Rau による *ibid.*, pp. 385-461 の版を用いた。

conventus 等の語で呼ばれており、その他にもこれらの複数の語で呼ばれている集会がいくつも見られることから、これらの語は特に区別なく用いられていることが読み取れる。

参加者は間接的にのみ伝えられる場合がほとんどであるが、これらの集会に聖俗の参加者がいたことが明らかになっている。例えば、841年の開催地不明の集会 (conventus/concilium)からは、「司教の聖なる身分並びに俗人の身分」から使節を派遣したとの文言から、聖俗の参加者がいたことが明らかになっている¹¹⁵。ニタルドが conventus として言及しているもののうち、818年アーヘン集会、830年ネイメヘン集会、837年アーヘン集会は、上ですでに見たように聖俗官職保有者や貴顕が参加している集会である。従って彼の伝える集会も基本的に聖俗の参加者が集まるものであったと考えて良いだろう。ここからは、ルイ敬虔帝期とほぼ変わらず、ルイ敬虔帝死後の内戦中にしばしば複数の王のもとで開かれた集会にも、聖俗の貴顕が参加するという構造は大きく変化しなかったことが読み取れる。

¹¹⁵ “ex sacrosancto ordine episcoporum quam et laicorum”, *ibid.*, p. 422.

(2)-4：シャルル禿頭王のもとでの集会

シャルル禿頭王時代の西フランクにおける集会(表5)は、カピトゥラリアや決議文書から明らかになるものを除くと、ほぼ全てがサンベルタン年代記を通じてのみ知られているものである。ここではサンベルタン年代記の執筆者の交代に従って、861年を境目にして検討を行っていくこととする。サンベルタン年代記は、861年以前のプルデンティウス部分とそれ以降のヒンクマール部分それぞれにおいて、集会の描き方が大きく変化している。

○サンベルタン年代記：プルデンティウス部分(843～861年)(表22、表23)

843年以降のプルデンティウス部分は、843年までの部分や王国年代記とは異なり、例年の集会をほとんど伝えなくなる。conventus や placitum などの語とともに集会を伝える事例は大きく減少しており、基本的に聖職者のみの集会だけが叙述の対象とされている。それら聖職者の集会は、conventus(849年キエルジー)や synodus(853年ソワソン、859年サヴォニエ)と呼ばれるが、これら3つにはすべて episcoporum の語が付されることで、司教たちの集会であることが明示されている。また、サンベルタン年代記のこの部分では、東フランク王国で行われた848年のマインツ教会会議(episcopale concilium)についても叙述されている¹¹⁶。これらはすべて明確に聖職者のみの集会として描かれている様子であり、特に西フランク王国の集会に関してはサンベルタン年代記以外の年代記における情報がそれほど多くないために、これらに俗人も出席していたのかどうかは不明である¹¹⁷。

これらの聖職者のみの集会として描かれているもの以外で、明確に「集会」を指す語を伴って記録されているのは、複数の王の会合である colloquium(844年ティヨンヴィル、852年サンクエンティン、859年アンデルナッハ)と849年シャルトルの conventus のみである¹¹⁸。849年シャルトルでは、シャルル禿頭王の甥に当たるアキテーヌのシャルルが、出席していた司教たちによって剃髪され修道院に送られたとされていることから、聖職者が出席していたことが明らかである¹¹⁹。またこの集会はサンヴァンドリル年代記において placitum generale cum Francis とあるため、聖俗両方の参加者を持つものであったと考えて良いだろう¹²⁰。

¹¹⁶ AB, pp. 72-75. 異端者ゴッテシャルクに関する849年の叙述の中で、848年のマインツ集会についても言及されている。

¹¹⁷ ただし2-(5)で見ると、848年マインツ集会は聖俗の参加者を持つ集会であったことが明らかになっている。

¹¹⁸ 846年にはエベルネーでの conventus populi sui conventus が伝えられているが、この部分の記述はヒンクマールによる改竄であると考えられている、J. L. Nelson, *The annales of St-Bertin*, p. 14.

¹¹⁹ AB, p. 74.

¹²⁰ サンヴァンドリル年代記は Chronicon Fontanellense ないし Annales Fontanellenses

サンベルタン年代記のこの部分には、*conventus* や *placitum* などの語を付されていないものの聖俗の参加者を持つ集会が開かれたことが推測可能な叙述もいくつか見られる。848年オルレアンでは「ほぼ全ての貴族が司教、修道院長たちと共に」シャルルを国王として承認しており、853年キエルジーではシャルルが何人かの司教、修道院長たちと共に *capitula* を作成している¹²¹。

プルデンティウス部分は、宮廷を離れて執筆されたという事情からか、例年の「王国集会」と呼びうる種類の集会にはほとんど言及していない。執筆者のプルデンティウスが司教であったということもあり、これまで見てきた史料よりも高位聖職者の活動への関心が非常に大きいことが明白である。以下ではこの時期に作成されたカピトゥラリアと決議文書の分析を行うことで、この時代の集会のあり方により具体的に迫っていくこととする。

○カピトゥラリアと決議文書(861年まで)(表5)

サンベルタン年代記で伝えられている聖職者の集会のいくつかに関しては、カピトゥラリアや決議文書も残されており、しばしば詳細に集会の様子が伝えられている。853年ソワソン集会からは、集会のプロトコル、教会会議のカノン、カピトゥラリアがそれぞれ残されており、これらの文書全てにおいてこの集会は *synodus* と呼ばれている¹²²。プロトコルからは、シャルル禿頭王が聖職者の中に席を持って協議に参加したこと、集会の最後にカピトゥラリアを読み上げたことなどが明らかになっている。なお、サンベルタン年代記はシャルル禿頭王が集会の主催者であったとしているのに対し、カノンの第1条では3人の大司教の主催のもと開催との文言があり、「主催者」の概念も相対的なものに過ぎないということが分かるだろう¹²³。859年サヴォニエ集

priores とも呼ばれる史料で、9世紀末頃に完成したと考えられる史料で、841-858年についての叙述が現存している。この史料については W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger V*, Weimar, 1973, pp. 585f. 本稿では G. H. Pertz (ed.), *MGH. Scriptorum II*, pp. 301-304 の版を用いた。この史料における集会への言及の一覧は表 29。

¹²¹ “... omnes pene nobiliores cum episcopis et abbatibus”, *AB*, p. 72; 「それからシャルルはキエルジーに来て、何人かの司教と修道院の院長とともに4条の条項を作成し…」 “Karolus inde ad Carisiacum veniens, cum quibusdam episcopis et abbatibus monasticis quattuor capitula edidit...”, *AB*, p. 84.

¹²² この集会は、教会会議決議たるカノンと王によるカピトゥラリアがそれぞれ別個の文書として残されているという点で、本稿第1章で検討した「カピトゥラリアとは何か」という問題においても重要な事例である。カノンとカピトゥラリアの間には部分的に内容の重複があり、写本においても、カノンとカピトゥラリアが結合されて伝えられている場合とそれぞれが別々に伝えられている場合が見られる。この集会とそれに付随して伝存しているテキストに関しては後日稿を改めて検討を行うことを予定している。 *MGH. Conc. III*, no. 27, pp. 253-293.

¹²³ 「シャルルは4月にソワソンの街の近くサンメダール修道院に召集し、彼自身が教会会議を主催して、二人の司祭、その修道院の二人の修道士を、司教たちの判決に基づいて罷

会は、サンベルタンにおいて3王国合同の *synodus episcoporum* とされているもので、ここからは決議文書の他にも、集会参加者の名前で起草された書簡(ルートヴィヒ独人王に荷担したランス大司教と世俗有力者宛)も残されている。これらの書簡の存在は、この集会が独人王による西フランク王国侵略の試み(858年)の後処理の場であったことを示唆している。ここでは、このような必ずしも宗教的次元に留まらない政治的問題の処理の場が聖職者のみの集会であることや、そのような集会が年代記にも現れていることが興味深い。

この時期の西フランク王国からは、サンベルタンでは言及のない聖職者の集会を伝えるカピトゥラリア・決議文書も数多く残されている¹²⁴。これらの集会に関するカピトゥラリア・決議文書の大部分は、ランス大司教ヒンクマール編纂による西フランクの教会会議決議・カピトゥラリア蒐集の中で伝えられているもので¹²⁵、西フランク王国では聖職者のみの集会の数が、それまでの時代と比べても格段に増えているとの印象が生まれている。しかしいくつかの集会に関しては、これまでの時代にも見られたような聖俗貴顕が集まる構造を示す情報も残されている。843年ジェルミニ集会は証書からのみその存在が明らかになるものであるが、聖俗の参加者の出席が明示されており、聖職者のみの協議が行われたことも推測可能な文言を含んでいる¹²⁶。853年フェルヴェリー集会からは3つの条項のみを含む文書が残されている¹²⁷。はじめの2条は

免させた…」“*Karolus mense April synodum episcoporum iuxta urbem Suessionum in monasterio Sancti Medardi adgregans, duos presbiteros, monachos eiusdem monasterii, ipse synodo praesidens, episcopis iudicantibus, degradari fecit...*” AB, p. 84; 「教会会議において首都大司教座の司教たち、ランスのヒンクマール、ランスのジェニコ、トゥールのアマリクスが主宰して」“*synodo praesidentibus Hincmaro Remorum, Guenilone Senonum, Amalrico Turonorum metropolitanis episcopis*”, MGH. Conc. III, no. 27, pp. 279f. ここではカノンを作成した高位聖職者が、自分たちの王権に対する優位を示すために「3人の大司教が主催」との文言を用いたとの推測も可能であるが、このようなことが可能であるという事実それ自体が、主催者の地位が自明のものではなかったということを示している。

¹²⁴ これらに関しては表5を参照。844年ヴェール concilium、844年トゥールーズ、845年モー・パリ synodus、849年パリ synodus generalis、855年ボンヌイユ concilium、859年メッス synodus(3王国合同)。

¹²⁵ 本稿第1章(2)-1で取り上げた写本、Den Haag, Rijksmuseum Meermanno- Westrennium, 10 D 2もその一つである。その他にもこの種の写本がヒンクマールによって作成されたことが想定されている、J. Nelson, ‘Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald’, p. 94, pp. 112-116; W. Hartmann, ‘Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte’, p. 18.

¹²⁶ 「…国王の召集により、彼の王国の人民の集会が開かれた…」“... factus erat conventus populorum, qui sub eius regno erant, per regiam evocationem ...”との文言から王国集会のようなものが推測されるが、証書には司教ら聖職者のみの署名が付されている。この集会に関しては W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 201f; T. Bauer, ‘Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun’, p. 29も参照。証書は MGH. Conc. III, no. 1, pp. 3-7.

¹²⁷ MGH. Conc. III, no. 31, pp. 302-307.

フェルヴェリーの聖職者のみが参加する *synodus* において協議された内容とされており、聖職者のみの教会会議であるかの印象を与えている。しかし3つめの条項において、ソワソンで提出されていた *capitula* がここでも彼の家臣たちの前で読み上げられ、全会一致で承認されたとの文言が見られることから、聖俗の参加者がフェルヴェリーにいたこと、聖職者のみが協議する部会が組織されていたことがそれぞれ明らかとなっている。857年キエルジー集会も、決議中で *synodus venerabilium episcoporum ac conventus fidelium* とされており、第1条では聖俗それぞれの集会の協議を元にしたカピトゥラリアであると述べられていることから、聖俗の参加者が別々に協議を行ったことが分かる¹²⁸。

以上から、プルデンティウスの注目は集めていないものの、これまでの時代に見られた聖俗の官職保有者・貴顕が集まる例年の王国集会は、シャルル禿頭王の西フランク王国においても開催され続けていたと推測出来る。カピトゥラリアや決議文書からは、聖俗の参加者が別々に協議したことが明らかになる事例も見られ、この点においてもピピン期以来の構造が現れている。それに対して、聖職者のみが俗人を交えずに集会を行ったと思われる事例は、これまで以上に多く検出されている。もちろんすでに見てきたように、一つの史料で聖職者のみの集会として描かれているからといって、必ずしも俗人が臨席していなかったとは断定することはできない。しかし少なくとも、この時期の西フランク王国でそのような集会の数が増大している、又は聖職者の活動がより目立つ形で史料に現れているということは確認できるだろう。

集会についての用語法もピピン期～シャルルマーニュ期初期とは大きく変化している。*synodus* は聖職者の集会のみを指す語となっていて、王国年代記などに見られた用法は完全に姿を消している。それに対して *conventus* は聖俗や大小の規模に関係なく、集会一般を指す語として用いられているという点で、用法は大きく変化していない様子である。

○ヒンクマール部分のサンベルタン年代記と当時の集会(861年～)(表5、表22、表24)

プルデンティウスが執筆している部分と大きく異なり、ヒンクマール部分のサンベルタン年代記では、非常に多くの集会に関する情報が伝えられている。そして、プルデンティウスが基本的に聖職者の集会のみを叙述の対象としていたのに対し、ヒンクマールはピピン期～ルイ敬虔帝期に見られたような、聖俗の参加者を持つ例年の王国

¹²⁸ *MGH. Conc. III*, no. 38, pp. 383-398. このカピトゥラリアは巡察使、司教、伯がそれぞれの管区内で *placita* を開催して内容を在地に伝達するようにとの規定も含んでおり、カピトゥラリアを通じたコミュニケーションの過程を考える際にも興味深いものとなっている。そのような在地における *placita* が実際に行われたことは、いくつかの写本に見られる巡察使のスピーチの草稿やヒンクマールの司教カピトゥラリアから明らかになっている、*ibid.*, pp. 383f.

集会をも記録している。彼はこの種の集会を指す語として基本的に *placitum* を用いており、それらのいくつかには聖俗の参加者がいたことが間接的に明らかになっている。例えば、864年ピトル *generale placitum* では家臣 *fidelium* の同意と共に禿頭王がカピトゥラリアを作成したことが伝えられているが、ここからはさらに聖職者のみの名前が出された証書も残されており、聖俗の参加者が別々に協議を行っていたことも推測できる¹²⁹。868年ピトル *placitum*、869年ピトル *placitum*、872年ゴンドレヴィル *Gondreville placitum*、874年ドゥジー *placitum*、876年パヴィア *placitum suum* についても、聖俗の参加者や聖俗の分離協議の存在が証書やカピトゥラリアなどの情報から明らかになっている¹³⁰。従って、873年キエルジー集会¹³¹、876年サムジイ *placitum suum*、877年キエルジー *placitum suum generale* にも聖俗の参加者がいたと推測出来る。ヒンクマールもこれまでの年代記作者と同様に、*generalie* の有無で集会の類型を明確に区別して描いているとは思われないし、*placitum* の語を付されていない 862年サンリス集会(「シャルル王が司教たちと王国の貴頭たちと協議した」)¹³²、870年ランス集会(「彼の多くの家臣をそこに集めた」)¹³³も同様の集会であったと考えて良いものと思われる。このようにヒンクマールは聖俗の参加者を持ち、しばしば彼らが別々に協議を行う「王国集会」をほぼ例年伝えているとあって良い。

ヒンクマールは2つの集会を比較的小規模なものとして叙述している。871年セルヴェ *placitum* と874年サンクエンティン集会は「助言者と共に」*cum suis consiliariis* 行われたとされており、参加者が国王の側近のみであったかのように描かれている。この2つの集会に関してはサンベルタン以外の史料で言及されておらず詳細が不明であるが、871年、874年には他の *placitum* や *synodus* も開催されていることから、『宮

¹²⁹ *AB*, p. 138; *MGH. Conc. IV*, no. 19, pp. 169-174.

¹³⁰ 868年ピトル *placitum* は、サンベルタン年代記において俗人の臨席が言及されているほか、ラン司教ヒンクマールが司教・大司教を前にスピーチを行ったことが明らかになっている、*AB*, p. 184; *MGH. Conc. IV*, no. 26, pp. 312-315. 869年ピトル *placitum* では、司教と修道院長、伯が所領目録を作成することを命じられており、司教のみが署名する証書が残されていることから、聖職者のみの協議も存在したと推測出来る *AB*, p. 186; *MGH. Conc. IV*, no. 31, pp. 352-362. 872年ゴンドレヴィル *placitum* からはカピトゥラリアが残されていて、司教と俗人貴頭がそれぞれ宣誓を行っていることから聖俗の参加者の存在が判明する、*MGH. Cap. II*, no. 277, pp. 341f. 874年ドゥジー *placitum* からは *synodus* の決議とされる文書も伝えられている、*MGH. Conc. IV*, no. 40, pp. 579-596. 876年パヴィア *placitum suum* で出された2つのカピトゥラリアにはそれぞれ、司教、修道院長、伯、その他の貴頭 *optimates* の同意、司教、貴頭 *optimates*、その他の家臣 *fideles* の同意とともに作成されたことが明記されている、*MGH. Cap. II*, no. 220, pp. 98-100; no. 221, pp. 100-104.

¹³¹ ヒンクマールは *placitum* の語を付していないが、ここでも出されたカピトゥラリアにおいて *placitum generale* の存在が明示されている、*MGH. Cap. II*, no. 278, pp. 342-347.

¹³² “Unde rex Karolus episcopos et caeteros regni sui primores consulens”, *AB*, p. 108.

¹³³ “Et undique plurimos fidelium suorum illic convenire faciens...”, *AB*, p. 214. ここでは修道院長と俗人をローマに派遣していることから、聖俗の人々を集めたことが分かる。

延組織論』において叙述されている「小集会」であった可能性も考えられる。もっとも、このように明らかに小規模な集会として描かれている事例は極めて少なく、例年の「王国集会」と客観的に区別されるようなものとして「小集会」が制度的に確立されていたのかどうかは明確ではない¹³⁴。

ヒンクマールはいくつかの集会に関して、聖俗別々の協議を明示し、聖職者のみの部会に *synodus* などの語を付している。862年サヴォニエでの3王による *conventus* については、協議の経緯が比較的詳細に描かれており、司教と国王の協議、国王と助言者 *consilarii* との協議、人民 *populus* を前にしての成果の報告がそれぞれ行われたことが明らかになっている¹³⁵。同年ピトルでの集会は *placitum simul synodus* とされており、用語法からもすでに聖俗の集会が並行して行われたことを示唆するものとなっている。ここでは司教たちの集会は *synodus, concilium, fraternus conventus* などの語で示されている。ヒンクマールにおいては *synodus* や *concilium* の語は聖職者による集会を指す語としてのみ用いられており、*conventus* や *placitum* は集会一般をさす語として現れている。さらに、ルイ吃音王時代の事例であるが、878年のトロワ集会に関しては、*generalis synodus cum episcopis/conventus episcoporum* として司教たちの協議が伝えられており、それと並行して俗人貴頭も協議を行ったことが描かれている¹³⁶。ヒンクマールはこれらの協議の経過を比較的詳細に叙述しており、そこからは、聖俗が別々の部会を開催する場合でも、2つの部会が完全に独立して存在していたのではなく、途中で国王が両者の間を行き来することや、最後に聖俗の参加者が共同で協議を行うこともありえたことが明らかになっている。

ヒンクマールはサンベルタン年代記において、聖職者のみの集会も数多く伝えている。そこでは、彼の前任者であるランス大司教エボを巡る問題¹³⁷、彼の甥にして属司教でもあるラン司教ヒンクマールとの争い¹³⁸、ランス大司教アンセギスの教皇代理への昇格問題¹³⁹が扱われており、ヒンクマール自身がこれらの問題に大いに関係してい

¹³⁴ このような小集会は、制度的に確立されたものというよりも、必要に応じて開催されるものとしての性質が強いと考えられている、T. Gross and R. Schieffer (eds.), *Hincmarus De ordine palatii*, p. 85, n. 199.

¹³⁵ *AB*, pp. 114-117; *MGH. Cap. II*, no. 243, pp. 159-165.

¹³⁶ *AB*, p. 266. 表8を参照

¹³⁷ 866年ソワソン *synodus*、867年トロワ *synodus provintiarum* ではエボが行った聖職者の聖別の有効性を巡る問題が扱われた。

¹³⁸ 869年フェルベリー *synodus omnium episcoporum regni sui*、870年アティニー *synodus episcoporum decem provinciarum*、871年ドゥジー *synodus*。

¹³⁹ 876年ポンティオン *synodus/conventus*。ランス大司教が西フランク王国全体を管轄とする教皇代理に昇格することは、ヒンクマールの西フランク教会における卓越した地位を脅かすものであった。この集会に関しては、何日にもわたって協議が行われた様子がヒンクマールによって極めて詳細に叙述されているが、ハルトマンは彼の不満が叙述内容にも大きく現れているということ指摘している、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 333-336.

たため、叙述もしばしば論争的なものとなっている。これらの集会からは、カピトゥラリアや決議文書、その他関係する書簡等が残されているが、俗人の出席は知られておらず、国王と聖職者のみが集まる「教会会議」と呼ばれるような集会であったことが推測出来る¹⁴⁰。また、司教たちが集って王子カルロマンを処罰した873年サンリス集会や、司教たちが教会を聖別した877年コンピエーニュ集会は、サンベルタン年代記においては *synodus* などの語を付されていないものの、上述の「教会会議」と同種の集会であった可能性が高いと思われる¹⁴¹。他方で、ヒンクマールが聖職者のみの集会のごとく伝えているものには、他の史料から俗人の臨席も確認できるものも含まれている。863年フェルベリー *synodus* は、証書の中で大司教、司教、修道院長、その他の聖職者が、伯、王の家臣、その他の貴頭とともに行った *conventus* として現れており、その証書には司教ら聖職者のみならず伯も署名している¹⁴²。ここからは、上で「教会会議」として挙げた集会においても、必ずしも聖職者のみが出席していたとは限らないということが分かるだろう。

○まとめ

サンベルタン年代記はとりわけ聖職者の活動を叙述の対象とする傾向が大きいいため、聖職者による集会の存在が目立っているものの、基本的に聖俗の官職保有者や貴頭が参加する「王国集会」が年に1~2回開催されるという、これまでの時代にも見られた慣行は、この時代の西フランク王国においても維持されていると考えて良いものと思われる。2例のみ比較的小規模な集会を思わせる叙述が見られたものの、先行研究が想定するような、人民による「王国集会」と「貴族集会」の区別はここでも検出されなかった。「正規の王国集会」とそれ以外の集会の間の客観的な区別は、西フランク王国においても存在していないと考えて良いだろう。

「王国集会」の枠内で聖俗の参加者が別々に協議したことが分かる事例はこれまで以上に多く知られるようになってきている。聖俗貴頭が集会に集まるという基本的構造は維持されつつも、聖職者のみが協議を行うことの必要性が高まっていたのであろう。西フランク王国においては、ランス大司教ヒンクマールが王国内の俗人貴頭や高位聖職者、教皇と烈しく争いあう状況が長く続き、それらの問題の多くは聖職者のみの集会で協議されたのである。係争の当事者であるヒンクマール自身がサンベルタン年代記

¹⁴⁰ ただし876年ポンティオン集会は、シャルル禿頭王の皇帝戴冠直後に行われたもので、俗人の出席の可能性が極めて高いものと考えられている、J. L. Nelson, *The annales of St-Bertin*, p. 191, n. 6.

¹⁴¹ *AB*, p. 226, p. 250. 873年サンリス集会は、シャルル禿頭王からランス大司教、モー司教に宛てられた書簡中では *sancta synodus* として言及されている、*MGH. Conc. IV*, no. 39, pp. 576-578.

¹⁴² *AB*, p. 126. 証書は *MGH. Conc. IV*, no. 18, pp. 164-168.

の著者であったため、この種の出来事はしばしば詳細に伝えられており、彼が作成に大きく関わったとされるカピトゥラリアや決議文書なども数多く残されている。

ここで注目したいのは、聖職者のみの協議を「教会会議」と考えるかどうかについてもしばしば史料執筆者の主観的に基づいて判断されているという事実である。シャルルマーニュ期晩年から少数見られた、王国集会の枠組みとは別に聖職者のみが集会を行う事例は、ブルデンティウスがすでにくつか、ヒンクマールに至ってはこれまでにない数を伝えている。ここからは、西フランク王国の高位聖職者は、俗人の官職保有者・貴顕とともに年次の「王国集会」に参集しつつ、それとは別に彼らのみの集会をも開催していたというイメージが現れる。確かに、これら聖職者のみが俗人を交えずに集まったかのように叙述されている集会の中には、実際には俗人も臨席している事例もいくつが存在する。これらのほぼ全てにシャルル禿頭王も出席していることから、王国集会の枠組みの中で開催された聖職者のみの集会が、あたかも聖職者だけが集まった「教会会議」であるかのように叙述されているという可能性は排除できない。とはいえこの種の集会の叙述の増加から、高位聖職者が他の俗人官職保有者や貴顕たちとは異なった役割をも担っているという意識の強まりを読み取ることは困難ではないだろう。

しかし、ここで重要なことは、そのような「純粋な教会会議」と「王国集会の枠組みの中で行われる聖職者のみの協議」が明確に異なった性質を持つものとして描かれてはいないという点である¹⁴³。王国集会内で聖職者のみの協議が行われた場合、それが「聖職者のみによる教会会議」のごとくに描かれるか、「聖俗の参加者による並行協議」として描かれるか、又は並行協議に全く言及せずに単なる「王国集会」の存在のみが伝えられるかは、全て叙述史料執筆者の裁量で決まっているのである。とりわけヒンクマールに関しては、自身の利害に大きく関わる問題が協議された場合、聖職者のみの協議を大きく取り上げる形で叙述を行う傾向が見られる。確かにこの時期の西フランク王国では、聖職者のみが俗人を交えずに集まる集会の数がそれまで以上に増加していることは間違いないだろう。しかし聖職者による協議の多くは、ピピン期以来変わらず存在している例年の王国集会の枠組みの中でも行われていたということを忘れてはならない。聖俗の参加者を持つ王国集会の構造は根本的な変化を被ったわけではなく、その回数自体は他の時代・地域と比較してもとりわけ突出しているわけではない。しばしば西フランク王国における活発な教会会議活動が強調されるが¹⁴⁴、そのようなイメー

¹⁴³ なお、用語法に関しては、*synodus* が明確に聖職者のみによる「教会会議」の意味で用いられるようになっており、しばしば *episcoporum* などの語を伴わずに現れる事例も見られるという点のみを指摘しておく。

¹⁴⁴ T. Reuter, *Germany in the early Middle Ages 800-1056*, London and New York, 1991, p. 102; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 299.

ジは王国集会における高位聖職者の活動に、叙述史料の注目がより大きく集まっているということから生じているのである。

(2)-5：ルートヴィヒ独人王のもとでの集会

シャルル禿頭王時代の西フランクと同様に、独人王時代の東フランクにおける集会(表6)の情報はその大部分をフルダ年代記¹⁴⁵に負っているため、ここではフルダ年代記に沿って検討を行っていく。この時期に関しては、これまでに検討した時代・地域とは異なり、その情報がカピトゥラリアや決議文書のみ限定される集会はほとんど存在せず、ほぼ全ての集会がフルダ年代記においても言及されている。

○フルダ年代記のルドルフ部分(～863)と当時の集会(表6、表25)

この部分の叙述においては、一定の時期に関して集会の情報が欠落している(849-851年、853-856年)ものの、基本的にはほぼ毎年集会の開催が伝えられており、これまでの時代と同様の「王国集会」の存在が想定できる。これらの集会は *conventus* か *placitum* の語を付されており、しばしば独人王と他の分王国の君主との会合を指す語として *colloquium* も用いられている。ただし858年フォルヒハイムの「何人かの助言者」*quibusdam consiliariis* との協議も *colloquium* とされており、逆に846年のシャルル禿頭王と独人王の会合は *placitum* と呼ばれていることから、*colloquium* は必ずしも複数の王同士の会合のみを指す語ではなかった様子である¹⁴⁶。集会の参加者の情報はルドルフ部分ではほとんど記述されていないが、他の時代・地域の慣行と変わらず聖俗の参加者が集まっていたものと思われる。フルダ年代記において *placitum* とだけ伝えられている857年ヴォルムス *placitum* は、クサンテン年代記では「彼の王国の人民の集会」*conventus populi sortis suae* とされており¹⁴⁷、*Vita Anskarii* においては聖職者のみの集会として伝えられている。*Vita Anskarii* の伝える集会が857年ヴォルムス集会なのかどうかに関しては不確かな部分が多く確定的なことを述べるのは難しいが、王国集会の中で聖職者のみの部会も開催されたとの推測も可能であろう¹⁴⁸。

数は少ないものの、フルダ年代記以外の叙述史料や証書などから明らかになる集会

¹⁴⁵ フルダ年代記は、伝統的に、838年から863年(又は865年)までの部分をフルダ修道院のルドルフが執筆し、その後彼の弟子のメギンハルトが叙述を引き継いだと考えられていたが、近年とりわけ後半部分のメギンハルトによる執筆に対する疑問が出されており、前半部分の成立過程に関しても意見の一致は見られていない、T. Reuter, *The Annals of Fulda*, Manchester and New York, 1992, pp. 2-14. 本稿ではさしあたり伝統的理解に従って865年を叙述の切れ目として考える立場を取る。また、R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III*, Darmstadt, 1969, pp. 19-179の版を使用した。以下AFとして引用する。

¹⁴⁶ AF, p. 52, p. 32. また、859年秋にバーゼルで予定された3王による会合(実現せず)も *placitum* として言及されている、AF, p. 58.

¹⁴⁷ AF, p. 50; AX, p. 352.

¹⁴⁸ MGH. Conc. III, no. 39, pp. 399f. ここでは、ロタール2世と独人王が共同でブレーメンの大司教座昇格を宣言したとの内容が叙述されている。ただし、これが行われたのは、フルダ年代記においてロタール2世の出席が明言されている2月のコブレンツ集会であるとも考えられる。

もいくつか存在する。840年パーダーボルンの「朕の家臣と共に開かれた集会」*placitum nostrum una cum fidelibus nostris* において修道院長・修道士の訴えにより作成された証書が残されており、この集会に修道士も出席していたことが明らかになっている。また、848年にレーゲンスブルクで *placitum* が開かれたことをザルツブルクの年代記が伝えており、その集会の参加者がバイエルンの聖俗貴顕であったことが *Conversio Bagoariorum et Carantanorum* において叙述されている¹⁴⁹。さらに、フルダ年代記が集会を伝えていない時期である854年に、ウルムで *publice placitum suum* が王国の貴顕の出席のもと開かれたことが *Ratperti Casus S. Galli* 中で伝えられている¹⁵⁰。ここではコンスタンツ司教とザンクトガレン修道院の間の争いが調停されていることから、聖俗の参加者が出席していたことが分かる。このように、これらの集会は全て聖俗の参加者を持っていたことが推測出来るものであるため、この時期の東フランク王国においても、例年の集会には聖俗の官職保有者・貴顕が集まっていたと考えて良いだろう。

ルドルフ部分のフルダ年代記においては、ヒンクマールの『宮廷組織論』に描かれている小規模の集会を思わせるものも3例伝えられている。858年、フォルヒハイムで行われた「助言者との協議」*colloquium cum consiliariis* では、次の *placitum* の日時が決定されており、*conventus/placitum* ではない語で示されていることから通常王国集会とは異なる、比較的小規模な会合を思わせる叙述となっている¹⁵¹。858年フランクフルトでは、独人王が王国の利益に関する多くのことを「家臣と話し合った」*cum suis tractaret* と伝えられていて¹⁵²、ここでも *conventus/placitum* などの語は用いられていない。859年の *locutio cum suis* では、フルダ修道院長ティオトをローマへ派遣することが決定されたとあり¹⁵³、ここでも例年の *conventus/placitum* とは異なった、小規模な会合を思わせる書き方が現れている。*locutio* の語は他にも852年のケルンにおける、ロターール1世の王国の貴顕 *principes* と独人王との会合にも用いられており、例年の王国集会とは異なるものを指す語として使われているとの印象が生

¹⁴⁹ H. Bresslau (ed.), *MGH. Scriptores 30-2*, p. 741; F. Lošek (ed.), *Die Conversio Bagoariorum et Carantanorum und der Brief des Erzbischofs Theotmar von Salzburg*, Hannover, 1997, c. 12, pp. 128-131. ここには参加者の名前が列挙されており、独人王の出席もうかがわせる文言となっている。ただし、以下で挙げる847年マインツ集会(教会会議)にバイエルンの司教が参加していないことなどから、この集会は847年にマインツ集会と並行して開催されたとの見解も出されている、W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, pp. 193f.

¹⁵⁰ G. H. Perz (ed.), *MGH. Scriptorum II*, p. 69. J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, no.1408f.

¹⁵¹ *AF*, p. 52.

¹⁵² *Ibid.*, p. 52.

¹⁵³ *Ibid.*, p. 58.

まれている¹⁵⁴。もっとも、シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期の集会の分析において明らかにしたように、ある集会が「正規の王国集会」であるかそうでないかの評価は史料執筆者の主観に大いに左右されるものであるため、これらの会合が明確に例年の王国集会と異なったものであったのかどうかを確定することは困難である。

フルダ年代記では、聖職者のみによる教会会議や、王国集会の枠組みの中での聖職者のみの協議も明確に叙述されている。847年マインツでは、独人王の命を受けてマインツ大司教ラバヌス・マウルスが *synodus* を開催した¹⁵⁵。フルダ年代記はその参加者についての詳細を伝えないものの、*Vita Anskarii* において「司教たちの教会会議」*concilium episcoporum* として聖職者のみの集会であったことが明言されており、ここで出された決議文書中でも王国内の高位聖職者が参加者であったことが伝えられている¹⁵⁶。この集会に俗人が臨席していたことを伝える情報は存在しないため、王国集会の枠組みとは別個に開催された教会会議であった可能性もあるが、これまで多くの事例で見てきたように、史料中に現れる集会像が必ずしも集会の構造を正確に記述しているとは限らないため、確定的なことは述べられない¹⁵⁷。

フルダ年代記は848年マインツ集会に関しては明確に、*generale placitum* と *conventus episcoporum* がそれぞれ行われたとして、聖俗の部会が並行して開催されたことを伝えている。*placitum* では近隣部族や他の分王国からの使節の受入が行われたとされており、例年の王国集会を思わせる機能を果たしている。興味深いことに、*placitum* において、マインツ大司教ラバヌス・マウルスとその家臣たちの和解が実現したとされていることから、*placitum* と司教の *conventus* は完全に別々に行われたのではなく、聖俗合同で *placitum* が行われた後、司教たちが別個に協議を行ったことが推測可能となっている。この集会は *Vita Anskarii* において847年マインツ集会(教会会議)と同じように *concilium episcoporum* として言及されており¹⁵⁸、サンベルタン年代記においても *episcopale concilium* として挙げられている。これらの史料においては、848年マインツであたかも聖職者の集会のみが開催されたかのような叙述と

¹⁵⁴ *Ibid.*, p. 42. ケルンはこの時期ロタール1世の中部フランク王国に属しており、独人王がそこでロタール1世を交えることなく貴頭と会合していることは、極めて異例の事態といえる。これは、ロタールの死とその後予想される王国分割を見越して行われたものであったと考えられている、J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 235f を参照。

¹⁵⁵ *AF*, p. 34.

¹⁵⁶ *MGH. Conc. III*, no. 14, pp. 150-177.

¹⁵⁷ 847年マインツ集会(教会会議)に独人王が出席していたのかどうかについても意見が分かれている。上述の註149で挙げたように、ハルトマンはこれと並行してレーゲンスブルクで聖俗貴頭の集会が開催されていて、独人王はレーゲンスブルクに出席していたとの見解を述べている。

¹⁵⁸ この集会についてと *Vita Anskarii* の記述については *MGH. Conc. III*, no. 16, pp. 179-184. その他の間接的報告も掲載されている。

なっているのに対し、クサンテン年代記は *conventus populi* と *episcoporum synodus* の両方に言及していて、フルダ年代記と同様に王国集会とそれに付随して開催される司教の部会(教会会議)が存在したことを伝えている。

852年マインツでも、聖俗の並行協議が行われたことが明確に知られている。フルダ年代記によると、ラバヌス・マウルスが司会を務めた *synodus* には、東フランキア、バイエルン、ザクセンの全ての司教・修道院長が参加、それと並行して独人王と世俗の貴顕達も協議を行い、その後教会会議の決定が独人王らによって承認された¹⁵⁹。この集会からは独人王の名前で出された決議文書も残されている¹⁶⁰。フルダ年代記は、857年のマインツでも *synodus* が開催されたことを伝えているが、これに関しては参加者の情報がなく、カピトゥラリアや決議文書も残されていない¹⁶¹。

○フルダ年代記後半部分(863～)とその時代の東フランクにおける集会(表6、表27)

この部分のフルダ年代記においては、用語法がそれまでのものからはっきりと変化している。ほぼ確実に同時代の叙述とされている870年以降¹⁶²、毎年2～3度の集会が伝えられているが、そこでは *colloquium* という語が頻繁に現れるようになっている。*colloquium* はそれ以前の時代や他地域の歴史叙述においては、複数の君主による会合を示す場合が多かった。ここで現れる *colloquium* のうち、870年メルセン、871年ゲルンスハイム、871年マーストリヒト、874年ヴェローナは、これまでに見られた用法と変らず複数の君主の会合である¹⁶³。では複数の君主の参加が認められない集会で *colloquium* として言及されているものは、年次の「王国集会」とは異なる物を指しているのだろうか。870年レーゲンスブルクの *colloquium cum suis* ではモラヴィアの君主ラスチスラフの処罰が行われたとされているが、教皇書簡において、同時にバイエルンの聖職者による教会会議 *episcoporum concilium* が開催されたことも伝えられている¹⁶⁴。ここではこの集会がバイエルン周辺の聖俗の参加者から成るものであったことが推測可能である。しかし、*colloquium* の語で示されている集会が、全て小規模であったと考えることもまた困難である。873年アーヘンの *cum suis secretum*

¹⁵⁹ *AF*, pp. 42-45.

¹⁶⁰ *MGH. Conc. III*, no. 26, pp. 235-252.

¹⁶¹ *AF*, p. 50. マインツ大司教カール(シャルル)の主催とのみ伝えられている。独人王とこの集会との関係も不明であり、ハルトマンはマインツ大司教区の大司教区会議であったとの見解を出している、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 299; *MGH. Conc. III*, pp. 401f も参照。

¹⁶² 遅くとも869年頃までにフルダ年代記はほぼ同時代的に叙述されるようになったと考えられている、T. Reuter, *The Annals of Fulda*, pp. 4f.

¹⁶³ 中でも870年メルセンと871年マーストリヒトはサンベルタン年代記においても *colloquium* として言及されている、*AB*, p. 208, p. 218.

¹⁶⁴ *Ibid.*, p. 76; この集会に関しては、*MGH. Conc. IV*, no. 35 pp. 402-405 に関係史料がまとめられている。

colloquium は、その用語法を見てもかなり小規模なものを思わせるが、クサンテン年代記においては synodus と placitum suorum とし、その他の集会と変らない語を用い、聖俗の参加者の分離協議の存在も推測させるように描かれている。ここでもすでにいくつかの事例で見えてきたように、叙述史料ごとに、同一の集会が異なった形で叙述されているのである。875年8月トリブル Tribur colloquium cum filiis et fidelibus suis も、サンベルタン年代記では同年5月の集会(フルダでは generale placitum)と同じ placitum の語で示されている¹⁶⁵。さらにサンベルタン年代記は、フルダ年代記において generalis conventus とされている873年メッスの集会も、placitum と呼んでいる¹⁶⁶。これらの事例からは、サンベルタン年代記が等しく placitum の語を用いている集会の間でも、フルダ年代記の用語法は変化していることが明らかである。フルダ年代記のみを見ると、正規の王国集会である generalis conventus とそれとは別の colloquium (cum suis)の2種類の集会が存在したかのように思われるが、そのような区別は必ずしも他の史料においても一致してみられるわけではないのである。

フルダ年代記のこの部分に限っていえば、placitum とされている集会において裁判業務が行われている場合が比較的多い。871年5月トリブル placitum や、873年ビュルシュタッド placitum がそのような集会として描かれている¹⁶⁷。しかしそのような用語法も必ずしも全てにおいて一貫してみられるわけではない。前述の870年レーゲンスブルク集会では、ラスチスラフが裁かれていることから裁判業務が行われたことが明らかであるにもかかわらず colloquium の語が用いられている。逆に、特に裁判業務が行われたことが述べられていない865年ケルンでの独人王とシャルル禿頭王の会合は placitum と呼ばれている。従って、この部分に関して、placitum, conventus, colloquium といった用語法の違いを集会の規模や性質の違いとして理解することは困難であると言える。placitum などの語の用法の一貫性のなさは、フルダ年代記のこの部分が複数の著者によって執筆されたという事情に拠っている可能性もあるだろう

168

これらの集会には、これまでに検討した時代・地域の事例と同じように聖俗の参加者が出席していた。すでに述べた870年レーゲンスブルクや873年アーヘンに加えて、873年フランクフルト placitum には「貴族たち、つまり司教たちと伯たち」が参加して

¹⁶⁵ *AF*, pp. 96-99; *AB*, p. 234.

¹⁶⁶ 873年メッス *AF*, p. 88; *AB*, p. 230.

¹⁶⁷ 873年ビュルシュタッド *AF*, p. 80, p. 88.

¹⁶⁸ すでに述べたように、フルダ年代記の863年(865年)以降の部分が、メギンハルトによって書かれたという見解は現在では否定されており、マインツ大司教リウトベルト周辺で複数の人物によって執筆されたとの見解が有力である、T. Reuter, *The Annals of Fulda*, 6-9; W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, pp. 6f; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 14f.

いたことが明言されており¹⁶⁹、それ以外の *placitum*, *conventus*, *colloquium* などとして現れている集会の参加者も同様の構造を持っていたと推測出来る。必要に応じて聖俗の参加者が別々に協議を行っていることも、これまでに観察されたものと変っていない

フルダ年代記の後半部分には、*synodus* の語で表されている聖職者のみの集会も2度現れている。868年ヴォルムス *synodus* では、聖職者たちが教会の利益のために *capitula* を作成したと伝えられており、決議文書も残されている¹⁷⁰。870年ケルン *synodus* は病床の独人王が開催を命じたもので、マインツ大司教区、トリーア大司教区、ケルン大司教区の高位聖職者たちが集まり、教会の利益に関する多くのことを論じたとされている¹⁷¹。これは、メルセン条約によって新たに東フランク王国に組み込まれた地域であるケルンで開催されており、それらの地域を東フランク王国に統合するなかで重要な役割を果たしたものと思われる。俗人の出席は伝えられておらず、独人王が参加していないことから、王国集会の枠組みとは別に開催された教会会議であったことが推測出来る。この種の集会も叙述史料に現れているということは、聖職者層の活動に対する執筆者(たち)の関心の高さを示しているといえよう。

○まとめ

ルートヴィヒ独人王時代の東フランク王国においても、これまで検討してきた時代・地域と同様に、聖俗の参加者を持つ王国集会がほぼ毎年のように開催されていた。それらの集会は、しばしば異なった語で示されているが、用語法の差異が集会の客観的な差異を示しているとは限らないことも明らかになった。ここでも、正規の「王国集会」と「貴族集会」、「小集会」などの類型は検出できない。フルダ年代記の特徴としては、王国年代記などと異なり、聖俗の参加者が別々に協議を行った事例にしばしば明確に言及しているという点が挙げられる。それに加えて聖職者のみの集会が *synodus* として、その他のものとは別種の集会として年代記中で言及されていることも際だっている。もっぱら聖職者の活動のみを伝えるサンベルタン年代記のプルデンティウス部分とは異なり、フルダ年代記は、年次の集会を伝えるという点で王国年代記のスタイルを踏襲しつつ、それに加えて高位聖職者たちの活動にも注目しているのである。王国年代記は829年パリ会議のように国王の出席しない聖職者のみの集会を叙述の対象と

¹⁶⁹ “... in praesentia illius et opitmatum suorum, episcoporum videlicet atque comitum” *AF*, p. 86. この集会については、サンベルタン年代記、クサンテン年代記も聖俗の参加者がいたことを明確に伝えている *AB*, p. 228; *AX*, p. 368.

¹⁷⁰ *AF*, p. 70、独人王の出席も明言されている。決議文書や他の関係史料は *MGH. Conc. IV*, no. 25, pp. 246-311 にまとめられている。

¹⁷¹ *AF*, p. 78. 決議文書やカピトゥラリアは残されていない。すでに述べたように、バイエルンの司教たちはこれとは別に、この年レーゲンスブルクで集会を開催している。

していなかったが、フルダ年代記はそのような集会の存在も明確に伝えており、高位聖職者が王国内で果たす役割が大きく強調される結果となっている。

聖職者のみの集会は、王国集会の枠組みの中で行われることも、それとは別に行われることもあり得たが、それらは用語法においては明確に区別されてはおらず、両者の間に法的権限などの差異が存在したとは考えにくい。848年の聖俗が並行して協議した集会の聖界部分について、フルダ年代記は *conventus episcoporum* として *synodus* の語を用いておらず、他方で852年の聖俗並行協議の聖界部分は *synodus* と呼んでいる。これは一見すると、前者の集会を「王国集会中の聖職者の協議」であり「教会会議」と呼ぶに値しないもの、後者の集会を「教会会議」に俗人も臨席しているものとして区別しているかのようにも思われる。しかしながら、教皇書簡や決議文書などの用語法を見る限り、このような区別は客観的に存在していないと考えられる。ここからも、*concilia mixta* と聖職者も参加する王国集会の間の差異は、主観的、相対的なものに過ぎないということが分かるだろう。王国集会において聖職者のみが協議を行ったことに叙述史料の執筆者が注目した場合、それは「教会会議」のごとくに描かれることもあり得たのである。しばしば強調される、東フランク王国における教会会議活動の停滞は¹⁷²、俗人と並んで高位聖職者も国王の元に集まる「王国集会」が毎年開催されていたことを考えれば、必ずしも妥当しないといつてよいだろう。

¹⁷² 例えば W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, p. 192.

(2)-6：中部フランク王国とその後継諸王国における集会

ここではロタール1世の王国と、その後継諸王国における集会のあり方を検討していく(表7)。なお、ローマにおいては教皇による教会会議がいくつか開催されているが、カロリングの君主の出席や関与が認められない場合は検討の対象外としたことを断っておく。

○ロタール1世のもとの集会(表7)

中部フランク王国には、西フランクにおけるサンベルタン年代記、東フランク王国におけるフルダ年代記に相当する叙述史料が欠けているため、叙述史料におけるこの時代の集会に関する情報は極めて少ない。ロタール1世の関与した集会で現在にまで知られているものの多くは、他の分王国君主との会合であり、ロタール1世が単独で開催した集会は、フルダ年代記が伝える848年ティヨンヴィル *placitum* のみである¹⁷³。

ルイ敬虔帝時代に、ロタール1世がイタリア副王として統治を行っていた時期に発布されたいくつかのカピトゥラリアには、それが集会で出されたことを示唆する文言が見られる¹⁷⁴。ルイ敬虔帝死後の単独統治開始後のいくつかのカピトゥラリア・決議文書からも、集会の存在が推測出来る。840年インゲルハイムでは、王国の高位聖職者が集められ、ランス大司教エボの復職とルートヴィヒ独人王への攻撃を決定したことが、カピトゥラリアや関係文書から明らかになっている。これらのカピトゥラリア中では集会を示す語は用いられていないが、エボ復職に関するいくつかの文書において、この集会は *synodus/concilium* と呼ばれている¹⁷⁵。846年フランキア(場所不明)で発布されたカピトゥラリアは、教会改革と軍隊の召集に関する内容を含むもので、*synodus* で出されたことが見出しに明示されており、第1条には *colloquium* の語も見られる¹⁷⁶。参加者の詳細は伝えられていないものの、教会改革規定を決定した聖職

¹⁷³ *AF*, p. 36. これに加えて、プリュムのレギノの年代記が855年に「王国の貴頭を集めた」*covocatis primoribus regni* として、集会を思わせる記述を行っている。レギノ年代記は908年のプリュムのレギノがアウグスブルク司教アダルベロに献呈したもので、814年までの部分は既存の資料をそのまま用いて叙述、それ以降は独自の記述となっているが、特に870年頃までの情報はしばしば客観的事実の誤りをも含むものとなっている。この史料に関しては W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger VI*, pp. 901-904. 本稿では R. Rau (ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III*, pp. 182-319 の版を用いた。以下では Regino として引用する。855年の記述は Regino, p. 188. この史料に見られる集会への言及は表 28.

¹⁷⁴ *MGH. Cap. I*, no. 157, pp. 316f; no. 163, pp. 326f; no. 164, pp. 328f; *MGH. Cap. II*, no. 201, pp. 59-63; no. 202, pp. 63-65. No. 163 には *generale placitum* でだされたとの文言が見られ、no. 201 には「彼の家臣たちの同意と共に」*“cum consensu fidelium suorum”* との文言が見られる。

¹⁷⁵ *MGH. Cap. I*, no. 226 pp. 111f; *MGH. Conc. II-2*, no. 61, pp. 791-814 にカピトゥラリア以外の関係文書がまとめられている。

¹⁷⁶ *MGH. Cap. II*, no. 203, pp. 65-68; *MGH. Conc. III*, no. 12, pp. 133-139..

者のみの協議(synodus)と、従軍規定を出した聖俗の参加者の集会が存在したことを推測させるものとなっている¹⁷⁷。855年ヴァランスの synodus から決議文書が残されている。序文において明確にロタール1世が召集したと述べられているこの集会の参加者は王国内の司教たちで、決議には教義問題や教会改革規定が含まれている¹⁷⁸。855年サン・ローラン・レ・マコンの synodus から決議文書が残されている¹⁷⁹。ここにはリヨンとヴィエンヌ大司教区の司教たちが集まっており、ヴァランスで出された決議が読み上げられたことも伝えられている。

ロタール1世の集会については、以上で挙げたカピトゥラリアや決議文書がほぼ全ての情報源となっており、例年の聖俗貴頭を集めての王国集会に関する情報が極めて少ないため、他の時代・地域と同様、毎年その種の集会が開催されていたのかどうかについて、確定的なことを述べることは出来ない¹⁸⁰。また、シャルルマーニュ・ルイ敬虔帝時代の統治の中心地であるアーヘン周辺地域が王国に含まれているにも関わらず、現在にまで知られているカピトゥラリアの数が比較的少ないことも特徴的である。シャルルマーニュ期後半やルイ敬虔帝期に見られた、集会や教会会議の決議ではなく、比較的小規模の国王の取り巻きの間で作成されたと思われるカピトゥラリアは、840年以降のロタールの単独統治開始以降ほとんど見られなくなる。この事実は、カピトゥラリアの不在を文書作成能力や識字能力の衰退と結びつけることが困難であることを示している。ロタール1世は早くからイタリアの統治を長男のルドヴィコ2世に任せていたため、ロタール自身が統治する地理的範囲は比較的コンパクトな領域となっていた。そのことが、カピトゥラリアという文字を媒介にしたコミュニケーションの必要性が減少する要因となっていた可能性もあるだろう。

○ルドヴィコ2世のもとでの集会(表7)

ルドヴィコ2世のもとでの集会は、ロタール1世時代のものと同様に、叙述史料において言及されることはない。他方で、カピトゥラリアや決議文書などからは、比較的多くの集会が開かれたことが明らかになっている。

イタリアの副王としての統治が始まる844年に、ロタール1世の命を受けてルドヴィコはローマで集会を開催した。そこにはイタリアの司教と伯が参加したことが

¹⁷⁷ カピトゥラリアの末尾には、従軍すべきとされる人物が列挙されており、そこには聖俗の官職保有者の名前が挙げられている。ただしここで言及されている人物は、カピトゥラリアを出した集会の参加者ではないと考えられている。これについては、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 239f.

¹⁷⁸ *MGH. Conc. III*, no. 33, pp. 347-365.

¹⁷⁹ *MGH. Conc. III*, no. 36, pp. 373-378.

¹⁸⁰ そもそもロタール1世の治世に関しては、長く研究の不在が指摘されているため、現段階で確定的なことを述べるのは困難である。これに関しては本稿「はじめに」の註13を参照。

Liber Pontificalis において伝えられている¹⁸¹。カピトゥラリアからは、845-50年にパヴィアで開催された聖職者の集会の存在も明らかになっている¹⁸²。このカピトゥラリアにおいては、国王が司教たちに論じられるべきテーマを事前に送付したこと、それを受けて協議した成果を司教たちがルドヴィコに送付したことが分かり、それらの2つの文書が結合されて伝来している。このような構造は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期にしばしば見られたもので、決議文書の内容もカロリング期に伝統に見られる教会改革規定となっている¹⁸³。また、850年9月パヴィア集会からは、聖俗の参加者が別々に協議を行うという、これまで検討した時代・地域でしばしば見られた構造が明確に現れている。この集会からは、845-50年のものと同様の形式の聖職者の集会の決議、伯の協議で用いられるためのテーマのメモ、世俗的問題を中心に扱うカピトゥラリアが残されている。さらに *Translatio S. Habundii martyris* においては、*episcoporum comitumque magnum conventum* の開催が伝えられており、聖俗の参加者がそれぞれ協議したことが確認できる¹⁸⁴。聖俗の参加者が推測される集会は他にもある。855年パヴィアの *conventus* は「家臣」*fidelibus nostris* とともに開催されており、856年パヴィアの *conventus fidelium* では、司教と貴族の協議 *episcoporum et nobilium nostrorum consultu* が行われたことが述べられている¹⁸⁵。865年2月にはルドヴィコがパヴィアに聖職者たちを集めたことが、教皇宛の教会会議書簡から明らかになっており、同じ月に俗人貴顕とともに集会が開かれていたことを伝えるカピトゥラリアも残されている¹⁸⁶。これらの情報を総合的に考えると、ルドヴィコ2世の元では聖俗貴顕が集まる集会が定期的に行われていたと考えて良いものと思われる。そして、必要に応じて聖職者と俗人が別々に議論を行っている事例も見られ、ルドヴィコが協議されるべき内容を事前に文書で用意することもあったことが明らかになっている。

○ロタール2世のもとの集会(表7)

¹⁸¹ *MGH. Conc. III*, no. 5, pp. 24-26; H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, Köln and Wien, 1991, no. 26. ただし、集会を指す *synodus* や *conventus*, *placitum* などの語は用いられていない。

¹⁸² *MGH. Cap. II*, no. 209, pp. 79f; no. 210, pp. 80-83; *MGH. Conc. III*, no. 21, pp. 207-215.

¹⁸³ このカピトゥラリアの内容については W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 240-242.

¹⁸⁴ これらの史料は *MGH. Cap. II*, no. 212, pp. 84f; no. 213, pp. 85-88; no. 228, pp. 116-122; *MGH. Conc. III*, no. 23, pp. 217-229 にまとめられている。

¹⁸⁵ *MGH. Cap. II*, no. 214, pp. 88f; *MGH. Cap. II*, no. 215, pp. 90f.

¹⁸⁶ *MGH. Conc. IV*, no. 21, pp. 188-197; *MGH. Cap. II*, no. 216, pp. 91-93; no. 217, pp. 93f. ただし聖職者の集会とカピトゥラリアが伝える集会の日付は異なっており、同時並行的に聖俗の集会が開催されたのかどうかははっきりしない。

東西フランク王国をも巻き込んで政治的に大きな重要性を持った離婚問題ゆえに、ロタール2世の元で開催された聖俗の集会に関する情報は比較的多く残されている¹⁸⁷。また、シャルル禿頭王、ルートヴィヒ独人王の大国に挟まれているという状況から、他の君主との会合や他の王国と合同での集会の多さも目立っている。857年ヴォルムス集会、859年サヴォニエ集会、862年サヴォニエ集会の事例からは、この種の複数王国の集会が、聖職者のみの集会や聖俗両方が集まる集会であったことが分かる。ロタール2世単独の集会についてもいくつかの情報が年代記中に見られる。862年4月アーヘン集会はサンベルタン年代記中で言及されていて、ロタール2世の後妻ワルトラーダの戴冠が司教の同意のもと行われたとされており、聖職者が出席していたことが明らかになっている。この集会はレギノ年代記においては *conventus synodalis* と表記されており、決議文書も残されていることから、聖職者のみの集会であったことが推測できる¹⁸⁸。863年のメッス *synodus* は、サンベルタン年代記、フルダ年代記で言及されている聖職者のみの集会で、ロタール2世の一人目の妻テウトベルガに有罪判決が下され、参加者が起草した文書が教皇に送られたことが伝えられている¹⁸⁹。

年代記で言及されている集会以外にも、カピトゥラリアや決議文書から存在が分かるものもいくつかある。859年メッス集会は、ルートヴィヒ独人王による西フランク侵略の試みの失敗後に開催された西フランク王国との合同の聖職者の集会で、そこで作成された *capitula* が独人王に送られている¹⁹⁰。自らもロタール2世離婚問題において大きな役割を果たしたランス大司教ヒンクマルは、自身の論考中で860年1月、2月のアーヘン集会に言及しており、1月の集会は聖職者のみの集会として、2月の集会は聖俗の参加者が別々に協議を行う集会としてそれぞれ伝えている¹⁹¹。2月の集会は「慈悲深いロタールの王国の貴頭の一般集会において、司教たちの教会会議が開かれた」との叙述であるため、聖俗の協議が終始別々に行われたというよりは、王国集会の中で聖職者のみの部会も開催されたとの印象を与えている¹⁹²。860年トゥセ Tusey 集

¹⁸⁷ ロタール2世と一人目の妻テウトベルガの間には男子が産まれておらず、離婚・再婚が認められるかどうかは、ロートリンゲンの相続に関して大きな意味を持つ出来事であった。この問題は西フランク王国、東フランク王国、教皇庁をも巻き込んでいくこととなる。これに関しては、J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 292-295.

¹⁸⁸ *AB*, p. 114. その他関係資料は *MGH. Conc. IV*, no. 9, pp. 68-89 にまとめられている。

¹⁸⁹ 863年メッス、*AF*, p. 64; *AB*, p. 122-127. この集会(教会会議)で作成された教皇宛て書簡は両年代記中に収録されている。さらに関係文書は *MGH. Conc. IV*, no. 14, pp. 134-138 にまとめられている。条項に分けられたカピトゥラリア類似の文書は残されていない。

¹⁹⁰ *MGH. Conc. III*, no. 45, pp. 435-444.

¹⁹¹ これらの集会とヒンクマルの論考中の言及については *MGH. Conc. IV*, no. 1, pp. 1-7; no. 2, pp. 7-12. 1月の集会の経過はレギノ年代記においても言及されているが、誤って864年のメッス *concilium* とされている、Regino, p. 194.

¹⁹² “in generali conventu obtimatum ex regno almi Hlotharii actum est concilium

会、865年の開催地不明の集会も決議文書において聖職者のみの集会として言及されている¹⁹³。

以上のように、ロタール2世の元では多くの集会の存在が知られており、中でも聖職者のみの集会の多さが目立っている。しかしそのような俗人を交えない集会とは別に、聖俗両方が集まる集会も開催されていることがいくつかの事例から明らかになった。そして聖職者のみの協議は、それら王国集会と呼ばれうるような聖俗の参加者を持つ集会の枠組みの中で行われることもあり得たのである。離婚問題ゆえに必要とされた高位聖職者たちの協議は、このように王国集会の枠組みの中で行われることも、それとは別に聖職者のみが集まって行われることも、さらには分王国の枠を超えて行われることもあった。ここからは、カロリング期の集会(教会会議)の構造が、必要に応じて変化する柔軟なものであったことが読み取れるだろう。

○シャルル幼童王のもとの集会(表7)

ロタール1世の子シャルルは、父の死後10歳ほどでプロヴァンス王となり、20歳を待たずに死亡したため、彼の元での集会の情報はそれほど多くはない。すでに述べた859年サヴォニエ、860年トゥセでの合同集会以外では、859年6月のラングルでの聖職者の集会¹⁹⁴、859年9月システロンでの *conventus populorum*(聖俗の参加者あり)のみが伝えられている。

○まとめ

以上のように、中部フランク王国とその後継諸王国における集会の情報はそれほど多くないが、基本的に他の時代・地域で見られたものと同様の構造が存在していることが推測出来る。つまり、聖俗の参加者が年次の王国集会に集まり、かつ必要に応じて聖俗の参加者が別々に協議を行い、さらに王国集会とは別に聖職者のみの集会も存在する、というものである。離婚問題ゆえにロタール2世のもとの聖職者のみの協議の多さが目立っているが、ルドヴィコ2世やシャルル幼童王の治世下でも、幾度か聖職者のみの集会が開催され、シャルルマーニュ以来の伝統的な教会改革規定が論じられたことが決議文書から明らかになっている。このような教会改革を論じる聖職者の集会(教会会議)は、ルートヴィヒ独人王も自身の王国内の基盤を固めた直後に集中的

episcoporum”, *MGH. Conc. IV*, no. 2, p. 8.

¹⁹³ *MGH. Conc. IV*, no. 3, pp. 12-43; no. 22, pp. 198-200.

¹⁹⁴ ラングル集会(教会会議)は同年のサヴォニエでの合同集会に備えて開催されたもので、その協議内容はサヴォニエの決議中で言及されている。また、ヒンクマルの論考中でこの集会は *conventus episcoporum* と呼ばれている。*MGH. Conc. III*, no. 46, pp. 445f. 859年システロンの集会は、証書において言及されており、聖俗の参加者がいたことが明らかになっている。*MGH. Conc. III*, no. 48, pp. 490-493.

に開催しており、王国統合に際してこの種の集会が果たす役割の大きさを強く示唆しているといつて良いだろう。

(2)-7：シャルル禿頭王の死後の西フランク王国における集会

○ルイ吃音王のもとでの集会(表 8)

シャルル禿頭王の跡を継いだルイ吃音王の在位からも、少ないながら集会の情報が残されている。877年コンピエーニュの *conventus* には、司教、修道院長、全ての貴頭が参加したことが、サンベルタン年代記で伝えられている¹⁹⁵。878年フロン Fouron でのルートヴィヒ若年王との会合はフルダ年代記において *colloquium*、サンベルタン年代記において *placitum* として言及されており、共同で発布された8条のカピトゥラリアも伝えられている¹⁹⁶。878年トロワでは司教たちの集会(*generalis synodus cum episcopis/conventus episcoporum*)が開かれたことがサンベルタン年代記で伝えられており、同時に世俗貴頭も会合を行っていたこと、その間国王が司教の集会と世俗貴頭の集会を行き来していたことなどが詳細に描かれている¹⁹⁷。この事例からは、聖俗の参加者を集め、それぞれが並行して協議を行うタイプの集会が未だに開催されていることが明らかになる。

○吃音王以降の西フランク王国における集会(表 8)

ルイ吃音王の死後、これまで多くの集会を叙述してきたサンベルタン年代記の叙述が終了することもあり、西フランク王国における集会に関する情報は大きく減少する(表 8)。吃音王の子ルイ3世の元での集会は、カール肥満王、カルロマンとともに開催した880年ゴンドレヴィルの *placitum*、881年ルートヴィヒ若年王とのゴンドレヴィル *colloquium*、881年フィーム教会会議が知られているに過ぎない¹⁹⁸。カルロマ

¹⁹⁵ *AB*, p. 254-261. ここではルイ吃音王の戴冠が行われ、司教、修道院長、王国の貴頭、王の家臣がそれぞれ托身を行ったと伝えられている。托身の際の文言はサンベルタンにも収録されており、さらに *MGH. Cap. II*, no. 283, pp. 363-365; no. 304, pp. 461f において刊行されている。

¹⁹⁶ *AB*, p. 268; *AF*, p. 108; *MGH. Cap. II*, no. 246, pp. 168-170.

¹⁹⁷ *AB*, pp. 260-269. 教皇自身も参加したこの集会を、ヒンクマールは一貫して教会会議 *synodus* として描いているが、彼の叙述は世俗貴頭もトロワに集まり協議を行っていたことを推測させるものである。この集会の経過や背景に関しては W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 336-340 に詳しい。

¹⁹⁸ 880年 *placitum* にはカロリング家の君主全員の参加が予定されていたが、ルートヴィヒ若年王は病ゆえに参加することが出来ず、使節を派遣したとされている、*AB*, p. 280. 881年 *colloquium* はその存在がフルダ年代記で伝えられているのみで、参加者や協議内容は不明である、*AF*, p. 114. 881年フィームには、ランスのヒンクマールを中心とする西フランク王国の高位聖職者が集まり、ルイ3世にあてた、君主鑑を思わせるような決議を作成した。この決議文書は現在の所 J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XVII*, Florenz, 1772, pp. 537-556 と J. P. Migne (ed.), *Patrologia Latina. 125*, 1852, 1069-1086 において刊行されている。この教会会議については W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 340-342 を参照のこと。

ンの元では、年代記において *placitum*, *conventus* などの語と共に伝えられる集会は一切見られないものの、882年キエルジー、884年ヴェール、884年コンピエーニュにおいて聖俗の官職保有者・貴頭が集まっていることを思わせる叙述が見られる¹⁹⁹。シャルル単純王の集会は、サンヴァースト年代記において3つ伝えられているのみであり、それらの集会の参加者についての詳細は不明である²⁰⁰。

○まとめ

シャルル禿頭王の死後の西フランクに関しては、情報の少なさゆえに確定的な結論を述べることは困難であるが、これまで見てきた地域・時代と同じく、聖俗の参加者を持つタイプの集会の存在、聖職者のみの協議・聖職者のみの集会の存在がある程度見られたと見て良いだろう。また、878年トロワ、881年フィームの聖職者の集会は、それぞれルイ吃音王、ルイ3世が自立的統治を開始してまもなく開催されているという点が注目に値する。また、本稿の対象とはされていない大司教区会議が、王国レヴェルの集会の痕跡が減るこの時期に多く開催されているということも、この時期の西フランク王国内の政治的状況を考える上で興味深い事実であるといえよう²⁰¹。

¹⁹⁹ 882年キエルジーにおいて、王国の貴頭 *primores* がカルロマンに臣従したことがサンベルタン年代記で伝えられており、そこで行われた司教による国王に対する嘆願 *petitio* とカルロマンの誓約 *promissio* が残されている、*AB*, p. 282-825; *MGH. Cap. II*, no. 385, pp. 369f. 884年ヴェールから残されているカピトゥラリアの序文には、ヴェールの宮廷に集まった「朕の家臣の一部」“*pars fidelium nostrorum*”の要請で作成されたとあり、内容は司教、修道院長、伯、裁判官らに呼びかけるものとなっているため、王国規模ではないにしても集会が開催されていたことが推測出来る、*MGH. Cap. II*, no. 287, pp. 371-375. 884年コンピエーニュには「全ての貴頭が集まった」“*omnes principes ... conveniunt*”とされている、*AV*, p. 304. 874年-900年の情報を伝えるサンヴァースト年代記については *W. Levison and H. Löwe (eds.), Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger V*, pp. 535-537 を参照。本稿では *R. Rau (ed.), Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II*, pp. 290-337 の版を使用した。この史料における集会への言及一覧は表 30。本稿では *AV* として引用する。

²⁰⁰ 893年ランス *placitum*、898年ランス、899年カンブレ *placitum*、*AV*, p. 326, p. 332, p. 334. また、899年ヴォルムス *conventus* では単純王が東フランク王アルヌルフの元で王位を承認されている。

²⁰¹ 881年から910年の間の時期は、西フランク王国における大司教区会議の最盛期ともいえる状況であったことが指摘されている、*W. Hartmann, Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, 373. 本稿ではこの問題にはこれ以上立ち入らないが、この時期は西フランク王国内部に多くの小王が現れて、権力の分散・在地化が進むとされている時期と一致しているという点が興味深い。

(2)-8：ルートヴィヒ独人王の死後の東フランクにおける集会

○3 王国時代・2 王国時代の集会(表 9)

ルートヴィヒ独人王の死後、東フランク王国は彼の3人の息子の間で分割され、カールマンがイタリアとバイエルンを、ルートヴィヒ若年王が中部ライン地方とロートリンゲン、ザクセンを、カール肥満王がアレマニアをそれぞれ統治することとなった。カールマンが879年に病ゆえに統治不能状態となり、バイエルンはルートヴィヒ若年王、イタリアはカール肥満王が統治することとなる。882年の若年王の死までのこの3王国・2王国時代に関して、フルダ年代記の叙述の対象は主としてルートヴィヒ若年王であり、必然的に集会の情報も彼の元で行われたものが中心となっている。この時期のフルダ年代記の集会に関する叙述は、独人王時代の後半部分で見られたスタイルを取っており、*generalis conventus* ないし *colloquium cum suis* としてほぼ毎年の集会が伝えられている。参加者についての詳細は記述されていないものの、ルートヴィヒ独人王時代の状況から考えて、聖俗の官職保有者・貴顕が集まっていたと考えて良いだろう。聖俗の参加者の分離協議や聖職者のみの集会の情報はこの時期の東フランク諸王国からは一切伝えられていない。

○カール肥満王の元での集会(表 9、表 26、表 27)

フルダ年代記は肥満王の動向をそれほど詳細に記述していないため、882年以前の彼の集会は他の史料から2例のみ明らかになっている。一つは上述の880年ゴンドレヴィル3王の会合(*placitum*)で、サンベルタン年代記において伝えられており、もう一つは880年のイタリア王としての戴冠で、*Continuatio Erchanberti*において司教、伯、他のイタリアの貴顕を前にして行われたとされている²⁰²。

882年以降の単独統治開始後は、フルダ年代記のマインツ継続、バイエルン継続がそれぞれ彼の集会をほぼ毎年伝えている²⁰³。これらの集会は様々な語で呼ばれており、

²⁰² G. H. Perz (ed.), *MGH. Scriptorium II*, p. 329. *Continuatio Erchanberti* は、『カール大帝伝』をも執筆したノトケルスの手による840-881年の間の出来事を伝える史料である、W. Levison and H. Löwe (eds.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger VI*, p. 754. 肥満王のラヴェンナでの戴冠については H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, no. 600f; *MGH. Cap. II*, no. 236, pp. 138-140.

²⁰³ フルダ年代記は、882年以降2種類の継続が作成された。一つは869年以降と同じ環境で(おそらくマインツで)継続的に執筆された部分で、887年までを叙述するもの(以下 *AF(M)*)、もう一つは882年以降バイエルンで継続された902年までのもの(以下 *AF(B)*)である。バイエルン継続は当初レーゲンスブルクにおいて肥満王の宮廷(887年以降はアルヌルフの宮廷)と結びつきを持った人物によって執筆され、897年以降はニーダーアルタイヒ修道院でさらに執筆が継続されたとされていたが、近年ではニーダーアルタイヒでの継続を否定する見解も見られる、T. Reuter, *The Annals of Fulda*, pp. 6-9. 本稿では R. Rau

マインツ版は *placitum* を 2 度、*colloquium* を 5 度、*collocutio* を 2 度、*cum suis fidelibus consiliatus* を 2 度伝えており、バイエルン版は *placitum (generale)* を 4 度、*conventus (generalis)* を 4 度、*colloquium* を 1 度伝えている。ここでは、2 つの史料で同一の集会が言及されている事例が多いことから、それらの用語法と実際の集会との関係をさらに検討することが可能である。マインツ版に現れる *cum suis consiliatus* は、これまで検討してきた時代・地域には見られなかったものであり、比較的小規模な集会を推測させる言い回しである。しかしマインツ版がこのような語を付している 882 年 5 月のヴォルムス集会には王国全土からの非常に多くの参加者が集まったと述べられており、さらにバイエルン版で *placitum generale* と呼ばれていることから、必ずしも例年の集会とは異なる小規模のものを指すと考える必要はないだろう²⁰⁴。マインツ版で *colloquium* と呼ばれている 5 つの集会は、それぞれバイエルン版で *generalis conventus*(884 年コルマール)、*colloquium*(884 年 Mons Camianus)、*placitum*(885 年フランクフルト、887 年ヴァイビリンゲン)などと呼ばれており、886 年メッスの *colloquium* はバイエルン版では「集会」を指す語を付されていない。逆にバイエルン版の *conventus (generalis)* のうち、883 年レーゲンスブルク、885 年パヴィア、886 年パヴィアはマインツ版で「集会」を指す語を付されておらず、884 年コルマールは *colloquium cum suis* とされている。このような状況は、年代記が用いている集会を指す語の違い、又はそもそも「集会」を意味する語が付されているか否かによって、それぞれの集会の性質や規模の違いを類推することは出来ないということの意味している。これらの集会の間には当然参加者集団の規模や扱われる問題などにおいて様々な違いが存在したであろうが、これら全てが同時代人によって「王国集会」として理解される可能性を持ったものであったと考えて良いだろう。

集会の参加者についての情報はそれほど多くはないが、これまで見てきた時代・地域と同様に、聖俗の官職保有者・貴顕が参加していることを推測させる事例がいくつかある。882 年 11 月のヴォルムス集会には、西フランク王国から修道院長であるユークが従者と共に現れており²⁰⁵、884 年コルマールからは司教、修道院長、伯が辺境防衛のために派遣された²⁰⁶。さらに、885 年ヴォルムスでは、西フランク王位も獲得した肥

(ed.), *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III*, pp. 116-131(M), pp. 130-177(B) の版を用いた。

²⁰⁴ ここでは「全土から集まった家臣たちと協議を行った」“*cum suis undique venientibus consiliatus est*”とあり、さらに「多くの州から非常に多くの者たちがそこに来た…。フランク人、バイエルン人、アレマニア人、チューリングン人、ザクセン人が来ていた」“... *convenerunt de diversis privintiis viri innumerabiles... hoc est Franci, Norici, Alamanni, Thuringii atque Saxones.*”とされている、*AF(M)*, p. 116. *AF(B)*, p. 132 も参照。

²⁰⁵ *AB*, p. 284.

²⁰⁶ *AF(M)*, p. 120.

満王が西フランク王国の司教・伯たちと協議を行ったことが述べられている²⁰⁷。

○アルヌルフもとでの集会(表 10)

887年のカール肥満王の罷免とほぼ同時にフルダ年代記のマインツ継続の叙述も終了するため、アルヌルフのもとでの集会を伝える年代記は主としてフルダ年代記バイエルン継続である。アルヌルフがクーデターを成功させた887年トリブル集会(レギノ年代記のみが *conventus generalis* と呼んでいる)以降、ほぼ毎年集会が開催されたことが記録されている。フルダ年代記バイエルン継続で集会を指して用いられる用語は *conventus*, *placitum*, *colloquium* などであるが、肥満王の所で見たように、これらの用語の違いは必ずしも客観的な集会の規模・性質の違いを示してはいない。888年ヴォルムス集会は、サンヴァースト年代記において *placitum* と呼ばれているが、フルダ年代記バイエルン継続は *conventus*, *placitum* などの語を付していない²⁰⁸。ここからも、ある集会をどのように見なすか、どのような語で呼ぶかは年代記執筆者の主観によって決定されていることが分かる。これらの集会の参加者は、フルダ年代記バイエルン継続においては、フランク人(889年フォルヒハイム、889年フランクフルト)などと言及されるのみであり、肥満王時代に関する叙述と同じく、聖俗の参加者の存在や彼らが別々に協議する事例は、この史料の中では伝えられていない。しかし他の年代記の情報から、これらの毎年開催されている集会に聖俗の参加者が集まっていたことが明らかになる。888年ヴォルムスに聖俗の貴顕が集まったことがサンヴァースト年代記で言及されており、レギノ年代記は894年ヴォルムスに司教と伯が集まったとしている²⁰⁹。

アルヌルフの元では聖職者のみの協議が行われた事例も見られる。895年トリブル集会は、レギノ年代記、フルダ年代記バイエルン継続の中で聖職者のみの教会会議として言及されており、*synodus* として他の集会とは別種のものとして扱われている²¹⁰。この集会からは集会の経過を詳細に伝える決議文書も残されている²¹¹。そこからは、813年や847年のマインツでの集会(教会会議)の際にも見られた3日間の断食が集会の前に行われたこと、高位聖職者たちが協議を行っている間、世俗の貴顕と共に国王が別室で協議を行っていること、双方の間を何人かの代表が行き来して情報交換が行われていること、両部会の協議の後に聖俗の参加者が合同で協議を行っていることな

²⁰⁷ *AF(M)*, p. 126.

²⁰⁸ *AV*, p. 316-319; *AF(B)*, p. 146.

²⁰⁹ *AV*, p. 316; Regino, p. 300.

²¹⁰ *AF(B)*, p. 162; Regino, p. 302.ただしレギノ年代記は「多くの世俗の者たちに対して大教会会議が開かれた」“*contra plerosque seculares sinodus magna celebrata est*”との文言を含んでおり、世俗の集会も開催されたことを思わせる叙述になっている。

²¹¹ *MGH. Cap. II*, no. 252, pp. 196-249.

どが明らかになっている²¹²。3日間の断食は、例年の王国集会の度に行われたとは考えにくいため、この集会は例年のものとは異なる、宗教的要素が強く打ち出されたものであったと考えられる。それ故年代記においては *synodus* として、他の集会とは別種のものとして現れているのであろう。他方で聖俗の官職保有者・貴顕という集会参加者の構造は例年の王国集会と基本的に異なっていた。ここでは高位聖職者のみの部会と俗人の部会は別室で行われていたものの、双方が完全に分離されていたわけではなく、最終的には合同の協議が行われている。このような事例からは、通常の教会会議とは異なる類型としての *concilia mixta* という概念が、いかにカロリングの現実にもそぐわないものであるかが分かるだろう。

アルヌルフ時代からは、年代記に現れない聖職者のみの集会の決議文書も残されている。888年6月のマインツ集会(教会会議)では、マインツ、ケルン、トリーアの司教とその属司教が集まり全26条の決議が作成された²¹³。この集会にはバイエルン(ザルツブルク大司教区)の司教たちは集まっていなかったために、フルダ年代記バイエルン継続において言及されていないと考えられる。887年のクーデターの後、東フランクにおける権力の安定化が必要とされているこの時期に聖職者のみの集会を開催しているという点で、ルートヴィヒ独人王や他のカロリングの君主に見られた傾向がここでも現れているとあって良い。年代記史料は、この年の6月にアルヌルフがフランクフルトで集会を開催したことを伝えている。これがマインツの聖職者のみの集会と並行して行われたのか、それともマインツにそもそも聖俗の貴顕が集まっており、フランクフルトに移動して再び集会を開催したのか、フランクフルトの集会においてマインツに教会会議を召集したのかは判然としない。年代記では、西フランク地域から何人かの聖俗の貴顕(司教、修道院長、伯ら)が、アルヌルフを西フランク王に据えようと望んでフランクフルトを訪れたこと、アルヌルフがその訴えを固辞したことが伝えられている。東フランク内の基盤が安定する前に支配領域を拡大させることによって、カール肥満王の晩年のような状況に陥ることを恐れた結果の行動とも考えられる。

○ツヴェンティボルト、ルートヴィヒ幼童王のもとでの集会(表10)

アルヌルフ後の東フランク王国においてもこれまで見てきたような集会が開催され続けたことが、年代記や証書から明らかになっている。901年レーゲンスブルクの *generalis placitum* の事例では、パッサウ司教と伯がモラヴィアに派遣されているこ

²¹² *Ibid.*, pp. 210-213.このような経過に関しては W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 7f も参照のこと。

²¹³ J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum Conciliorum Nova Amplissima Collectio XVIII*, Florenz, 1773, pp. 73-76; W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, pp. 361-363.

とから、依然としてこの種の集会には聖俗の参加者がいたことが分かる²¹⁴。年代記には現れないものの、903年にフォルヒハイムで聖俗の参加者を持つ集会が開催されたことが証書から明らかになっているため、この時期になっても毎年集会が開催されていたと推測して良いだろう²¹⁵。

○まとめ

ルートヴィヒ独人王の死後も、東フランク王国では基本的にそれまでの時期に見られた集会の構造が維持されたと考えて良いだろう。この時期には888年マインツと895年トリブルという、2度の決議文書を残す聖職者のみの集会(部会)が開催されており、それらは史料中でも他の集会とは異なった語とともに言及されている。他方で、「王国集会」、「貴族集会」、「小集会」などの類型は依然として検出されることはなかった。年代記においては集会は様々な語で呼び現されているが、複数の史料における言及を突き合わせることで、それらの差異が集会の客観的な差異を必ずしも示していないことが明らかになっている。

独人王の息子たちの治世からは、他の分王国の王と共同で発布する場合を除いて、基本的にカピトゥラリアのようなテキストが残されていない。先行研究が再三指摘するような、東フランク地域におけるリテラシーの水準の低さもその要因の一つであったと考えられるが、それぞれの王国の規模が縮小していることから、文書を大量に使用するタイプのコミュニケーションの必要性が低下していたということもその要因の一つであると考えられる。そのような状況の中、他のカロリングの君主が相次いで死亡するといういわば偶然的要因で全フランク王国の支配者となったカール肥満王は、広大な王国を掌握することが出来ず、アルヌルフによるクーデターを迎えるのである。

²¹⁴ *AF(B)*, p. 176.

²¹⁵ J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, no. 2004f.

(3)：結論

カロリング期の史料における集会の現れ方を検討した結果、まず明らかになったのは、先行研究が伝統的に想定してきた「王国集会」、「貴族集会」、「宮廷集会」、「軍隊集会」などの集会の様々な種類の区別は、客観的なものとしては存在していなかったということである。叙述史料の執筆者は様々な語で集会を指し示し、一見するとそのような語が集会の類型を示しているかのようにも思われる。しかし、複数の史料が同一の集会をどのように言及しているのかを検討することで、用語法における差異は、史料執筆者の主観に大きく依存しているということが明らかになる。もちろんそれらの集会全てが同一の参加者を持っていたわけではない。カロリング期の集会にどの程度の範囲から参加者が集まったのかに関しては情報が極めて少ないが²¹⁶、しばしば叙述史料が、「王国全土の貴頭が集まった」などと記述していることは、全ての集会に王国全土からの参加者が集まっていたわけではないということ推測させる。集会の開催地は毎年国王の巡幸に合わせて移動しており、基本的に開催地に比較的近い場所にいる聖俗官職保有者・貴頭が参加者の中心であったのだろう。それに対して、843年以降、それぞれの分王国の領域が縮小していく時代においては、王国全土から参加者を集めて集会を開催することが比較的容易になったものと思われる。

いくつかの集会において次回の集会の日時が予告されており、また他方で、参加者宛の召喚状のようなものもいくつか残されている。巡察使が集会の日時をそれぞれの地方に伝えることもあり得ただろう。集会の参加者にはこのように、口頭・文書両方の手段を併用して集会の日時が伝えられたと考えられる。そのように召集を受けた人物が無断で欠席することは処罰に値すると考えられたであろうが、集会の参加者の範囲はその都度の必要性に基づいて柔軟に決められたのであり、常に集会に参加する義務を負う人々が法的に確定されていたとは考えにくい²¹⁷。

このような調査結果からは、王国全土からの参加者を持つ大規模な集会と、比較的狭い範囲からのみ参加者が集まる集会の間に法的な意味での厳密な違いは存在していなかったということが想定できる。その決定が法的有効性を持つ集会とそうではない集会が明確に区別されていたとは考えにくいのである。もちろん集会における協議の成果や事前により狭い範囲の会合で用意された決定を、多くの参加者の前で公知するこ

²¹⁶ このことは S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', p. 38; J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald', pp. 100f で指摘されている。

²¹⁷ ただし 829年ヴォルムスカピトゥラリアにおいては「常に朕の集会に参加すべきであるところの司教、修道院長、伯」"episcopis, abbatibus, comitibus, qui ad placita nostra semper venire debent"との文言が見られる。しかし現実には、全ての集会に王国内の司教、修道院長、伯が全員集まっていたとは考えにくい。868年ヴォルムスの決議に見られる教会会議に関しての規定には、無断欠席や途中退席した参加者に対する処罰が規定されている、*MGH. Cap. II*, no. 187, p. 9; *MGH. Conc. IV*, no. 25, p. 273.

とは、象徴的なレベルでは大きな意義を持っていただろう。しかし、そのような行為が行われる場も、「正規の王国集会」として厳密に確定されていたわけではなく、様々な規模の参加者をもち得たのである。

他方で、これらの集会参加者の叙述史料における描かれ方は、時代を経るにつれて変化している。ピピン期やシャルルマーニュ期前半の史料では、集会の参加者は「フランク人」や「人民」などとして現れていた。それに対しシャルルマーニュ期後半ごろから、「司教、修道院長、伯」といった聖俗の官職保有者が集会の参加者であることを具体的に明示する事例がいくつか現れてくる。また、聖俗の参加者が別々に協議を行っていることが、叙述史料においても明確に言及されるようになってくる。このような構造自体は、ピピン期以来のカピトゥラリアや決議文書中でも認められるものであり、シャルルマーニュ期中頃に集会の構成が大きく変化したというわけではない。変化したのは、参加者や協議に対する叙述史料執筆者の認識なのである。おそらく叙述史料に現れていない場合でも、必要に応じて聖職者と俗人が別々に協議を行うことはしばしばあったのだろう。時代が下り高位聖職者の王国統治における位置付けが明確化するにつれて、このような並行協議の果たす役割・存在感がより大きくなったことが、叙述史料中での言及の増加につながっているものと思われる。さらに、司教、修道院長、伯など聖俗の官職保有者がそれぞれの領域で別個の役割を担っているという認識がこの時期高まったことを反映しているとも考えられるだろう。このことは、特にルイ敬虔帝期以降、聖職者のみの協議・聖職者のみの集会が、例年記録されている「王国集会」を指す語と明確に区別されてくることから明らかである。そして、聖俗の参加者を持つ集会を叙述する際に、あたかも聖職者の集会のみが開かれたかのように描かれる事例すらも現れてくる。ここでも、ルイ敬虔帝期以降に初めて聖俗の集会が明確に分離したと考えてはならない。聖俗の参加者が別々に協議を行うことは、ピピン期からすでに見られた慣行である。変化したのは同時代人の集会に対する認識なのであり、それまであまり注目されてこなかった聖職者のみの協議が *synodus, concilium, conventus episcoporum* などとして明確に言及されるようになったということなのである²¹⁸。しかし、このようないわば「王国集会」の枠組みの中で行われる聖職者の協議以外に、俗人を交えず聖職者のみが独立して集まって協議を行うタイプの集会も徐々に

²¹⁸ このような状況はカピトゥラリアや教会会議決議に見られる規定にも反映されている。例えば 859 年ラングレ集会(教会会議)第 7 条の決議には、*concilia episcoporum* が大司教区ごとに年に 1 度、*generalis episcoporum conventus* が王たちの宮廷 *palatiis* において少なくとも 2 年に 1 度開催されるようにとの内容が見られる。ここでは司教たちの集会のみが規定の対象となっているが、後者の集会は開催場所が王の宮廷であることから、世俗の参加者も含めた年次の「王国集会」の枠組みの中でこの種の司教たちの集会が開催されることが想定されていると考えられるのである、*MGH. Conc. III, no. 47, p. 477*。この決議は同年のサヴォニエ教会会議の決議の中で引用されて伝来している。

現れてくる。ルイ敬虔帝期にはこのような集会は叙述史料中で言及されることはなかったが、カロリング期後半以降になると頻繁に叙述史料にも現れるようになり、用語法も例年の「王国集会」とは明確に区別されるようになる。高位聖職者は、他の俗人官職保有者・貴顕とともに王国集会に参集しただけでなく、このような彼らだけの集会をも開催することがあり得たのである。

では、「真の教会会議」と呼ぶに値するような純粋に聖職者のみが集まる集会と、王国集会の枠組みの中で俗人のそれと並行して行われる聖職者のみの協議の間には、何らかの法的な差異が存在したのであるだろうか。先行研究はしばしば、聖職者が参加しているこの時代の集会に関して、それが「教会会議」と呼ぶに値するかどうかの線引きを試みてきた。しかし、本章の調査結果からは、そのような区別は同時代の史料執筆者においても主観的・相対的なものに過ぎず、「教会会議」と「聖職者が参加しているが教会会議とは呼べない集会」の間に明確な線を引くことが困難であることが明らかになっている。確かに813年と847年マインツ、829年パリ、895年トリブルから残されている決議文書からは、それらが宗教的な儀式を伴う特別な集会であったことが明らかであり、例年の「王国集会」とは異なるものとして同時代人にも認識されていたことが推測出来る。他方で、聖俗の参加者が集まる例年の「王国集会」において、聖俗の参加者が別々に協議を行った事例の場合、その聖職者のみの協議部分は、同時代の叙述史料において「教会会議」と変らない語で呼ばれる場合も、そのような構造自体が言及されず通常の「王国集会」のごとくに叙述される場合も、または聖職者の「教会会議」のみが行われたかのように叙述される場合もあり得た。「聖職者も参加する王国集会」と「俗人の協議と並行して行われる教会会議」の間には客観的な区別は存在しておらず、どのような条件を満たせば「教会会議」と呼ぶに値するのかという点に関して厳密な条件などは存在していなかったのである。同様に、例年の「王国集会」には聖俗両方の参加者がいるのが常であったことを考えると、先行研究が想定する「俗人も交えた教会会議」としての *concilia mixta* の想定がいかに無意味であるかが分かるだろう。*concilia mixta* という概念を想定する必要があるのであれば、この時代のほぼ全ての集会がそう呼ばれなくてはならないことになるからである²¹⁹。

このような同時代人の集会に対する認識を考えると、ピピン期～シャルルマーニュ期にかけて、王国年代記等の史料が例年の聖俗の参加者を持つ集会を *synodus* と呼んでいる理由も明らかになる。この時期には「教会会議」「*synodus*」とは俗人を交えない

²¹⁹ 例えばバウアーは、ヴェルダン条約後の西フランク王国において *concilia mixta* が集中的に見られるのに対し、東フランク王国では848年マインツ集会の1例のみであるとして、東西の状況を対照的なものとしてみている。しかし、*concilia mixta* とそうでない聖俗の参加者を持つ集会をどのように区別しているのかについての明確な指標は示されておらず、その区別は完全に恣意的に行われているのである、T. Bauer, 'Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun', pp. 38f, pp. 55-59.

聖職者のみの集会であるという認識が存在しなかったのではないだろうか。これらの聖俗の参加者を持つ年次の集会は、少なくとも一部の人々にとっては「教会会議」“synodus”に相当したのである。デ・ヨンクは、synodus, placitum, conventus 等どのような語を付されていようと、クロタール2世からシャルルマーニュまでの時期においては、聖俗の集会の区別は存在しなかったとの見解を提示している²²⁰。しかし、このような状況はシャルルマーニュ期末以降に大きく変化していくこととなる。集会の構造それ自体が大きく変化することはないものの、synodusの語を付されるのは聖職者のみの協議に限定されていくことになるのである。シャルルマーニュ期以降活発に行われる教会改革の動きやアルクイン主導のラテン語改革、そして聖俗の官職保有者・貴顕がそれぞれ独自の役割を王国内で果たすべきであるという理念の浸透が、このような変化を引き起こしたものと考えられる。

こうして高位聖職者のみの集会が叙述史料において明確に言及される事例が増大し、その存在感を強めていくこととなる。すでに述べたように、このような「教会会議」は王国集会の枠組みの中で行われることも、それとは別に単独で行われることもあり得た。さらに王国内の複数箇所ではほぼ同時に開催され、それぞれの協議の成果が国王のもとでまとめられている事例もいくつか見られる²²¹。この種の集会は基本的に分王国の枠組みの中で行われていたが、しばしば複数の分王国の君主のもとで合同で開催されることもあり、さらに王国の枠組みを超えて近隣で開催されている教会会議に他の分王国の高位聖職者の一部が参加することもあった²²²。このように、聖職者のみの集会(教会会議)は必要に応じて多様な形で開催され、極めて柔軟な構造を持っていたのである。そしてこれらの教会会議や王国集会における聖職者の協議はほぼ全てが国王の命で開かれているということも忘れてはならない。例年の王国集会と並んでこのような教会会議も、カロリングの君主の統治においておける有用な制度として存在していたことは間違いない。次章ではこれまでの王国集会、教会会議、カピトゥラリアに関する議論を手掛かりに、カロリング期フランク王国の国制について検討していく。

²²⁰ M. de Jong, ‘*Ecclesia and the early medieval polity*’, pp. 127-129.

²²¹ この種の事例は W. Hartmann, ‘Zu einigen Problemen der karolingischen Konzilsgeschichte’, pp. 10f にまとめられている。

²²² 特にロートリンゲンから西フランク王国内の教会会議にカンブレ司教が参加する事例が目立っている。このような事例は T. Bauer, ‘Kontinuität und Wandel synodaler Praxis nach der Reichsteilung von Verdun’, p. 50 にまとめられている。

第4章：カロリング国制の構造と変容過程

本章では、ここまでの議論に基づき、カロリング期フランク王国の国制理解に対して一定の見通しを立てることが目的とされる。「はじめに」ですでに述べたように 840 年以降のフランク諸王国に関しては、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期と比較して統治システムの「衰退」が語られてきた。特に東フランク王国から一切のカピトゥラリアが残されていないことが強調され、教会会議活動についても西フランク王国においては活発に続けられたのに対して、他の地域では衰退していったとの見解が定説のごとく述べられ続けている。しかしながら、カピトゥラリア・王国集会・教会会議を総合的に評価すると、そのようなイメージは大きく書き換えられることとなる。

(1)：カピトゥラリアと「王国集会」を用いた王国統治

本稿第 1 章では、カピトゥラリアが必ずしも王国集会(教会会議)の内容をそのまま文書化した、それだけで決定的な法的効力を有する史料とは理解され得ないことが明らかにされた。それはむしろ、統治における意思伝達のための補助的な手段としての性質を大きく打ち出したものであった。王国集会や教会会議で作成されたことが明示されていないカピトゥラリアが多く残されているのは、シャルルマーニュ期後半とルイ敬虔帝期前半にかけての時期からである。この時期は彼らが巡幸の頻度を減らし、アーヘンの王宮に長く留まる傾向を示している時期と一致している。広大な領域を持つ帝国を一カ所に留まりつつ統治するために、文書を通じたコミュニケーションの必要性が大きく増大したことは想像に難くない。この時代には、王国集会に王国全土から参加者を集めることは困難だったと考えられる。それ故に、カピトゥラリアを用いての意思伝達の重要性が高まり、多くの文書が作成され、それらが現在にまで残されるに至っているであろう。王国集会とカピトゥラリア(やそれと類似した史料)を併用して、大司教区、司教区、さらには一般信徒にまで王権の意向を伝える過程は、本稿第 2 章で例示的に示されている通りである。

通常ルイ敬虔帝以降はシャルル禿頭王のもとのみカピトゥラリア発布の慣行が維持されたとされているものの、実際にはロタール 1 世もいくつかのカピトゥラリアを出している¹。彼のカピトゥラリアのほとんどは、ルイ敬虔帝の在位中にロタールがイタリア副王として活動している時期から残されている。ロタールはイタリア副王となった後もしばしばルイ敬虔帝に同行してアルプス以北に滞在していた。興味深いことに、彼がイタリアにおいてカピトゥラリアを出しているのは、そのようなアルプス以

¹ ロタール 1 世のカピトゥラリアに関しては、M. Geiselhart, *Die Kapitulariengesetzgebung Lothars I. in Italien*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern · Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2002.

北に長く留まり、比較的短期間のみイタリアに滞在した時期に集中している²。それに対して比較的長期間イタリアに滞在している 831-833 年の間からは 1 つのカピトゥラリアが残されているに過ぎず、834-840 年の時期からは一切のカピトゥラリアが知られていない。このような状況をガイセルハルトは、ルイ敬虔帝の後継者問題が未だ確定していなかったことから、カピトゥラリアを用いて立法者として自身を提示しようとする試みとして解釈している³。833/4 年以降になると後継者問題はひとまずの決着を見たためその必要がなくなったと考えられているのである。しかしここでは、長期的にイタリアに滞在する場合には、在地の有力者と直接顔を突き合わせて統治行為を行うことが容易であったため、文書を用いたコミュニケーションを行う必要性が減少していたとの解釈も可能だろう⁴。

840/3 年の王国分割以降、ルートヴィヒ独人王は多くの時間を、中部ライン地域とバイエルン、特にフランクフルトとレーゲンスブルクで過ごした⁵。これは、アーヘンを居城としたシャルルマーニュ、ルイ敬虔帝の統治を思わせるものでもあるが、王国の規模が大きく異なっていることに注意が必要である。大フランク王国(帝国)時代には、王国全土の司教/伯などがアーヘンに集まることは極めて困難だったと予想される。他方で独人王の東フランク王国では、中部ラインとバイエルンを行き来することで、王国内の聖俗の官職保有者・貴顕と国王が定期的に顔を合わせることはさほど困難ではなかったと推測される。ここではカピトゥラリアやそれに類似した文書を用いたコミュニケーションの必要性は高いものではなかった。さらに東フランク王国は、他の分王国と異なり東方にさらなる拡大の余地を残していたという点が、王国統合における重要な要素として指摘されている⁶。ピピン期～シャルルマーニュ期前半と同じように、外部の諸部族への遠征や貢納獲得を通じて、共通の軍事的目的に根ざす形で王国内の有力者層と国王の間の結合が容易になったのである。イネスはこのような点が、カピトゥラリアや国王巡察使のような統治制度が東フランクで必要とされなかったことの一因の一つであったと指摘する。また、独人王は 3 人の息子に王国各地を割り当て、各地の宮廷に滞在させたため、在地の有力者コミュニティとそれぞれの宮廷との距

² それぞれ 822/3 年、825 年、829/30 年。これについては *ibid.*, pp. 1-16.

³ *Ibid.*, pp. 251f.

⁴ ただし、ロタール 1 世の在位中からすでにイタリア副王としての活動を行っていたルドヴィコ 2 世はイタリアにおいて少なくとも 11 のカピトゥラリア(又はその類似文書)を作成したことが知られている、*ibid.*, pp. 252-257. イタリアにおける文書行政の問題、リテラシーの問題は、アルプス以北のフランク(諸)王国とは異なるものとしてさらなる検討が必要とされている。

⁵ T. Zotz, 'Ludwig der Deutsche und seine Pfalzen. Königliche Herrschaftspraxis in der Formierungsphase des ostfränkischen Reiches', W. Hartmann (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, pp. 27-46; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, 223f.

⁶ M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, p. 513.

離が近くなるという事態が生じた。これらの状況を総合的に考えると、東フランク王国におけるカピトゥラリアの不在にも、一定の説明が可能になる。それは統治システムの「衰退」ゆえに引き起こされたのではなく、カピトゥラリアを用いた文書によるコミュニケーションの必要性の低下から生じているのである。

比較的多くのカピトゥラリアが残されている西フランク王国以外の地域では、本稿第3章で調査したような王国集会が王国統治の中核を成していたと考えられる。カロリング期フランク王国では、ピピン時代以来聖俗の官職保有者・貴頭が集まる集会が年に1～3度開かれるのが常であった。国王と聖俗の参加者が直接対面してコミュニケーションを行うことを可能とするこのような場が、王権の統治行為において極めて重要な役割を果たしたのである。この種の集会は、一般に王国の統治システムが「衰退」したとされる830年以降も開かれ続けている。文書を用いたコミュニケーションの必要性が減少したため、カピトゥラリアや決議文書などが残されている事例は減少するものの、王国集会を通じての統治という構造は「衰退」することなく維持されていたと見て良い。

しばしば指摘される「教会会議」活動の「衰退」というイメージも修正が必要である。聖俗の参加者が集まる王国集会は、聖職者のみの協議をその中で行うことで、教会会議としての役割をも果たし得るものであった。そのような聖職者のみの協議が全ての王国集会において常に行われていたわけではないが、必要に応じて常に開催可能な状況が存在しており、場合によっては決議文書を残すこともあった。9世紀中頃まで聖職者のみの集会(教会会議)がそれほど多く知られていなかった中部フランク王国で、ロタール2世の離婚問題が生じて以来教会会議の数が飛躍的に増加していることから、教会会議は必要に応じて常に開催可能であったことが明白である⁷。一般に西フランク王国と比較して教会会議活動が次第に衰退していったとされる中部フランクや東フランク王国においても、一定の教会会議の開催が知られており、決議文書も作成されている。カピトゥラリアと教会会議決議の間の差異を厳格に捉えない立場を取ることで、東フランクからカピトゥラリアが一切残されていないとの通説にも修正が必要となる。少なくともルートヴィヒ独人王時代には、東フランク王国においてもカピトゥラリアやそれに類似した文書をも用いて統治を行う慣行は忘れられてはおらず、必要に応じてその種の文書が作成されていたのである。

とはいえ西フランク王国からは、教会会議についての情報が同時期の他の分王国と比べると非常に多く残されており、カピトゥラリアの伝存数が群を抜いていることも否定できない事実である。これについてはすでに様々な説明が試みられており、西フ

⁷ ただし、国王が教会会議を開催するには国内の高位聖職者とすでに一定程度の良好な関係が存在している必要があった。このことは東フランク王国において教会会議開催が847年まで実現しなかったことが端的に示している。この点については本章(2)を参照。

ランク王国における文書作成能力・識字能力の高さにその根拠を求める見方や⁸、王権の基盤の弱さから説明を試みる見解などがある⁹。これらの要素を否定するわけではないが、それに加えて伝来のあり方から説明を試みることも可能であると思われる。そもそも年代記等の叙述史料には、カピトゥラリアの発布・教会会議の開催に対する言及はそれほど多くはない。一部の論者は、東フランク王国においてもカピトゥラリアは出され続けており、現在にまで伝存していないだけであるとの立場を取っており¹⁰、そのような状況を示唆する情報も少ないながら存在している。例えば、876年レーゲンズブルク集会では独人王の3人の息子が王国分割の内容と互いの誓いを文書にしたこと、その文書が「多くの場所に保管されている」*“in nonnullis locis habetur”*ことがフルダ年代記で伝えられている¹¹。ここからは、この時期の東フランク王国においても一定量の文書を作成する能力が失われていなかったということが分かる。現在にまで伝えられている多くのカピトゥラリアから宗教的特徴が検出されることは、宗教的特徴を持ったカピトゥラリアが比較的伝存しやすかったという状況を想定させる¹²。西フランク王国から伝えられているカピトゥラリアは、その多くが王国集会や教会会議の「決議」として理解できるものであり、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期の状況とは異なっている。そしてそれらが現在にまで数多く伝えられている理由は、ランス大司教ヒンクマルの活動に求めることが出来る。この点に関してここで詳細な検討を行うことは出来ないが、西フランクから伝えられているカピトゥラリア・教会会議決議の大部分が、ランスのヒンクマルの手による写本に含まれているという点を指摘しておきたい。そしてそれらの多くは、ヒンクマル自身が大いに利害関係を持っていた西フランク内外の有力者間の争いを扱っているのである¹³。また、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期初期から比較的多くのカピトゥラリアが知られていることも、アン

⁸ 主に東フランク王国における識字・文書作成能力の低さとの対比で語られる傾向にある W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, p. 299; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German, 817-876*, p. 18, p. 210.

⁹ ロタール1世にとってのイタリア、ルートヴィヒ独人王にとってのバイエルンのような、王国分割以前から確固とした基盤を築いていた地域がシャルル禿頭王には欠けていたことが指摘されている M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, pp. 512f. このことは、活発に巡幸して王国各地の貴顕と頻りに接触を取るだけでなく、カピトゥラリアなどの文書を通じたコミュニケーションをも活用して、王国統合を図る必要性が高かったことを示唆している。

¹⁰ J. Nelson, ‘Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald’, 97, n. 30 でこの種の見解を取る研究が引用されている。

¹¹ *AF* p. 104. この文書は現存していない。

¹² 世俗的性格を強く打ち出したカピトゥラリアは、しばしば伝存数が極めて少ないことが指摘されている。王領地の管理について規定した *Capitulare de villis* がその代表である、*MGH. Cap. I*, no. 32. pp. 82-91. この史料の伝存状況については、A. Bühler, ‘Capitularia Relecta’, p. 412f; H. Mordek, ‘Karolingische Kapitularien’, p. 74.

¹³ J. Nelson, ‘Legislation and Consensus in the reign of Charles the Bald’, pp. 94-97.

セギスによるカピトゥラリア蒐集の存在にその多くを負っている。カピトゥラリアが大量に現在に伝わるのは、この種のカピトゥラリア蒐集や第1章で述べた「集合写本」中においてであり、それ以外では「手引書写本」の中で散発的にのみ伝えられるに過ぎないのである¹⁴。ここからは、ある君主のカピトゥラリアがどれだけ現在にまで伝えられるためには、カピトゥラリアの大規模な蒐集活動が行われることが必要であると推測出来る。

(2)：「教会会議」を通じた王国統治

本稿第3章では、聖職者のみの集会と、王国集会の枠組みの中での聖職者のみの協議は、どちらも同時代人によって「教会会議」として認識され得るものであったことが明らかになった。これらの教会会議がカロリング期の王権による統治行為において極めて重要な意義を持っていたことが、その開催時期の検討から浮き彫りになる。国王が教会会議を召集するのは、王国の統合がとりわけ重要な課題となったであろう時期である¹⁵。例えばルートヴィヒ独人王は847年マインツ教会会議を皮切りに一連の教会会議を召集しており、そこからはいくつかの決議文書も残されている。843年のヴェルダン条約直後ではなく、847年になって初めて教会会議を召集している点は、マインツ大司教オトガルの存在から説明可能である。彼はヴェルダン条約以前の内戦時にロタール1世側についていた人物で、周辺地域の司教たちとともに、長く独人王と敵対関係にあった。従って、名目上中部ライン地域をもその王国に加えた後になっても、独人王が王国規模の教会会議を開催することは極めて困難であった。847年のオトガルの死と、ラバヌス・マウルスの大司教就任をもって初めてマインツでの教会会議が可能になったのである¹⁶。ビゴットは847年マインツ教会会議と共に、独人王のもとに一つの王国教会が成立し、これと同時に初めて真の意味での「東フランク王国」が成立したとして、この出来事の本質的な意義を強調している。イタリア王ルドヴィコ2世も855年にイタリアの独立的支配者となった直後に2度バヴィアで集会を開催しており、そこからはカピトゥラリア・決議文書が残されている。シャルル幼童王が859年に2度開催している集会についてもこのような文脈中で捉えることが可能である。これら

¹⁴ H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta* の刊行によりカピトゥラリアを伝える写本の目録が作成された今、その伝存形態についての体系的な調査がさらに望まれるといえる。

¹⁵ 教会会議が王国統合に果たした役割については、G. Bührer-Thierry, *Evêques et pouvoir dans le royaume de Germanie*, p. 106; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, p. 466.

¹⁶ この政治的状況については、B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 104-123, p. 277; Idem, 'Die Versöhnung von 847. Ludwig der Deutsche und die Reichskirche', W. Hartmann (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, pp. 121-140; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 158-163.

の教会会議において論じられたのは、本稿第2章でも扱ったシャルルマーニュ以来の教会改革であり、狭い意味での教会内部の改革に留まらず、一般信徒をも巻き込んだ大規模な社会全体の改革の試みである。社会全体をキリスト教的規範に従った形に変革することは、教会組織を通じた王国内の一般信徒掌握に役立っただけでなく、理念的に王国を統合する際にも重要な要素であったことは間違いない。

さらに、858年のルートヴィヒ独人王による西フランク王国侵略という政治的・軍事的問題の際にも、司教と教会会議が大きな役割を果たしている。サンス大司教ウェニコの支援で西フランク王国に入った独人王は、西フランク王国の司教らとともにランスで教会会議を開催することを告知した。これを受けて、ランス大司教区、ルアン大司教区の司教たちはキエルジーに集まり対応を検討、独人王宛の要求拒否の書簡を作成し、その後独人王の試みは失敗に終わる。一方で勢力を取り戻したシャルル禿頭王は859年メツ、サヴォニエで相次いで教会会議を開催し、独人王や彼に荷担したサンス大司教他聖俗有力者を非難する書簡を作成、送付させた¹⁷。ここからは、何より司教層を掌握した上で支配の正当性を主張することが、カロリング期の君主にとって重要な課題として認識されていたことが分かる。

司教たちの教会会議は、ロタール2世の離婚問題のような今日の日から見ても明白に教会の管轄下にあるような案件においてはもちろんのこと、王国の統治体制の確立や支配の正当性の要求においても極めて大きな意義を有していた。司教たちの「教会会議」はピピン期以来長く見られるものであったが、それが通常の王国集会とは明確に異なるものとして史料中に明瞭に現れてくるのはシャルルマーニュ期後半以降のことである。そして高位聖職者には、例年の王国集会に世俗の貴頭と共に集まり、必要に応じて聖職者のみの部会を組織するという役割に加えて、彼らのみの教会会議を行うことも要求されるようになる。王国の「貴頭」の一部としての役割に加えて、高位聖職者独自の果たすべき役割をも担っているのである。

これらの教会会議はほぼ全てが国王の召集で開催されたものであり、国王の参加が見られない場合でもその影響下にあったものと推測出来る。しかし全ての教会会議が、国王による王国統合のための道具として用いられたと考えることはできない。例えば西フランク王国の一連の教会会議は、ランス大司教ヒンクマルが王国統治に対して大きな影響力を行使する場として作用し、彼の個人的な敵対勢力との争いの場にすらなり得た。教会会議は王国内の司教層が王国統治における自身の立場の強化を測る際にも有効な場となり得たのである。とはいえ国王と王国内の司教団とを対立し合う存在として捉え、教会会議が司教層の王権に対する優位を確認する場として機能したと考えることもまた慎まなくてはならない。ネルソンは、一連の教会会議が司教たちの

¹⁷ 独人王による西フランク王国侵略については、J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German, 817-876*, pp. 248-262 に詳しい。

集団意識と理念的成熟を生み出したことを指摘しつつ、彼らは自分たちが国王の支援に大きく依存しているこの認識もはっきりと持っていたと述べ、王権と司教層が相互依存的な関係にあったことを強調する。司教層が王権に何らかの要求を突きつけている場合でも、それを王権に対する自身の優位の主張と理解するのは早計である。そのような行為はむしろ、司教ら高位聖職者層が王権の正しい統治に大いに依存していることをはっきりと示しているのである¹⁸。

(3)：高位聖職者の王国統治における役割

それでは、司教ら高位聖職者は王国統治において具体的にどのような役割を与えられていたのだろうか。カロリング期の前後の時代に関して、司教が世俗権力者の持つべき権力を付与される、または篡奪して行使しているとの状況がしばしば想定されているが、このようなイメージはカロリング期には当てはまらない¹⁹。しかしながら、カロリング期の司教の役割を、純粋に宗教的なものと考えたこともまた誤りである。聖界の官職保有者としての彼らの役割は、狭い意味での教会内部に留まらず、広義の教会たるフランク王国全体の統治において極めて重要なものであった。

例年の王国集会に参加し、必要に応じてその枠内で聖職者のみの教会会議を開催する彼らの役割についてはすでに述べた。それらの集会での決定事項を在地に伝える任務が、伯や巡察使と並んで司教、修道院長に与えられていた。他の分王国や近隣諸部族との外交交渉の任務を司教が担っている事例も多い²⁰。また、王国集会とは別個に高位聖職者のみが集まって協議を行い、決議文書の作成や内外への伝達することも必要に応じて行われた。それらの情報を一般信徒にまで伝えるため、司教カピトゥラリアや司教区会議などが用いられた²¹。巡察使に任命された司教は、俗人の巡察使とともに自身の管区を巡回し、国王に対して報告を行う義務も負うこととなる²²。裁判業務

¹⁸ J. L. Nelson, 'National Synods, Kingships as Office, and Royal Anointing: an Early Medieval Syndrome', *Politics and Ritual in Early Medieval Europe* pp. 239-255.

¹⁹ メロヴィング期には「司教支配」として、オットー・ザーリア期に関しては「帝国教会制」の中で、司教が世俗的権力をも行使したとされている。S. Patzold, 'Die Bischöfe im karolingischen Staat', pp. 160f. しかし司教層の出自が在地の貴族家門であることを強調し、カロリング期の司教の活動も世俗貴顕と同じ「貴族支配」の一形態であるとして、彼らの活動を純粋に世俗的なものとのみ考える傾向も存在する。この種の傾向については、J. L. Nelson, 'National Synods, Kingships as Office, and Royal Anointing: an Early Medieval Syndrome', p. 240 にまとめられている。

²⁰ B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 136-56.

²¹ さらに、それぞれの小教区の司祭には、説教を通じて一般信徒と接触することが期待されていた。このような形で国王から大司教区、司教区、小教区を経て一般信徒にまで意思伝達が行われる過程に関しては本稿第2章の議論を参照。この点は近年 S. Patzold, 'Die Bischöfe im karolingischen Staat'も強調している。

²² 国王巡察使については本稿第1章註50を参照。

も彼らの重要な義務であった。原則的に司教の裁判が扱うべき領域は、伯主催の裁判所のものとは区別されていたものの、インムニタースの付与を通じて司教が后者の領域の裁判をも担うこともありえた²³。さらに、伯や巡察使が主催する裁判や、裁判外での紛争解決においても、司教の持つ権威は判決・和解にとって重要な要素として現れている²⁴。

以上で見てきたように、王国統治の中で司教は伯と同様の多くの役割を担っており、それに加えて彼らに固有の任務も与えられていた。しかしそのことから彼らの本来の任務である霊的業務が軽視されたと考えてはならない²⁵。確かに国王宮廷における活動や外交的役割を担うことの多い一部の大司教・司教は、自身の司教区を離れて活動することが多かったに違いない。しかし、その種の大司教の一人であるアルノの事例からは、それが必ずしも自身の管区における霊的活動の軽視につながっておらず、むしろ改革志向の強い君主との接触から、在地における司牧活動の促進にすら結びついていることが明らかになった。カロリング期を通じて作成され続けた手引書写本や司教カピトゥラリアの存在からは、アルノの事例が決して例外的なものではないことが分かる。そもそも王権が司教たちに期待した役割は、霊的存在としての彼らの権威なくしては実現不可能なものだったのであり、彼らを単に世俗貴顕と変らない存在と捉えることは大きな誤りなのである。

さて、カロリング期の史料中では、司教や伯と並んで修道院長も王国統治において重要な役割を担う存在として言及されている。修道院長、特にインムニタースを付与されるなど王権との距離が近い有力修道院の院長には、司教たちに与えられたものと同様の役割が期待されており、特に軍役においては司教よりも重用されたと考えられている。他方で司教の場合と異なり比較的容易に罷免されていること、軍役以外の国王奉仕活動(外交、伝道、助言者としての活動)においては司教のほうが多く用いられていることが指摘されている。また、当初修道院長が担うことが多かった宮廷礼拝堂や

²³ 司教の裁判業務における役割は、B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 124-135, p. 279; T. Reuter, *Germany in the early Middle Ages 800-1056*, p. 106; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, p. 123 で強調されている。また、しばしば王権の弱体化の指標と捉えられていたインムニタースの付与は、今日では王国統治への司教・修道院長の取り込みの試みとして積極的に評価される傾向がある。この動きはカロリング期に始まりオットー・ザーリア期になるとさらに強化されていく、R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', D. Bauer, R. Hiestand, B. Kasten and S. Lorenz (eds.), *Mönchtum – Kirche – Herrschaft 750-1000*, Sigmaringen 1998, pp. 312-316; B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 285f.

²⁴ W. Brown, *Unjust Seizure: Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society*, Ithaca, 2001, passim.

²⁵ J. Chélini, 'L'instruction du *populus christianus*', Idem, *L'aube du moyen âge: Naissance de la chrétienté occidentale*, pp. 86f は、カロリング期の司教層の担った世俗的業務を強調して、宗教的役割が軽視されざるを得なくなったと考えている。

王宮の官房における官職が、徐々に司教に付与されるようになっていったことが明らかにされている²⁶。彼らも司教や伯、世俗貴頭と並んで王国集会に出席し、高位聖職者のみの教会会議にも参加することがあったが、司教の場合と異なり修道院長のみの集会が組織されることはなかった²⁷。また、王国内の全ての修道院長が等しく国王奉仕と王国集会への参加を期待されていたわけではないという点も司教と大きく異なっている。王国集会や教会会議に出席し、軍役やその他の国王奉仕活動を行う修道院長の多くはインムニタースと国王保護を獲得している「帝国修道院」の院長であることが多いとの理解が一般的である²⁸。

ところで、ここまで論じられた高位聖職者が重用される国制は、近年進められている「帝国教会制」再考の動きの中で、カロリング期に関して得られた知見とも共通している。T.ロイターが、「帝国教会制」概念を、オットー・ザーリア期の全ての司教座・修道院に等しく当てはまる「制度」と考えることを批判し、さらに他の地域・時代にも類似の現象が見られることを指摘して、オットー期の革新性をも大きく割り引く見解を提示して以来²⁹、カロリング期、とりわけ東フランク王国に関しても、「帝国教会制」的要素を検出する試みが進められている³⁰。オットー期の教会政策の中にカロリング的伝統を検出した R.シーファーは、両時代の間には一定の差異が存在することを指摘しつつも、その差異は根本的なものではなく、段階的なものに過ぎない点を強調している³¹。ここで特に問題とされるべきは、王国内の司教・修道院長人事に国王がどの程度影響力を行使できたのかという問題である。シーファーによれば、ルートヴィヒ独人王やア

²⁶ 司教と修道院長の国王奉仕における役割の違いについては B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 279f にまとめられている。また、R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 111-146 も参照。

²⁷ ただし、王国集会や教会会議において司教、修道院長、俗人がそれぞれ別々に協議を行うという事例はいくつか見られる。これについては第3章を参照。

²⁸ ただし「帝国修道院」とそれ以外の修道院が法的に厳密に区別されていたわけではないことにも注意が必要である。修道院長による国王奉仕に関しては B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 11f; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 128-145; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, pp. 468f.

²⁹ T. Reuter, 'The "Imperial Church System" of the Ottonian and Salian Rulers: A Reconsideration', *Journal of Ecclesiastical History* 33, 1982, pp. 347-374. ロイター以降の帝国教会制を巡る議論については W. Hechberger, *Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter. Zur Anatomie eines Forschungsproblems*, pp. 270-273; 大貫俊夫、「オットー＝初期ザーリアー朝『帝国教会制』研究の過去と現在」、『クリオ』20、2006年、pp. 69-83 にまとめられている。

³⁰ R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik'; G. Bühner-Thierry, *Evêques et pouvoir dans le royaume de Germanie*; B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*.

³¹ R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', p. 325.

ルヌルフの時代には、東フランク王国においてもオットー期に近い形での、国王による一貫した司教人事への影響力行使が存在していた³²。9世紀後半になると、独人王がいわゆる「司教家門」以外の人物を司教に据えている事例が見られることも確認されている³³。それに対して、王国の規模が広大であったシャルルマーニュやルイ敬虔帝期には、必ずしも国王が全ての司教座の人事を完全に掌握していたわけではないとされている³⁴。また、J.ネルソンによると、シャルル禿頭王は、基本的にランス、サンス、ルアンといった西フランク王国の中核地域においてのみ、司教人事への強い影響力を行使していた³⁵。ただし近年では、比較的強い国王の影響力が想定されているルートヴィヒ独人王以降の東フランクに関して、必ずしも全ての司教人事を国王が完全に統制していたわけではないとの見方も現れている³⁶。在地エリート層と国王は相互依存的な関係にあったため、国王が恣意的な人事を行うことによって在地からの反発を招くことは彼にとっても得策ではなかったのである。それと同時に、国王との距離が近い人物が司教座に収まることで、特権や国王保護、寄進が期待できるなど、在地エリート層にとっても大きな利益を生み出し得た。ドイティンガは、司教人事における国王と在地エリートの間で合意は両者にとって有益なものになり得たと強調する³⁷。

カロリング期に関しては、内実はどうあれ「司教」は司教位にいる人物の人格を超越した「職務」として理解されるべきである。確かに司教位に就く人物の多くは在地エリ

³² R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', pp. 316-319. なおオットー期に見られる宮廷礼拝堂が司教の養成機関のごとく機能する現象や、伯権の司教への付与は基本的にカロリング期には検出されない、*ibid.*, p. 325; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 119f; G. Bührer-Thierry, *Evêques et pouvoir dans le royaume de Germanie*, pp. 215-217.

³³ 独人王はしばしば教会法に則った形での司教選出を認めているものの、それは形式的なものに過ぎず、人物の選択には自らの意志を大きく反映していたとされる。また、司教に選出された人物は、自ら国王の前に現れて、その承認を得る必要があった。B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, 297-311; W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, pp. 174-186; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, p. 218.

³⁴ R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', pp. 316-319; Idem, 'Karl der Große und die Einsetzung der Bischöfe im Frankenreich', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 63-2, 1997, pp. 451-467. ただしシャルルマーニュ期と比較してルイ敬虔帝期に司教人事への影響力が大きく衰退したとの伝統的見解はすでに否定されている、E. Boshof, *Ludwig der Fromme*, pp. 109f; S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 307-311.

³⁵ J. Nelson, *Charles the Bald*, p. 134.

³⁶ 東フランク王国の司教人事に関して、R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 111-128がこの種の見解を提示している。また、アギロルフィンガー期から独人王期初期にかけてのバイエルンにおいて、一貫して在地貴族家門に配慮した人事が行われていることも指摘されている、S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, pp. 395-399.

³⁷ R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, pp. 123f. このような状況は、伯や有力修道院の院長職の人事に関しても同様であったとされている、*ibid.*, p. 221.

一ト層であり、いわゆる「司教家門」の事例もいくつか検出されていることはすでに述べた。司教位は、封や他の官職(伯や修道院長職)、さらには国王との個人的な距離など、在地エリートと国王を結びつける様々な要素の一つに過ぎないと考えることすら可能かもしれない。近年の研究は、カロリング期の貴族集団の流動性を強調し、特に830年代の内戦開始後、そして843年の王国分裂後は、他の国王のもとに身を寄せるという選択肢が生まれたことで、頻繁に所属党派を変える集団が多く現れたことを指摘している³⁸。王権は彼ら在地エリート層との関係を更新するため、王国集会などの場を利用して頻繁にパトロネジを行使する必要があった³⁹。

しかし、司教は他の官職保有者や官職を持たない有力者とは一線を画す存在であった。伯や修道院長、さらにその他の王国内の有力者は、国王と対立した場合、比較的容易に封や官職を没収される傾向にあったのに対し⁴⁰、司教の罷免は大きな困難を伴った。ルートヴィヒ独人王による司教罷免の事例は一切知られておらず⁴¹、独人王の西フランク侵略に荷担したサンス大司教ウェニロですらも罷免されることなくシャルル禿頭王と和解している⁴²。サンベルタン年代記は、シャルル禿頭王の死後ルイ吃音王が自身の支持者に「修道院長職、伯職、ヴィラ」を与えたことを伝えているが、司教職がここに含まれていないことから、それが国王が自由に付与できるものに含まれていなかったことが分かる⁴³。司教の側でも、彼らが自らの司教座を放棄して他の分王国の王のもとに移ることは許されなかった。彼らの王国内での位置付けは、国王との人的結合のみから成り立っていたのではなかった。司教には国王と同じく神から固有の *ministerium* が付与されているとの理念が確固として存在しており、それは彼らの持つ宗教的属性ゆえにカロリング期を通じてますます明瞭なものになっていく。そして彼らの位置付けは理念的なものに留まらない。王国集会の枠内・外で行われる教会会議を通じて、彼らはそれぞれの出身家門の枠組みを超えた、王国レヴェルの一つのまとまった集団を形成したのである⁴⁴。これは、司教と同じく *ministerium* を与えられてい

³⁸ J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, pp. 57f; M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, pp. 503-5

³⁹ *Ibid.*, p. 428.

⁴⁰ 例えば東フランク王国では、オストラント総督ラトポット(854年)や伯にしてドゥクス・エルンスト(861年)らが反乱を疑われて罷免・追放されている。これに関しては *AF*, p. 60, pp. 66-69; J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, p. 242, pp. 268f; H. Dopsch, 'Die Zeit der Karolinger und Ottonen', pp. 180-184. 修道院長が罷免された事例もいくつか知られている、B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 278f.

⁴¹ W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, pp. 184-186; B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, pp. 278f; R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich*, p. 132.

⁴² J. Nelson, *Charles the Bald*, p. 192; *AB*, p. 100.

⁴³ *AB*, p. 254.

⁴⁴ もっとも彼らは完全に自身の家門の利害から完全に切り離されたわけではない。ブラウンの紛争解決研究ではあ様々な事例で司教が在地の紛争に影響力を行使し、しばしば自身

ると考えられた伯や修道院長が一つの集団としてまとまらなかったことは対照的である⁴⁵。

他方でこのことゆえに、司教団が王国内で王権を超越するほどの絶大な影響力を有したと考え、国王と司教団を対立軸としてのみ捉える態度は慎むべきである。すでに繰り返し述べたように、司教と国王の関係は相互依存的なものであった。国王は教会のもつ制度的基盤を利用し、個々の教会人の奉仕を期待出来、他方で司教ら高位聖職者は国王に対する助言の形で自らの意向を統治に反映させるとともに、国王の保護を受ける事が出来た⁴⁶。しばしば教会会議決議などには司教たちが国王に彼らの要求を突きつけている事例が現れている。これは国王の政策に司教団が反抗していると捉えるよりも、司教団が彼らに課された助言者としての役割を遂行していると考えられるべきであろう⁴⁷。司教団が王権に対して優位を主張した証拠として理解されてきた、829年パリ教会会議に見られるゲラシウスの引用も、近年では異なった文脈での理解が現れている⁴⁸。もちろん王権と司教たちの関係が時代状況に応じて変化しているのは言うに及ばない。本稿第3章の議論からは、カロリング後期になるにつれ司教たちによる教会会議の存在感が史料中でより増大する傾向が検出された。それでもカロリング期を通じて司教団が王権に対して決定的な優位を得るに至ることはなかったのである。

(4)：結論

本章の分析により、従来想定されてきた内戦開始以降のフランク王国における統治システムの「衰退」という見方が大きな誤りであることが明らかになった。ピピン期以

の家門の利害を優先した行動を取っていることが示されている、W. Brown, *Unjust Seizure: Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society*.

⁴⁵ J. L. Nelson, 'National Synods, Kingships as Office, and Royal Anointing: an Early Medieval Syndrome', p. 241.

⁴⁶ M. Innes, *Introduction to early medieval western europe*, pp. 473f.

⁴⁷ W. Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, p. 202; B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, p. 279. 司教団が自身の意見を国王に提示していることが史料に現れるのは820年代以降のことである。シーファーはこのような状況を、先行する時代の教会改革の内的帰結として理解されるべきであると理解している。また、カロリング期を通じて教皇の影響力は比較的小さなものに留まり、ロタール2世の離婚問題以外では、王権と司教の間に関係に大きな影響力を及ぼすことはなかった、R. Schieffer, 'Karolingische und ottonische Kirchenpolitik', pp. 322-325.

⁴⁸ 長い間パリ教会会議決議は、聖俗の領域の明確な分離と聖職者の権力の王権への優位を主張する画期となったとして理解されてきた。しかしデ・ヨルクによれば、ここで言い表されているのは、王権も司教もともに包含する *ecclesia* としてのカロリング政体であり、両 *ordines* はその内部で区別されるに過ぎない。そして、ここで求められているのは、聖職者の権力の優位の確立ではなく、それぞれの *ordines* が担う職務領域の明確化であったと理解されるべきなのである、M. de Jong, 'Ecclesia and the early medieval polity', pp. 130f.

来、王国各地を巡幸して王国集会を開催し、聖俗の参加者との関係を更新するという形の統治システムは「衰退」することなくカロリング期末まで継続していた。しばしば「衰退」説の根拠とされたカピトゥラリア数の減少は、王国規模の縮小による文字を用いたコミュニケーションの必要性の減少によって説明可能である。また、カピトゥラリアが現在まで伝わるためには、ある時期に大規模な蒐集作業が行われる必要があり、カピトゥラリアが知られていない地域・時代においてもそれが存在した可能性も否定できない。さらに、カピトゥラリアと並んで「衰退」の根拠とされる教会会議数の減少も、聖俗の参加者を持つ王国集会が継続して開催されていることから、適切な評価とは言い難いことが明らかになった。

他方で史料中の集会参加者への言及の変化から、王国統治における司教ら高位聖職者の役割の明確化の傾向が検出された。彼らは王国有力者層の一員として王国集会に参集して統治に参加するだけでなく、司教のみの集会としての教会会議を開催することも期待された。その種の集会はすでにピピン期・シャルルマーニュ期から存在したが、叙述史料中で他の王国集会とは異なるものとして明確に現れてくるのはシャルルマーニュ期後半以降、特にカロリング後期になってからのことである。王国統合の必要性が特に高まる時期にこのような教会会議が開催されていたことから、これらがフランク諸王の統治に欠かせないものであったことが分かる。

教会会議の開催以外にも司教たちには王国統治において様々な役割が課されていた。いくつかの任務は伯や修道院長にも同様に与えられていたが、それらに加えて彼ら独自の役割も存在した。彼らは他の官職と異なり容易に罷免されることはなく、教会会議の存在ゆえに王国内で一つのまとまった集団を形成するに至っている。彼らと王権の関係は単なる人的結合に留まらず、司教位は確実に「職務」と呼ばれるべきものとして考えられなくてはならない。

繰り返し述べているように、王権と司教、さらには他の官職保有者や貴顕層は、自身の利害を追求する一方で相互に依存する関係にあった。国王は王国統治を円滑に進めるために、これら聖俗有力者層との関係を良好に保ちつつ、彼らに適切な役割を与えることを試み続けた。王国集会は、国王が彼ら聖俗の有力者一人一人と顔を突き合わせて関係を更新する場として重要な役割を果たしたのであろう。ここから得られるイメージは「人的結合国家」のそれに他ならない。他方でカロリング王権は王国集会のみを統治の手段として持っていたわけではない。国王が主催して王国内の司教たちを集めて開かれる教会会議は、まさにカロリング期フランク王国のもう一つの側面、「『教会』としてのフランク王国」と呼ぶにふさわしい理念を体現し、また現実の国王の統治行為にとっても極めて重要な役割を有していたといえる。

おわりに

欧米での研究の蓄積の多さとは対照的に、我が国においてはカロリング期に関する研究はそれほど活発とはいえず、西欧中世の国制が問題とされる場合であっても、多くの議論はフランス、ドイツなどの近代国家の枠組みの中で行われがちであった。そしてその際の議論の出発点はフランク王国崩壊後の時期、つまりドイツであればオットー・ザーリア朝、フランスであればカペー朝に置かれることが常であった¹。各国史の概説書ではカロリング期に割かれるページは極端に少なく、カロリング期を対象とした研究書もほとんど見られない²。他方でピーター・ブラウンの研究を端緒として、我が国でも近年活発に議論が交わされている「古代末期」(後期古代)Late Antiquity についての研究が、カロリング期までを射程に入れて行われることはほとんどないといわざるを得ない³。

本稿はカロリング期を対象とし、カピトゥラリア、王国集会、教会会議を手掛かりにフランク王国の国制構造の解明を試みたものである。もちろんカロリング期の国制と社会をより完全に理解するためには、本稿の分析のみでは不十分であることは改めて述べるまでもない。しかしここで解明されたカピトゥラリア、王国集会、教会会議を用いた統治構造、並びに王国統治における高位聖職者の果たす役割を手掛かりに、前後の時代、または他地域の研究者との対話的研究を行うことが、我が国における西欧中世史学の発展と、西欧中

¹ 例えば、中世盛期の研究では服部良久や渡辺節夫が重要な研究書を出しているものの、カロリング期は彼らの扱う時代の前段階として位置づけられているに過ぎない、服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』創文社、1998年；渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年。この点において山田欣吾『教会から国家へ——古相のヨーロッパ——』は、8世紀のカロリング期フランク王国から「叙任権闘争」までの時代を対象に、「古相的な『神の御国』の秩序、宗教的・政治的全体世界の秩序が崩れて、その中から『世俗化』された政治秩序としての『国家』が成立していく長い過程」(pp. 12f)の中にカロリング期を位置付けることが試みられている。

² 例えば山川出版社の『新版世界各国史』シリーズの『フランス史』(福井憲彦編、2001年)、『ドイツ史』(木村靖二編、2001年)、『イタリア史』(北原敦編、2008年)においてカロリング期に関する叙述はそれぞれ10頁足らずである。前註に挙げた山田欣吾の研究を除くと、カロリング期を対象にした研究書は20年以上我が国では刊行されておらず、最新の欧米の研究動向すらも個別論文中で用いられる中で紹介されているに過ぎない。ただし社会経済史の分野では、森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新——最近のヨーロッパ学会から——』木鐸社、2007年という重要な例外が存在している。

³ ブラウンの著作は近年相次いで翻訳が刊行されている、後藤篤子訳『古代から中世へ』山川出版社、2006年；宮島直機訳『古代末期の世界：ローマ帝国はなぜキリスト教化したか？』改訂新版、刀水書房、2006年；足立広明訳『古代末期の形成』慶應義塾大学出版会、2006年。またブラウンの「古代末期」(「後期古代」)概念を独自に捉え直した「ポスト・ローマ期」との時代区分を佐藤彰一が提唱している、佐藤彰一『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000年。「古代末期」とブラウンの学説を巡って2008年の西洋史学会の小シンポジウム「西洋古代史における『衰退』の問題—論点2ローマ帝国の『衰亡』とは何か」において活発な議論が行われたことも記憶に新しい。なお我が国の古代末期(後期古代)についての議論がカロリング期までを射程に含めることなく行われているのに対し、ブラウン自身は必ずしもカロリング期を考察の対象外としているわけではないことは、P. Brown, *The Rise of Western Christendom. Triumph and Diversity, A.D. 200-1000*(2nd ed.), Malden, 2003 を見ても明らかである。

世の国制と社会に対する理解の深化にとって重要な意義を有することは間違いない。カロリング期フランク王国の研究は、西欧のいずれかの国家の研究史のみに大きく依存することなく広い視野で西欧史を捉えることが可能であるという、我が国の西欧史研究の特色が最大限に生かされるべき分野である。カロリング期フランク王国の研究は、古代史にもドイツ史にもフランス史にも分類され得ないその性質ゆえに、古代史(または古代末期史)、ドイツ史、フランス史との、さらにはそれ以外の分野との対話に大きな可能性を有していると言える。本稿で解明された成果が、我が国の西欧史研究の今後の発展のための一つの手掛かりとなることを大いに期待するものである。

カロリング家の君主一覧¹

○ピピン短軀王(714～768)

- ・カール・マルテルの子
- ・741年宮宰、751年フランク王

○カールマン(?～754)

- ・カール・マルテルの子
- ・741～747年宮宰

○シャルルマーニュ(742?～814)

- ・ピピン短軀王の子
- ・768年フランク王、774年ランゴバルド王、800年皇帝

○カールマン(751～771)

- ・ピピン短軀王の子
- ・761年フランク王

○ピピン(777～810)

- ・シャルルマーニュの子(幼少時の名はカールマンで781年以降ピピンと改名)
- ・781年イタリア王
- ※792年にシャルルマーニュに対して反乱を起こす「せむしのピピン」とは別人。せむしのピピンはシャルルマーニュの庶子で、770年以前に誕生、反乱鎮圧後はブルーム修道院に幽閉され811年に没している
- ※息子のベルナルドゥス(797?～818)は812/3～818年までイタリア王

○ルイ敬虔帝(778～840)

- ・シャルルマーニュの子
- ・781年アキテーヌ王、813年皇帝(833年6月～834年3月までの期間は廃位)

○ロターール1世(791～855)

- ・ルイ敬虔帝の子
- ・814年バイエルン王、814年皇帝、822年イタリア王、840/3年中部フランク王

○ルートヴィヒ独人王(806?～876)

- ・ルイ敬虔帝の子

¹ ここに挙げたのは、本稿の議論に現れる君主のみであり、国王を名乗ることなく死亡した人物などは含まれていないことを断っておく。カロリング家についてはヴェルナーによる網羅的研究が参考になる、K. F. Werner, *Die Nachkommen Karls des Großen bis um das Jahr 1000*, W. Braunsfels (ed.), *Karl der Große: Lebenswerk und Nachleben IV*, Düsseldorf, 1967, pp. 403-479.

・817年バイエルン王、833年(840/3年)東フランク王

○シャルル禿頭王(823～877)

・ルイ敬虔帝の子

・838年ネウストリア王、840/3年西フランク王、869年ロートリンゲン王、875年イタリア王、875年皇帝

中部フランク

○ルドヴィコ2世(825?～875)

・ロタール1世の子

・839/40イタリア王、850年皇帝

○ロタール2世(835?～869)

・ロタール1世の子

・855年ロートリンゲン王

○シャルル幼童王(845?～863)

・855年プロヴァンス王

東フランク

○カールマン(830?～880)

・ルートヴィヒ独人王の子

・856年バイエルン公 dux、876年バイエルン王、877年イタリア王、879年統治不能状態に陥り退位

○ルートヴィヒ若年王(835?～882)

・ルートヴィヒ独人王の子

・876年フランケン、ザクセン、ロートリンゲン西部地域の王、879年バイエルン王、880年ロートリンゲン王

○カール肥満王(839～888)

・ルートヴィヒ独人王の子

・876年アレマニア王、879年イタリア王、882年東フランク王、885年西フランク王、881年皇帝、887年廃位

○アルヌルフ(850?～899)

・カールマン(独人王の子)の子

・876年オストマルク総督、887年東フランク国王、896年皇帝

○ツヴェンティボルド(870?～900)

- ・アルヌルフの子
- ・895年ロートリンゲン王

○ルートヴィヒ幼童王(893-911)

- ・アルヌルフの子
- ・900年東フランク王

西フランク

○ルイ吃音王(846～879)

- ・シャルル禿頭王の子
- ・856年ネウストリア王、867年アキテーヌ王、877年西フランク王

○ルイ3世(863/5～882)

- ・ルイ吃音王の子
- ・879年西フランク王

○カルロマン(866-884)

- ・ルイ吃音王の子
- ・879年西フランク王

○シャルル単純王(879-929)

- ・ルイ吃音王の子
- ・893年西フランク王、911年ロートリンゲン王、922年廃位